

第4章 収納事務

第1節 県税徴収金等の 領収事務

第1 納付（納入）の場所及び納付 （納入）の方法

1 納付（納入）の場所は、原則として以下のとおりとする。

- (1) 新潟県行政組織規則第 11 条により定められた地域振興局県税部
- (2) 財務規則第 196 条の規定により定められた新潟県指定金融機関等（以下この章において「指定金融機関等」という。）
- (3) 地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項の規定により収納の事務の委託を受けたゆうちょ銀行（郵便局）及び同法第 243 条の 2 第 1 項の規定により収納の事務の委託を受けたコンビニエンスストア

ただし、コンビニエンスストアで納付できるのは、コンビニエンスストア収納用のバーコードが印字された納税通知書又は納付（納入）書に限る。

- (4) 法第 761 条に規定する地方税共同機構により収納事務を委託された法第 747 条の 5 の 2 第 3 項の規定により収納の事務の委託を受けた特定金融機関等（以下「共通納税対応金融機関」という。）

ただし、納付できるのは地方税統一 QR コード（QR コードは㈱デンソーウェーブの登録商標。以下この章において「eL-QR」という。）が印字された納税通知書又は納付（納入）書に限る。

- 2 納付（納入）の方法は、納税者（特別徴収義務者を含む。以下この節において同じ。）が、前記 1 の納付（納入）場所で納税通知書、納付（納入）書（以下この章において「納税通知書等」という。）又は指定様式により納付（納入）する方法のほか、口座振替による方法（個人事業税、自動車税）、マル

チペイメントネットワークを利用した収納サービスによる納付（インターネットバンキング、ダイレクト納付、ATM）、インターネットを介したクレジットカードによる納付の方法、スマートフォン決済アプリ等による納付の方法がある。

第2 領収事務に従事する職員

県税徴収金（財務規則第 2 条第 9 号に規定する徴収金をいう。以下この章において同じ。）、納税証明書交付手数料及び歳入歳出外現金等（財務規則第 174 条）の領収等の事務に従事する職員は、税務現金取扱員（財務規則第 8 条第 1 項第 2 号に規定する者をいう。以下この章において「現金取扱員」という。）であり、その他の職員はこの事務に従事することができないものであること。

第3 県税領収印による窓口領収及び 窓口領収報告書の作成等

納税者が、納税通知書等により地域振興局で納付（納入）する場合においては、当該県税徴収金の領収は、県税領収印により領収すること。

1 県税領収印の取扱者及び取扱上の留意事項

- (1) 取りまとめ責任者が、毎日、現金取扱員の中から県税領収印取扱者を指定し、指定された者が必ず自ら押印すること。なお、離席するときは、県税領収印を机上に出しておくことなく、印章箱に格納の上、取りまとめ責任者に返納すること。この場合県税領収印は、取りまとめ責任者から口頭により一時的に指定された者が取り扱うこととする。また、指定することが困難な場合は、自ら押印すること。

ただし、取りまとめ責任者が不在の場合は、県税領収印取扱者が一時的に取扱者を指定することができることとする。その際、引き継ぎ時に取りまとめ責任者へその旨報告すること。

- (2) 県税領収印取扱者は、取りまとめ責任者より県税領収印及び県税領収印管理台帳（基本要綱第 124 号様式）を受領し、使用

状況を明確にしておくこと。

なお、県税領収印を県税領収印取扱者以外の者が使用した場合は、県税領収印取扱者と同様に、「受領印」欄又は「摘要」欄

に私印を押印すること。

- (3) 県税領収印は、窓口領収以外には使用できないものであること。

2 県税領収印による領収の表示等

- (1) 納税通知書等の「領収証書」領収日付印欄に県税領収印により領収の表示をすること。

なお、この場合、「納付（納入）書」（以下この章において、この1枚を示す場合は「納付書」という。）領収日付印欄及び「領収済通知書」領収日付印欄左部余白に当該領収印を押印すること。

また、地域振興局で保管する「納付書」には取扱者の私印を併せて押印又は署名すること。

「領収済通知書」のeL-QRは読み取れないように黒スタンプ等で消すこと。

- (2) 納税証明書が組み込まれている自動車税の領収証書にあっては、前記(1)による領収の表示をするとともに、当該納税証明書(有効期間内のものに限り。)の納税証明印(領収日付印)欄に自動車税納税証明印(規則第39号様式の2の5)を押印すること。

- (3) 郵送による現金又は現金代用納付証券(後記5によるものをいう。)を領収した場合で、郵便物の通信日付印によって表示された日が納期限内のときは、領収済通知書の下部余白に「通信日付印日」と表示するとともに郵便物の通信日付印により表示された日を記載しておくこと。

なお、郵便物の通信日付印の表示がないとき又はその表示が明らかでない場合で、その郵便物について通常要する郵送日数を基準としたときに郵便局の窓口提出されたと認められる日が納期限内のときは、領収済通知書の下部余白に「郵便窓口提出推定日」と表示するとともにその日を記載しておくこと。

ただし、小切手等で振出日等が通信日付印により表示された日より遅い場合には、振出日等を記載すること。

- (4) 現金代用納付証券により納付（納入）があるときは、納税通知書等に「証券受領」

と表示するとともに記号番号を記載しておくこと。

- (5) 県税徴収金を県税領収印により領収した場合は、窓口領収報告書（基本要綱第123号様式）を作成すること。

3 県税領収印を誤って押印した際の対応

- (1) 誤って押印した領収証書は納人に交付せず、原則として納付（納入）書を再調整の上領収すること。

なお、誤って押印した領収証書に日単位に一連番号を付し、取扱者が署名すること。

また、これにより難しい場合には、後記第9の県税領収証書により領収して差し支えない。

- (2) 窓口領収報告書の「誤印の内訳」欄に、一連番号順に誤印の理由等を記載すること。

4 窓口領収分払込書等の作成

県税払込書（窓口領収分）（財訓第7号様式）及び窓口領収報告書（以下この章において「窓口領収分払込書等」という。）を複写で作成すること。なお、次の事項に留意すること。

- (1) 当日領収した領収済通知書に基づいて作成すること。
- (2) 歳入年度の異なるごとに作成すること。
- (3) 歳入年度の記入漏れ又は誤りのないようにすること。
- (4) 新年度分について窓口領収分払込書等及び領収済通知書等に「新年度」等の表示をすること。なお、誤って内容と不符合が生じないようにすること。
- (5) 自動車税の新年度分については、6月末日までは手書分とOCR分に分けた上で他の税目と区分して作成すること。
- (6) 後記第2節第3、8(5)の取り扱いにより、県税払込書と窓口領収報告書の日付が異なる場合もあるので留意すること。

5 現金代用納付証券の取扱い

- (1) 現金代用納付証券の種類
地方自治法施行令第156条<証券をもつ

てする歳入の納付＞及び財務規則第 96 条＜証券による納付の制限＞に定めるもので、次のようなものがあること。

ア 小切手

持参人払式の小切手又は税務出納員若しくは現金取扱員を受取人とする小切手で電子交換所に参加している金融機関又は当該金融機関に電子交換を委託している金融機関を支払人として、呈示期間内に支払のための呈示をすることができるもの。

イ 振替払出証書等

税務出納員又は現金取扱員を受取人とする振替払出証書又は持参人払式の為替証書若しくは税務出納員又は現金取扱員を受取人とする為替証書で、その有効期間内に支払の請求ができるもの。

ウ 国債等

無記名式の国債若しくは地方債又は無記名式の国債若しくは地方債の利札で支払期日の到来したもの。

(注) これらの利札によって納付する場合は、その利札に対する利子支払のとき課税される租税の額に相当する金額を控除した金額をもって納付金額とされるものであること。

(2) 小切手の裏書き

ア 振出人と納税者等が異なる場合は、納税者等に裏書きを求めること。

イ 税務出納員を受取人とするものにあつては、税務出納員の職、氏名を記載の上、公印を押印し、領収した現金取扱員の氏名を併記すること。

ウ 持参人払いの小切手又は現金取扱員を受取人とする小切手については、領収した現金取扱員の記名押印を行うこと。

第 4 県税領収印による領収現金の引き継ぎ

県税領収印により領収した現金（現金代用納付証券を含む。以下この章において同じ。）は、現金取扱員において直接払い込むことなく、必ず取りまとめ責任者に引き継ぐものであ

ること。

なお、県税領収印により領収した現金を取りまとめ責任者に引き継ぐ場合は、窓口領収分払込書等に納付書、領収済通知書及び領収した現金を添えて行うこと。

この場合、誤印により、納入に交付しなかった当該領収証書を添付すること。

第 5 予納金の取り扱い

1 予納の要件

納付（納入）すべき額が確定しているがその納期が到来していない県税徴収金又は最近において納付（納入）すべき額の確定が確実であると認められる県税徴収金であつて、予納の申出があつた日からおおむね 6 月以内に賦課決定、申告、更正決定等による賦課をすることが確実であると認めた場合は、予納として受理すること。

2 予納金の納付（納入）について

(1) 前記 1 の要件に該当する場合で、納税者が地域振興局の窓口で納付（納入）する場合は、原則としてオンライン端末で作成した納付（納入）書により領収すること。だし、これにより領収する場合は下記(2)の記載の必要はない。

(2) 前記(1)により難い場合は、手書き納付（納入）書又は後記第 9 の県税領収証書により領収して差し支えない。ただし、これにより領収する場合は、納税者住所氏名の右余白に、次のように記載しておくこと。

「申出により予納」

3 予納金の還付

予納の申出があつた日から 6 月を経過してもなお納付（納入）すべき税額が確定しないときは、6 月を経過した日に納付（納入）されたものとして法第 17 条及び 17 条の 4 を適用し還付すること。

第 6 納税義務の完了時期等

納税義務の完了時期等は次によること。

1 指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関、郵便局（簡易郵便局を除く。）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第 243 条の 2 の規定により県税の収納の事務の委託を受けた者又は税務出納員若しくは税務現金取扱員に納付し又は納入した場合は、その領収証書の交付を受けたとき。

なお、指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関以外の金融機関に県税徴収金の納付（納入）の依頼があった場合は、その依頼をした日をもって納税義務消滅の日とみなし、その日以後の当該税額に係る延滞金は徴収しないこと。

2 口座振替による場合は、その徴収金額が口座から振り替えられたとき。

3 条例第 69 条第 1 項及び第 92 条第 1 項により証紙に代えて現金を納付する場合は、納税済印に印字された日。

4 法第 747 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特定徴収金に係る納付又は納入（eLTAX を利用した納付又は納入）の場合は、次によること。

(1) マルチペイメントネットワークを利用した収納サービスによる納付をした場合（インターネットバンキング、ダイレクト納付、ATM）

その徴収金額が口座から払い込まれたとき又は ATM により払い込まれたとき。

(2) 法第 761 条に規定する地方税共同機構が指定した指定納付受託者（以下「機構指定納付受託者」という。）に納付させた場合（インターネットを介したクレジットカードによる納付、スマートフォンアプリ決済）

納税者が機構指定納付受託者へ納付の委託をしたとき。（機構指定納付受託者から県公金口座への入金を確認した後に遡する。）

(3) 共通納税対応金融機関に eL-QR が印字された納税通知書又は納付（納入）書で納付又は納入した場合

その領収証書の交付を受けたとき。

様式）及び納付（納入）受託証書（省令第 1 号の 2 様式）（以下この章において「県税領収証書等」という。）にあらかじめ押印することが適当であること（県税領収証書の内訳書を除く）。

2 現金取扱員の使用する私印は、「税務現金取扱員の認印登録簿」（基本要綱第 94 号様式）

第 7 現金取扱員の公印及び私印

1 現金取扱員の公印は、県税領収証書（財訓第 1 号様式）、県税領収証書の内訳書（財訓第 2 号様式）、徴収金領収証書（財訓第 3 号様式）、歳入歳出外現金領収証書（財訓第 4 号

に登録されたものであること。

なお、この登録は、毎年4月1日に登録すること。また、新たに現金取扱員に任命されたとき及び認印変更の際は、その都度登録すること。

- 3 現金取扱員の私印は、県税領収証書等を納人に交付する都度押印するものとし、事前に押印しないこと。

第8 県税領収証書等の取扱い

- 1 県税領収証書、県税領収証書の内訳書及び納付（納入）受託証書は、現金取扱員一人1冊とすること。
- 2 交付を受けた県税領収証書等（徴収金領収証書及び歳入歳出外現金領収証書を除く。）については、その者に限り使用すること。
- 3 県税領収証書は、納人ごとに税目、年度・実績月（法人始期）、区分、調定内訳書の番号別にそれぞれ1件1葉として作成すること。ただし、法人県民税と法人事業税の2税目については、1税目とみなして作成すること。

なお、県税領収証書の内訳書により領収する場合は、後記第9、2によること。

- 4 徴収金領収証書は、納人ごとに、科目別に1葉として作成すること。
- 5 歳入歳出外現金を領収するときは、次のこと。
 - (1) 歳入歳出外現金領収証書は、納人ごとに1葉として作成すること。ただし、交付要求による配当金は、事件番号ごとに1葉とすること。

なお、換価執行機関から受領する配当金を換価執行機関が指定する領収証書で受領する場合は、作成を省略して差し支えない。
 - (2) 動産又は電話加入権の公売代金を領収するときは、公売代金領収証書（財訓第5号様式）によること。
- 6 納付（納入）受託証書は、受託した証券1葉ごとに作成すること。
- 7 現金と現金代用納付証券を合わせて領収した場合の県税領収証書は、現金によるものと

現金代用納付証券によるものとそれぞれ別葉に作成して交付すること。また、現金代用納付証券が複数になる場合には、それぞれ小切手等の記号番号別に作成し交付すること。

第9 県税領収証書等の記載要領

1 県税領収証書

(1) 記載要領

ア 整理番号

課税番号（自動車税の場合は登録番号）を記載すること。

左側からつめて記載し、空欄には「－」を引くこと。

イ 振興局

振興局コードを滞納処分票又は未納者名簿により記載すること。

ウ 年度・実績月（法人始期）

個人事業税、不動産取得税及び自動車税については、滞納処分票の年度・月欄の年度又は課税対象となった年度（個人事業税については所得年）を年欄に前ゼロ付きで記載し、月欄は記載しないこと。

ゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物税については、滞納処分票の年度・月（実績月）欄の年月又は課税対象となった年月を年欄及び月欄に前ゼロ付きで記載すること。

法人の県民税及び事業税については、滞納処分票の事業年度（年度・月）欄の開始年月又は課税対象となった事業年度を年欄及び月欄に前ゼロ付きで記載すること。

エ 区分（車台番号）

自動車税以外は、滞納処分票

の区分欄の数字又は申告区分コードを左側からつめて記載すること。

自動車税については、滞納処分票の車台番号欄の数字又は課税情報のサブキー（車台番号下4桁）を記載すること。

オ 納人

第2次納税義務者の納付分は「98」と記載し、それ以外は記載しないこと。

カ 代納

代納による場合は、1を記載し、それ以外は、記載しないこと。

キ 納税者住所（所在地）氏名（名称）

正確に記載し、特に法人の場合は、「株」「有」等と省略せず、「株式会社」又は「有限会社」等と正確に記載すること。

また、法第20条の6により第三者が納付（納入）した場合は、次によること（ただし、特別の事情がある場合は、住所を記載しないこと。）。

なお、第二次納税義務者が納付（納入）したときもこれに準ずること。

代納者

新潟市中央区古町1番地

白山自動車株式会社

納税者 新潟市中央区出来島

甲山 乙夫分

県税徴収金について受託庁から送金のあった場合で県税領収証書を送付する必要があるときは、次によること。

東京都品川区南品川4の2

品川税務事務所長 様

納税者

甲野 太朗分

ク 合計欄は、絶対に訂正してはならないこと。誤記した場合は、新たに領収証書を作成すること。また、合計金額は、アラビア数字で記載し、合計金額の頭に必ず「¥」を記載すること。

ケ 領収金額内訳欄

この欄の誤記載については訂正して差し支えないこと。この場合、登録認印により訂正印を押印すること。

なお、法人県民税については、必ず法人県民税欄に記載すること。

コ 税目欄の記載

税目欄は、印刷されている税目の場合は該当する税目の番号を○で囲み、その他の税目の場合は10を○で囲み、正確な税目名を記載すること。

サ 完納欄

完納、未完納の表示を明らかにすること。

シ 小切手番号欄

現金代用納付証券により納付（納入）のあった場合は、記号番号を記載すること。

ス 嘱託庁名又は通信日付印年月日欄

(ア) 受託徴収金を領収するときは、嘱託庁名を記載すること。

(イ) 郵送による現金（現金代用納付証券を含む。）を領収したときは、前記第3、2(3)の年月日を記載すること。

セ 税務現金取扱員

納入交付分には、必ず登録認印を押印すること。また、県税領収証書の1冊が使用済みとなったときは、表紙に所要事項を記載し、登録認印を押印すること。

ソ 県税領収証書番号

番号順に使用すること。なお、この番号は、県税領収証書の内訳書を作成する際に使用される記号番号になること。

タ 「県税領収証書の内訳書」を使用する場合は領収金額内訳欄の上部余白欄に「別紙内訳書のとおりに」と記載すること。

(2) 県税領収証書の書損等

ア 書損

県税領収証書を書き損じたときは、原符、納税者交付分及び領収済通知書の中央部を大きく「×」印で抹消し「誤記書損」と表示の上、下部をのり付けすること。

また、印刷誤りにより使用できないときもこれに準ずること。

イ 訂正

県税領収証書を訂正した場合の県税領収証書（原符）に対する訂正印の押印は、県税領収証書の1冊が使用済みとなったときに登録認印により押印すること。

2 県税領収証書の内訳書

(1) 使用範囲

県税領収証書の内訳書の使用範囲は次によること。

ア 特別徴収義務者が納入又は納付すべき県税徴収金を領収する場合

イ 1 納税者に係る数台分の自動車税を領収する場合

ウ 外形標準課税法人の法人事業税を領収する場合

(2) 使用区分

ア 歳入年度、課税年度及び税目別によること。

(3) 記載内容

ア 県税領収証書の記号番号、地域振興局等

県税領収証書の記号番号、地域振興局コードを記載すること。

イ 税目

県税領収証書の税目欄の○で囲んだ番号を記載すること。

ウ 整理番号

(ア) 前記1(1)アにより記載すること。

(イ) 外形標準課税法人の法人事業税の場合は、所得割額、付加価値割額、資本割額及び収入割額として記載すること。

エ 年度・実績月

前記1(1)ウにより記載すること。

オ 区分

前記1(1)エにより記載すること。

カ 納入

前記1(1)オにより記載すること。

キ 代納

前記1(1)カにより記載すること。

ク 内訳書が数葉にわたる場合は、最後の内訳書以外は最下欄の計欄を斜線で抹消

し、また、計欄との間に空欄が生ずる場合は「以下余白」の文字を記載すること。

(4) その他

領収済通知書用の左端を県税領収証書の裏面の上端と合わせて、全面のり付けすること。ただし、内訳書が数葉にわたる場合は、内訳書の左端のみのり付けすること。

3 納付（納入）受託証書

法第16条の2第2項に規定する納付（納入）受託証書の作成については、次によること。

(1) 納付（納入）受託証書記載要領

ア 証券の種類及び記号番号

小切手、約束手形及び為替手形の区分並びにその証券の記号番号を記載すること。

イ 委託者

第2次納税義務者及び保証人から委託を受けたときは、その者の住所、氏名の次に本来の納税者等の住所、氏名をかつ書きすること。

なお、法第20条の6により第三者から委託を受けたときもこれに準ずること。

ウ 券面金額

券面の金額を記載すること。

なお、この金額は訂正して差し支えない。

（記載例 ￥100,000-）

エ 支払人及び支払場所

小切手については支払銀行名、約束手形及び為替手形にあつてはその支払人の氏名称を記載すること。

約束手形及び為替手形については、その支払場所（金融機関名）を記載すること。

オ 支払期日

手形についてはその満期日、先日付小切手については振出日として記載された日、一覧払いの証券については委託を受けた日とすること。

なお、やむを得ず銀行の休業日を支払期日とする手形等を受託する場合は、手

形等の支払期日を（ ）内に、その上段に納税義務消滅日（銀行の翌営業日）を記載すること。

カ 振出人

上段には、その証券の振出人の住所、下段には、その氏名を記載すること。

キ 証書No.

基本要綱第 53 条に規定されている符号を付すること。

ク その他

「納付（納入）の委託を受ける徴収金」欄は、原則として、No.、年度・期別・納期限の異なるごとに別行とすること。また、「延滞金」欄は、前記オに掲げる日を終期として計算すること。

(2) 書損等の場合の処理

書損又は訂正の処理は、前記 1 (2) に準ずること。

4 その他の県税領収証書等

徴収金領収証書、歳入歳出外現金領収証書及び納付（納入）書の記載については、第 9、1 に準ずること。

第 10 県税滞納整理復命書の作成等

1 滞納整理に出張した場合（領収がなかった場合を含む。）又は県税徴収金を窓口で県税領収証書等により領収した場合は、県税滞納整理復命書（県税領収状況報告書）（基本要綱第 122 号様式。以下この章において「復命書」という。）を作成すること。

なお、二人以上で滞納整理に出張した場合の復命書は、主たる出張者が作成することとし、同行者は後記 2 (2) イにより記載しておくこと。

2 復命書の記載要領

(1) 処分状況

ア 処分内容により項目にそれぞれ区分し、件数、金額を該当欄に記載すること。

イ 件数は、滞納処分票 1 葉につき 1 件とする。ただし、法人の県民税及び事業税を併せて処分した場合は、2 件とすること。

ウ 1 件の滞納金額について 2 以上の処分

を行った場合は、主たる処分の項目欄に記載し、従たる処分については、その該当項目欄にかっこ外書きすること。

エ 表示項目欄以外の処分を行った場合は、空欄に処分項目、件数及び金額を記載すること。

(2) 記事

ア 滞納処分の段階における特殊な事例等実務上参考となる事項又は出張して領収現金及び処分状況のない場合は、その臨戸状況等を具体的に記載すること。

イ 滞納処分等のため 2 人以上で出張した場合は、その旨及び出張の事跡を簡潔に記載すること。

(3) 臨戸状況

臨戸軒数とその対象となった処分票の枚数を前記 (1) イに準じて記載すること。

3 領収証書分払込書等の作成

県税払込書（財訓第 6 号様式）及び復命書（以下この章において「領収証書分払込書等」という。）を複写で作成すること。なお、その際は前記第 3、4 に留意すること。

ただし、前記第 3、4 (4) の「窓口領収分払込書等」を「領収証書分払込書等」と、(6) の「窓口領収報告書」を「復命書」と読み替えること。

第 11 県税領収証書による領収現金の引き継ぎ

現金取扱員が滞納整理に出張した場合等において、県税領収証書により現金（現金代用納付証券を含む。以下この章において同じ。）を領収したときは、遠隔地での払込み等これにより難い場合を除き、原則としてその日のうちに授受を明確にして取りまとめ責任者に引き継ぐものであること。

1 県税領収証書により領収した県税徴収金を取りまとめ責任者に引き継ぐ場合は、領収証書分払込書等を作成し、これに領収済通知書及び領収した現金を添えて行うこと。

2 遠隔地での払い込み等

基本要綱第 49 条ただし書の規定は、指定金融機関等への払い込み又は取りまとめ責任者への引き継ぎのいずれにもより難い場合の特例規定であるので自己の責任をもって安全かつ確実な方法によりこれを保管することとし、その理由がやんだときは直ちに指定金融機関等に払い込むこと。

したがって、宿泊を伴う出張地においては、領収した現金はできるかぎり近くの指定金融機関等に払い込むこと。

第 12 受託証券の引き継ぎ

納付（納入）の委託を受けた場合は、第 5 節第 5 によるほか、次によること。

基本要綱第 47 条により納付（納入）の委託を受けて取りまとめ責任者に引き継ぐ場合は、納付（納入）受託証券取立依頼書（基本要綱第 121 号様式）、納付（納入）受託証券等報告兼引継書（基本要綱第 120 号様式）及び受託した証券に納付（納入）書を添えて行うこと。

なお、添付する納付（納入）書には、「受託証券」と表示するとともに記号番号を記載した上、納付（納入）書下部には、「納税義務消滅日」と表示するとともに、前記第 9、3 (1) オの日を日付ゴム印等で記載しておくこと。ただし、手形の満期日又は先日付小切手の振出日が銀行の休業日に当たる場合は、休業日以降の最初に到来する銀行の営業日を納税義務消滅の日とすること。

第 13 歳入歳出外現金の事務処理

公売保証金、換価代金、市町村民税相当額及び差押債権の各受入金の受入れ、払出しについての取扱要領は財務規則によるほか、次に定めるところによること。

- 1 現金取扱員が領収した歳入歳出外現金を、取りまとめ責任者に引き継ぐ場合は、領収した日に財務会計システム端末で歳入歳出外現金等受入調書（財務規則第 122 号様式）、現金払込書（歳入歳出外現金）（財務規則第 129

号様式）を作成し、歳入歳出外現金領収報告書に現金を添えて行うこと。

- 2 前記 1 によらず、第 5 章第 8 節第 15、1 (2) により直ちに県税に充当する場合は次によること。

- (1) 現金取扱員は、充当決議後、県税領収印取扱者に引き継ぐ場合は、歳入歳出外現金領収報告書及び納付（納入）書（「納税義務消滅日」と表示するとともに年月日を記載すること。）に現金を添えて行うこと。

- (2) 県税領収印取扱者は、現金取扱員より引き継ぎを受けた歳入歳出外現金を取りまとめ責任者に引き継ぐ場合は、納付（納入）書に県税領収印を押印し、窓口領収分払込書等を作成の上、歳入歳出外現金領収報告書により行うこと。

- (3) 現金取扱員は、後記第 2 節第 7、2 により取りまとめ責任者から返戻された歳入歳出外現金領収報告書及び領収証書を、充当決議書の裏面に添付しておくこと。

- 3 公売保証金の返還は次により処理すること。

- (1) 「歳入歳出外現金等還付請求書」（財務規則第 123 号様式）を使用すること。

ただし、領収後直ちに納入に返還するときは還付請求書は必要ないものであること。

この場合、歳入歳出外現金領収証書の裏面に「標記金額正に領収しました。」と記載の上納入の記名・押印をし、その受け渡しを明確にしておくこと。

- (2) 作成者は納入本人とし、正副 2 部複写とする。

首標金額はアラビア数字で頭部に「¥」をつけ訂正しないこと。

- (3) 前記 (1) による還付請求書の提出があったときは、その還付請求書の正本を所属出納員に送付すること。

- (4) 所属出納員は、前記 (3) による還付請求書の送付を受けたときは、歳入歳出外現金等払出調書（財務規則第 124 号様式）を作成し一般の支払いの例により納入に支払うものであること。

4 書類の整理保管

- (1) 歳入歳出外現金等還付請求書、歳入歳出外現金等受入調書及び歳入歳出外現金等払出調書の副本については、それぞれの処理区分ごとの他の書類とともに管理保管しておくこと。
- (2) 現金払込書（歳入歳出外現金）の現金払込書兼領収証書及び後日出納局から送付（メール出力）されてくる収納済通知書は、歳入歳出外現金等受入調書の副本裏面にちょう付しておくこと。

第 14 納税証明書交付手数料の引き継ぎ

納税証明書交付手数料を現金で領収した場合の受入れ、払込みについての取扱要領は財務規則によるほか、次に定めるところによること。

- 1 現金取扱員が領収した納税証明書交付手数料を、取りまとめ責任者に引き継ぐ場合は、財務会計システムで財務現金取扱員を相手方コードとした調定決議書、現金払込書（財務規則第 53 号様式）を作成し、現金出納簿（納税証明書交付手数料用）に現金領収した納税証明請求書及び現金を添えて行うこと。
- 2 書類の整理保管
 - (1) 調定決議書副本については現金出納簿等の根拠書類とともに管理保管しておくこと。
 - (2) 現金払込書（納税証明書交付手数料）の現金払込書兼領収証書及び後日出納局から送付（メール出力）されてくる収納済通知書は、調定決議書副本の裏面にちょう付しておくこと。

第 15 釣銭用現金の取扱い

業務上必要なため会計管理者より交付を受けている釣銭用現金（以下「釣銭」という。）については、県税用と納税証明書交付手数料用とに分け、「釣銭保管取扱要領」（平成 13 年 3 月 30 付け出第 514 号通知）」及び「財務事務所における釣銭の取扱い（平成 13 年 5 月 7 日付け税第 69 号通知）」により、厳正な保管・管理に努めること。

なお、釣銭以外の現金は、領収事務には使用できないので、出所先が判明したものは出所先に返却し、出所が不明のものは県の収入として事務処理を行うこと。

また、この場合の費目は、（款）諸収入（項）雑入（目）雑入（節）雑入とすること。

第 16 遠隔地の差押債権の取立て等に係る地域振興局長名義の銀行口座の利用

遠隔地の差押債権の取立金、執行機関等（滞納処分を執行する行政機関、裁判所及び破産管財人等）からの配当金及びインターネット公売における公売保証金並びに買受代金等の受領については、平成 5 年 4 月 22 日付け税務課収税係長事務連絡により開設した地域振興局長名義の銀行口座を利用できるものであること。ただし、次の点に留意すること。（第 4 章第 9 節第 2、5 参照）

- 1 差押債権の取立金に係る納税義務の消滅日は、払込日が確認できる場合を除いて口座に入金があった日とすること。
- 2 振込手数料等について請求があった場合は、別途請求書に基づき支払うこと。
- 3 入金予定日をあらかじめ確認するなどにより、必ず入金日に払い出すこと。
- 4 買受代金が、売却決定前に振り込まれた場合は、「歳入歳出外現金等受入調書」（財務規則第 122 号様式）及び「現金払込書（歳入歳出外現金）」（財務規則第 129 号様式）を財務会計端末で作成して受入処理を行うこと。この場合、売却決定時に同日付けの歳入歳出外現金領収証書を買受人に交付すること。

なお、売却決定前に、最高価申込者等の決定を取り消した場合には、その取消しを行ったときに「その他受入金」として領収した上で返還の手続を行うこと。

第 2 節 取りまとめ責任者の事務

第 1 取りまとめ責任者

取りまとめ責任者とは、基本要綱第 47 条の規定により指定された者をいうものであること。

- 1 取りまとめ責任者を 1 名指定し、不在の場合は、取りまとめ責任者の次の職にある現金取扱員（以下同様の取り扱いとする。）がその事務を行うこと。

なお、取りまとめ責任者を指定するときには、不在の場合にその事務を行う現金取扱員の順位を上記により定めておくこと。

- 2 取りまとめ責任者が不在時に行った事務について、取りまとめ責任者は、その後必ず県税領収印管理台帳、納付書、納税証明請求書、窓口領収報告書、誤印した領収証書及び現金出納簿の点検を行うこと。

第 2 県税領収印の管理及び県税領収印取扱者の指定

- 1 取りまとめ責任者は、責任をもって県税領収印の管理を行うとともに、不正に使用されることのないように、厳重にこれを保管すること。
- 2 取りまとめ責任者は、毎日、県税領収印取扱者を指定し、県税領収印管理台帳により県税領収印の授受を明確にするとともに使用状況の確認を行うこと。

また、当日指定した県税領収印取扱者が離席しなければならないときには、一時的に取扱者を指定するか、指定することが困難な場合は、自ら県税領収印取扱者の事務を行うこと。

第 3 県税領収印による領収現金の取りまとめ

- 1 前記第 1 節第 4 により現金取扱員から引継

ぎを受けた際における検査は次によること。

- (1) 窓口領収分払込書等に記載された払込み領収済通知書枚数及び金額と領収済通知書の枚数及び合計額並びに現金（現金代用納付証券を含む。以下この章において同じ。）の金額が符合しているか。
- (2) 窓口領収報告書の誤印の内訳欄に記載された内容と誤印した領収証書の内容が符合しているか。
- (3) 窓口領収分払込書等に記載された払込み領収済通知書枚数及び金額並びに誤印した領収証書枚数と県税領収印管理台帳が符合しているか。
- (4) 県税領収印のカウンター表示と県税領収印管理台帳のカウンター表示及び押印数が符合しているか。
- (5) 手書き納付（納入）書で領収した場合は記載内容に記載漏れ等はないか。

- 2 前記 1 により検査、確認をした場合は、県税領収印管理台帳の点検印欄及び窓口領収報告書の検査、確認、受領印欄に押印すること。

- 3 納付書は領収済通知書と切り離して、領収日順及び月別に保管すること。

- 4 誤印した領収証書は処理日順に整理し月単位で保管すること。

- 5 窓口領収報告書は指定金融機関等への払込み欄に、払い込んだ月日及び金融機関等の名称を記載し、決裁後、領収日順及び月別に保管すること。

- 6 領収現金の受払いに当たっては、現金出納簿（財訓第 32 号様式）を作成すること。

- 7 引き受けた現金は、財務規則第 93 条第 1 項及び第 98 条により速やかに指定金融機関等に払い込むこと。

- 8 払込みに当たっての留意事項

県税徴収金の払込みに当たっては、県税払込書等について次の事項に十分注意して処理すること。

- (1) 歳入年度又は領収日の異なるごとに作成されているか。
- (2) 歳入年度の記載漏れ又は誤りのないように作成されているか。
- (3) 新年度分について払込書及び領収済通書

等に「新年度」等の表示がされているか。
また、誤って内容と不都合が生じていないよう作成されているか。

(4) 自動車税の新年度分については、6月末日までは手書分とOCR分に分けた上で他の税目と区分して作成されているか。

(5) 県税払込書の日付は、当日金融機関の営業時間内に払込みができない場合は、次によること。

ア 当日領収分を払込書を添えて保管依頼を行う場合

保管依頼を行う日

イ 当日領収分を翌営業日以降に金融機関に払込む場合

払込みを行う日

なお、窓口領収報告書及び復命書の日付とは異なる場合もあるので留意すること。

(6) eL-QRを黒スタンプ等で消しているか。

9 払い込んだ後の県税領収書は収納印日付順及び月別に保管すること。

第4 県税領収証書による領収現金の取りまとめ

1 前記第1節第11により現金取扱員から引継ぎを受けたときは、復命書の引継状況欄に記載の上、受領印を押印すること。

2 検査担当者の検査後は前記第3、5～9に準じて処理すること。

ただし、前記第3、5の「窓口領収報告書は指定金融機関等への払込み欄」を「復命書の払込状況欄」と読み替えること。

第5 不渡証券の処理

現金代用納付証券を指定金融機関等に払い込んだ後、支払拒絶により領収済額取消報告書の送付があった場合は次によること。

1 不渡証券の通知及び還付

証券により納付（納入）した納税者等に対し、不渡証券通知書（財務規則第58号様式）を発付するとともに、不渡証券還付請求書（財務規則第59号様式）を送付すること。証券還付請求書により還付する場合は、原則と

して県税領収証書を返戻させ原符に添付しておくこと。ただし、県税領収証書を紛失したことにより返戻されないときは、証券還付請求書余白にその旨記載しておくこと。

2 証券還付請求書の未提出の場合の処理

不渡りとなった証券に係る県税徴収金が完納された場合及び債権確保の措置を講じたとき又は証券の呈示期間から6月を経過したときは当該証券を納税者等に対し書留郵便により送付し、県税領収証書の原符に書留郵便物領収書を添付しておくこと。

なお、当該証券に裏書きを行っている場合には黒く塗りつぶす等裏書きが見えないようにすること。

また、郵送した証券が受取人等不明の理由で返戻された場合は、当該県税徴収金の納税義務の消滅の日まで保管し、廃棄処分を行うこと。

3 領収済額取消報告書写しによる処理

不渡証券に係る領収済額取消報告書の写しが税務課から送付された場合は県税領収証書の原符、復命書及び県税領収証書に添付しておくこと。また、県税領収印領収分もこれに準じて処理すること。

第6 受託証券の取りまとめ

1 前記第1節第12により現金取扱員から引継ぎを受けたときは、納付（納入）受託証券等報告兼引継書の取りまとめ責任者引受け欄に記載の上、確認印を押印すること。

2

納付（納入）受託証券取立依頼書、納付

（納入）受託証券等報告兼引継書、受託した証券及び納付（納入）書について、検査担当者の検査を受けること。

3 納付（納入）受託証券整理カード（基本要綱第88号様式）の作成

(1) 整理番号

受託順に一連番号とする。

(2) 証書No.

受託を受けた証券の種類により区分し、そのNo.を記載すること。

(3) 処理年月日
完結、不渡り、取消し、組戻しのそれぞれの年月日を記載すること。

(4) 処理

ア 完結

再委託銀行の取立て入金の日

イ 不渡り

再委託銀行から不渡りとなった旨の通知のあった日

ウ 取消し

賦課額の金額又は一部減額により券面金額と異なったことにより委託者に返却したとき

エ 組戻し

委託者が納付（納入）した場合又は後記第5節第5、5(1)アにより再委託銀行から証券を受けて委託者に返却したとき

4 納付（納入）受託証券等報告兼引継書の作成

(1) 再委託

納付（納入）受託証券取立依頼書と複写により作成し、取立てを依頼した日と再委託をする銀行名を記載すること。

なお、再委託のできる銀行は、規則第26条第2項により、指定金融機関及び指定代理金融機関とする。

(2) 整理番号

納付（納入）受託証券整理カードの番号を記載すること。

(3) 再委託銀行への証券交付

報告兼引継書に取立依頼書、納付（納入）書及び証券を添付の上、再委託銀行に年月日の記載と受領認印の押印を求めること。

(4) 完結

再委託銀行から領収証書の送付のあったときはその取立て入金の年月日を、委託者等に領収証書を送付したときはその送付年月日をそれぞれ記載すること。

(5) 不渡り

再委託銀行から不渡りとなった旨の通知があったときは、その年月日と銀行から返

還を受けた年月日を記載すること。

なお、取消し又は組戻しがなされた場合も、「不渡り」を抹消し、同様に記載すること。

(6) 課長印

(4)又は(5)の処理後、収税課長の確認印の押印を受けること。

(7) 処理

不渡り（取消し又は組戻し）となった証券を委託者に返還した場合は、その年月日と証券受領印を徴すること。

なお、証券受領印を徴することができない場合は、受領書により処理すること。

また、当該証券に裏書きを行っている場合は黒く塗りつぶす等裏書きが見えないようにすること。

第7 歳入歳出外現金の取りまとめ

1 前記第1節第13、1により引継ぎを受けた歳入歳出外現金について検査担当者の検査後、指定金融機関等に払い込むこと。

また、現金出納簿（歳入歳出外現金用）を作成すること。

2

前記第1節第13、2(2)により引継ぎを受けた歳入歳出外現金については、検査担当者の検査後、歳入歳出外現金領収報告書及び領収証書を、現金取扱員に返戻し、それ以外は前記第3、2～9によること。

なお、現金出納簿は「県税用」及び「歳入歳出外現金用」の両方に記載すること。

3 前記1により指定金融機関等に払い込まれた歳入歳出外現金を払い出す場合は、歳入歳出外現金等払出調書によること。

第8 納税証明書交付手数料の取りまとめ

前記第1節第14、1により引継ぎを受けた納税証明書交付手数料について、現金出納簿（納税証明書交付手数料用）を作成すること。

また、領収した現金を指定金融機関等へ払い

込む際の取扱要領は財務規則によるほか、関係書類と現金を複数人で確認して払い込むとともに、現金出納簿に現金の出納を記帳すること。

第9 現金出納簿の作成

1 現金出納簿の使用期間

- (1) 毎年4月1日から出納閉鎖期日までとし
毎日記載すること。
- (2) 区分により、それぞれ別冊として使用する
こと。

2 現金出納簿の区分と記載内容

(1) 「県税」用

ア 窓口領収したものを記載。

イ 県税払込書ごとに受け入れた担当者名と、払込、保管依頼の別を摘要欄に記載。

(2) 「徴収金」用

ア 県税領収証書により領収したものを記載。

イ 県税払込書ごとに受け入れた担当者名と、払込、保管依頼の別を摘要欄に記載。

(3) 「歳入歳出外現金」用

ア 歳入歳出外現金領収証書により領収したものを記載。

(ア) 県税の差押債権取立金、公売保証金、換価代金、配当受領額。

(イ) 個人県民税・市町村民税及び森林環境税の差押債権取立金の場合は、歳入歳出外現金領収証書及び現金出納簿を別冊として使用すること。

イ 備考欄に歳入歳出外現金領収証書の記号番号を記載。

換価代金等交付内訳簿(第 121 号様式)と一致するものである。

(4) 「納税証明書交付手数料」用

ア 納税証明書交付手数料として領収したものを記載。

イ 摘要欄

(ア) POS レジを利用した現金領収の場合は取扱番号及び件数を記載すること。

(イ) 現金領収書(財務規則第 52 号様式)を利用した領収の場合はその旨と件数・金額・取扱者を記載すること。

3 現金出納簿の確認及び決裁

(1) 毎月、月末現在で受入額、払出額について月計及び累計を求め、受入額を確認し、前記 2 (1)～(3)については、県税領収状況報告書と整合していることを確認すること。

(2) 県税部長の決裁を受けること。

4 不符号が生じた場合

(1) 県税徴収金保管依頼金授受簿及び県税領収印管理台帳と突合すること。

速やかに原因を把握し、不明のまま放置

しないこと。

(2) 書類の原本を紛失した場合は、複本を代替として経過を記録しておくこと。

5 払い込みに係る現金代用納付証券が不渡りとなった場合

税務課から領収済額取消報告書(新潟県指定金融機関等事務取扱規程第 1 号様式)写しが送付されるので、その日付で朱書き計上すること。

6 留意事項

換価代金・取立金等を直ちに県税に充当した場合は、「県税」用及び「歳入歳出外現金」用の両方に記載すること。

第 10 現金の保管依頼(納税証明書交付手数料として領収した現金を除く。)

1 保管依頼

(1) 取りまとめ責任者は、引き受けた現金を払い込むことができなかった場合には夜間金庫を利用して財務規則第 93 条に定める指定金融機関等(以下この章において「収納取扱店」という。)に保管依頼すること。夜間金庫を利用した場合、その証拠書類は、次に定める「県税徴収金保管依頼金授受簿」の備考欄に貼付するなどして、保管状況の事跡を明らかにしておくこと。ただし、やむを得ない事由により収納取扱店に保管依頼できない場合は、地域振興局県税部備え付けの金庫内に良好な状態で保管すること。

(2) 夜間金庫以外の方法により保管依頼する場合には、次の申し合わせ事項があるので留意すること。

ア 原則として、収納取扱店の営業時間内において保管すること。

(注) 平日においては、特別な申し入れをすることなく 16 時 30 分までは依頼することができる。

イ 前記アの時間以後の保管依頼は、事前に電話等により連絡すること。

ウ 保管方法は、現金を適宜堅ろうな袋等

に収納し、施錠又は封印の上依頼すること。

エ 保管依頼金授受簿により、保管依頼の授受を明らかにしておくこと。

(3) 保管依頼に伴う事務処理に当たっては、次の点に留意すること。

ア 保管依頼は、取りまとめ責任者が取りまとめた現金について一括して行うものであり、個々の現金取扱員が単独で行うものではないこと。

イ 収納取扱店では、保管依頼金額の確認は行わないものであること。

また、保管依頼のため、収納取扱店から集金に参庁しないものであること。

ウ 保管依頼現金及び所内保管の現金は、翌日（翌日が休日であるときは銀行の翌

営業日）午前中に収納取扱店への払い込み手続きをとること。

エ 保管依頼についての具体的な事項は、収納取扱店と協議し、その管理に万全を期すこと。

県税徴収金保管依頼金授受簿

地域振興局県税部

指定（代理）金融機関

銀行

支店

保 管 依 頼 を す る 日	保 管 依 頼 物 件 の 表 示		収 納 取 扱 店 に 持 参 し た 者 の 印	収 納 取 扱 店 係 員 受 領 印	保 管 依 頼 物 件 受 領 (返 還) の 日	地 域 振 興 局 県 税 部 受 領 者 名	備 考
	現金収納袋 個						
	参 考	現金 円					
		為替証書 通 円					
		小切手 通 円					
		受託証券 通 円					

第 11 県税領収状況報告書の作成

取りまとめ責任者は、窓口領収報告書及び県税滞納整理復命書別に集計した県税領収状況報告書を作成すること。

第3節 検査担当者の事務

第1 検査担当者の役割

検査担当者は、基本要綱第50条により厳重な検査を行い、領収証書等の金額、記載事項の内容について検査の結果、重大な誤りが発見された場合は、直ちに収税課長に報告すること。この場合は、その内容及び措置状況等を記録しておくこと。

第2 検査担当者の指定

- 1 検査担当者は1名指定すること。なお、取りまとめ責任者と兼務できないものであること。
- 2 検査担当者が不在の場合は、収税課長がその事務を行うこと。

なお、収税課長が検査担当者として指定されている場合で不在のときは、収税課長の次の職にある現金取扱員（以下同様の取り扱いとする。）がその事務を行うこと。ただし、この場合であっても取りまとめ責任者は兼務できないものであること。

また、検査担当者を指定するときには、不在の場合にその事務を行う現金取扱員の順位を上記により定めておくこと。

- 3 検査担当者が不在時に行った事務について検査担当者は、その後必ず県税領収証書（原符）等の点検を行うこと。

第3 払込み等の際における検査及び検査印の押印

- 1 払込み等の際における検査は次によること。
 - (1) 原符の金額と県税領収済通知書の金額が符合しているか。
また、記載内容に記載漏れ等はないか。
 - (2) 県税領収済通知書の合計額と県税領収証書の内訳書（原符）の合計額が符合しているか。

また、記載内容に記載漏れ等はないか。

- (3) 歳入歳出外現金領収証書（原符）、歳入歳出外現金領収報告書、現金払込書（歳入歳出外現金）及び歳入歳出外現金等受入調書の金額が符合しているか。

また、記載内容に記載漏れ等はないか。

- (4) 納付（納入）受託証書（原符）と納付（納入）受託証券取立依頼書、納付（納入）受託証券等報告兼引継書の金額及び納付（納入）書の合計額と納税義務消滅日が符合しているか。

また、納付（納入）書の記載誤り等はないか。

- (5) 県税払込書（県税領収書）の金額と領収済通知書の合計額が符合しているか。
 - (6) 県税払込書（県税領収書）及び現金払込書（歳入歳出外現金）と現金、小切手等並びに納付（納入）受託証券取立依頼書と受託証券の金額がそれぞれ符合しているか。
 - (7) 県税領収証書等の書損の処理が適正か。
- 2 前記1による検査後、検査済印を押印すること。

第4 その他の検査

- 1 遠隔地での払い込み等により現金取扱員が、直接指定金融機関等へ払い込んだ場合の検査は次によること。
 - (1) 県税領収証書（原符）と復命書及び県税領収書の合計額が符合しているか。
また、記載内容に記載漏れ等はないか。
 - (2) 県税領収書に指定金融機関等収納印が押印されているか。
 - (3) 払い込み遅延はないか。
 - (4) 前記(1)～(3)による検査後、検査済印を押印すること。
- 2 現金出納簿、納税証明請求書、旅行命令簿及び現金取扱員が使用中の県税領収証書並びに県税領収印管理台帳、窓口領収報告書、納付書及び誤印した領収証書等について随時検査すること。なお、随時検査は月1回行うこと。

第 5 県税領収証書等の更新時の事務処理

県税領収証書等の更新は、次によること。

- 1 県税領収証書等は、毎年 4 月 1 日に更新すること。
- 2 県税領収証書の内訳書、徴収金領収証書、歳入歳出外現金領収証書及び納付（納入）受託証書に付す番号は、前記 1 による更新まで一連番号とし、記号は基本要綱第 53 条によること。
- 3 前記 2 における記号の変更、番号の更新又は現金取扱員の転退職等のため未使用の部分がある場合は、その未使用部分を記号及び番号が残るように切断して保管すること。
- 4 県税領収証書の内訳書、徴収金領収証書、歳入歳出外現金領収証書及び納付（納入）受託証書を現金取扱員に交付するときは、あらかじめ記号及び番号を記載すること。
- 5 県税領収証書等の授受・受払簿（基本要綱第 90 号様式）は、毎年 4 月 1 日に更新するものとし、月計及び累計を付しておくこと。

また、県税領収証書等の受払報告書（基本要綱第 84 号様式）は、毎年 3 月末日現在で作成し、翌月 10 日までに報告すること（基本要綱第 34 条）。

なお、県税領収証書等を受け入れたときは、県税領収証書等受入書（基本要綱第 125 号様式）を提出すること。摘要欄には、記号番号を記載すること。

- 6 県税領収証書等を汚損した場合又は旧様式となった場合は、焼却処分等による廃棄を行うこと。

なお、焼却処分等にあたっては、数量、日時、場所及び責任者職氏名等を明らかにして税務出納員の決裁を受けたのち処分するものとし、収税課長が確認すること。

第4節 延滞金の計算

第1 延滞金の端数計算等

- 1 計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。なお、計算の基礎となる税額のうち、その計算期間が異なる所得割額、付加価値割額、資本割額又は収入割額（以下「所得割額等」という。）がある場合においては、その計算期間が異なる所得割額等（当該期間が同一である2以上の所得割額等があるときは、これらの所得割額等を合算したもの）ごとに1,000円未満の端数がある

区 分	基 礎 金 額	徴 収 金 額
全 額	2, 0 0 0 円未満切り捨てる	1, 0 0 0 円未満切り捨てる
端 数	1, 0 0 0 円 //	1 0 0 円 //

第2 延滞金の割合の特例措置等

当分の間、延滞金の割合について、次のとおり特例措置が設けられることとなったので、事務処理に当たり留意すること。

- 1 期間別の延滞金の割合の取扱い
 - (1) 令和3年1月1日以後の期間の延滞金の年14.6%及び年7.3%の割合については、各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合（以下この章において「平均貸付割合」という。）に年1%の割合を加算した割合（以下この章において「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては、年14.6%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算し

ときは、その端数金額を切り捨てることとして取り扱う。

- 2 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその確定金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。
- 3 延滞金の確定金額とは、本税額の全部が完納されることによって具体的に確定するものであり、本税額が分割して納付（納入）された場合には、本税額が完納されるまでの間は、本税額の一部の納付（納入）のたびごとにその時までの残税額について延滞金を計算し、それぞれ計算された延滞金の合計額について前記1及び2を適用すること。

た割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とする。（法附則3の2①）

ただし、法第65条第1項及び第4項並びに法第72条の45の2第1項に規定する延滞金の年7.3%の割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合（以下この章において「納期限延長特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、当該加算した割合とする。（法附則3の2②）

また、納期限延長特例基準割合の適用がある場合における延滞金の額の計算において、納期限延長特例基準割合が年0.1%未満の場合は年0.1%の割合とする。（法附則3の2⑤）

延滞金特例基準割合＝租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合＋1%

（小数点1位未満切り捨て）

なお、延滞金特例基準割合及び納期限延長特例基準割合の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てること。（法附則3の2⑥）

- (2) 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間の延滞金の年14.6%及び年7.3%の割合については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（以下この章において「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては、年14.6%の割合にあっては特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加

特例基準割合＝租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合＋1%

（小数点1位未満切り捨て）

- (3) 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間の延滞金の割合（年7.3%の割合の部分に限る。）については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率（以下「商業手形の基準割引率」という。）に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては、当該商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合（当該

改正前の特例基準割合＝商業手形の基準割引率＋4% （小数点1位未満切り捨て）

- 2 法人県民税又は法人事業税に係る法第65条第1項及び第4項並びに法第72条の45の2第1項に規定する延滞金の割合については、11月末日以降商業手形の基準割引率が上昇し、当該法人の法人県民税又は法人事業税に係る法定納期限の日における商業手形の基準割引率が年5.5%を超えた場合には、納期限延長に係る延滞金の特例が優先適用されるものであること。（法附則3の2の2）

なお、納期限を延長した期間に係る延滞金の割合（以下「延長期間割合」という。）については、次により計算した割合とする。た

算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とする。（令和2年法律第5号による改正前の法附則3の2①④）

ただし、法第65条第1項及び第4項並びに法第72条の45の2第1項に規定する延滞金の年7.3%の割合は、前記の規定にかかわらず、特例基準割合とする。（令和2年法律第5号による改正前の法附則3の2②）

なお、特例基準割合の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てること。

（令和2年法律第5号による改正前の法附則3の2⑤）

割合に年0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下この章において、「改正前の特例基準割合」という。）とすること。（平成25年法律第3号による改正前の法附則3の2①③）

なお、改正前の特例基準割合の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てること。（平成25年法律第3号による改正前の法附則3の2④）

だし、計算した割合が年12.775%の割合を超える場合には、年12.775%とすること。

また、法人税法第55条（法人税額等の損金不算入）第3項第2号において、所得の計算上、法第65条第1項及び第4項並びに法第72条の45の2第1項に規定する納期限延長に係る延滞金は損金に算入され、その他の延滞金は所得の計算上損金に算入されないため、法人等から損金算入金額の照会があった場合は、当該納期限を延長した期間に係る延滞金額（1円未満の端数を切り捨てた金額）を計算し回答すること。

例：法定納期限の日における商業手形の基準割引率が年 6.0 % の場合

$$7.3 \% + \frac{0.73 \% \times (6.0 \% (\text{法定納期限の日における商業手形の基準割引率}) - 5.5 \%)}{0.25} = 8.76 \%$$

3 期間別の納税の猶予等の延滞金の割合の取扱い

(1) 令和 3 年 1 月 1 日以後の期間において、納税の猶予等により延滞金が免除される場合（延滞金の全額が免除される場合を除く。）においては、当該納税の猶予等をした期間に対応する延滞金額のうち、当該延滞金の割合が平均貸付割合に年 0.5 % の割合を加算した割合（以下この章において「猶予特例基準割合」という。）であるとした場合における延滞金の額（以下この章において「猶予特例延滞金額」という。）を超える部分の金額を免除するものであること。（法附則 3 の 2 ③）

(2) 平成 26 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの期間において、納税の猶予等により延滞金が免除される場合（延滞金の全額が免除される場合を除く。）においては、当該納税の猶予等をした期間に対応する延滞金額のうち、当該延滞金の割合が特例基準割合であるとした場合における延滞金の額（以下この章において「特例延滞金額」という。）を超える部分の金額を免除するものであること。（令和 2 年法律第 5 号による改正前の法附則 3 の 2 ③）

【参考】

(1) 令和 3 年 1 月 1 日以後の期間

例 1：本則が 14.6%、猶予特例基準割合が 1.0% の場合 → (猶予特例基準割合 + 7.3%) - 猶予特例基準割合 = 免除
(1.0% + 7.3%) - 1.0% = 7.3% 相当額が免除

例 2：本則が 7.3%、猶予特例基準割合が 1.0% の場合 → (猶予特例基準割合 + 1%) - 猶予特例基準割合 = 免除
(1.0% + 1.0%) - 1.0% = 1.0% 相当額が免除

(2) 平成 26 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの期間

例 1：本則が 14.6%、特例基準割合が 1.5% の場合 → (特例基準割合 + 7.3%) - 特例基準割合 = 免除
(1.5% + 7.3%) - 1.5% = 7.3% 相当額が免除

例 2：本則が 7.3%、特例基準割合が 1.5% の場合 → (特例基準割合 + 1%) - 特例基準割合 = 免除
(1.5% + 1.0%) - 1.5% = 1.0% 相当額が免除

(3) 平成 12 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの期間

例：改正前の特例基準割合が 4.5% の場合 → 7.3% + (7.3% - 4.5%) = 10.1 % 相当額が免除

$$\text{免除金額} = 2 \text{ 分の } 1 \text{ 免除金額} + (2 \text{ 分の } 1 \text{ 免除金額}) \times \frac{\text{年 } 7.3\% - \text{年 } 4.5\%}{\text{年 } 7.3\%} \quad (1 \text{ 円未満切り捨て})$$

免除後の延滞金額 = 免除前の延滞金額 - 免除金額

※ 前記第 1, 2 により端数処理すること。

4 農地等の贈与に係る不動産取得税の納税を猶予した場合の延滞金の取扱い

(1) 平成 26 年 1 月 1 日以後の期間において、農地等の贈与に係る不動産取得税の納税を猶予した場合の延滞金は、租特法第 70 条の 4 第 35 項を準用し、年 3.6% とされているが、この場合も 3.6

% に特例基準割合が 7.3% に占める割合を乗じて軽減されるものであること。（小数点 1 位未満切り捨て）（法附則 12②）

なお、令和 3 年 1 月 1 日以後に対応する延滞金については「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に読み替えて計算すること。

例：特例基準割合が 1.5% の場合→ $3.6\% \times 1.5\% / 7.3\% = 0.7\%$ （小数点 1 位未満切り捨て）

(2) 平成 12 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日
までの期間において、農地等の贈与に係る不動産
取得税の納税を猶予した場合の延滞金は、租
特法第 70 条の 4 第 35 項を準用し、年 3.6% と
されているが、この場合も 3.6% に改正前の特

例基準割合が 7.3% に占める割合を乗じて軽減
されるものであること。（小数点 1 位未満切り
捨て）（平成 25 年法律第 3 号による改正前の
法附則 12②）

例：改正前の特例基準割合が 4.5% の場合→ $3.6\% \times 4.5\% / 7.3\% = 2.2\%$

（小数点 1 位未満切り捨て）

※ただし、平成 21 年 12 月 14 日以前に対応する延滞金については、3.6% を 6.6% に読み替えて計算すること。

第3 各税目の延滞金の計算 【平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間】

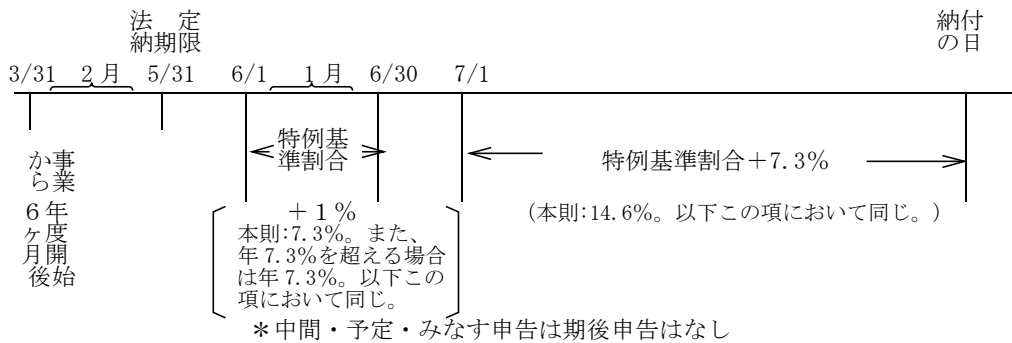
前記第2延滞金の割合の特例措置等が適用される場合の各税目の延滞金の計算は次のとおりである。

※ ただし、令和3年1月1日以後に対応する延滞金については、①、②のとおり計算に注意すること。

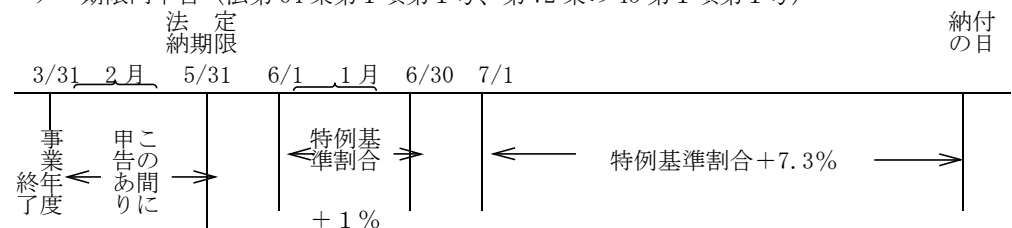
- ① 下記1～9において、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」、6～7において、「延滞金の割合が特例基準割合であるとした場合における延滞金の額」を「延滞金の割合が猶予特例基準割合であるとした場合における延滞金の額」に読み替えて計算すること。
- ② 下記1において「延長期間割合等」を「納期限延長特例基準割合」に読み替えて計算すること。

1 法人の県民税及び事業税

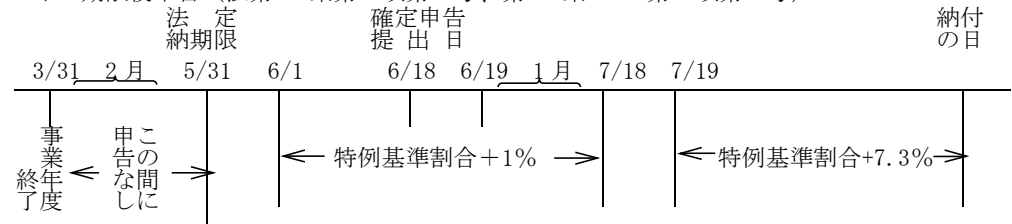
- (1) 中間・予定・みなす申告（法第53条第1項、第72条の26第1項に係る申告）の延滞金（法第64条第1項第1号、第72条の45第1項第1号）



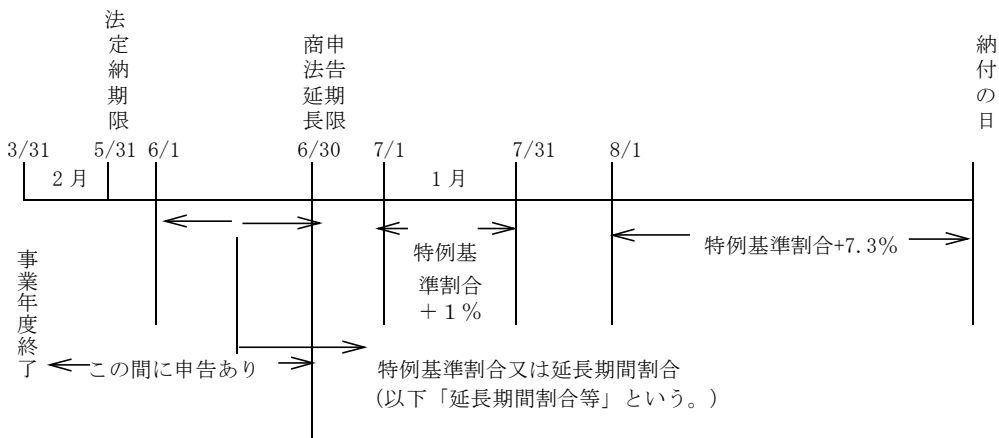
- (2) 確定申告（法第53条第1項、第72条の25第1項、第72条の28第1項に係る申告）の延滞金
ア 期限内申告（法第64条第1項第1号、第72条の45第1項第1号）



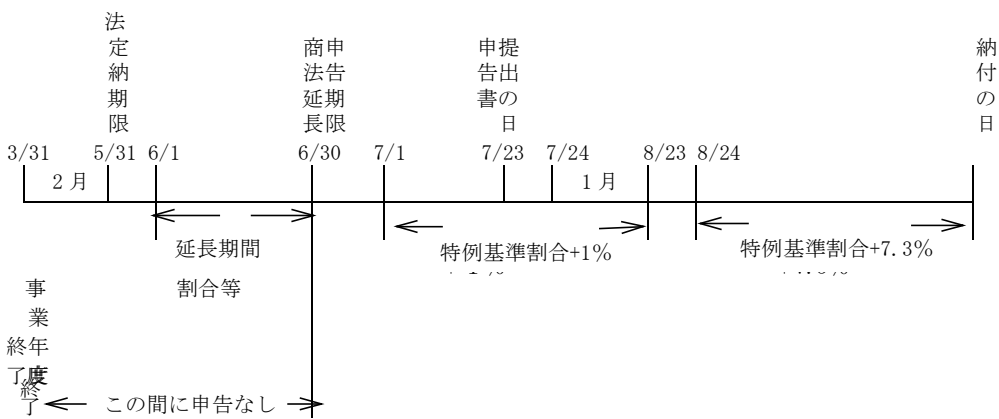
- イ 期限後申告（法第64条第1項第2号、第72条の45第1項第2号）



ウ 商法延長法人（法第 53 条第 40 項、第 72 条の 25 第 3 項該当法人）の期限内申告（法第 64 条第 1 項第 1 号、第 65 条第 1 項及び第 4 項、第 72 条の 45 第 1 項第 1 号、第 72 条の 45 の 2 第 1 項）

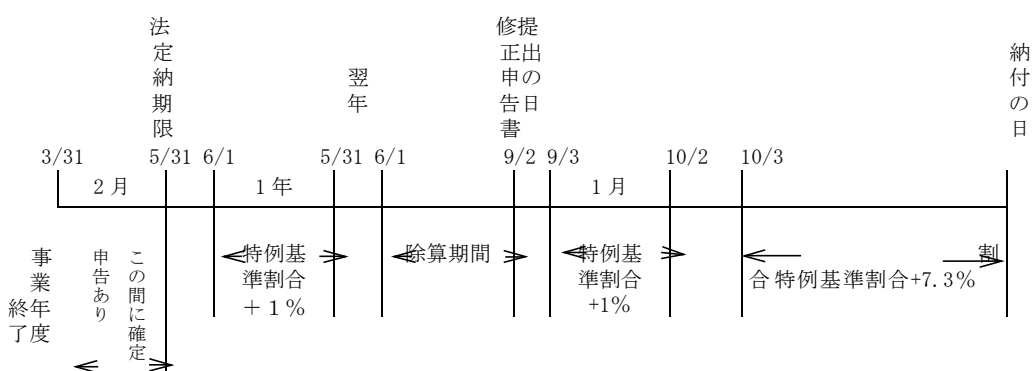


エ 商法延長法人の期限後申告（法第 64 条第 1 項第 2 号、第 65 条第 1 項及び第 4 項、第 72 条の 45 第 1 項第 2 号、第 72 条の 45 の 2 第 1 項）

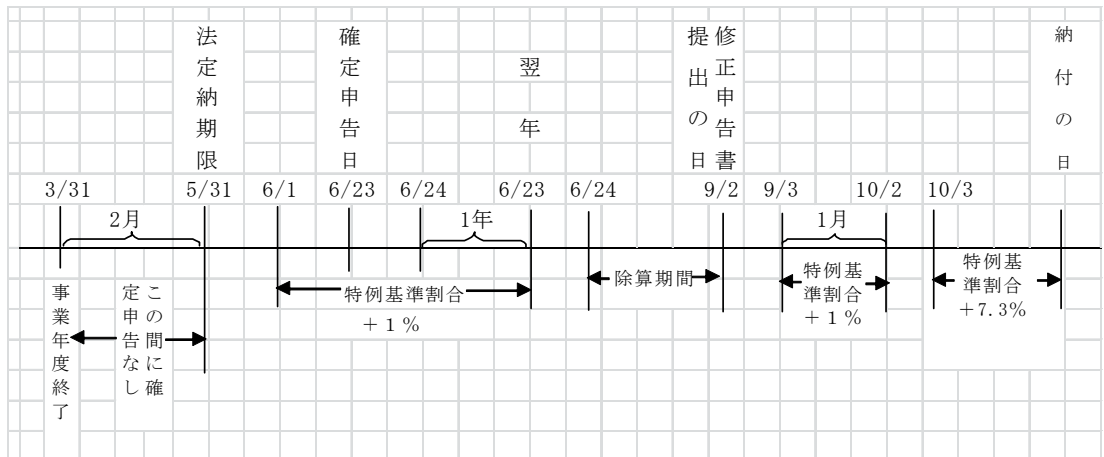


(3) 自主修正申告（法第 53 条第 22 項、第 72 条の 33 第 2 項に係る申告）の延滞金

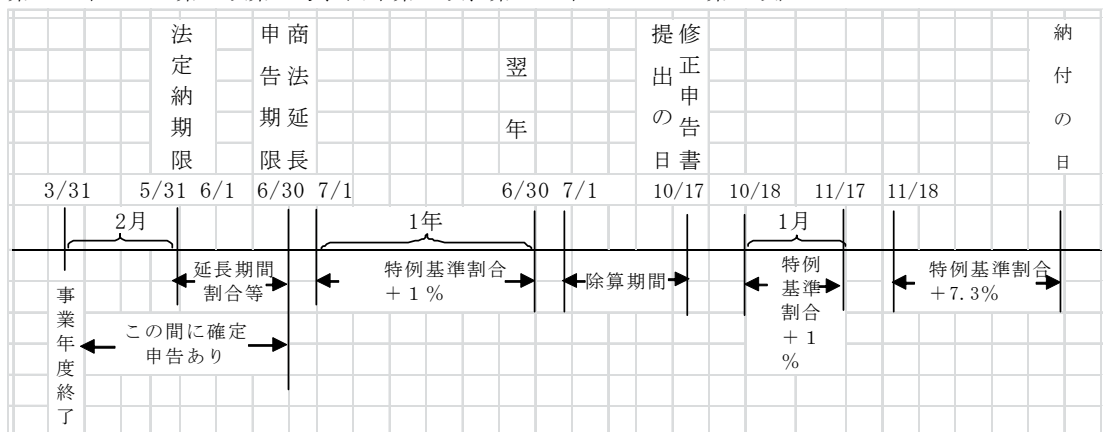
ア 確定申告が期限内申告（法第 64 条第 1 項第 3 号、同条第 2 項、第 72 条の 45 第 1 項第 3 号、同条第 2 項）



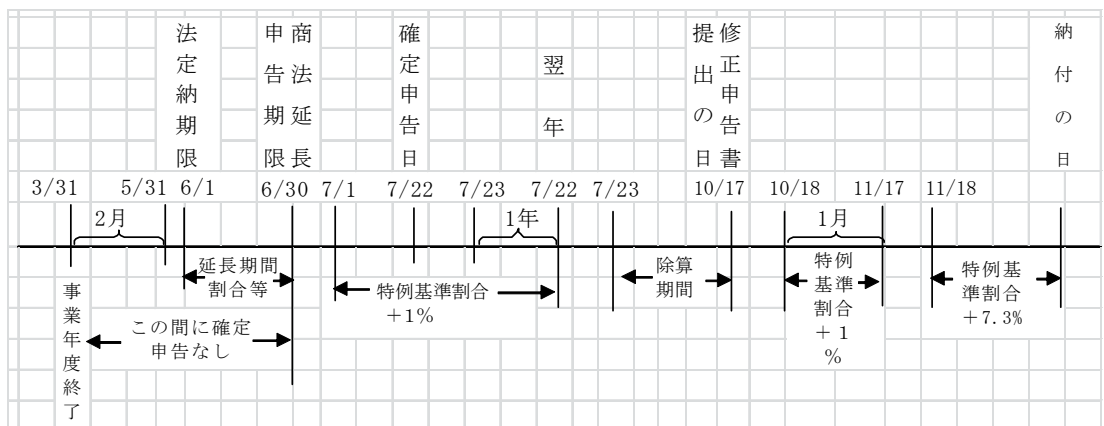
イ 確定申告が期限後申告（法第64条第1項第3号、同条第2項、第72条の45第1項第3号、同条第2項）



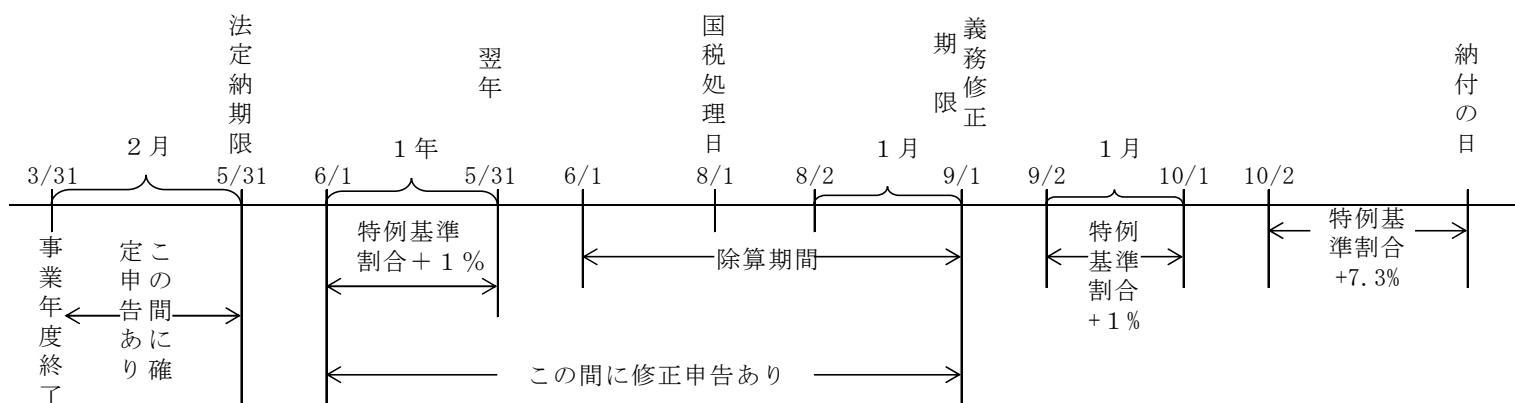
ウ 商法延長法人の期限内申告（法第64条第1項第3号、同条第2項、第65条第1項及び第4項、第72条の45第1項第3号、同条第2項、第72条の45の2第1項）



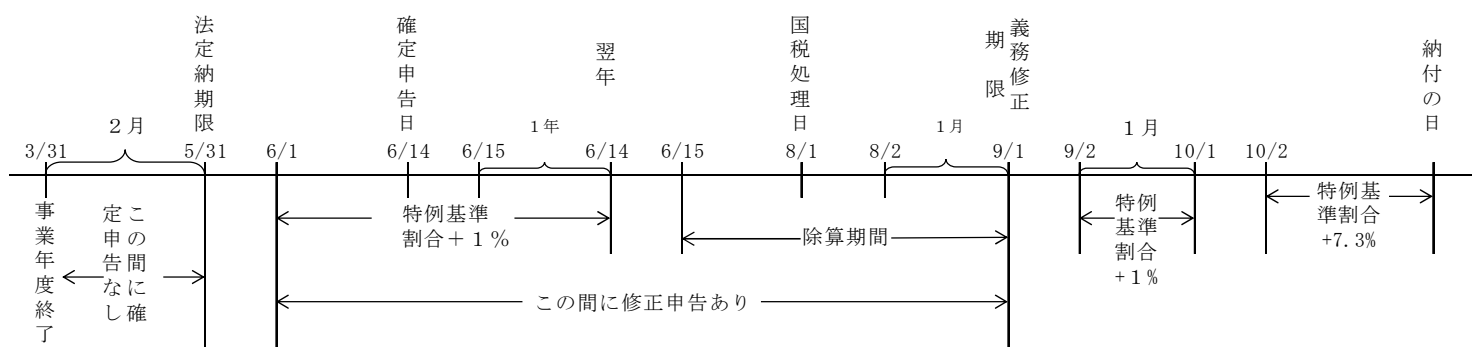
エ 商法延長法人の期限後申告（法第64条第1項第3号、同条第2項、第65条第1項及び第4項、第72条の45第1項第3号、同条第2項、第72条の45の2第1項）



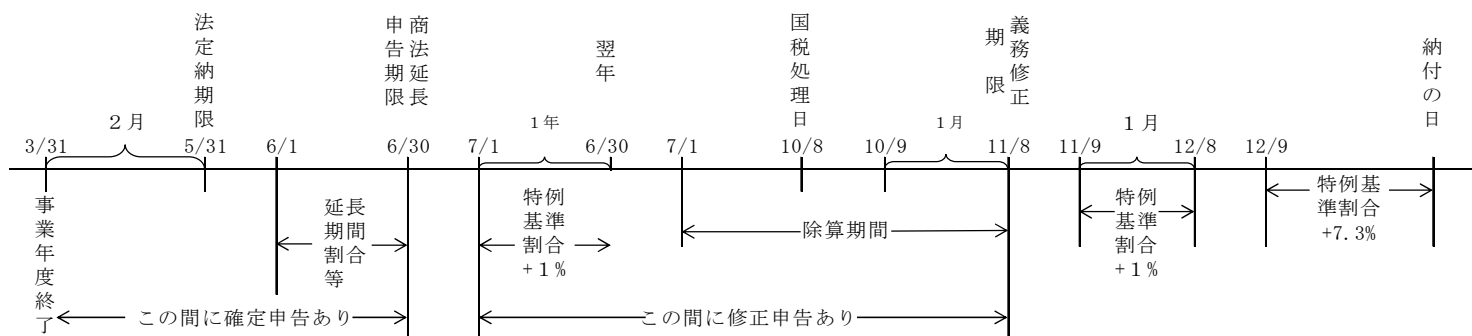
ア 確定申告が期限内申告（法第64条第1項第3号、同条第2項、第72条の45第1項第3号、同条第2項）



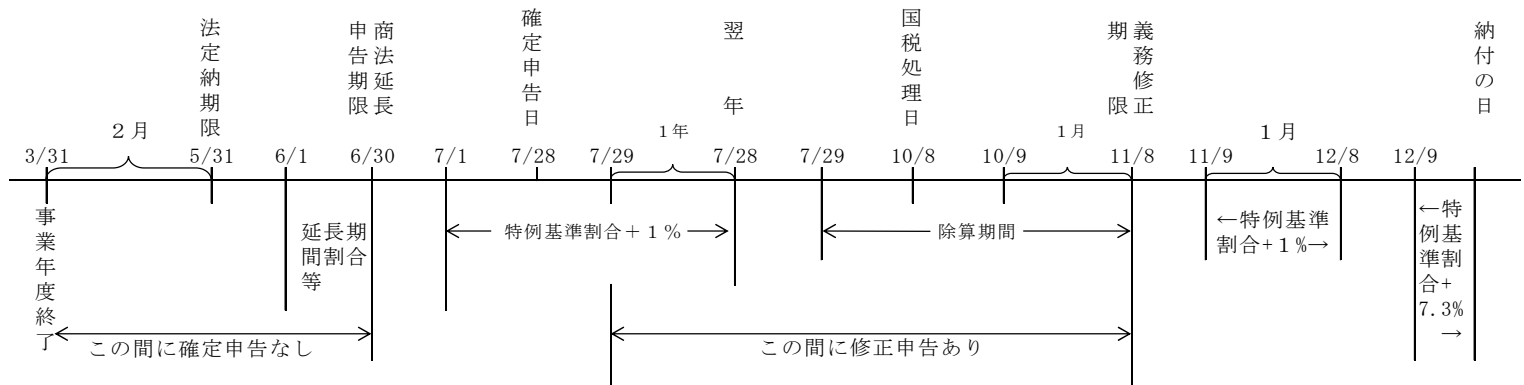
イ 確定申告が期限後申告（法第64条第1項第3号、同条第2項、第72条の45第1項第3号、同条第2項）



ウ 商法延長法人の期限内申告（法第64条第1項第3号、同条第2項、第65条第1項及び第4項、第72条の45第1項第3号、同条第2項、第72条の45の2第1項）

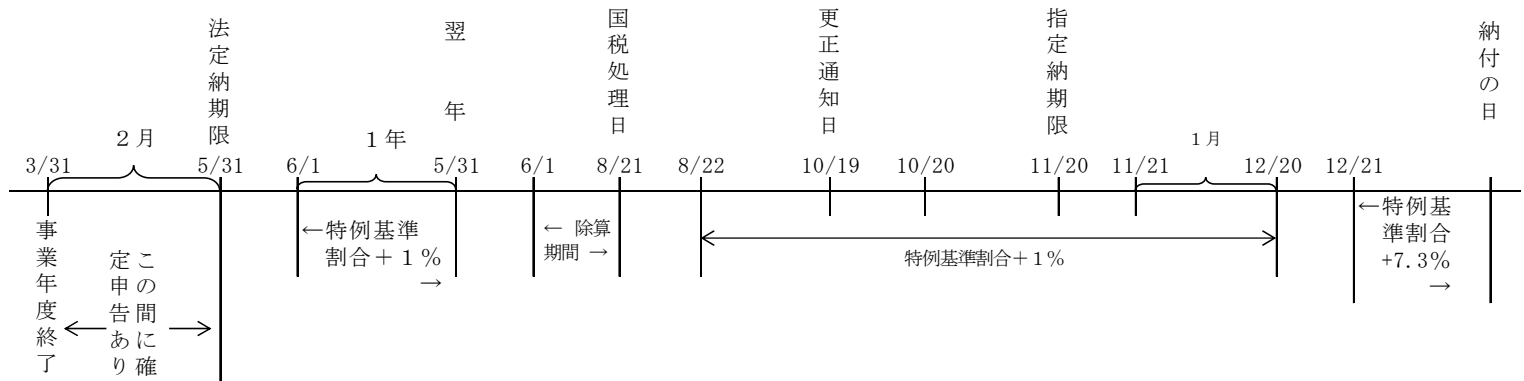


エ 商法延長法人の期限後申告（法第64条第1項第3号、同条第2項、第65条第1項及び第4項、第72条の45第1項第3号、同条第2項、第72条の45の2第1項）

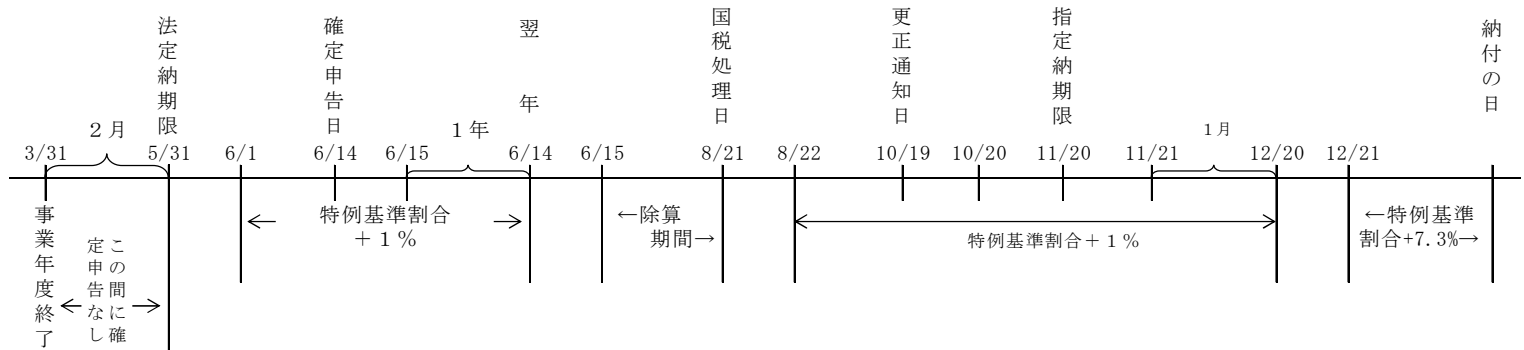


(5) 更正（法第55条第1項、第3項、第72条の39第1項、第3項）の延滞金

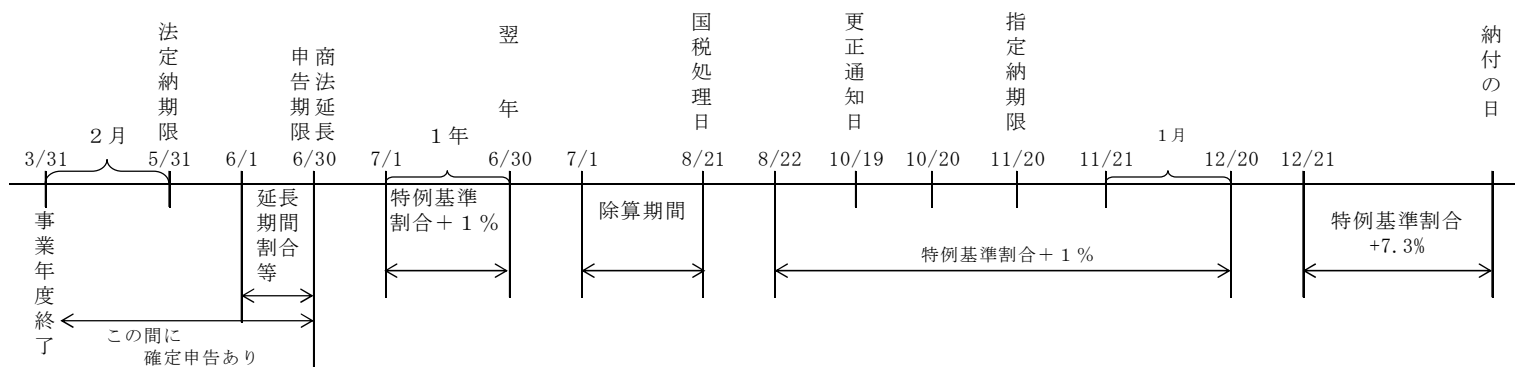
ア 確定申告が期限内申告（法第56条第2項第、第3項、第72条の44第2項、第3項）



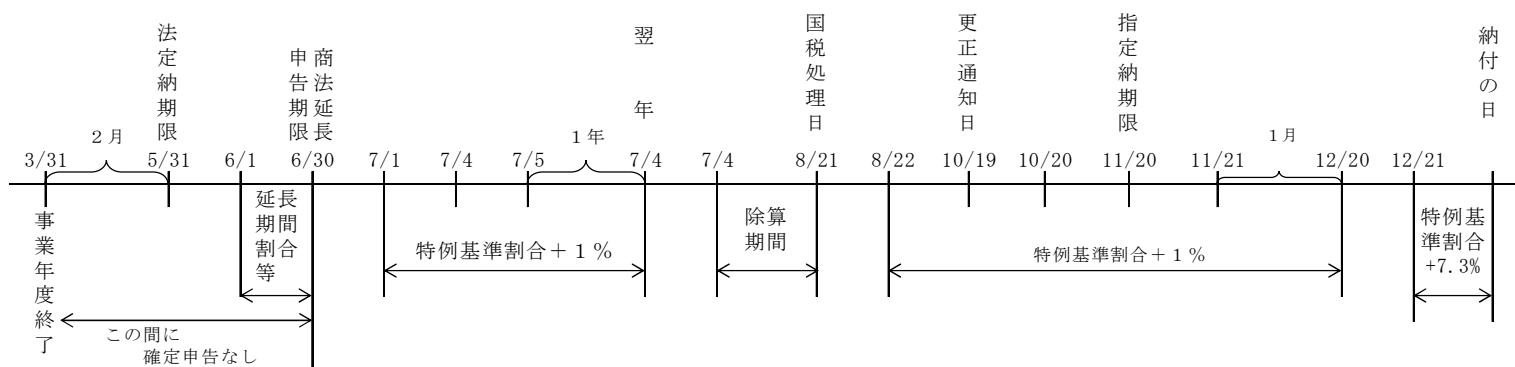
イ 確定申告が期限後申告（法第56条第2項、第3項、第72条の44第2項、第3項）



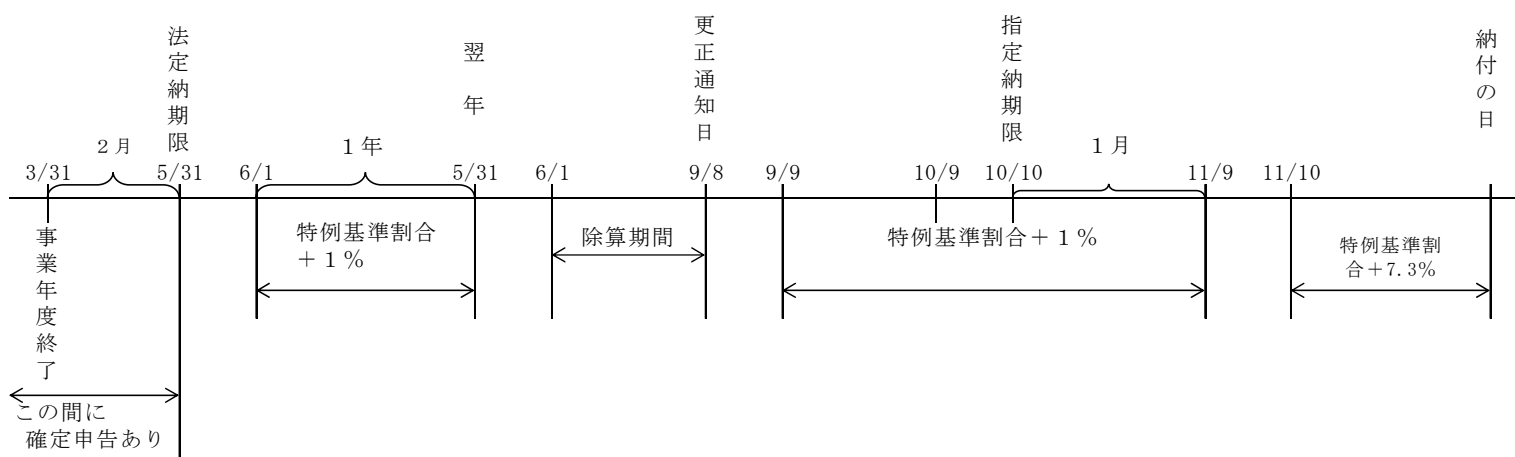
ウ 商法延長法人の期限内申告（法第56条第2項、第3項、第65条第1項及び第4項、第72条の44第2項、第3項、第72条の45の2第1項）



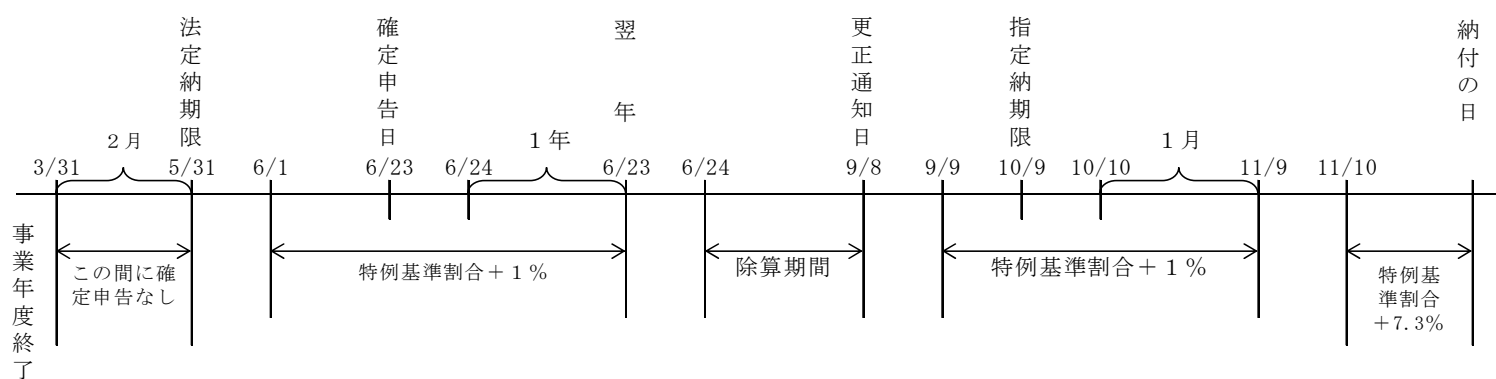
エ 商法延長法人の期限後申告（法56条第2項、第3項、第65条第1項及び第4項、第72条の44第2項、第3項、第72条の45の2第1項）



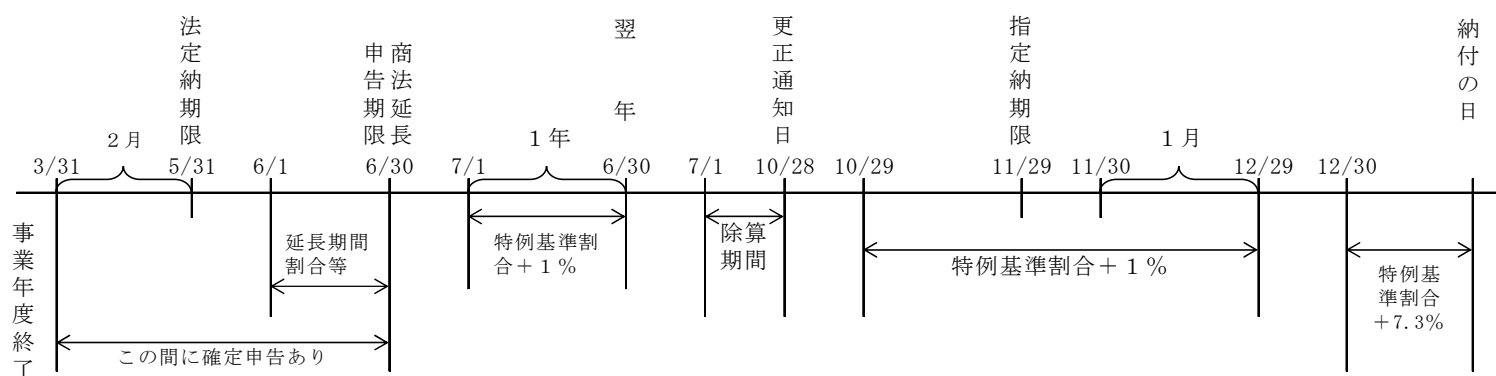
オ 自主調査法人(法第72条の41第1項該当法人)の期限内申告(法第56条第2項、第3項、第72条の44第2項、第3項)



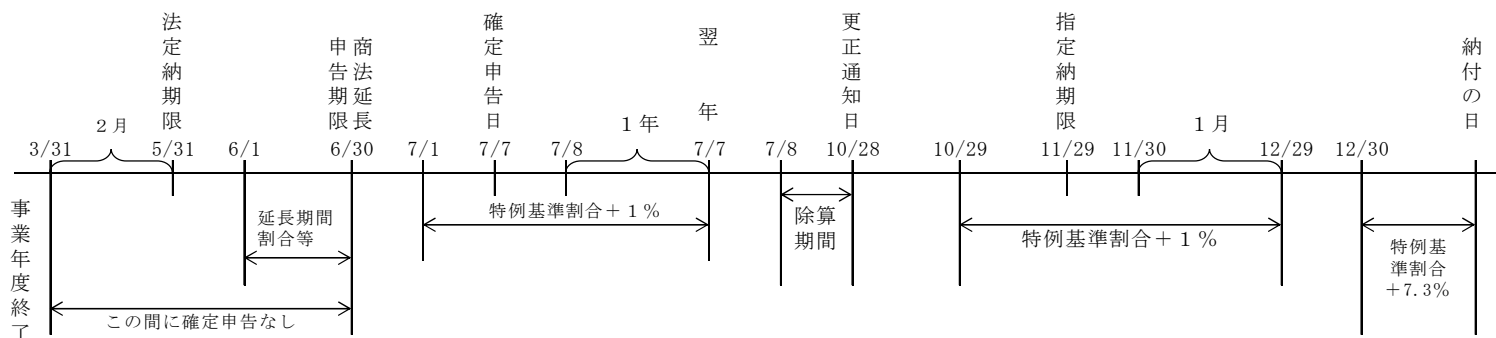
カ 自主調査法人の期限後申告（法第56条第2項、第3項、第72条の44第2項、第3項）



キ 自主調査法人で商法延長法人の期限内申告（法第56条第2項、第3項、第65条第1項及び第4項、第72条の44第2項、第3項、第72条の45の2第1項）

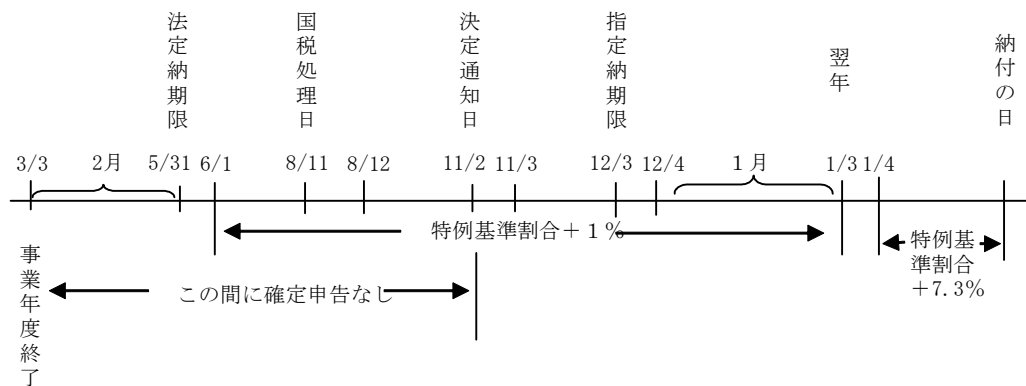


ク 自主調査法人で商法延長法人の期限後申告（法第56条第2項、第3項、第65条第1項及び第4項、第72条の44第2項、第3項、第72条の45の2第1項）

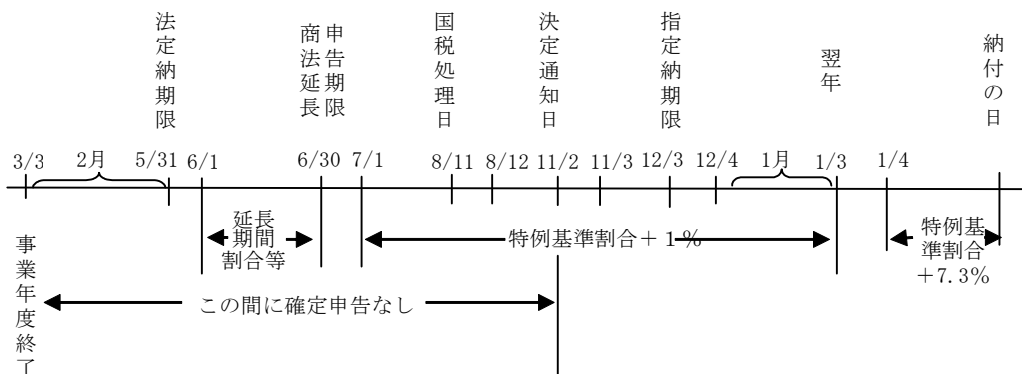


(6)

ア 決定（法第 55 条第 2 項、第 72 条の 39 第 2 項）の延滞金（法第 56 条第 2 項、第 72 条の 44 第 2 項）



イ 商法延長法人の決定の延滞金（法第 56 条第 2 項、第 65 条第 1 項及び第 4 項、第 72 条の 44 第 2 項、法第 72 条の 45 の 2 第 1 項）



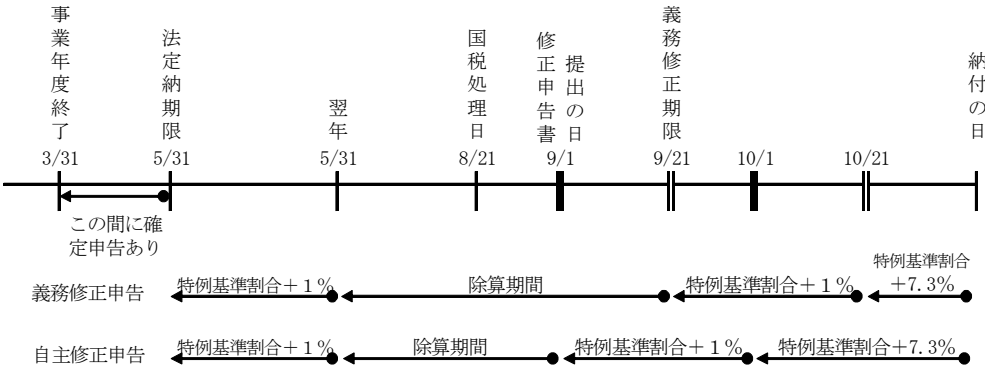
注)

- ・ (3) 自主修正申告及び(4)義務修正申告においては修正申告日が、(5)更正においては更正通知日が、申告書を提出した日(期限内申告の場合は当該申告書の提出期限)の翌日から 1 年を経過する日以前である場合は除算期間はない。
- ・ (4) 義務修正申告及び(5)更正の際にその増差税額が重加算金対象に係るものにあつては、除算期間はない。
- ・ (3) 自主修正申告、(4) 義務修正申告及び(5) 更正において、当該事業年度について申告がなく既に決定されているものについては、当該各項目の期限後申告のものの「確定申告日」を「決定通知日」と読み替えて準用する。この場合、除算期間はない。

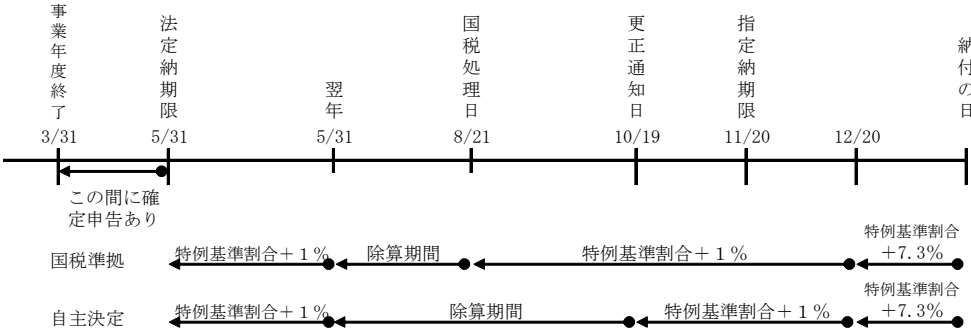
(7) 外形標準課税に係る延滞金の算定

原則として事業税全体（各割の合計額）を基礎として延滞金を計算する。ただし、延滞金の計算期間が割ごとに異なる場合には、その計算期間が異なる割（当該期間が同一である2以上の割があるときは、これらの割を合算したもの）ごとに計算を行う。

ア 修正申告（法第72条の31第2項、第72条の31第3項）の延滞金



イ 更正（法第72条の39第1項、第3項、第72条の41の2第1項、第3項）の延滞金



※ ←は、その日を含めない ●は、その日を含める

注) 延滞金の計算においては、計算の基礎となる税額の全額が2,000円未満であるときにその全額を切り捨てるものであり、計算期間が異なる割ごとにその額が2,000円未満であれば切り捨てるというわけではないことに留意すること。

例1)

割1	1,500	→	1,000	×	延滞金の割合
割2	500	→	0		
合計	2,000				

例2)

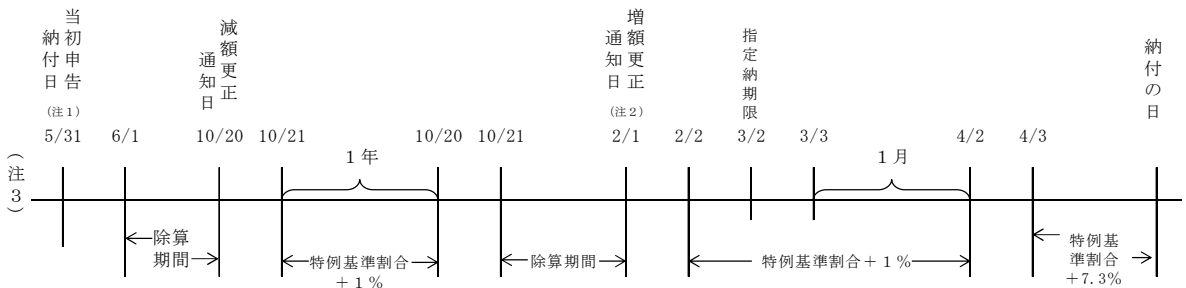
割1	1,500
割2	400
合計	1,900

→切り捨て

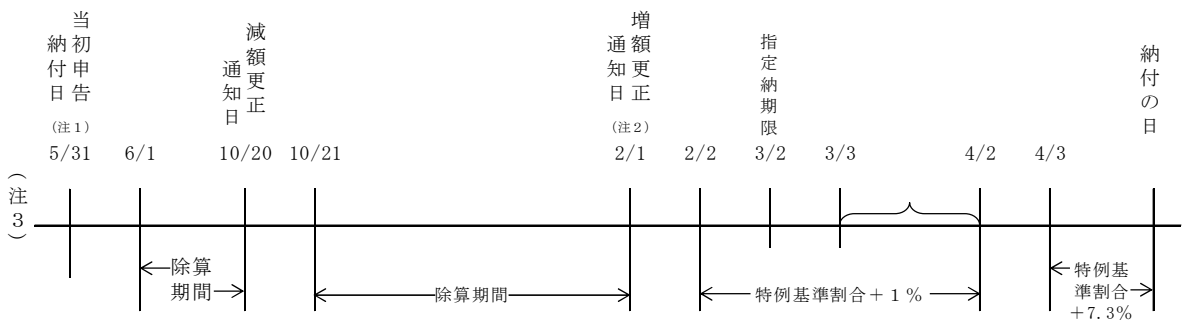
(8) 当初申告書が提出されており、かつ、減額更正があった後に増額更正を行った場合の延滞金（法第 56 条第 4 項、第 65 条第 2 項、第 72 条の 44 第 4 項、第 72 条の 45 の 2 第 2 項）

当該増額更正により納付すべき税額のうち、当該当初申告書に係る税額に達するまでの部分についての延滞金の計算は次のア又はイによること。

ア 当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合



イ ア以外の場合



注 1 当初申告納付日

当該納付日が当該申告に係る納期限より前である場合には、当該納期限をいう。

注 2 増額更正通知日

(1) 法人県民税

法人県民税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正もしくは決定がされたことによる更正にかかるものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は当該所得について税務官署が更正若しくは決定の通知をした日いう。

(2) 法人事業税

法第 72 条の 39 の規定による更正に係るものにあつては、当該更正の基準となった法人税の課税標準である所得に係る法人税の修正申告書を提出した日又は当該所得について税務官署が更正若しくは決定の通知をした日いう。

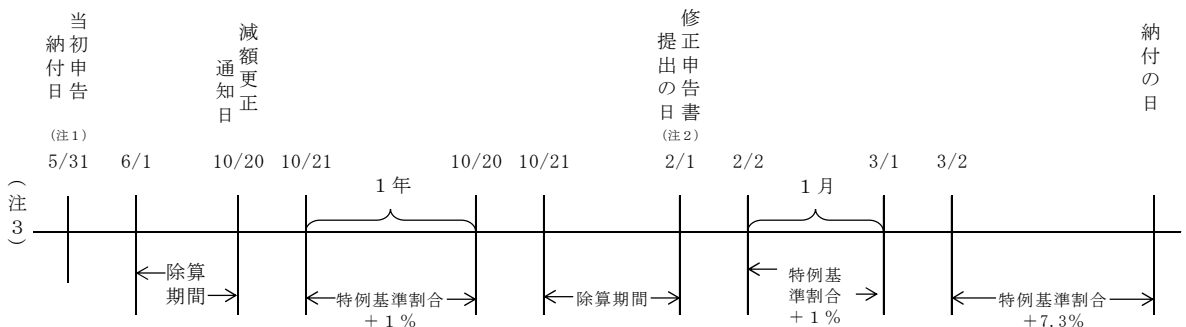
注 3 法定納期限後に当初申告に係る納付があった場合において、法定納期限の翌日から当初申告納付日までの期間の延滞金については法第 56 条第 2 項又は第 72 条の 44 第 2 項の規定による計算すること。

※ 商法延長法人に係る法定納期限の翌日から延長後の申告期限までの期間の延滞金については、当初申告納付日（法定納期限の翌日より前である場合には、同日）から延長後の提出期限までの期間は除算する。

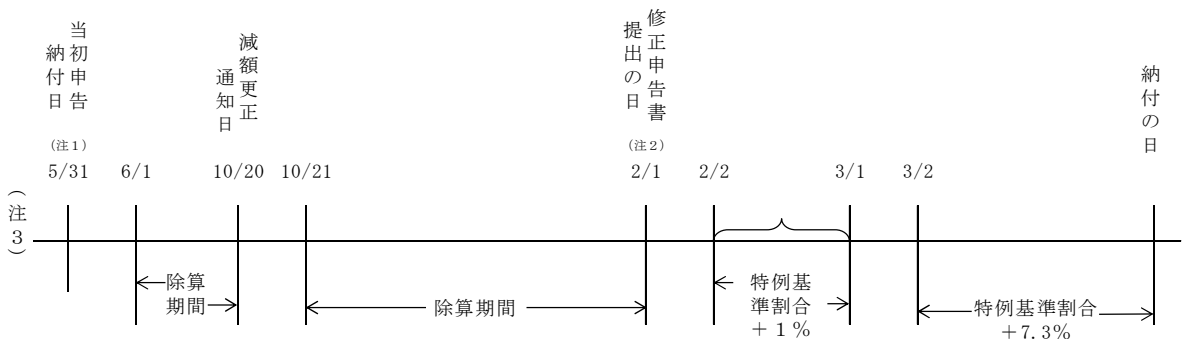
(9) 当初申告書が提出されており、かつ、減額更正があった後に修正申告書が提出された場合の延滞金（法第 64 条第 3 項、第 65 条第 3 項、第 72 条の 45 第 3 項、第 72 条の 45 の 2 第 3 項）

当該修正申告書の提出により納付すべき税額のうち、当該当初申告書に係る税額に達するまでの部分についての延滞金の計算は次のア又はイによること。

ア 当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合



イ ア以外の場合



注 1 当初申告納付日

当該納付日が当該申告に係る納期限より前である場合には、当該納期限をいう。

注 2 修正申告書提出の日

(1) 法人県民税

法第 53 条第 35 項の規定がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限をいう。

(2) 法人事業税

当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限をいう。

注 3 法定納期限後に当初申告に係る納付があった場合において、法定納期限の翌日から当初申告納付日までの期間の延滞金については、法第 64 条第 1 項又は第 72 条の 45 第 1 項の規定により計算すること。

※ 商法延長法人に係る法定納期限の翌日から延長後の申告期限までの期間の延滞金については、当初申告納付日（法定納期限の翌日より前である場合には、同日）から延長後の提出期限までの期間は除算する。

(10) 法人の県民税及び事業税に係る「詐欺その他不正の行為により税を免れた場合」の延滞金計算の控除期間及び税額

ア 法第 56 条第 3 項若しくは第 64 条第 2 項又は第 72 条の 44 第 3 項若しくは第 72 条の 45 第 2 項の規定による法人県民税又は法人事業税の延滞金計算の控除期間を不適用とする。

ただし、法第 56 条第 4 項第 1 号及び第 64 条第 3 項第 1 号並びに第 72 条の 44 第 4 項第 1 号及び第 72 条の 45 第 3 項第 1 号に掲げる期間を除く。

(詐欺その他不正の行為により税を免れた場合) 具体的判断基準は次によること。

(ア) 法人税において重加算税が課された場合 (法人税準拠法人)

(イ) (ア) 以外で法第 72 条の 47 による重加算金が決定された場合 (自主調査法人)

イ 前記における延滞金控除期間を不適用とする税額は次のとおりである。

(ア) 法人県民税

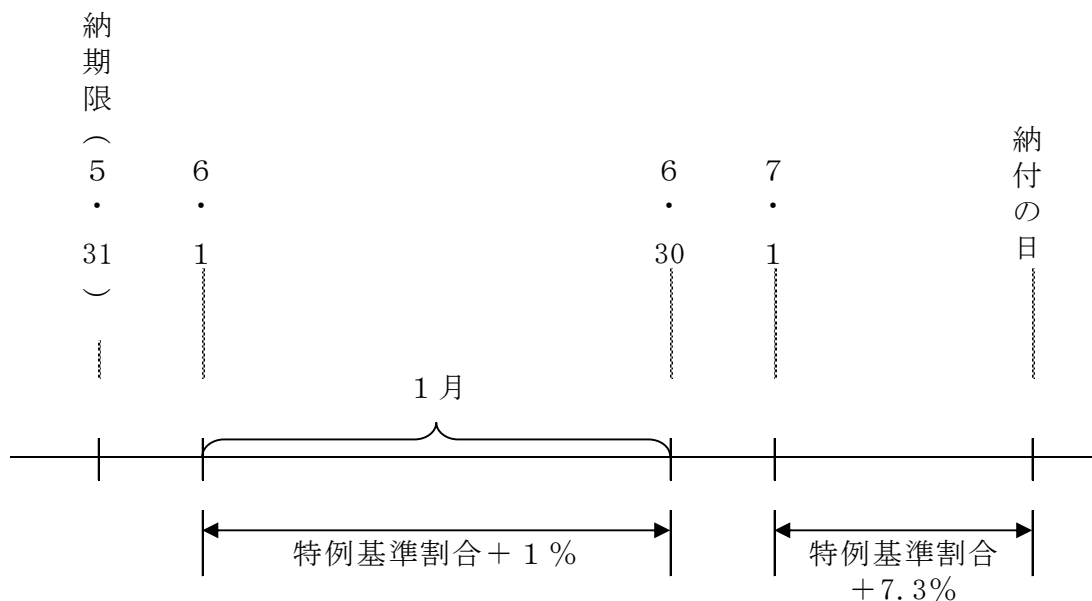
$$\frac{\text{重加算金対象法人事業税所得割額}}{\text{増加法人事業税所得割額}} \times \text{増加法人税割額}$$

(イ) 法人事業税

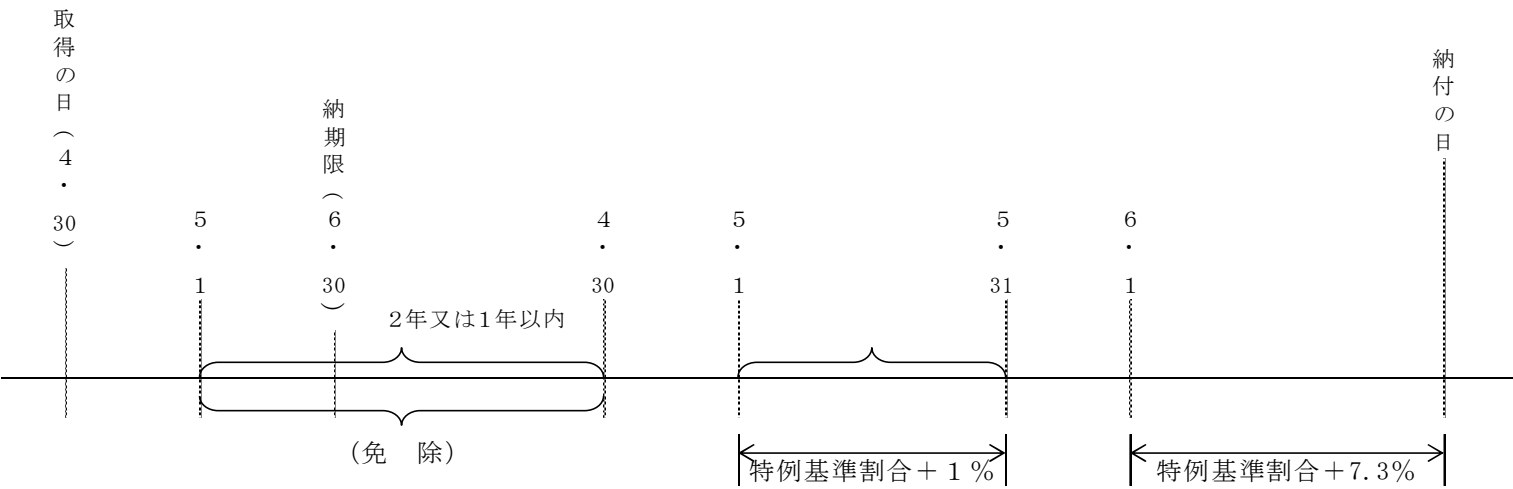
重加算金対象法人事業税

2 普通徴収に係る税

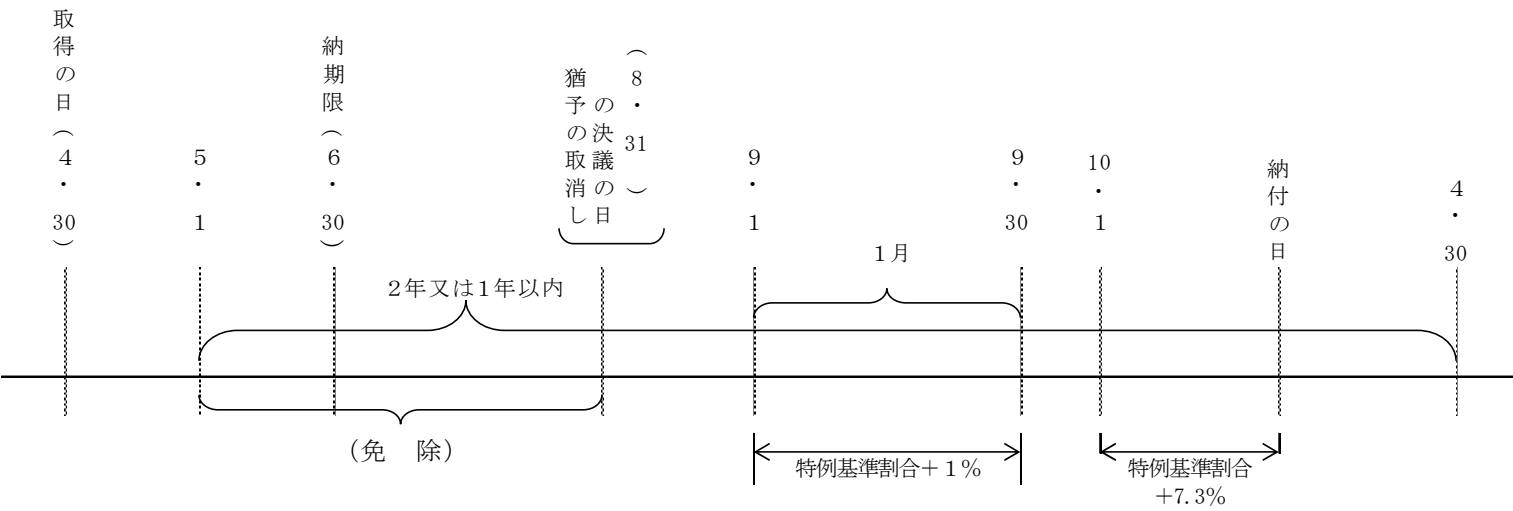
(1) 共通部分



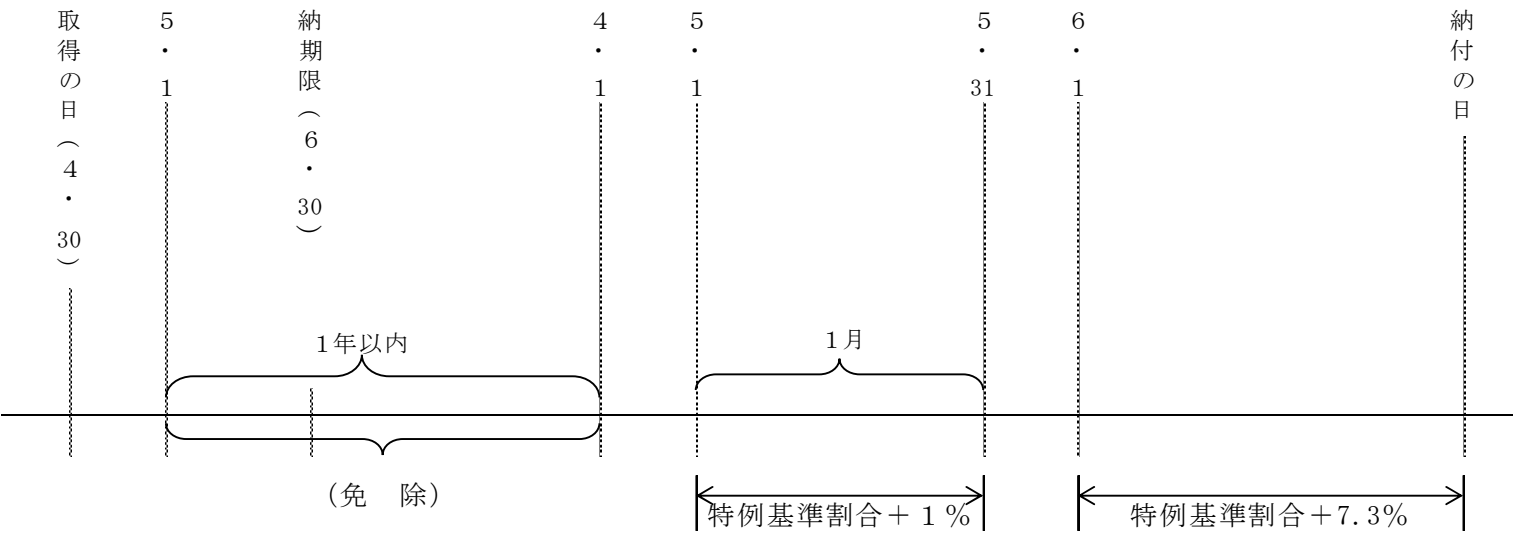
(2) 不動産取得税の徴収猶予
ア 法第 73 条の 25 〈住宅の用に供する土地の取得に対する猶予〉



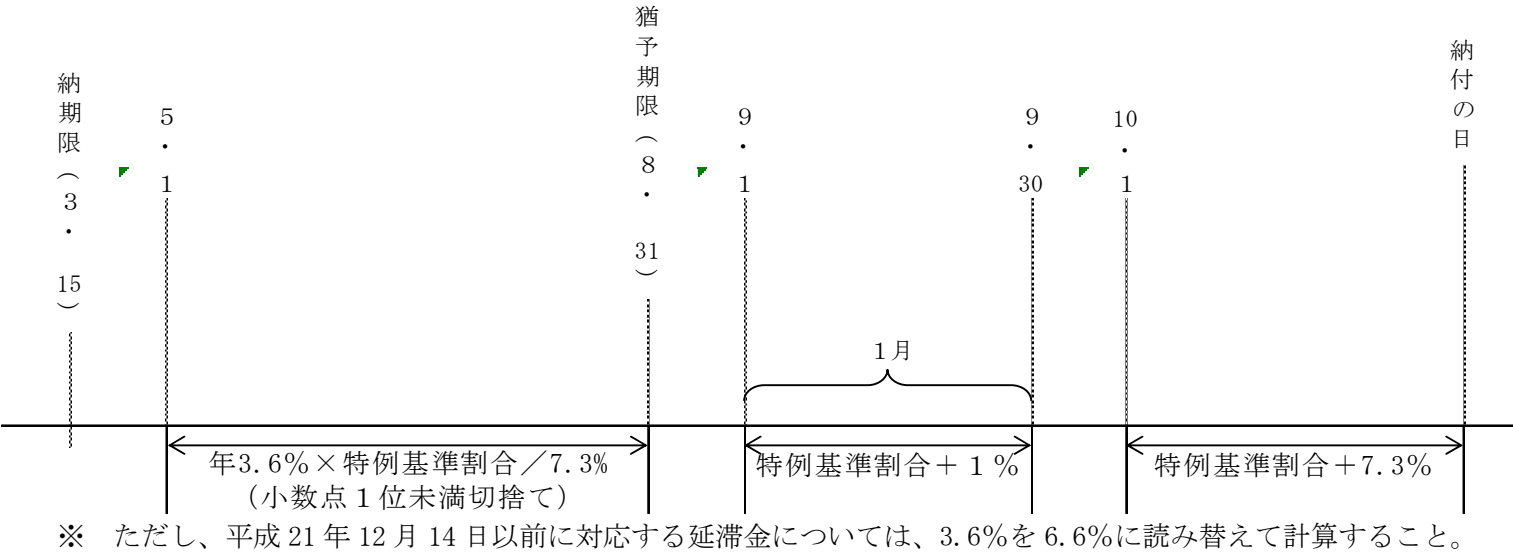
イ 法第 73 条の 26 〈住宅の用に供する土地の取得に対する猶予の取消し〉



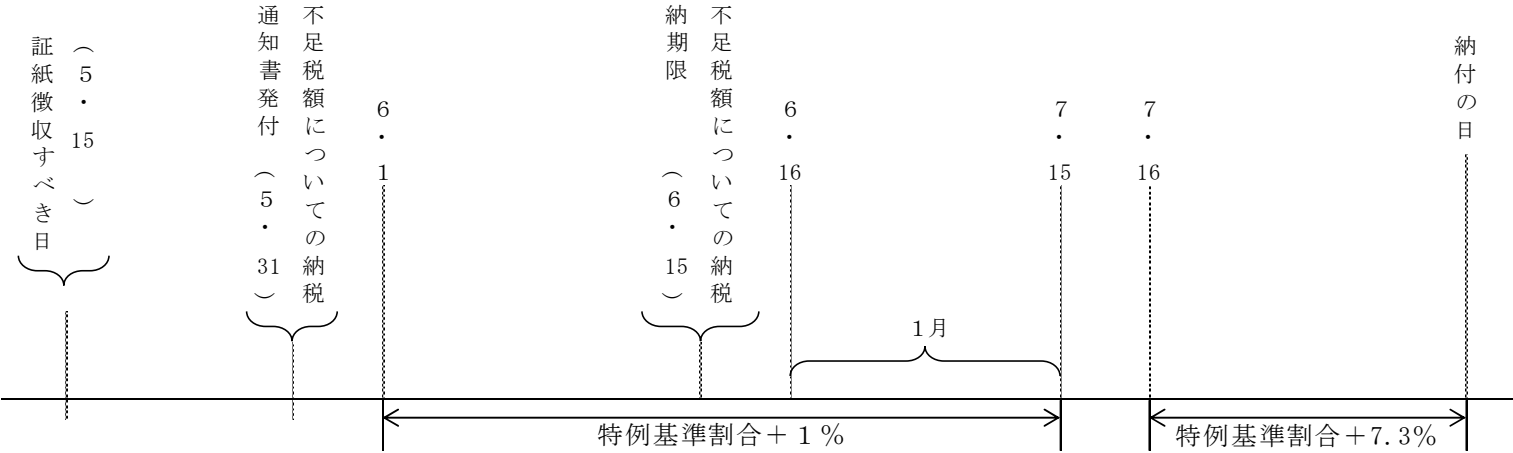
ウ 法第 73 条の 27 の 3 (被収容不動産等の代替不動産の取得に対する猶予)



エ 法附則第 12 条（農地等の生前一括贈与による取得に対する猶予）



(3) 法第 177 条の 11 第 7 項（自動車税の種別割の証紙徴収（条例第 69 条第 1 項の規定により現金で徴収されるものを含む）分を普通徴収する場合）

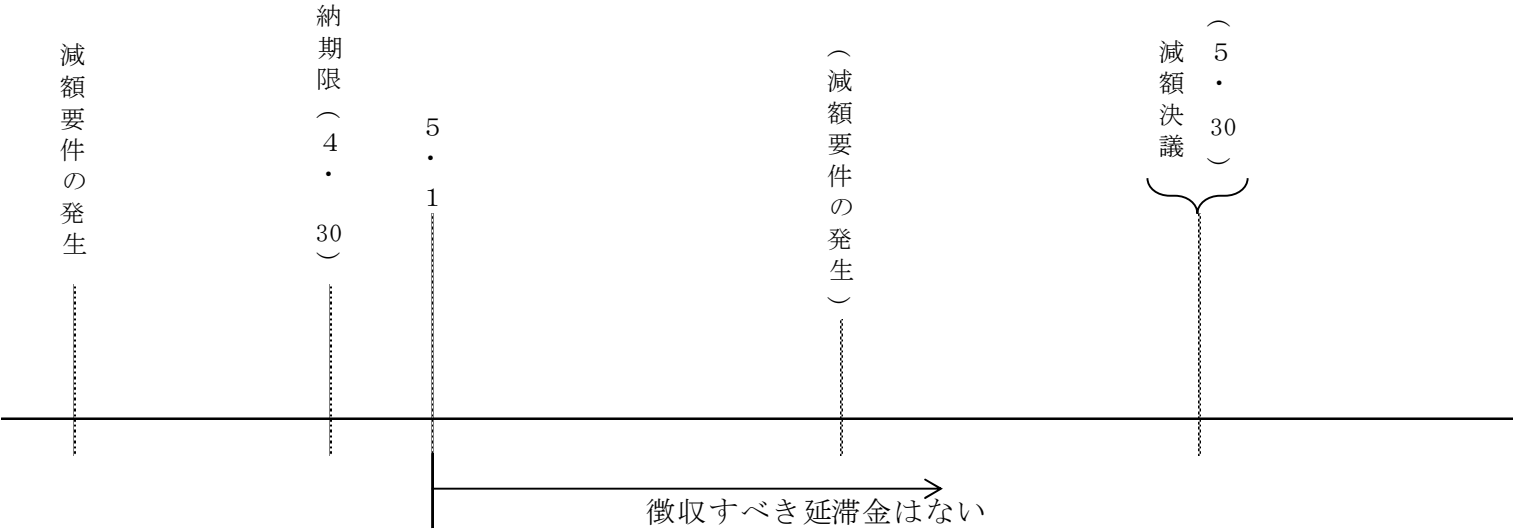


(4) 更訂減額に係る延滞金

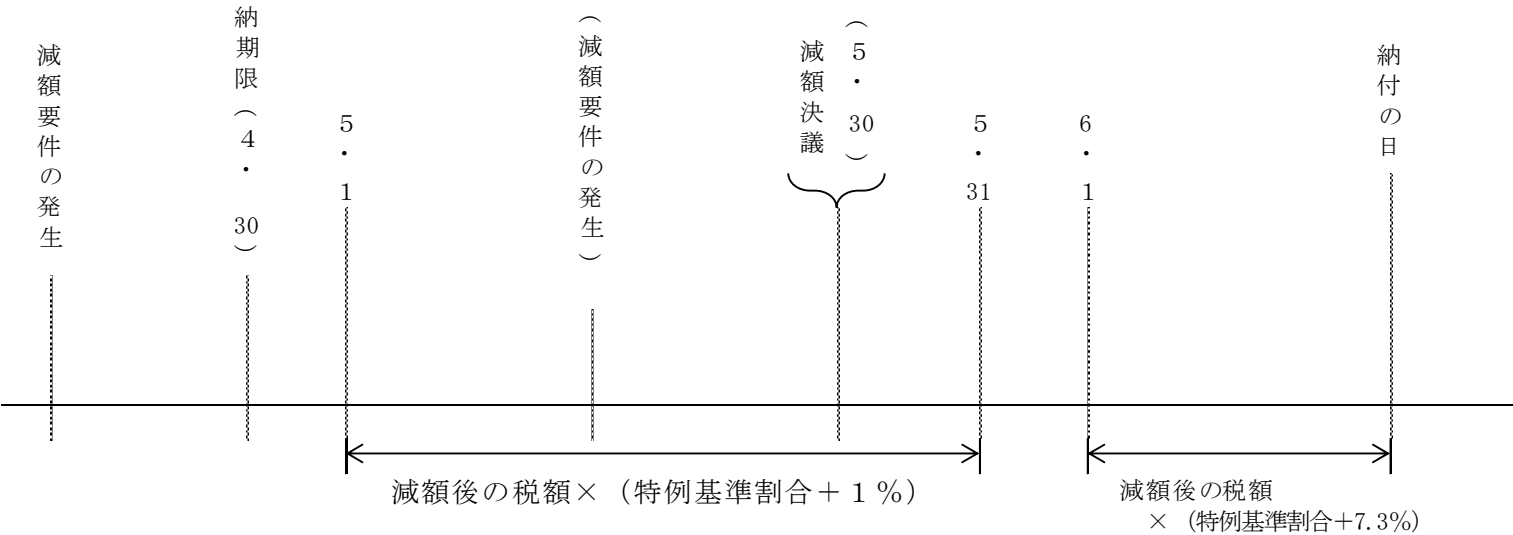
自動車の抹消登録及び転出若しくは不動産取得税の減額又は鉱業権の消滅等により、本税について減額が生じた場合は減額後の税額により納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ延滞金を算出する。

なお、減額要件の発生については納期限の前後を問わない。

ア 全部減額の場合



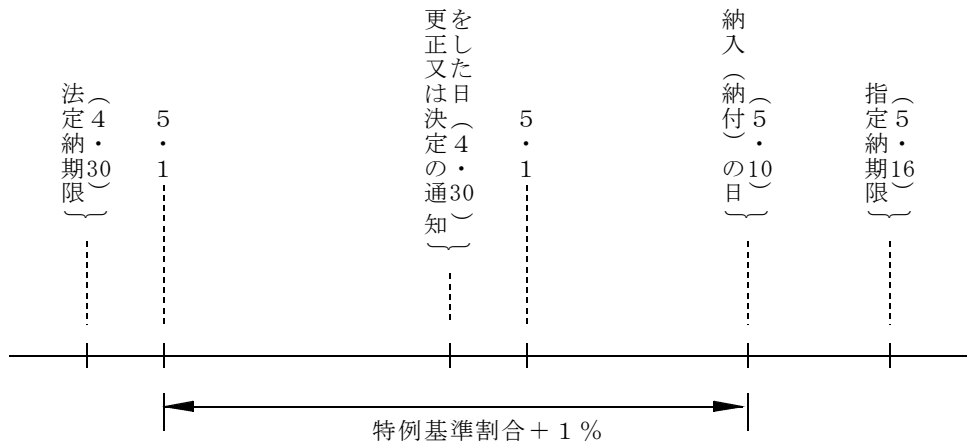
イ 一部減額の場合



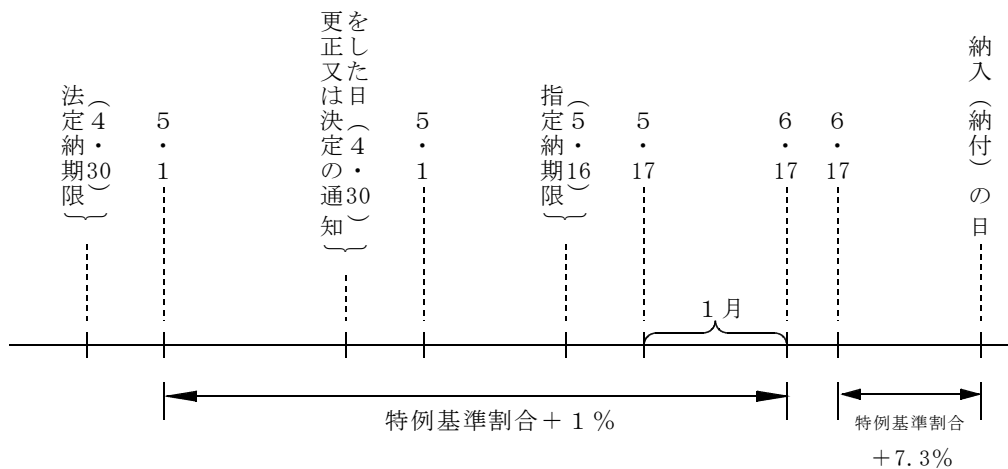
3 間接税

(1) 法第88条、第144条の45、第733条の17<ゴルフ場利用税、軽油引取税、産業廃棄物税に係る不足税額及びその延滞金の徴収>

ア 指定納期限内に納入（納付）した場合

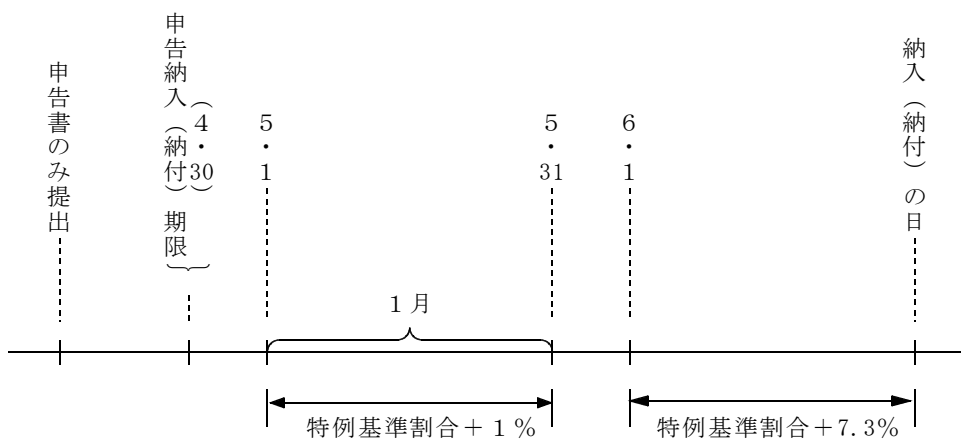


イ 指定納期限後に納入（納付）した場合

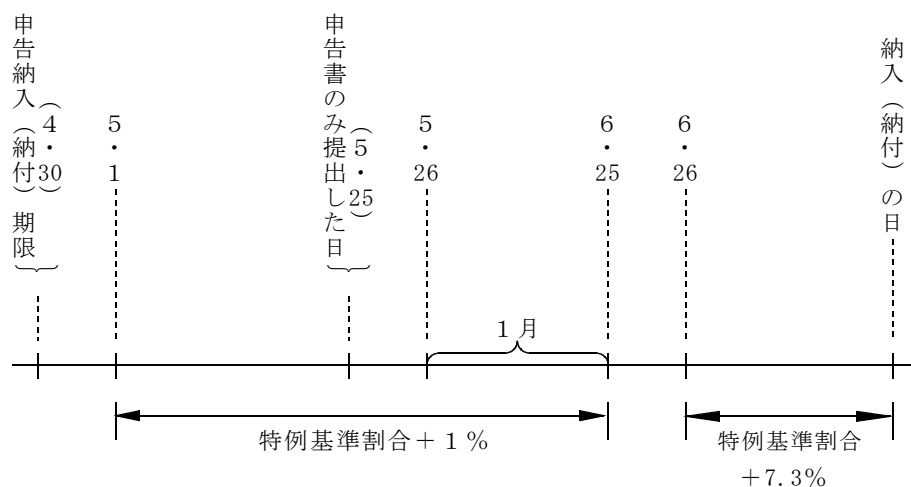


(2) 法第89条、第144条の46、第733条の20<納期限後に申告納入し、又は納付するゴルフ場利用税、軽油引取税、産業廃棄物税に係る延滞金>

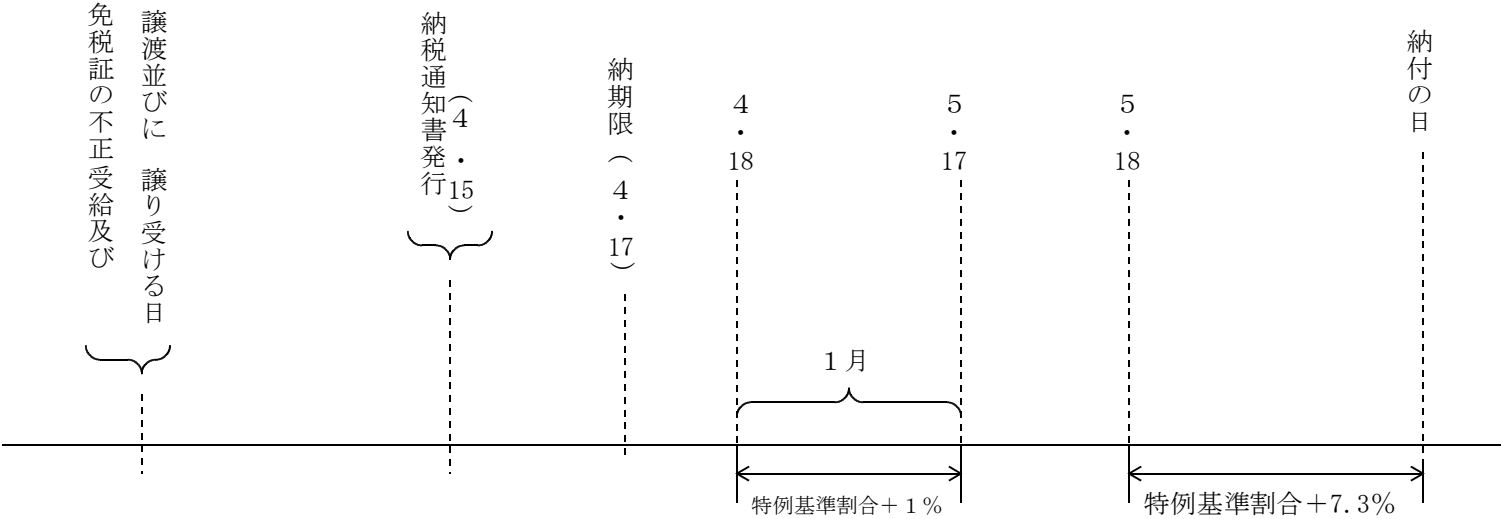
ア 申告が法定提出期限内になされ、納入（納付）が期限後のもの



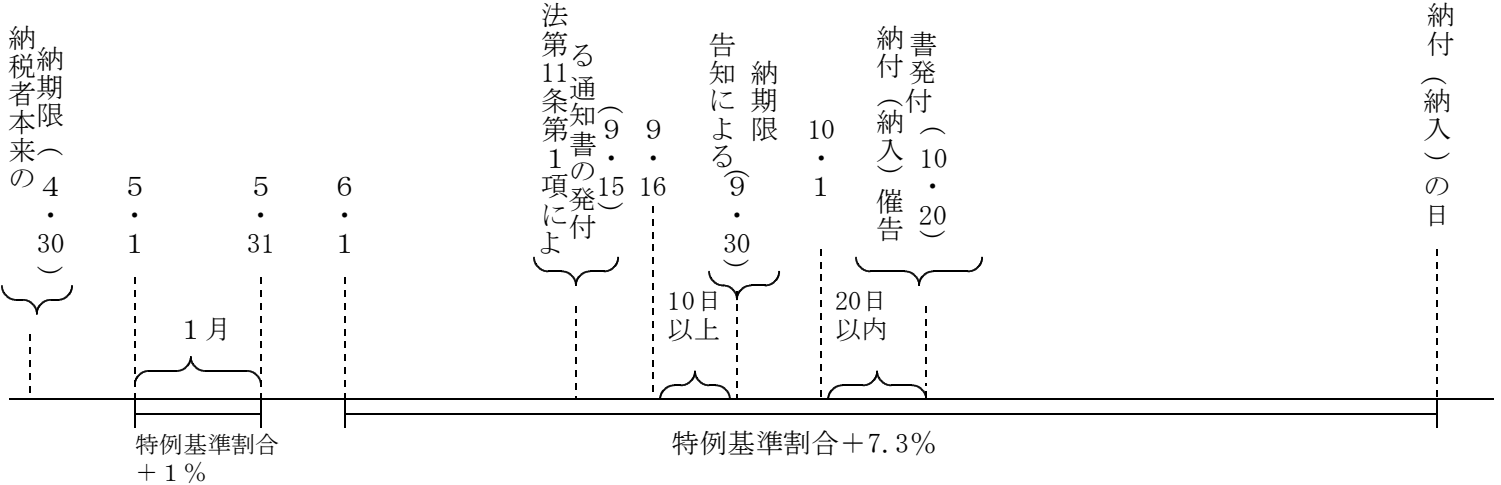
イ 申告及び納入（納付）が法定提出期限後のもの



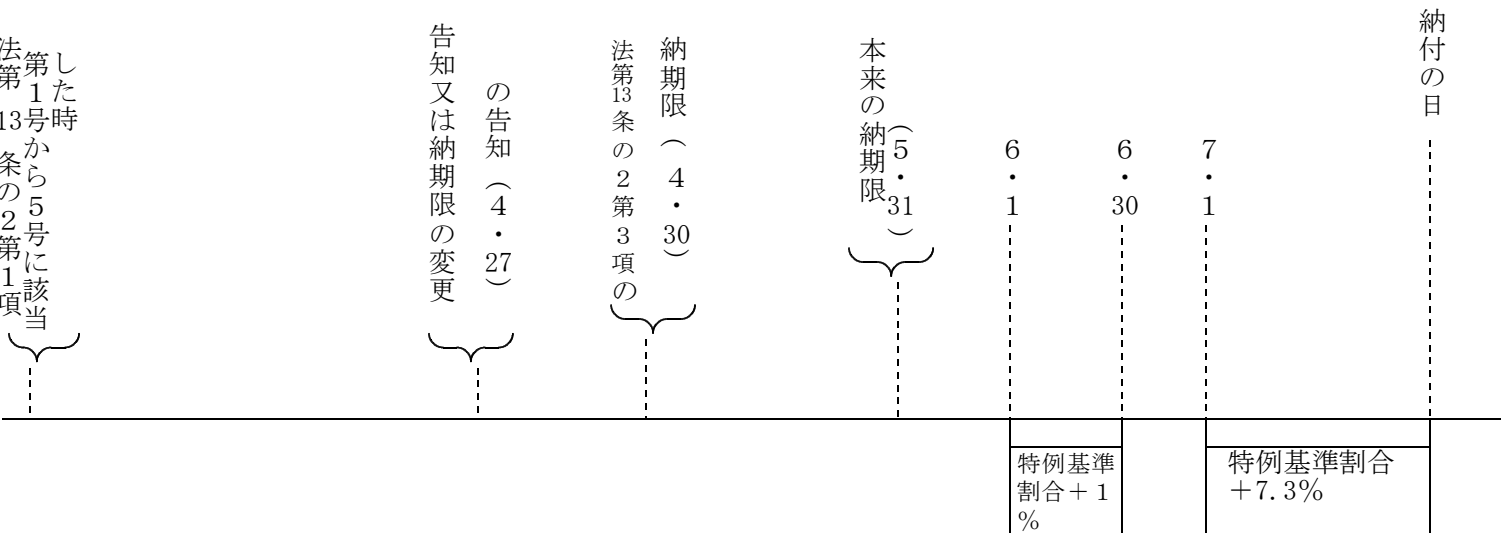
(3) 法第144条の22〈免税証の不正受給による免税軽油の引取に関する罪等〉第144条の25〈免税証の譲渡の禁止に関する罪等〉に係る普通徴収の場合



4 第2次納税義務者が納付（納入）する場合



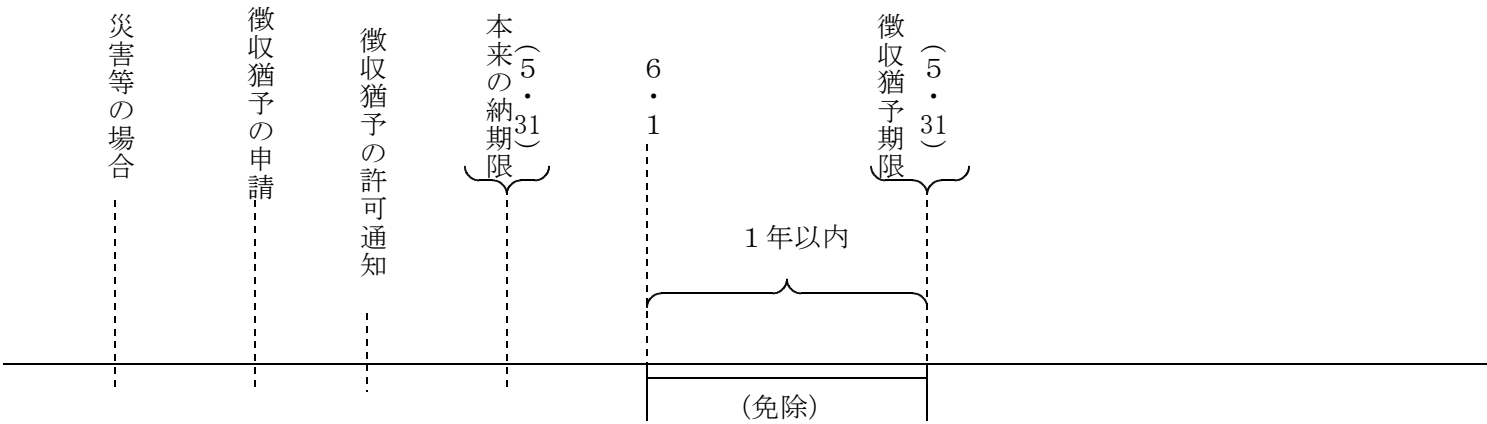
5 繰上徴収（法第13条の2）の場合



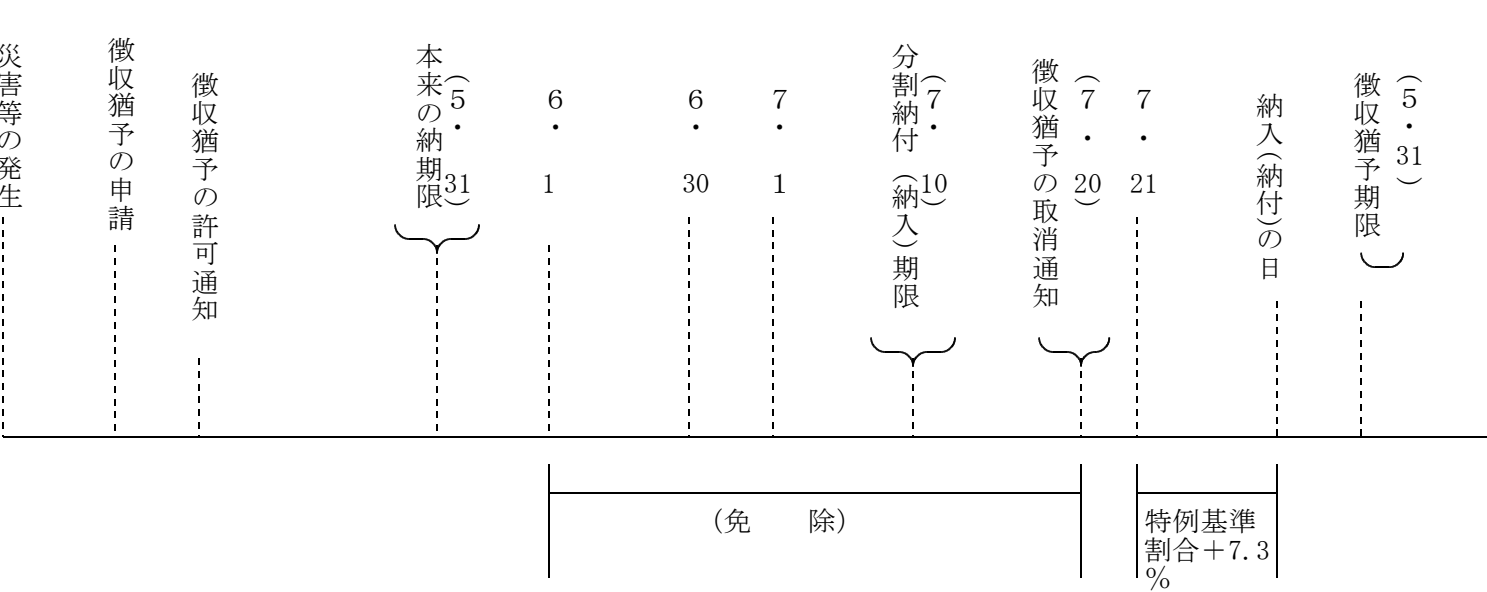
6 法第 1 5 条該当の徴収猶予の場合

(1) 災害等による徴収の猶予に係るもの

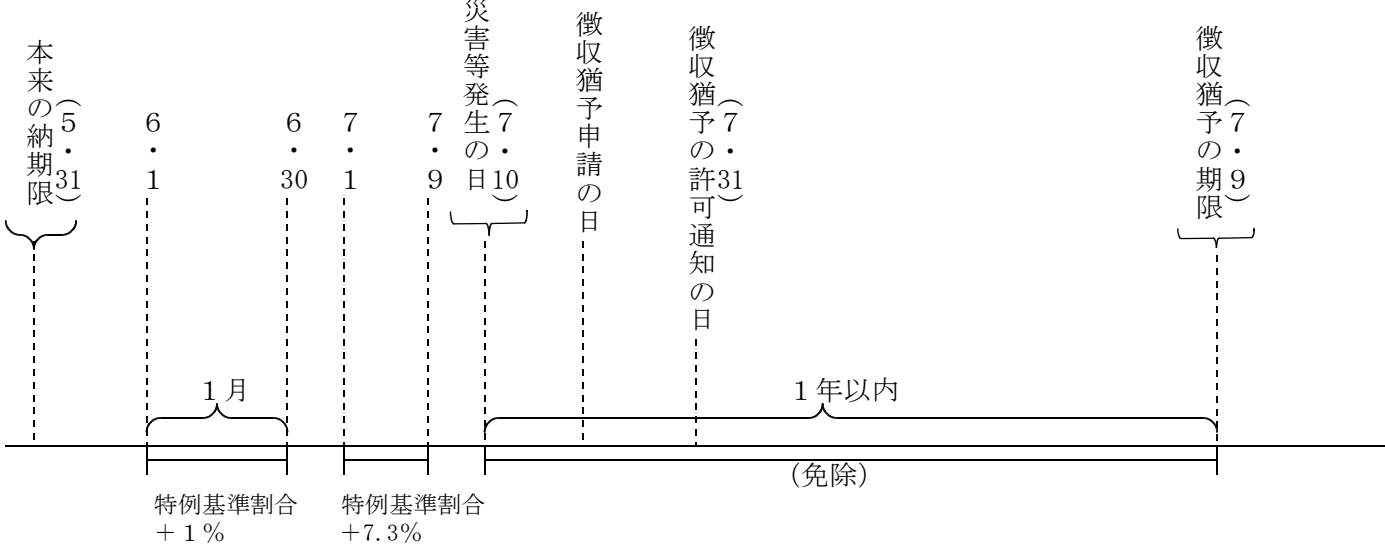
ア その事実が本来の納期限前の場合（猶予期限内に納付（納入）したとき）



イ その事実が本来の納期限前の場合（分割納付（納入）期限又は期限までに納付しないとき）

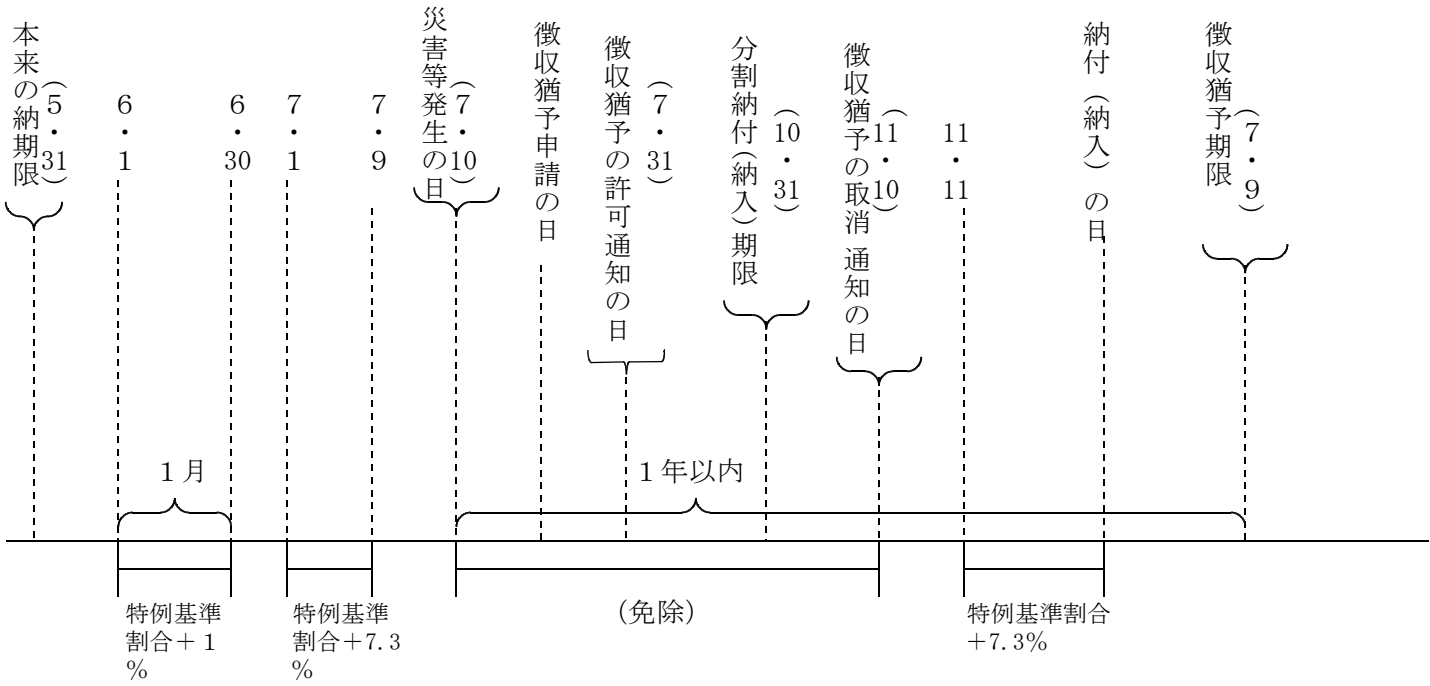


ウ その事実が本来の納期限後の場合（猶予期限内に納付（納入）したとき）



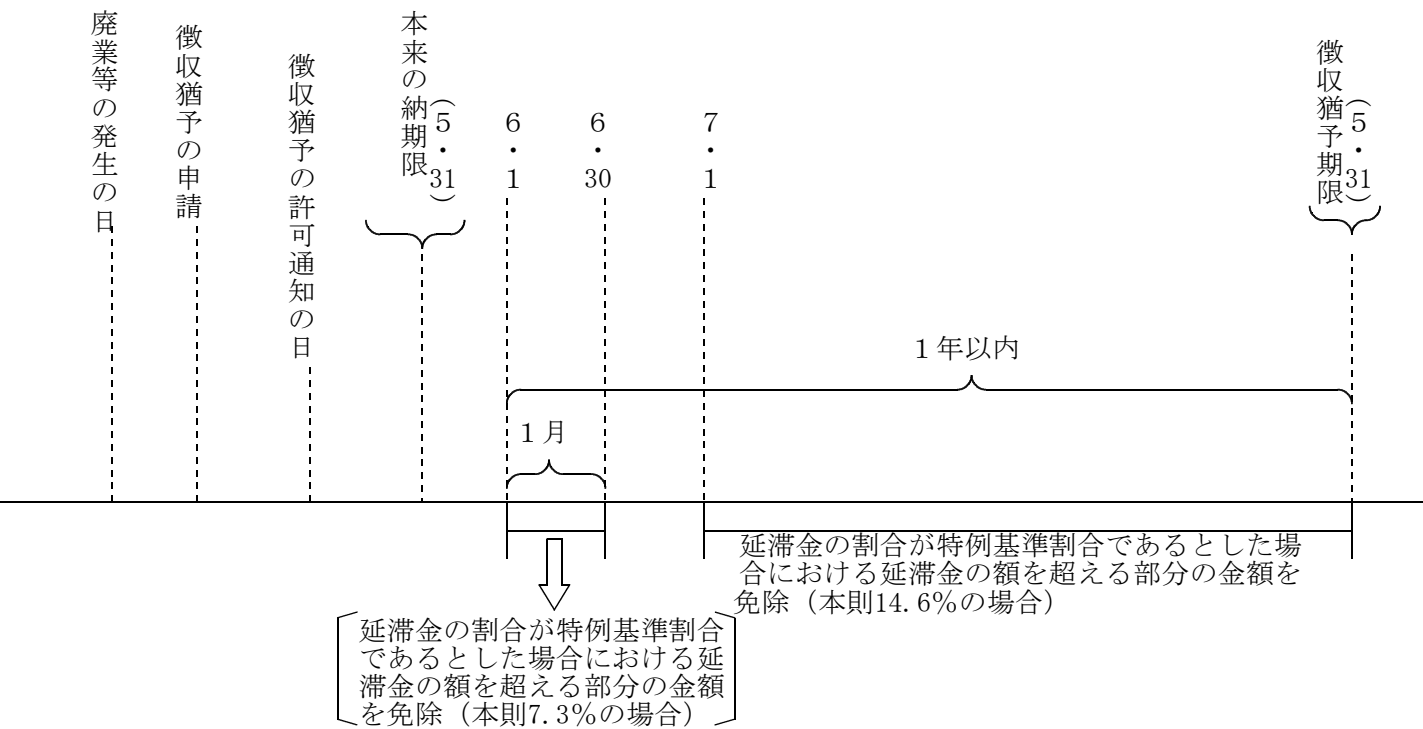
注) 徴収猶予の始期を災害発生の日にかのぼった例

エ その事実が本来の納期限後の場合（分割納付（納入）期限又は期限までに納付しないとき）

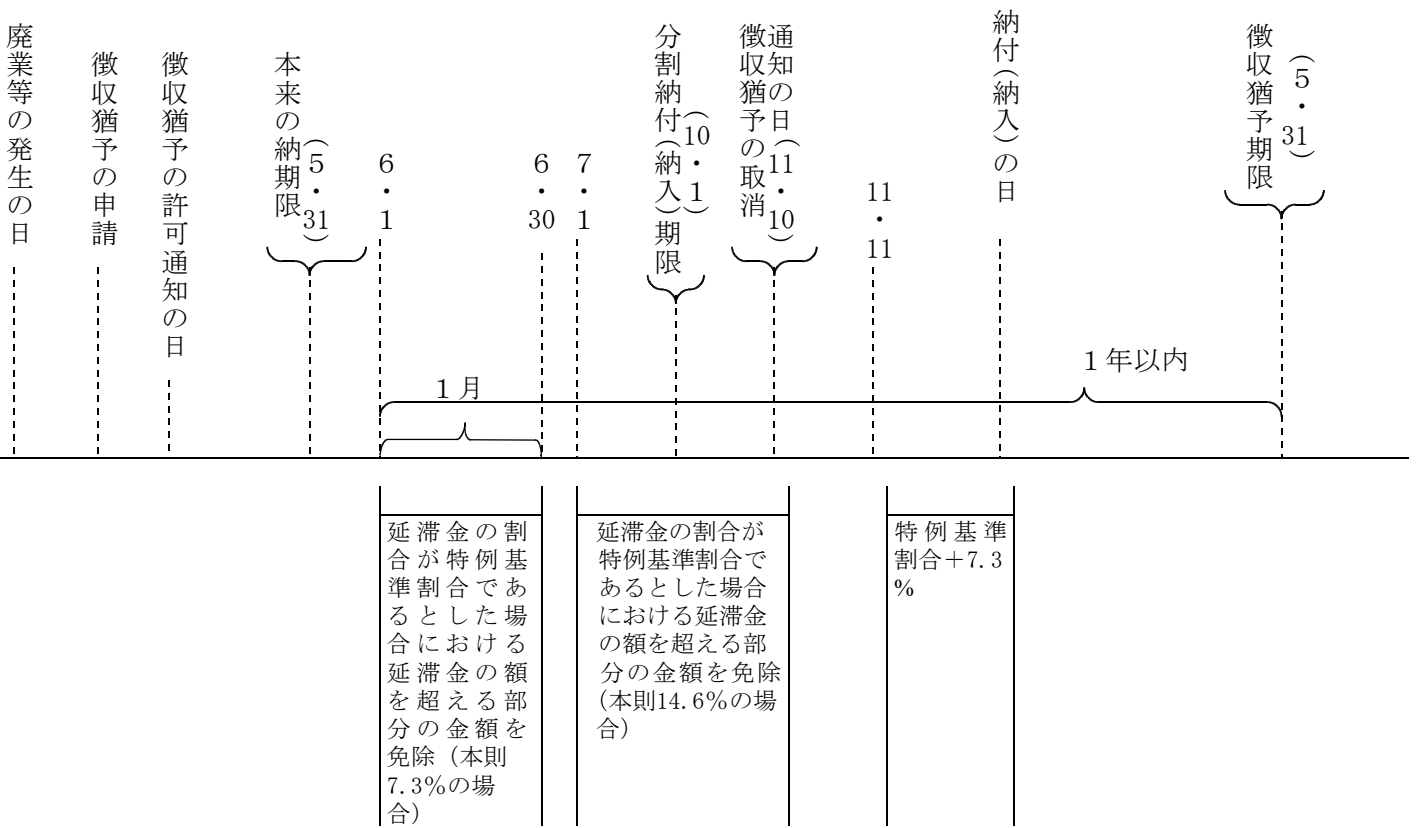


(2) 事業の廃止等による徴収の猶予

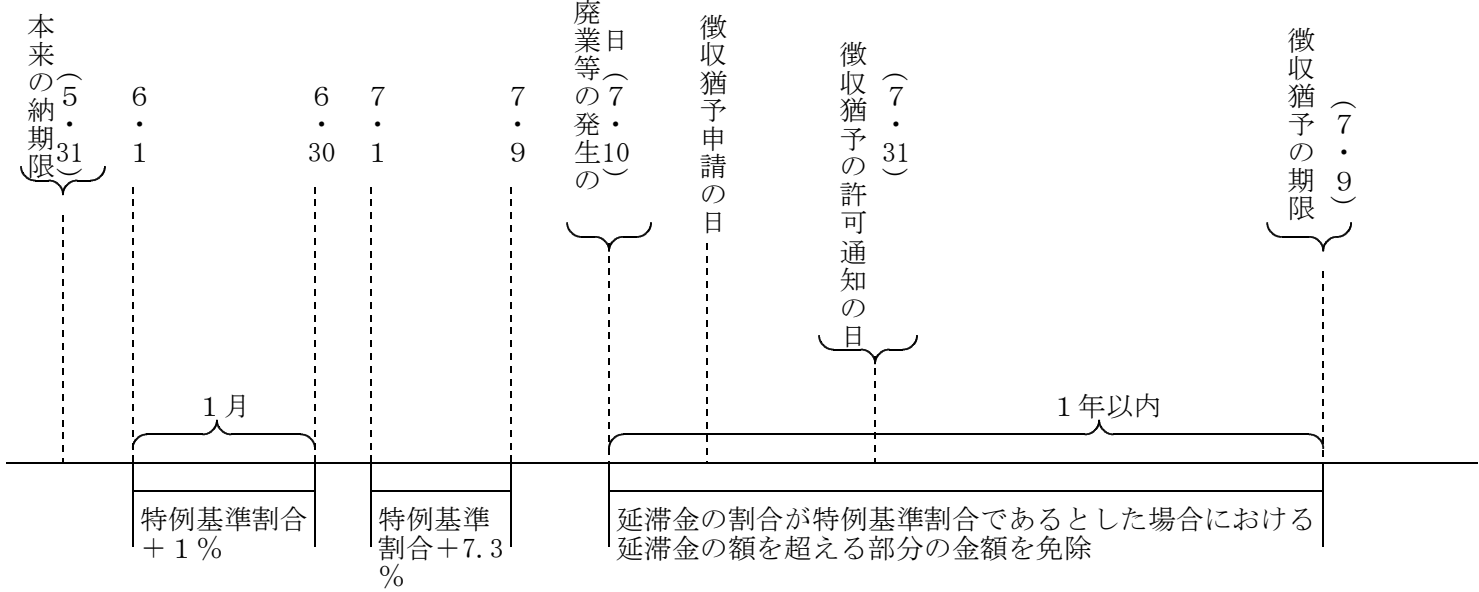
ア その事実が本来の納期限前の場合（猶予期間内に納付（納入）したとき）



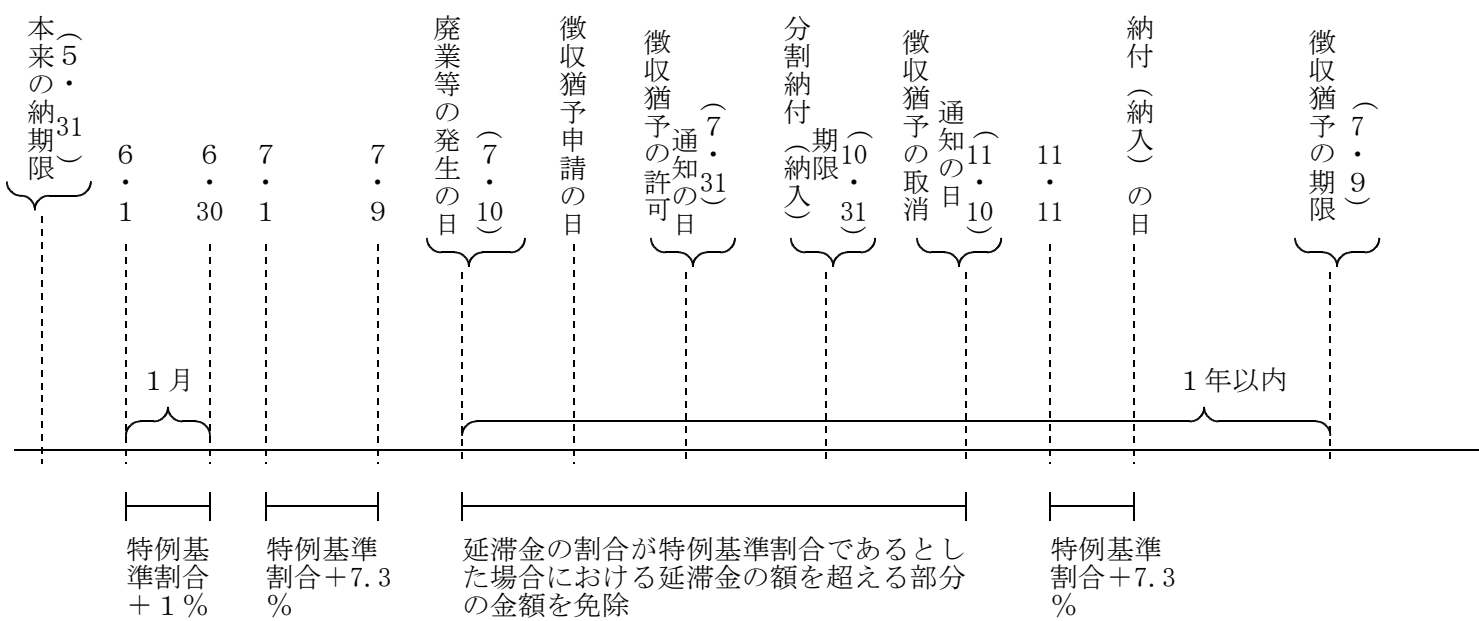
イ その事実が本来の納期限前の場合（分割納付（納入）期限までに納付（納入）しないことにより猶予を取消したとき）



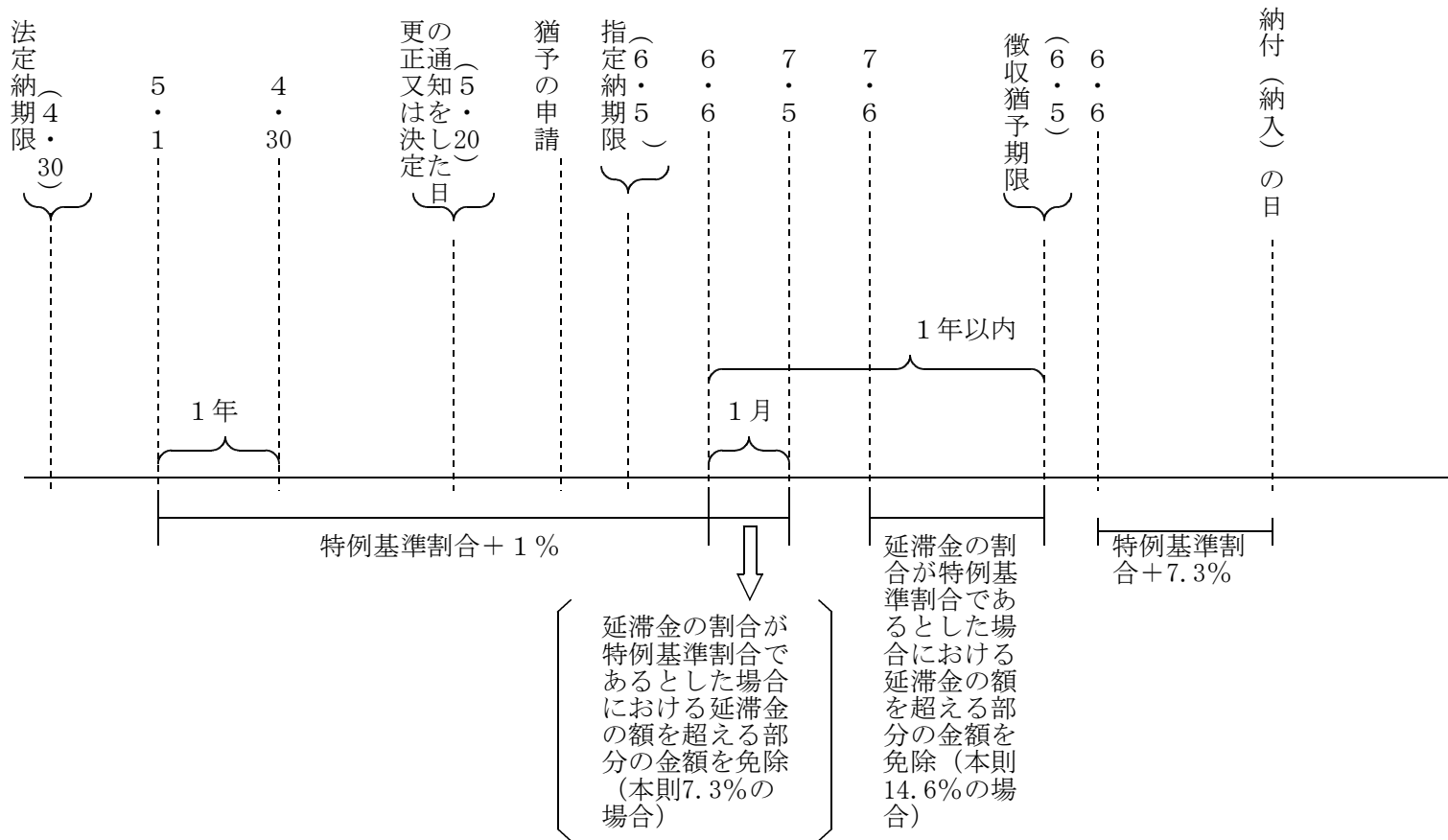
ウ その事実が本来の納期限後の場合（猶予期限内に納付（納入）したとき）



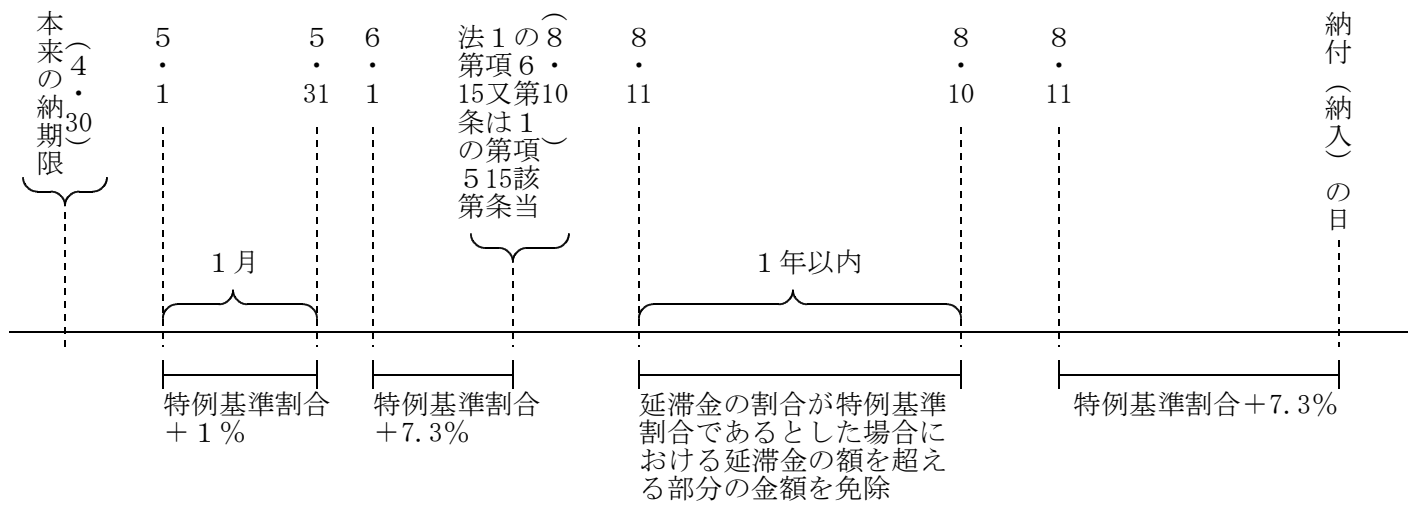
エ その事実が本来の納期限後の場合（分割納付（納入）期限までに納付（納入）しないことにより猶予を取消したとき）



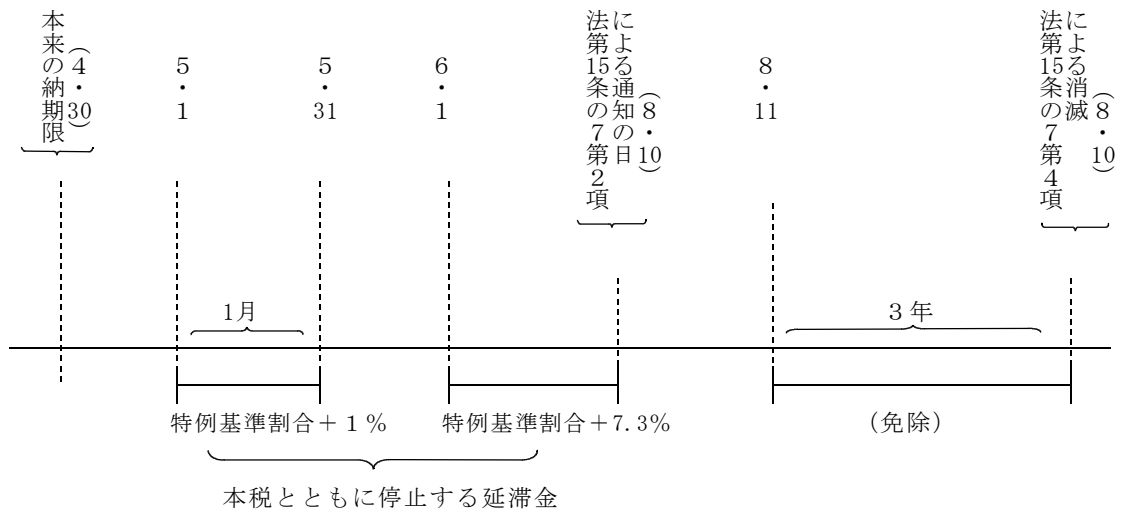
(3) 賦課決定等の遅延による徴収猶予（法第15条第2項）



7 法第15条の5又は第15条の6該当の換価の猶予



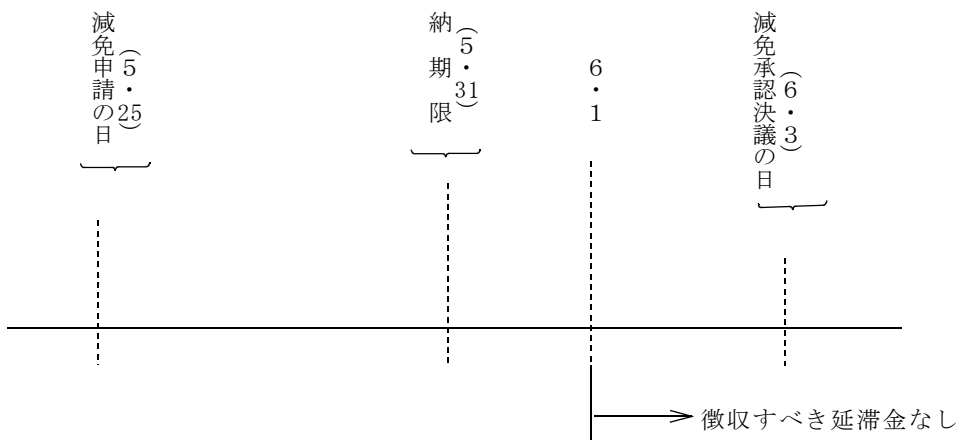
8 法第15条の7該当の滞納処分の停止



9 減免に係る延滞金

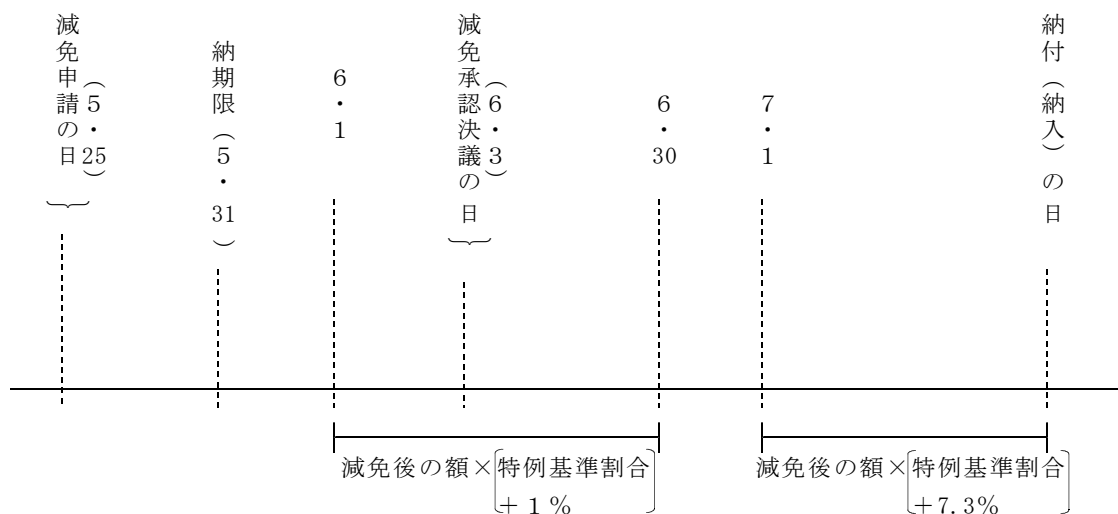
(1) 納期限（随時課税の場合の納期限は、納税通知書に定めるところによる。以下この章において同じ。）以前に減免申請があった場合

ア 全部減免の場合



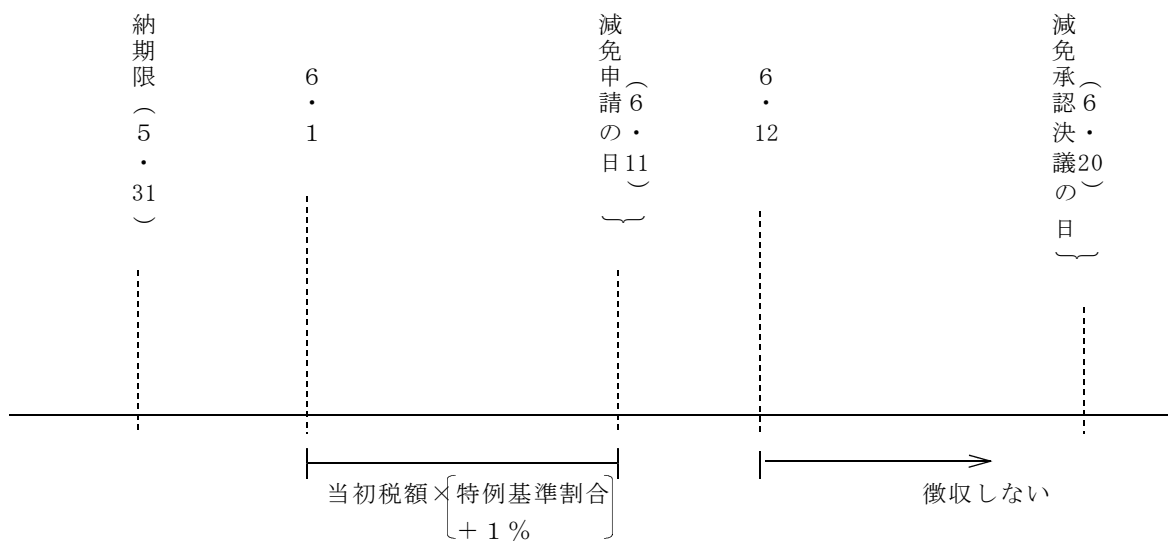
注) 減免申請のあった日とは民法第97条〈意思表示の効力発生時期等〉の規定によるものとするが、その申請書が郵便により提出されたときは、その郵便物の通信日付印により表示された日に提出があったものとみなすこと。

イ 一部減免の場合



(2) 納期限後に減免申請があった場合

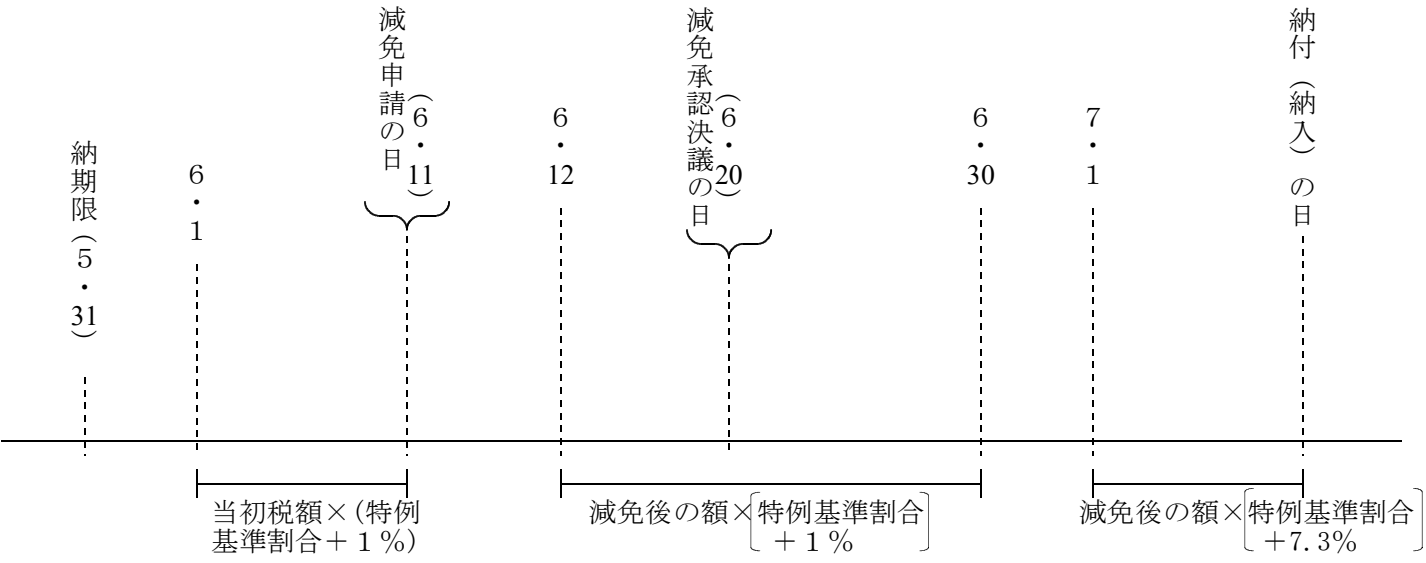
ア 全部減免の場合



注) 全部減免の場合の延滞金の減免

局長がやむを得ない事由により延滞金額を減免する必要があると認めた場合においては、規則第23条（延滞金の免除申請等）の規定により処理すること。

イ 一部減免の場合

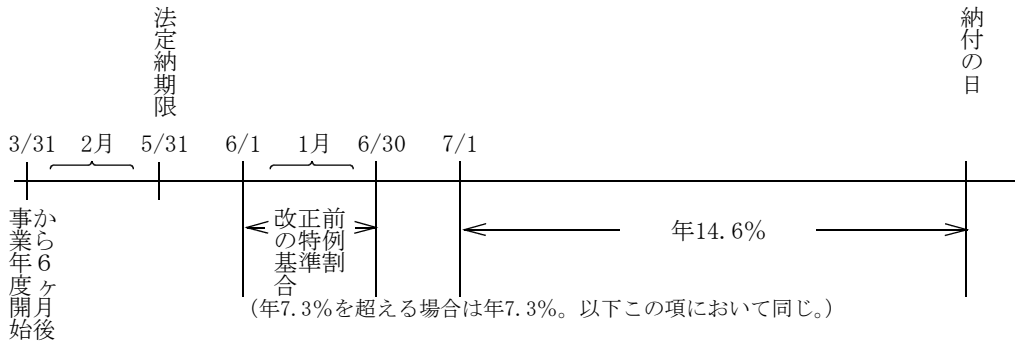


第4 各税目の延滞金の計算 【平成12年1月1日以後平成25年12月31日までの期間】

前記第2延滞金の割合の特例措置等が適用される場合の各税目の延滞金の計算は次のとおりである。

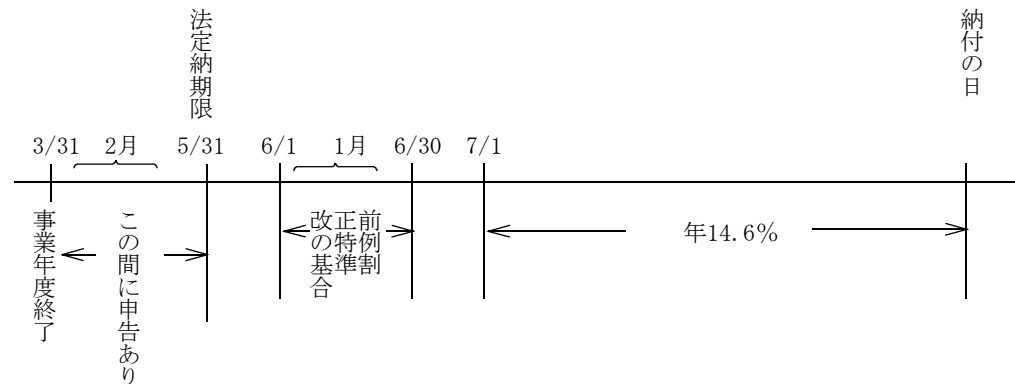
1 法人の県民税及び事業税

- (1) 中間・予定・みなす申告（法第53条第1項、第72条の26第1項に係る申告）の延滞金（法第64条第1項第1号、第72条の45第1項第1号）

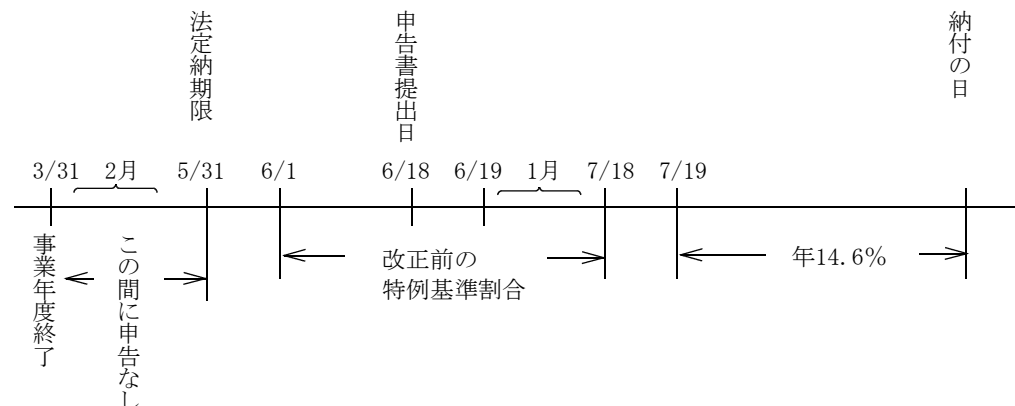


* 中間・予定・みなす申告は期後申告はなし

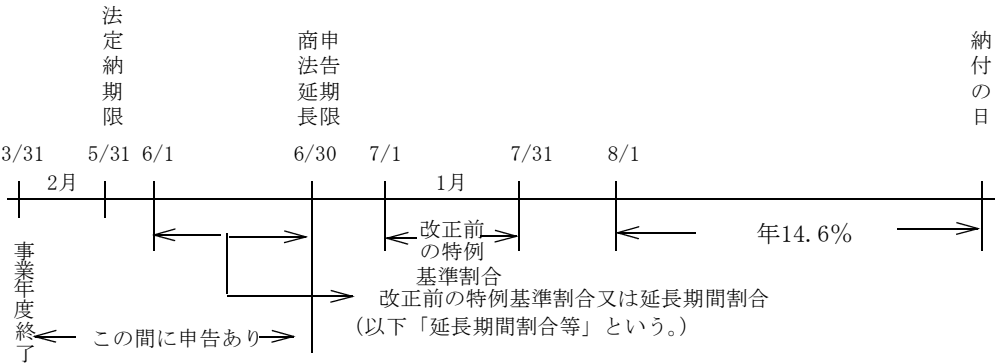
- (2) 確定申告（法第53条第1項、第72条の25第1項、第72条の28第1項に係る申告）の延滞金
ア 期限内申告（法第64条第1項第1号、第72条の45第1項第1号）



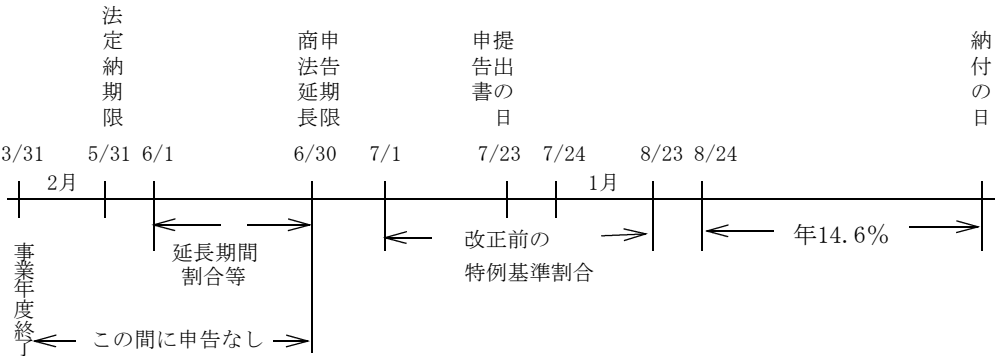
- イ 期限後申告（法第64条第1項第2号、第72条の45第1項第2号）



ウ 商法延長法人（法第53条第44項、第72条の25第3項該当法人）の期限内申告（法第64条第1項第1号、第65条第1項及び第4項、第72条の45第1項1号、第72条の45の2第1項）

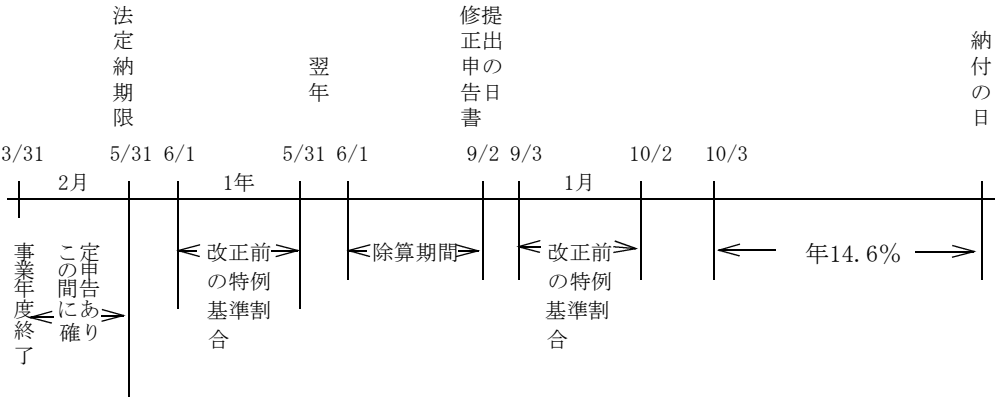


エ 商法延長法人の期限後申告（法第64条第1項第2号、第65条第1項及び第4項、第72条の45第1項第2号、第72条の45の2第1項）

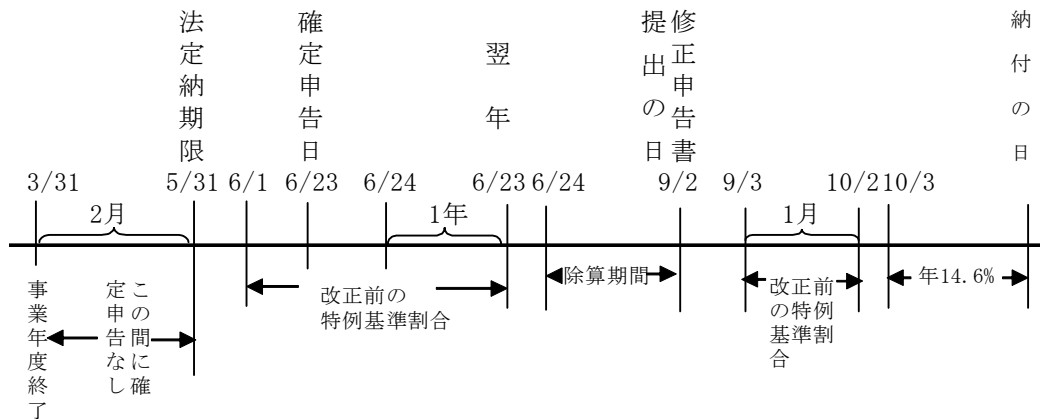


(3) 自主修正申告（法第53条第22項、第72条の33第2項に係る申告）の延滞金

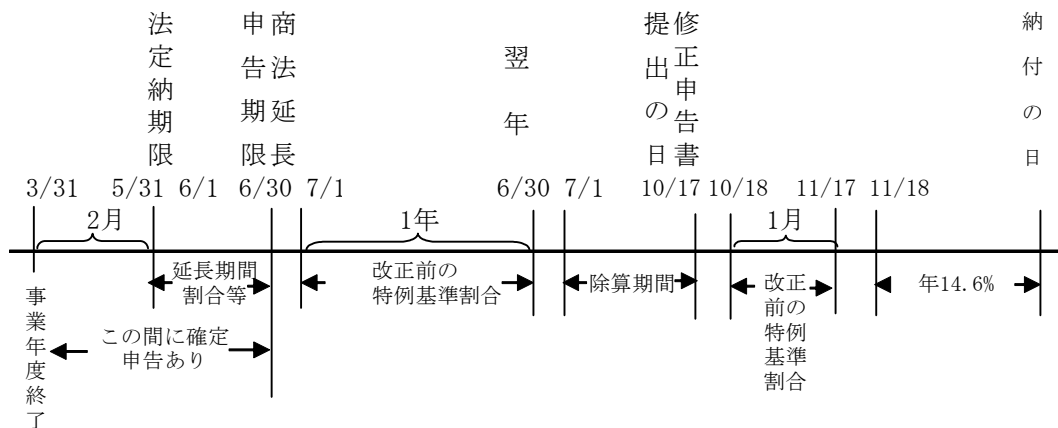
ア 確定申告が期限内申告（法第64条第1項第3号、同条第2項、第72条の45第1項第3号、同条第2項）



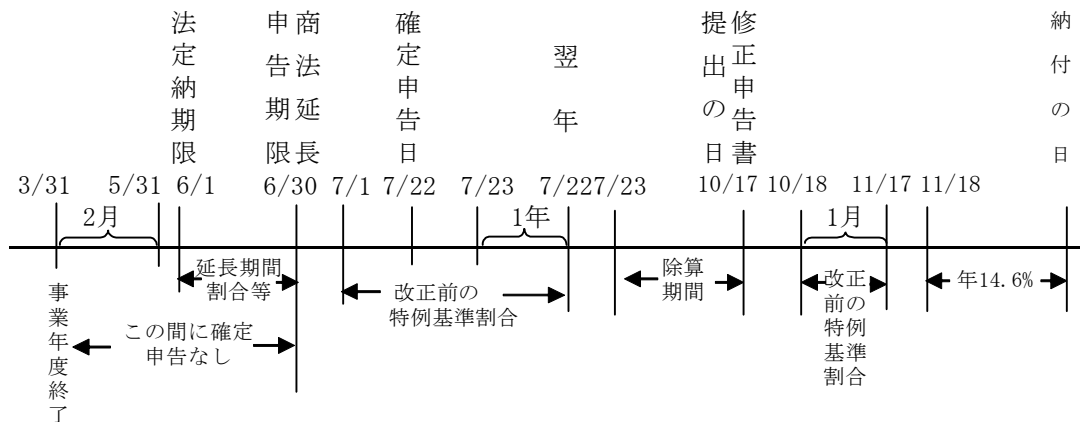
イ 確定申告が期限後申告（法第64条第1項第3号、同条第2項、第72条の4第1項第3号、同条第2項）



ウ 商法延長法人の期限内申告（法第64条第1項第3号、同条第2項、第65条第1項及び第4項、第72条の4第1項第3号、同条第2項、第72条の4第2第1項）

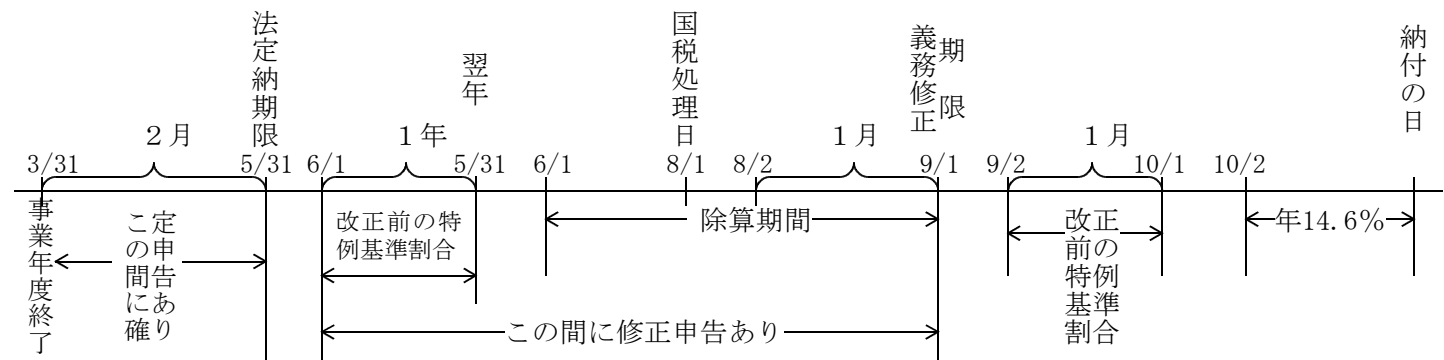


エ 商法延長法人の期限後申告（法第64条第1項第3号、同条第2項、第65条第1項及び第4項、第72条の4第1項第3号、同条第2項、第72条の4第2第1項）

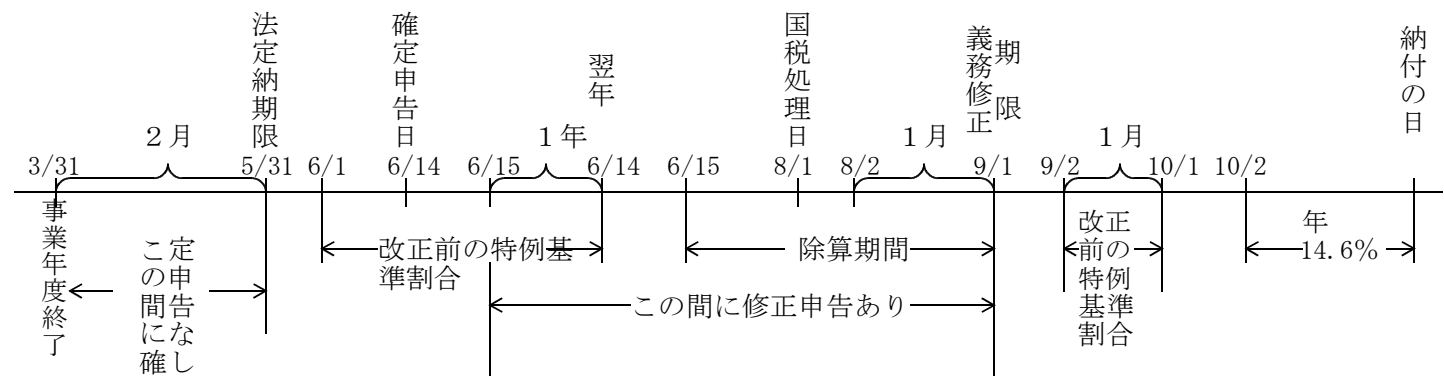


(4)義務修正申告(法第53条第23項、第72条の33第3項に係る申告)の延滞金

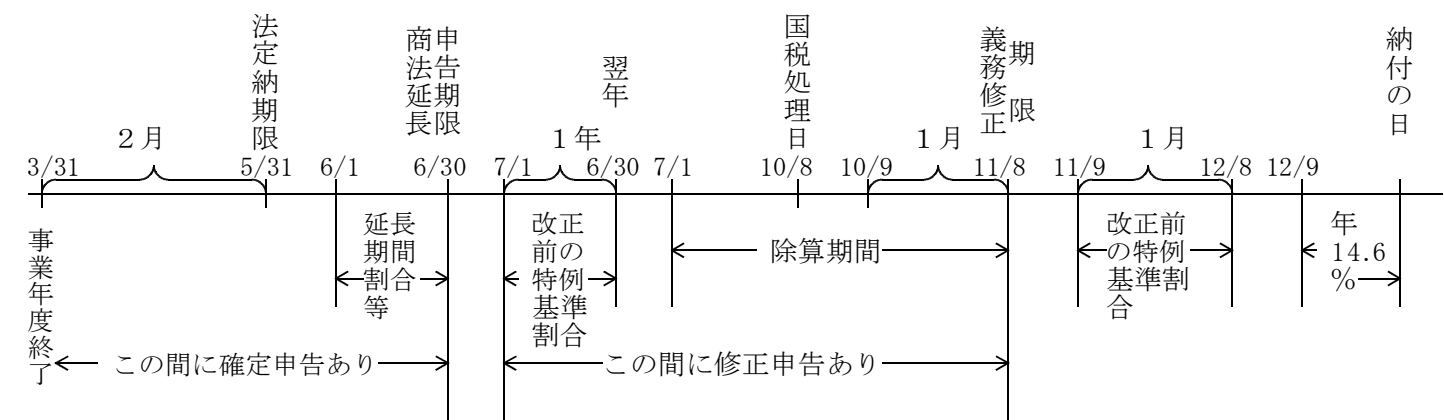
ア 確定申告が期限内申告（法第64条第1項第3号、同条第2項、第72条の45第1項第3号、同条第2項）



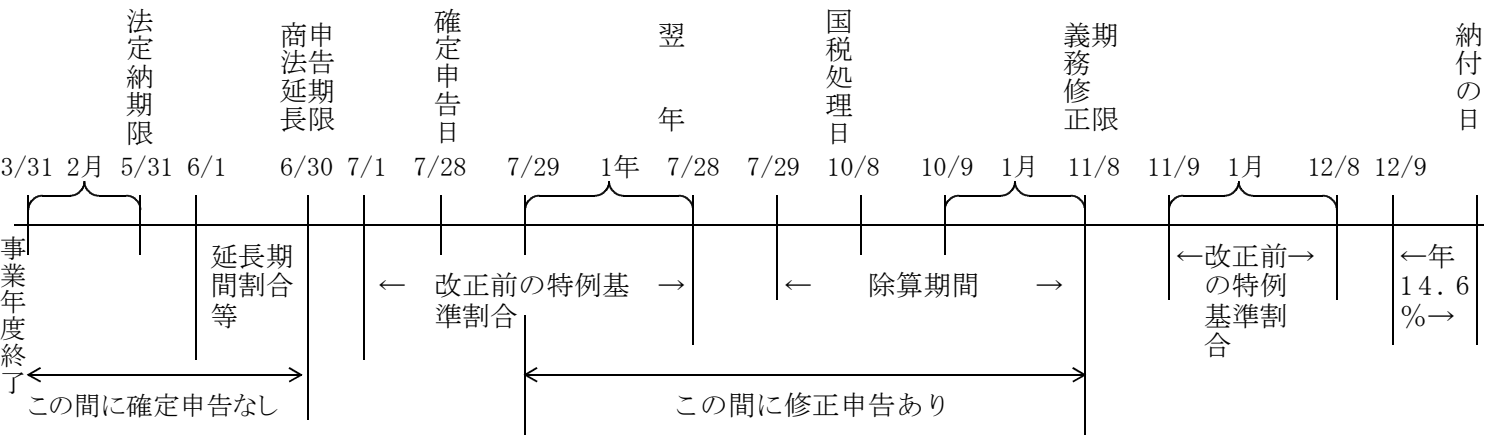
イ 確定申告が期限後申告（法第64条第1項第3号、同条第2項、第72条の45第1項第3号、同条第2項）



ウ 商法延長法人の期限内申告（法第64条第1項第3号、同条第2項、第65条第1項及び第4項、第72条の45第1項第3号、同条第2項、第72条の45の2第1項）

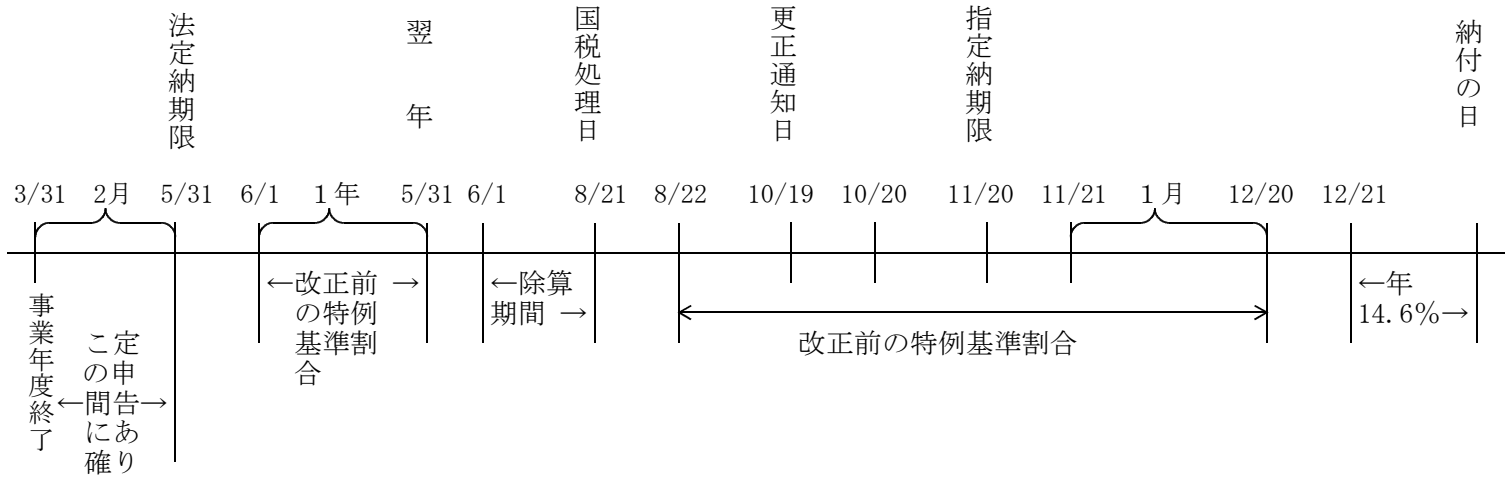


エ 商法延長法人の期限後申告（法第64条第1項第3号、同条第2項、第65条第1項及び第4項、第72条の45第1項第3号、同条第2項、第72条の45の2第1項）

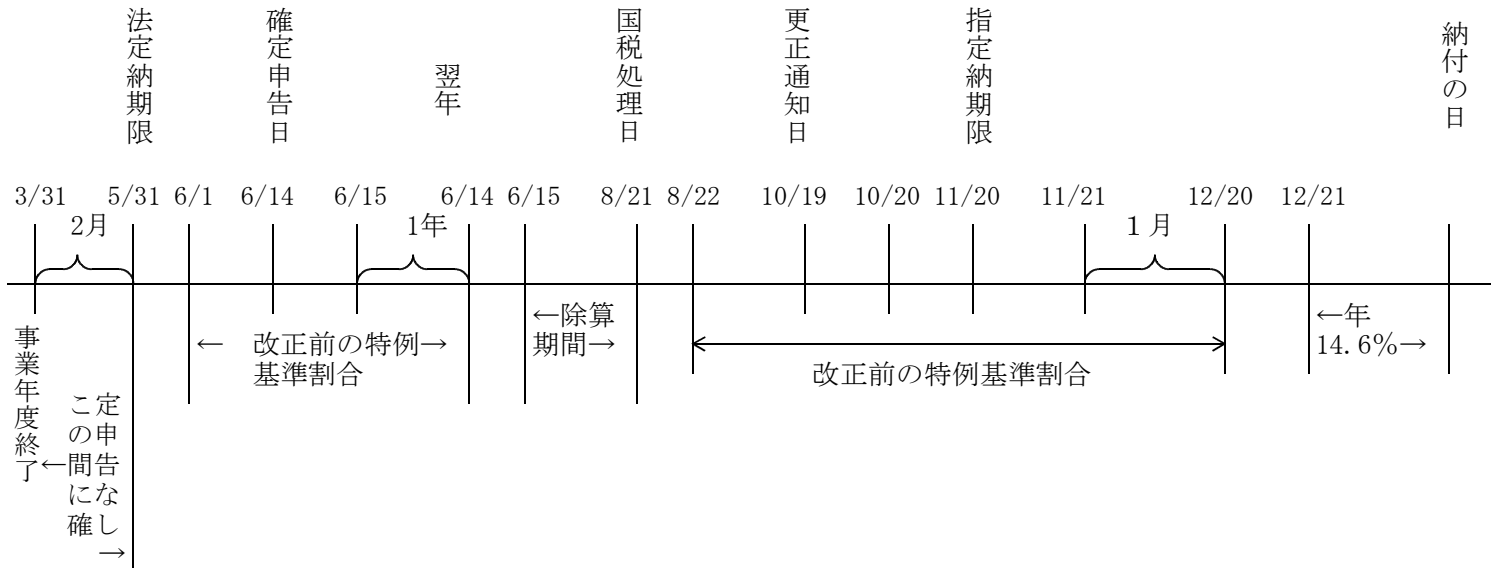


(5) 更正（法第55条第1項、第3項、第72条の39第1項、第3項）の延滞金

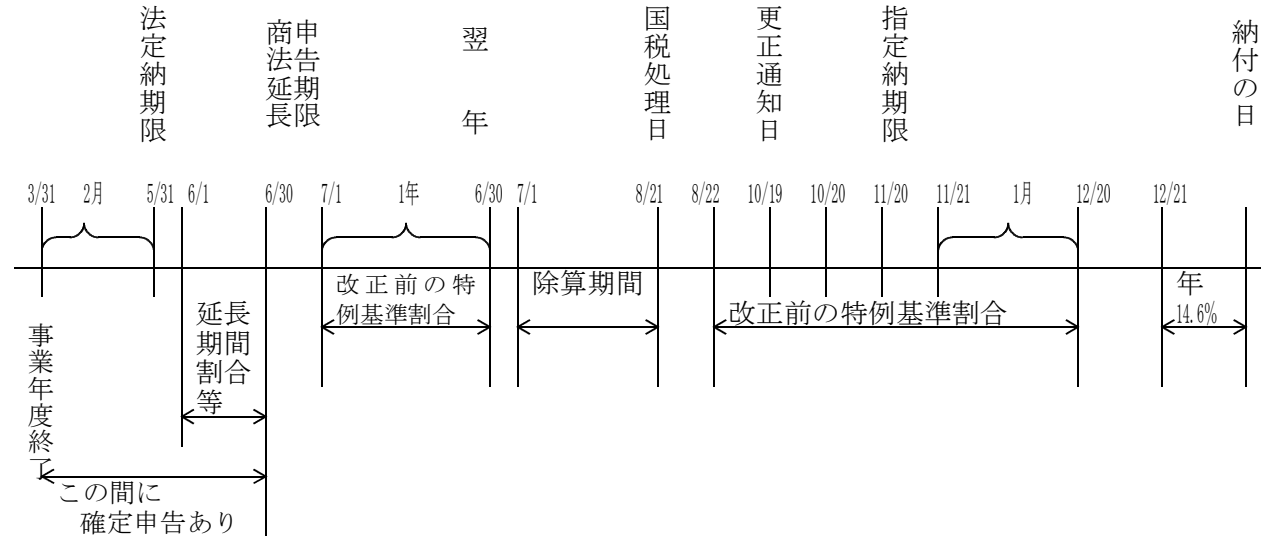
ア 確定申告が期限内申告（法第56条第2項、第3項、第72条の44第2項、第3項）



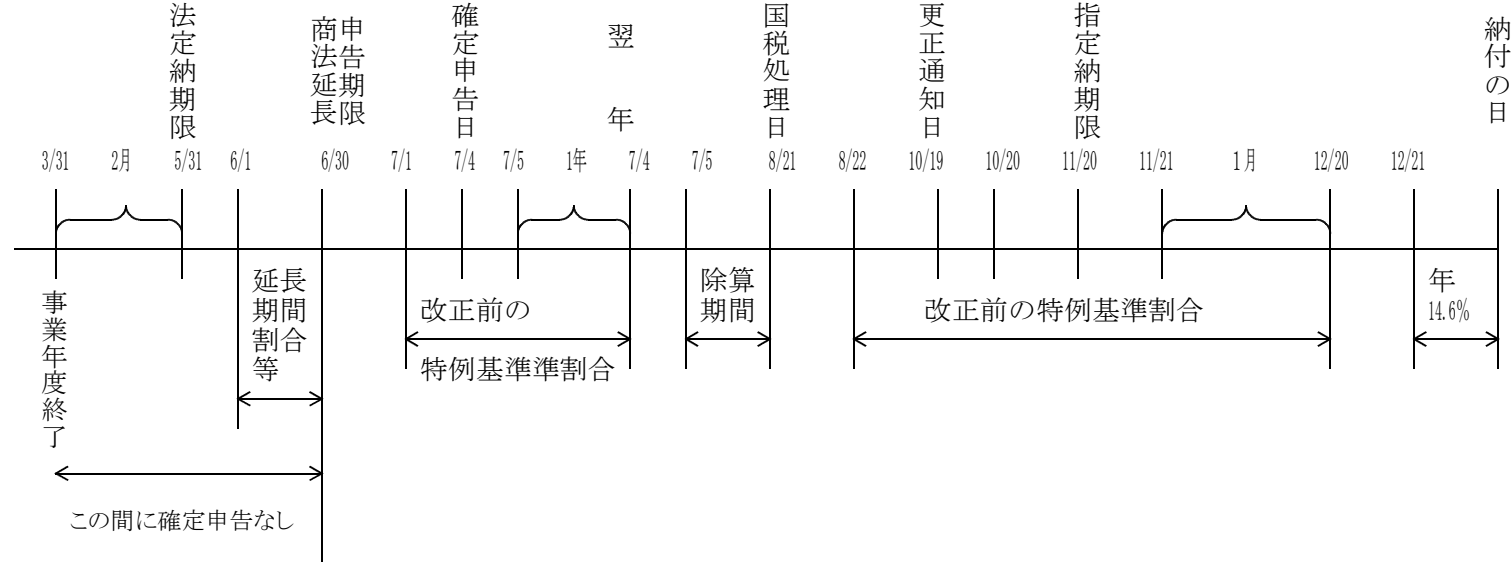
イ 確定申告が期限後申告（法第56条第2項、第3項、第72条の44第2項、第3項）



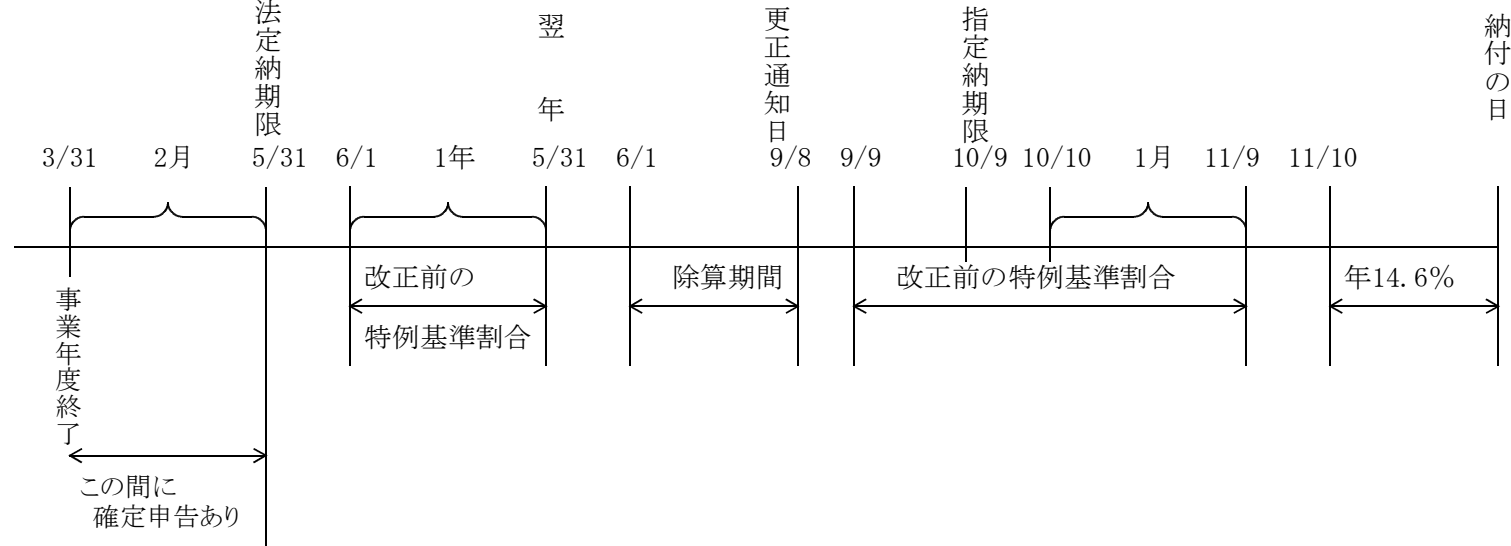
ウ 商法延長法人の期限内申告（法第56条第2項、第3項、第65条第1項及び第4項、第72条の44第2項、第3項、第72条の45の2第1項）



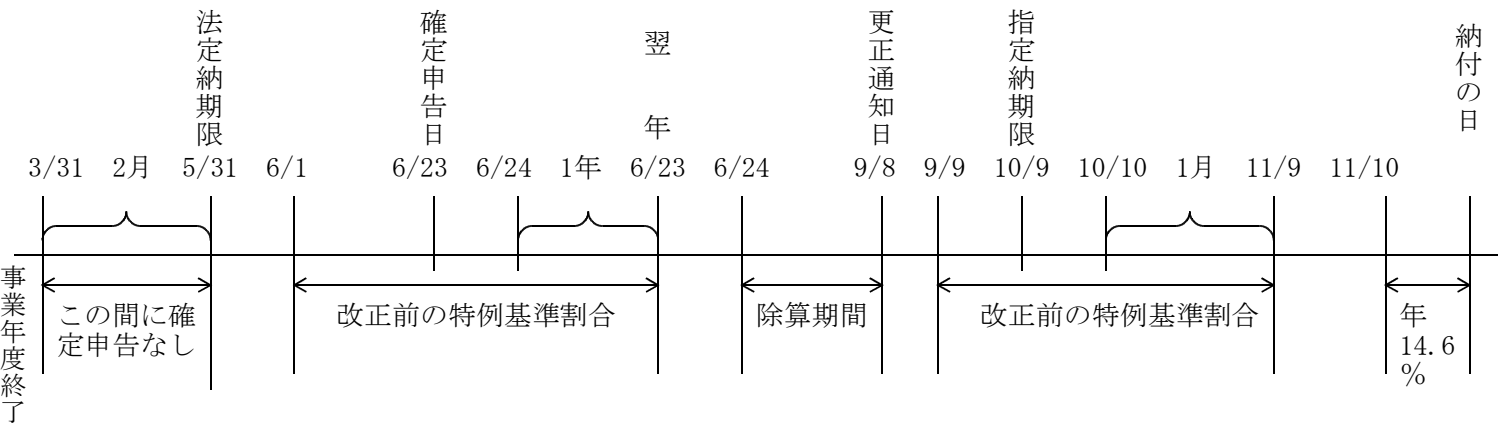
エ 商法延長法人の期限後申告（法第56条第2項、第3項、第65条第1項及び第4項、第72条の44第2項、第3項、第72条の45の2第1項）



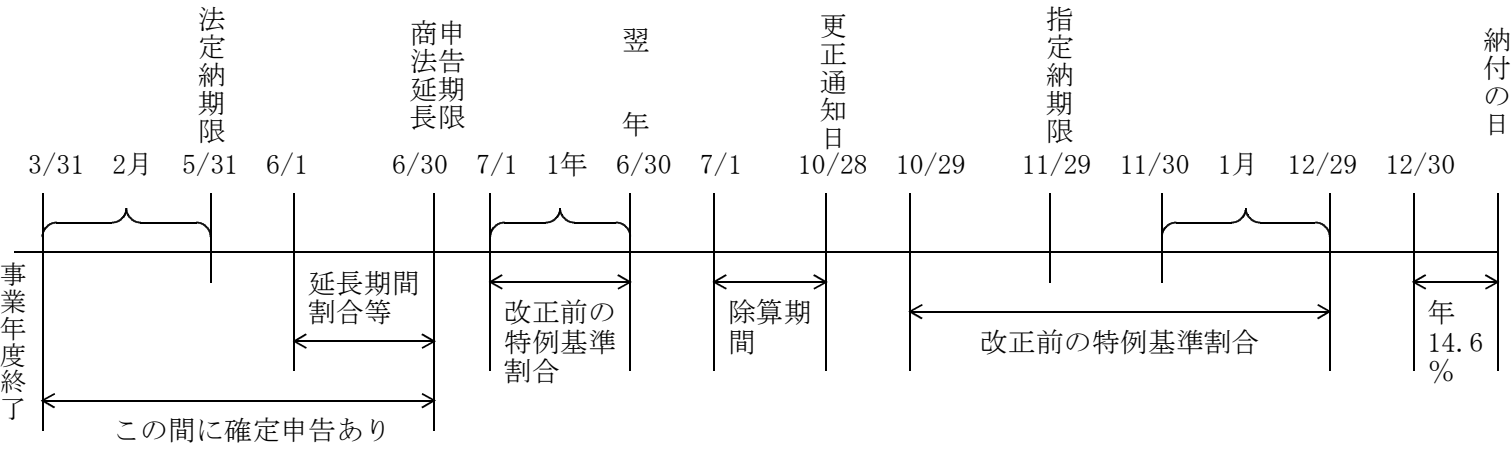
オ 自主調査法人（法第72条の41第1項該当法人）の期限内申告（法第56条第2項、第3項、第72条の44第2項、第3項）



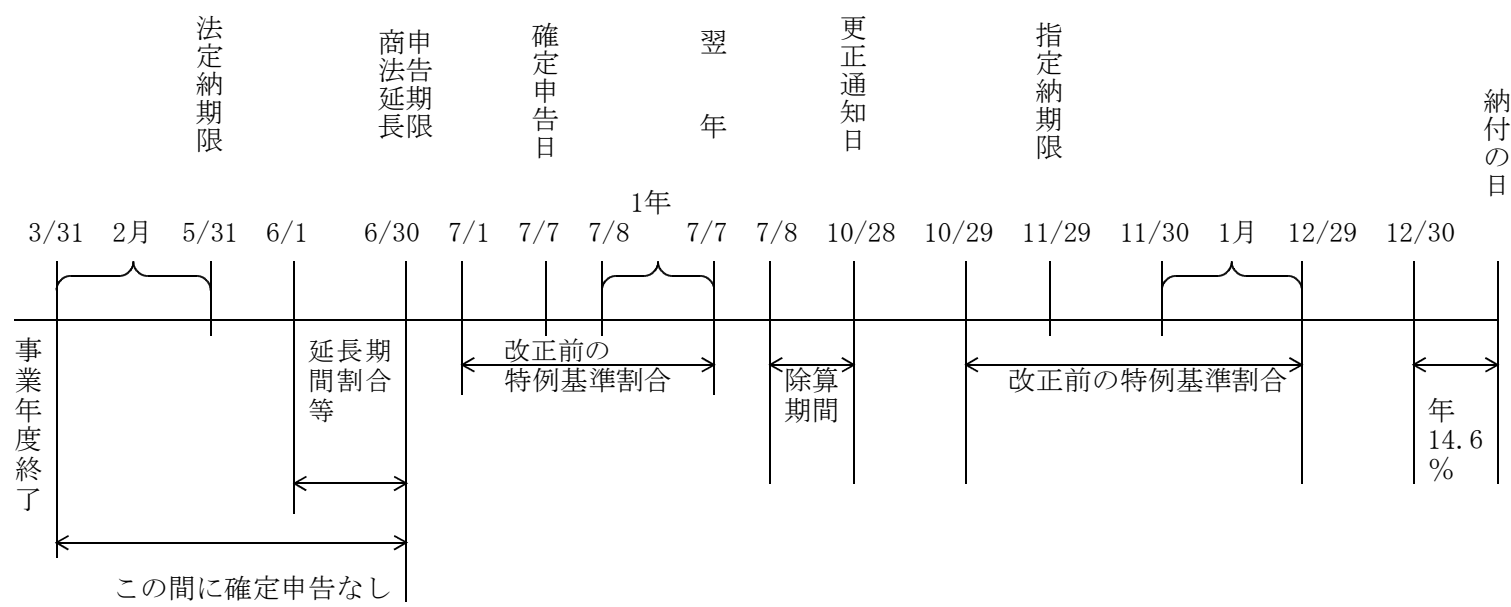
カ 自主調査法人の期限後申告（法第56条第2項、第3項、第72条の44第2項、第3項）



キ 自主調査法人で商法延長法人の期限内申告（法第56条第2項、第3項、第65条第1項及び第4項、第72条の44第2項、第3項、第72条の45の2第1項）

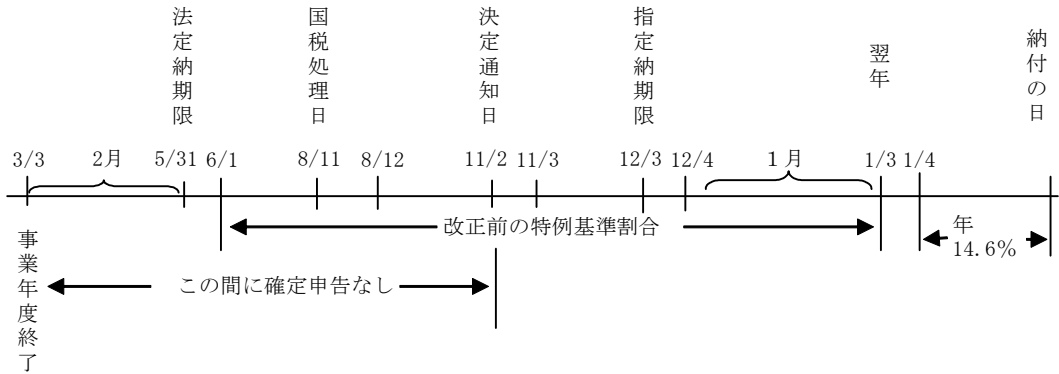


ク 自主調査法人で商法延長法人の期限後申告（法第56条第2項、第3項、第65条第1項及び第4項、第72条の44第2項、第3項、第72条の45の2第1項）

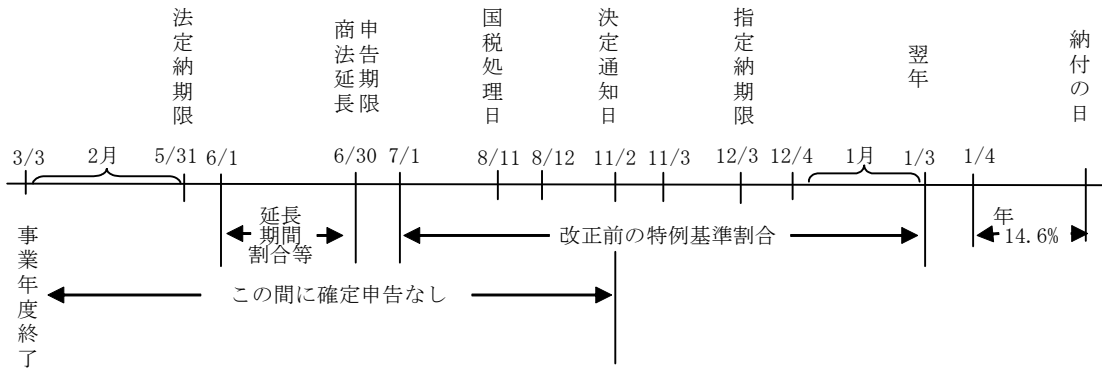


(6)

ア 決定（法第 55 条第 2 項、第 72 条の 39 第 2 項）の延滞金（法第 56 条第 2 項、第 72 条の 44 第 2 項）



イ 商法延長法人の決定の延滞金（法第 56 条第 2 項、第 65 条第 1 項及び第 4 項、第 72 条の 44 第 2 項、第 72 条の 45 の 2 第 1 項）



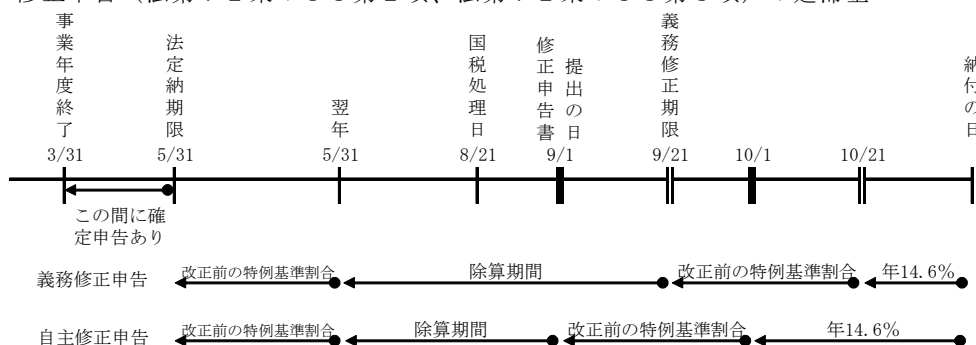
注)

- ・ (3) 自主修正申告及び(4)義務修正申告においては修正申告日が、(5)更正においては更正通知日が、申告書を提出した日(期限内申告の場合は当該申告書の提出期限)の翌日から 1 年を経過する日以前である場合は除算期間はない。
- ・ (4) 義務修正申告及び(5)更正の際にその増差税額が重加算金対象に係るものにあつては、除算期間はない。
- ・ (3) 自主修正申告、(4) 義務修正申告及び(5) 更正において、当該事業年度について申告がなく既に決定されているものについては、当該各項目の期限後申告のものの「確定申告日」を「決定通知日」と読み替えて準用する。この場合、除算期間はない。

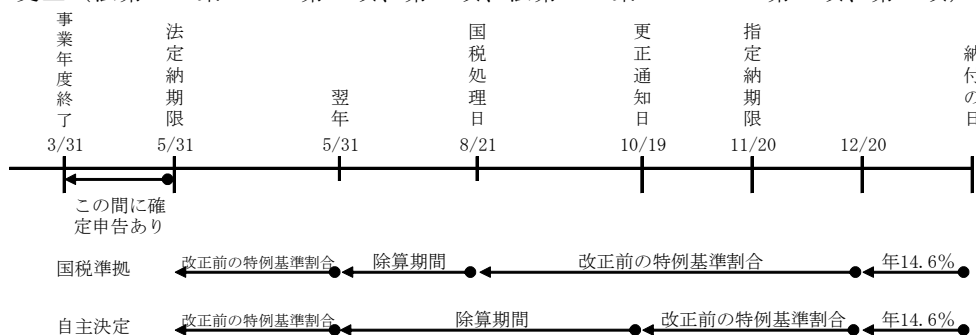
(7) 外形標準課税に係る延滞金の算定

原則として事業税全体（各割の合計額）を基礎として延滞金を計算する。ただし、延滞金の計算期間が割ごとに異なる場合には、その計算期間が異なる割（当該期間が同一である2以上の割があるときは、これらの割を合算したもの）ごとに計算を行う。

ア 修正申告（法第72条の33第2項、法第72条の33第3項）の延滞金



イ 更正（法第72条の39第1項、第3項、法第72条の41の2第1項、第3項）の延滞金



※ ←は、その日を含めない ●は、その日を含める

注) 延滞金の計算においては、計算の基礎となる税額の全額が2,000円未満であるときにその全額を切り捨てるものであり、計算期間が異なる割ごとにその額が2,000円未満であれば切り捨てるというわけではないことに留意すること。

例1) 割1 1,500 → 1,000 × 延滞金の割合
割2 500 → 0
合計 2,000

例2) 割1 1,500
割2 400
合計 1,900 → 切り捨て

(8) 法人の県民税及び事業税に係る「詐欺その他不正の行為により税を免れた場合」の延滞金計算の控除期間及び税額

ア 法第56条第3項若しくは第64条第2項又は第72条の4第3項若しくは第72条の45第2項の規定による法人県民税又は法人事業税の延滞金計算の控除期間を不適用とする。(詐欺その他不正の行為により税を免れた場合) 具体的判断基準は次によること。

(ア) 法人税において重加算税が課された場合(法人税準拠法人)

(イ) (ア)以外で法第72条の47による重加算金が決定された場合(自主調査法人)

イ 前記における延滞金控除期間を不適用とする税額は次のとおりである。

(ア) 法人県民税

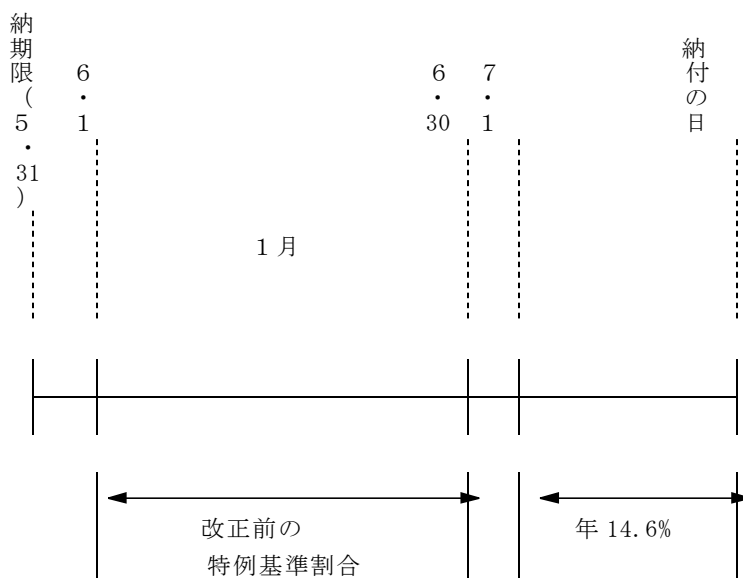
$$\frac{\text{重加算金対象法人事業税所得割額}}{\text{増加法人事業税所得割額}} \times \text{増加法人税割額}$$

(イ) 法人事業税

重加算金対象法人事業税

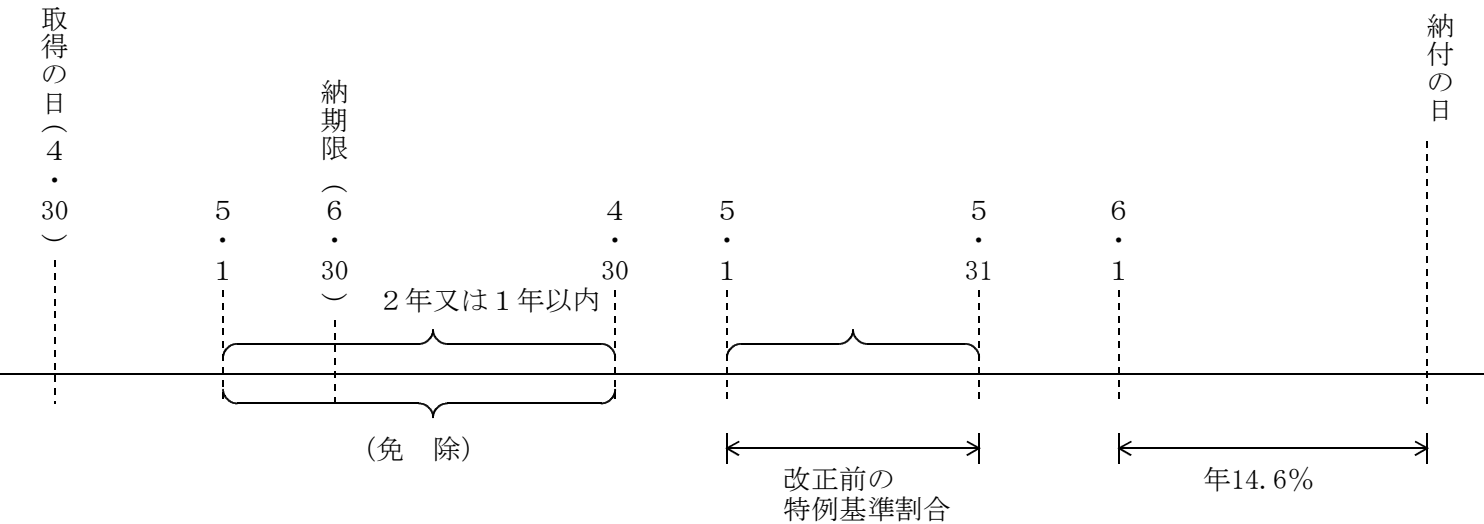
2 普通徴収に係る税

(1) 共通部分

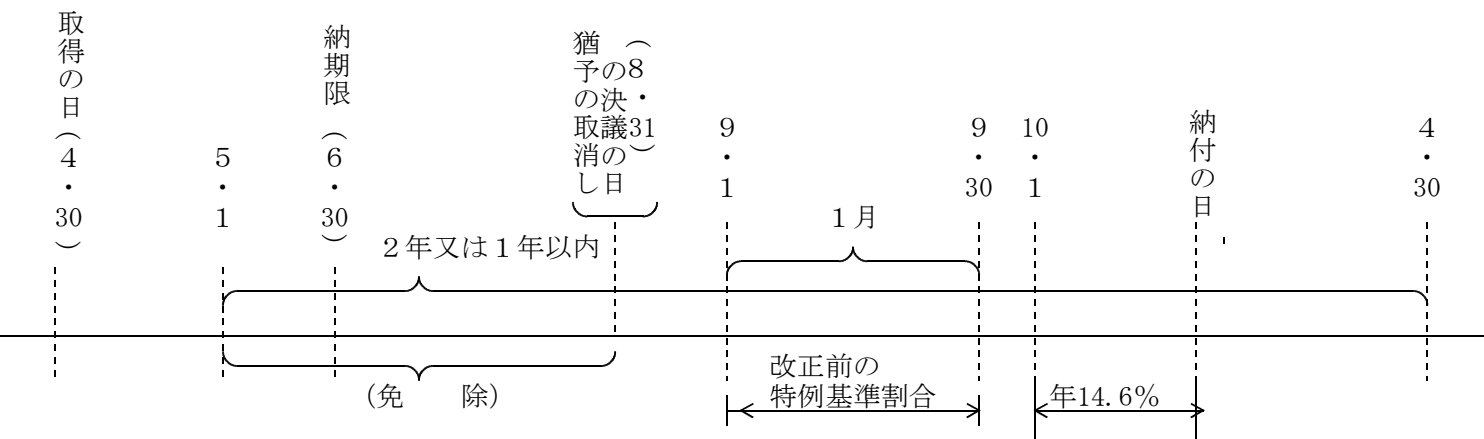


(2) 不動産取得税の徴収猶予

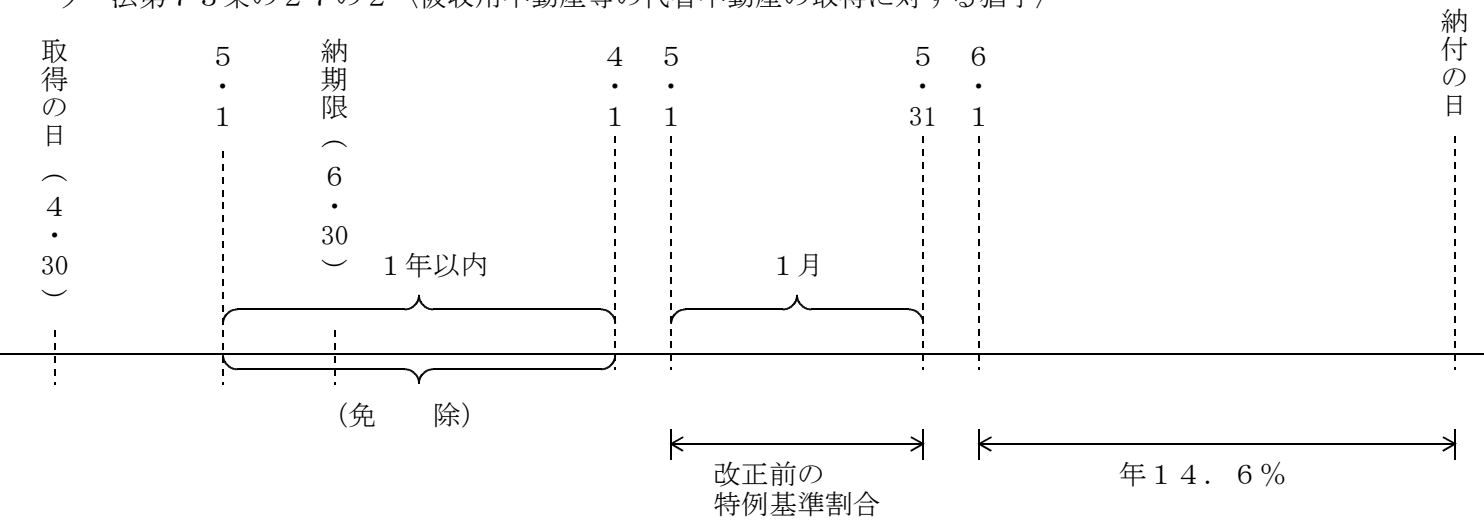
ア 法第73条の25〈住宅の用に供する土地の取得に対する猶予〉



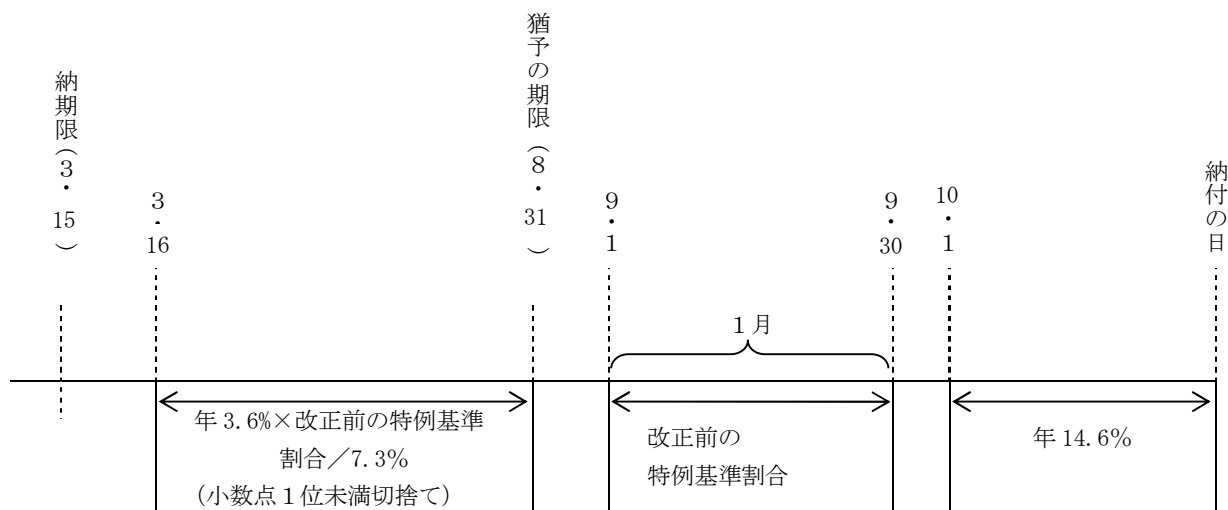
イ 法第73条の26〈住宅の用に供する土地の取得に対する猶予の取消し〉



ウ 法第73条の27の2〈被収用不動産等の代替不動産の取得に対する猶予〉

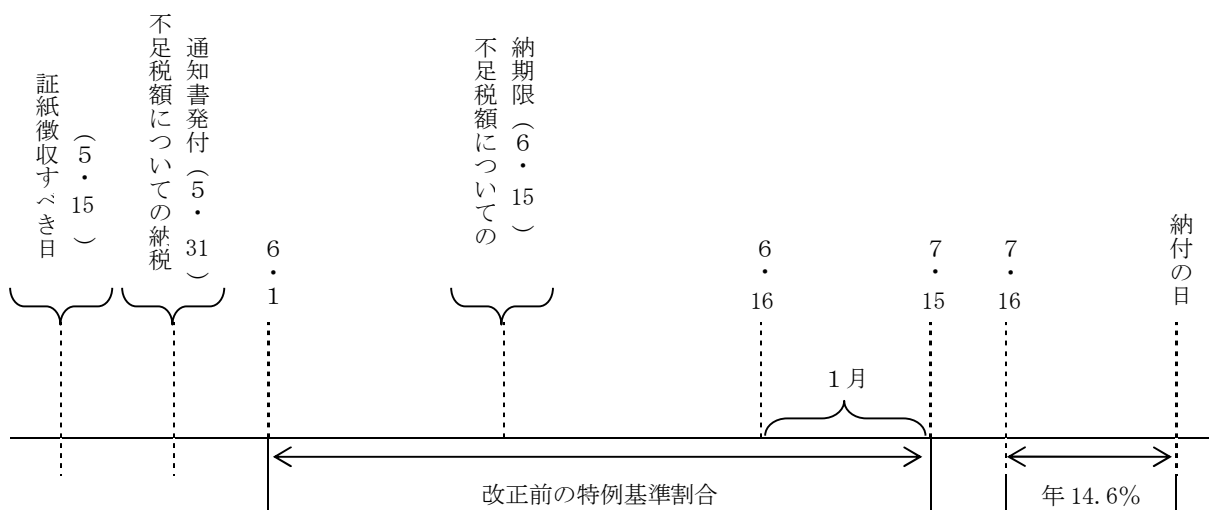


エ 法附則第12条〈農地等の生前一括贈与による取得に対する猶予〉



※ ただし、平成21年12月14日以前に対応する延滞金については、3.6%を6.6%に読み替えて計算すること。

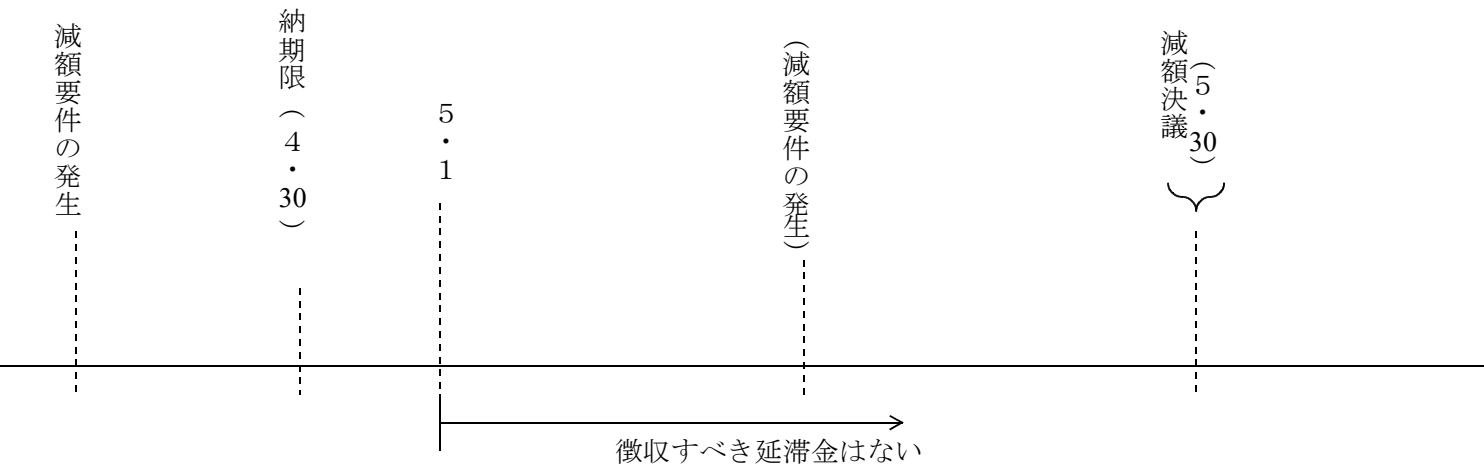
(3) 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）による改正前の法第151条第7項〈自動車税の証紙徴収分を普通徴収する場合〉



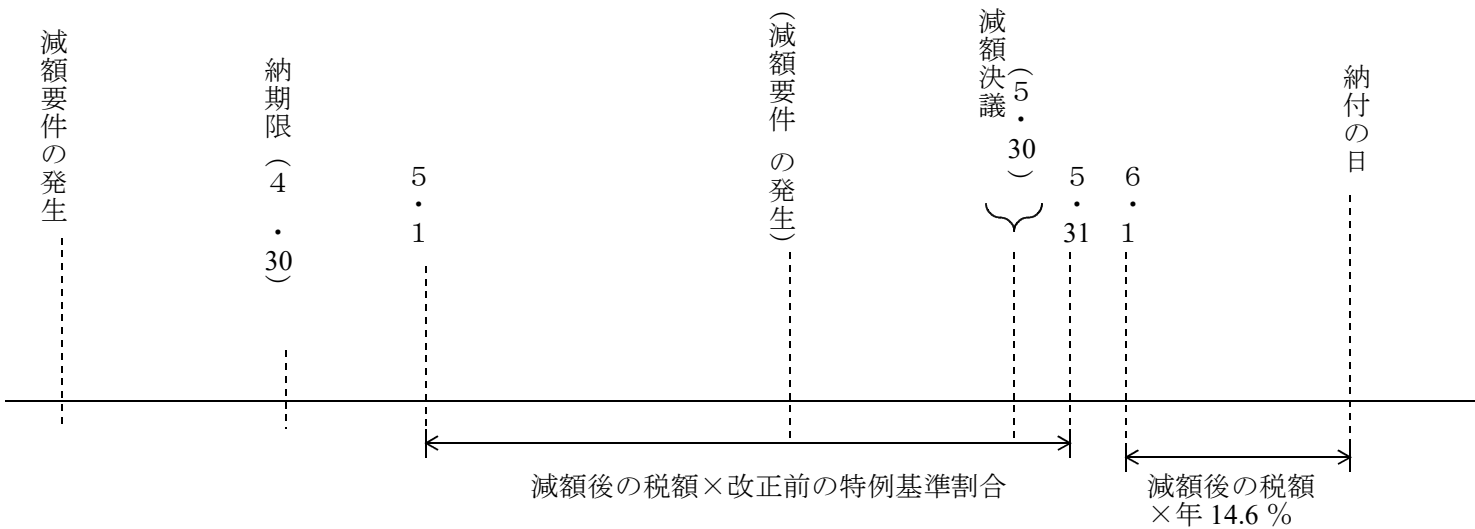
(4) 更訂減額に係る延滞金

自動車の抹消登録及び転出若しくは不動産取得税の減額又は鉱業権の消滅等により、本税について減額が生じた場合は減額後の税額により納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ延滞金を算出する。
なお、減額要件の発生については納期限の前後を問わない。

ア 全部減額の場合



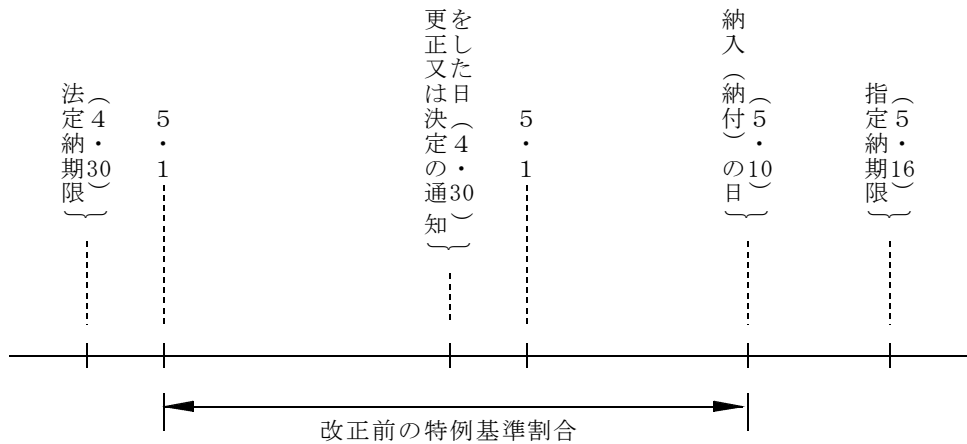
イ 一部減額の場合



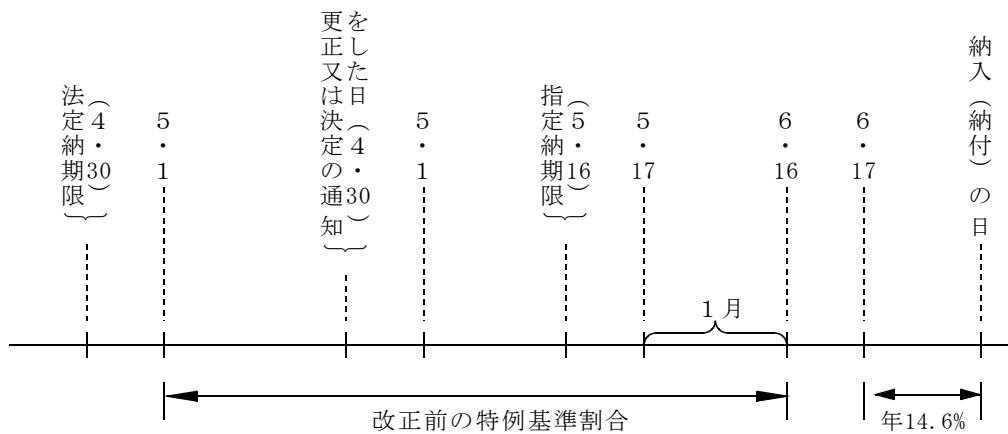
3 間接税

(1) 法第88条、第144条の45、第733条の17<ゴルフ場利用税、軽油引取税、産業廃棄物税に係る不足税額及びその延滞金の徴収>

ア 指定納期限内に納入（納付）した場合

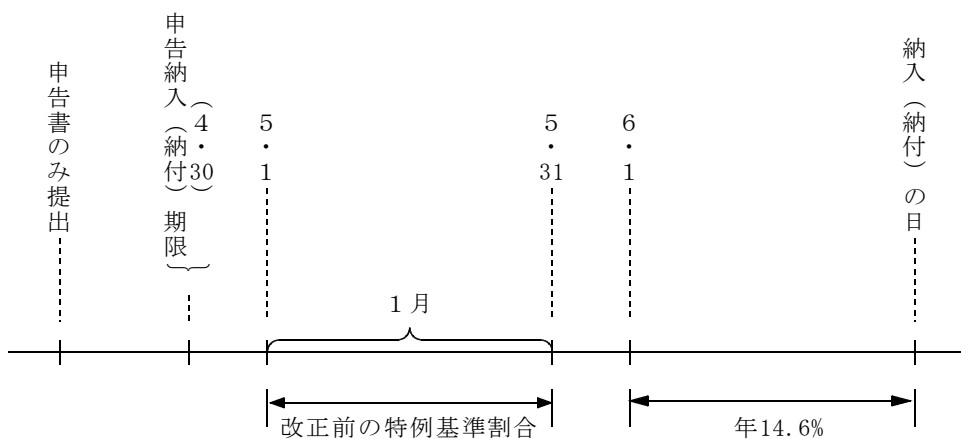


イ 指定納期限後に納入（納付）した場合

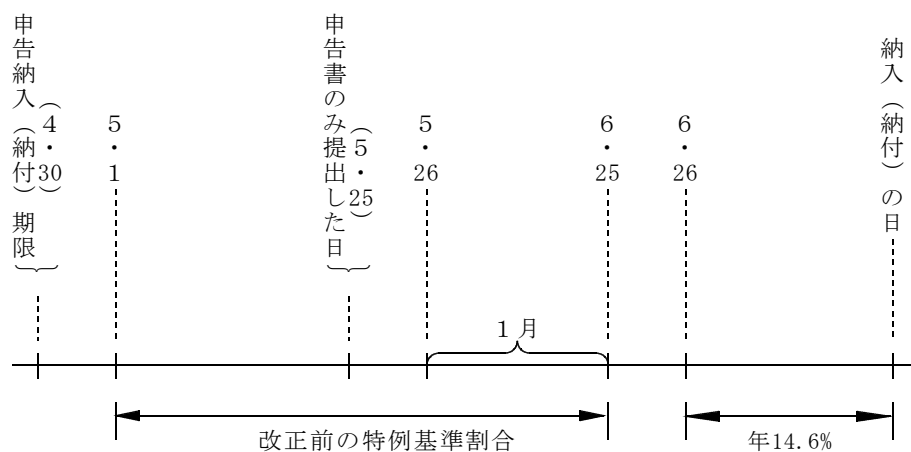


(2) 法第89条、第144条の46、第733条の20<納期限後に申告納入し、又は納付するゴルフ場利用税、軽油引取税、産業廃棄物税に係る延滞金>

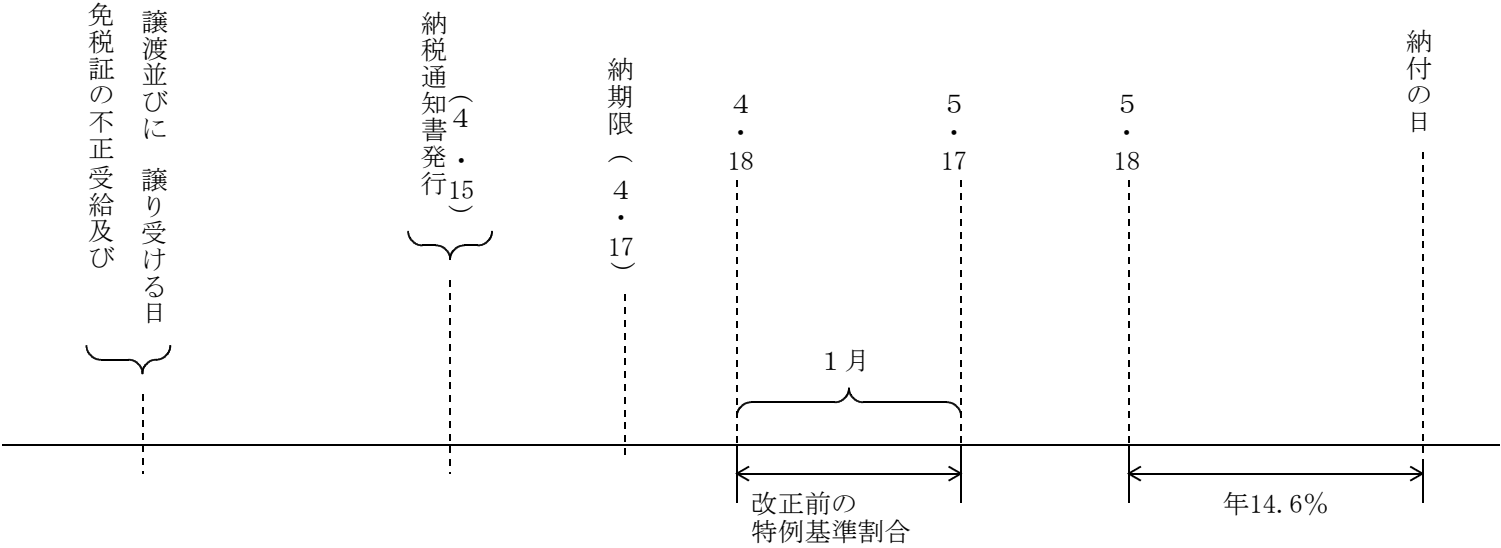
ア 申告が法定提出期限内になされ、納入（納付）が期限後のもの



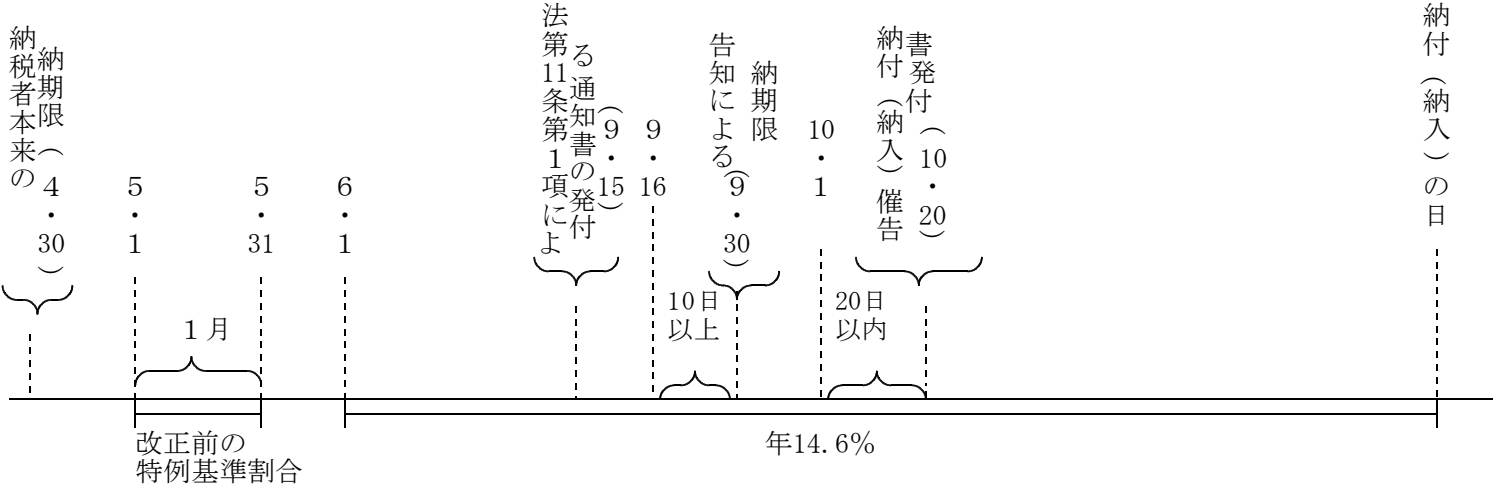
イ 申告及び納入（納付）が法定提出期限後のもの



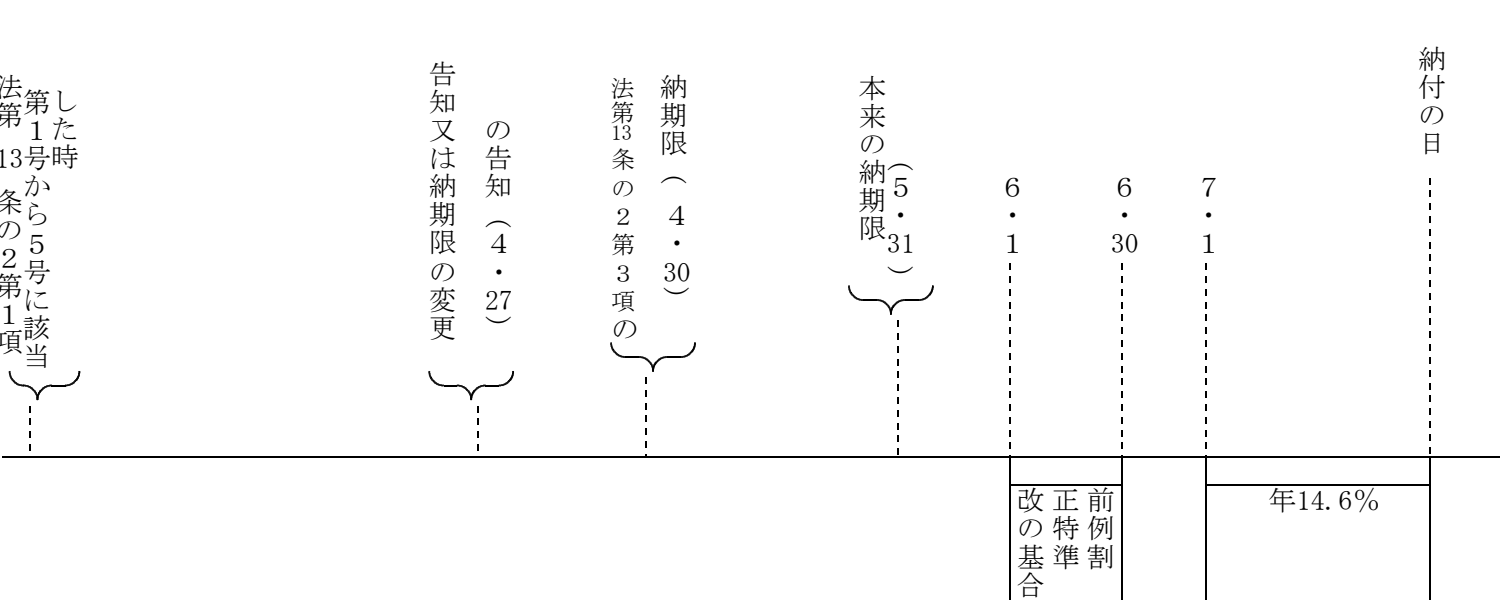
(3) 法第144条の22〈免税証の不正受給による免税軽油の引取に関する罪等〉第144条の25〈免税証の譲渡の禁止に関する罪等〉に係る普通徴収の場合



4 第2次納税義務者が納付(納入)する場合



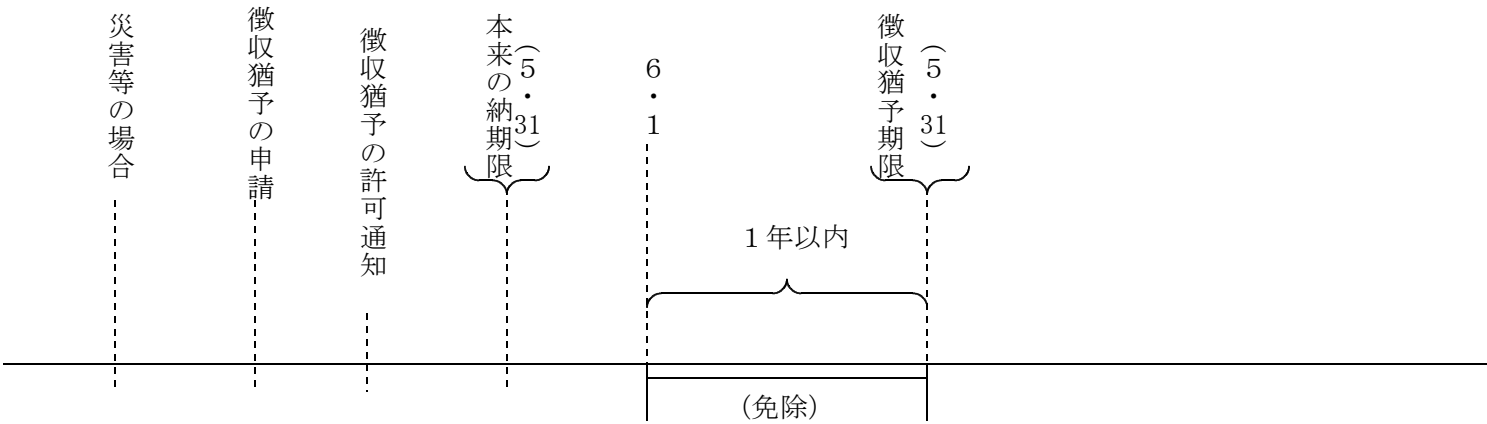
5 繰上徴収(法第13条の2)の場合



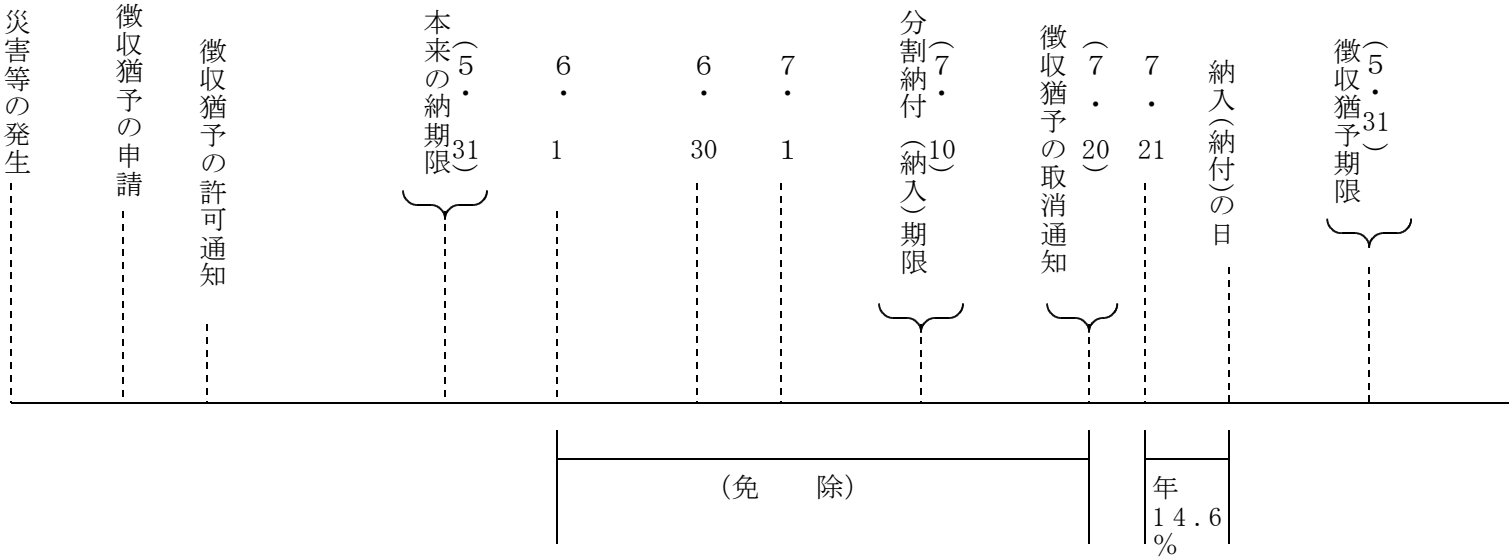
6 法第 1 5 条該当の徴収猶予の場合

(1) 災害等による徴収の猶予に係るもの

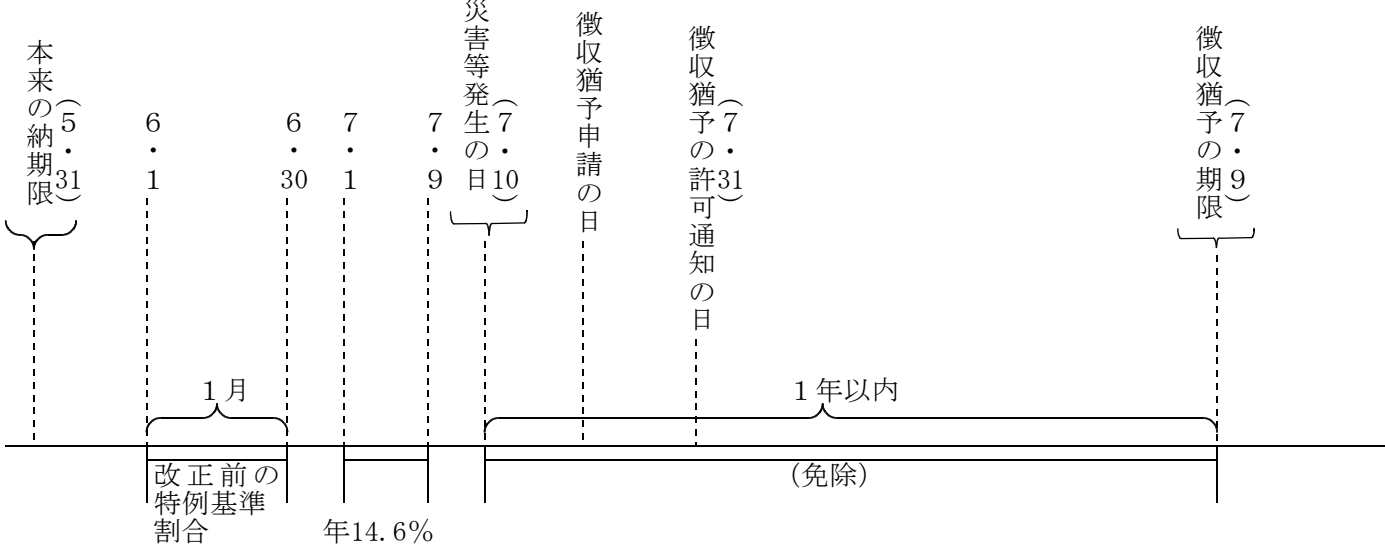
ア その事実が本来の納期限前の場合（猶予期限内に納付（納入）したとき）



イ その事実が本来の納期限前の場合（分割納付（納入）期限又は期限までに納付しないとき）

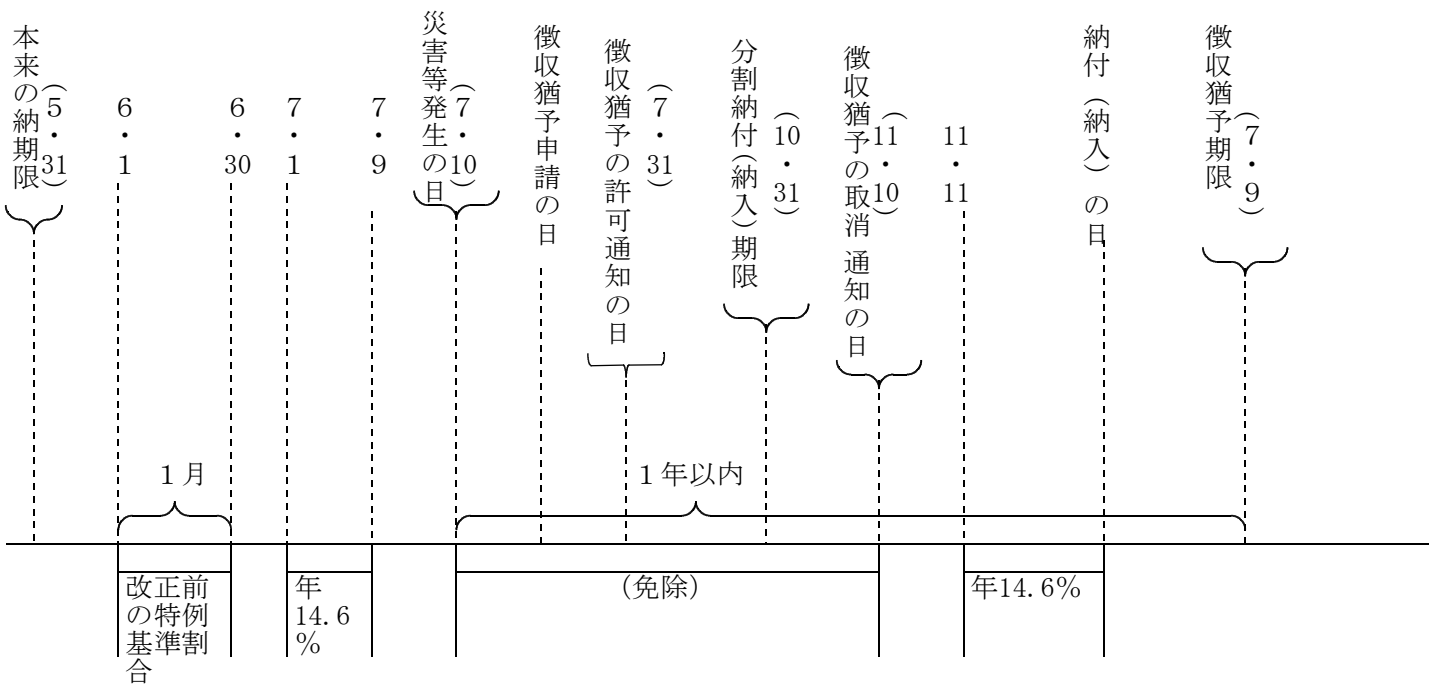


ウ その事実が本来の納期限後の場合（猶予期限内に納付（納入）したとき）



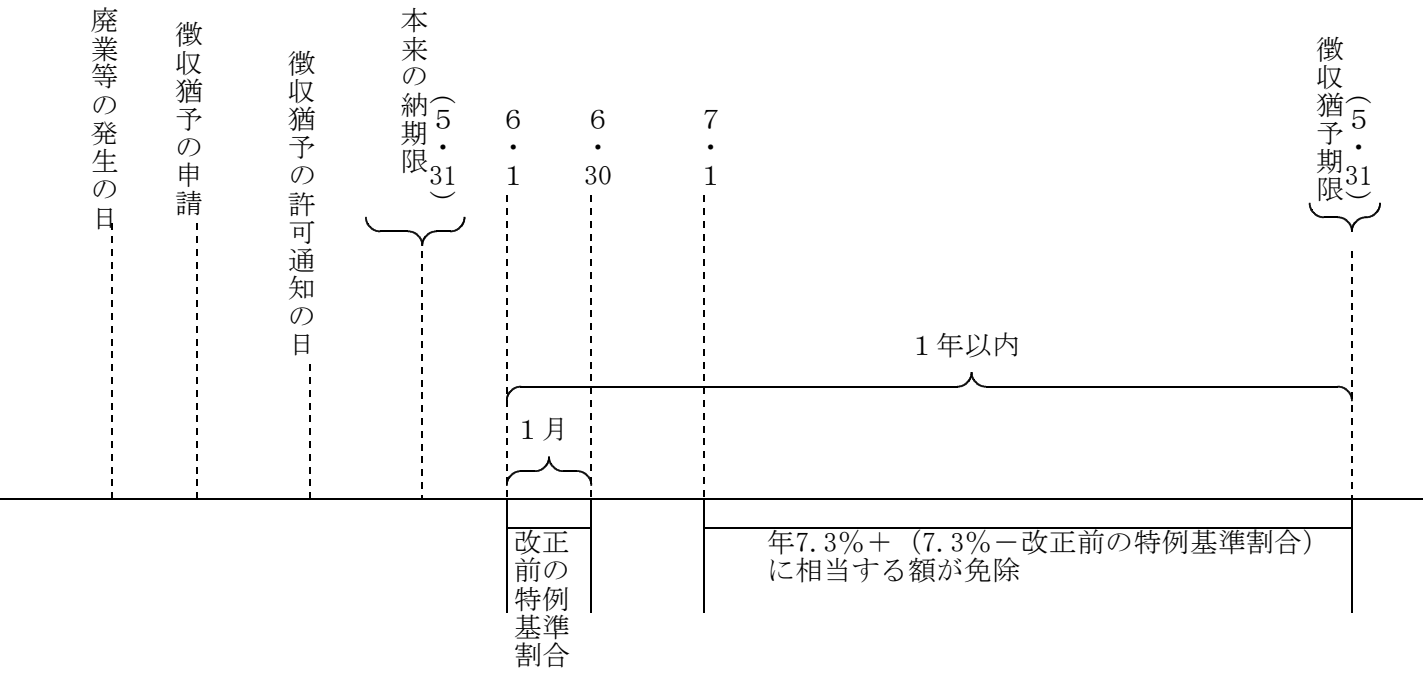
注) 徴収猶予の始期を災害発生の日にさかのぼった例

エ その事実が本来の納期限後の場合（分割納付（納入）期限又は期限までに納付しないとき）

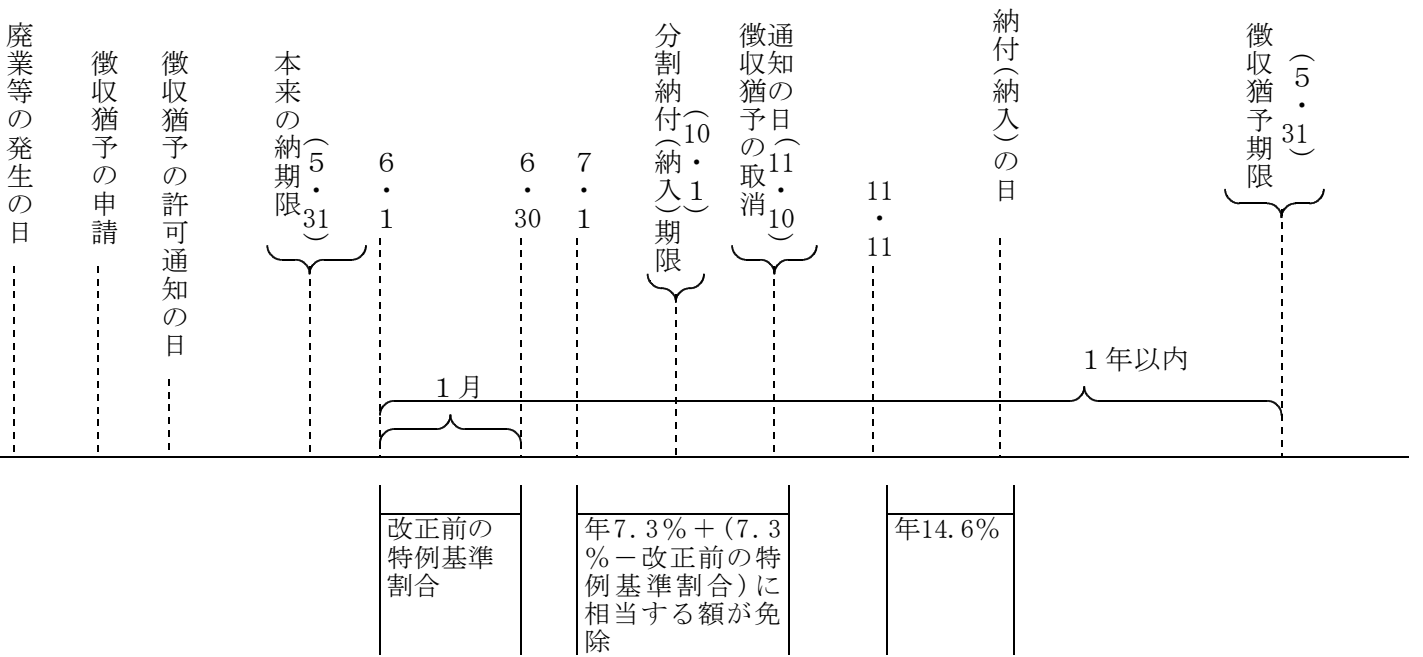


(2) 事業の廃止等による徴収の猶予

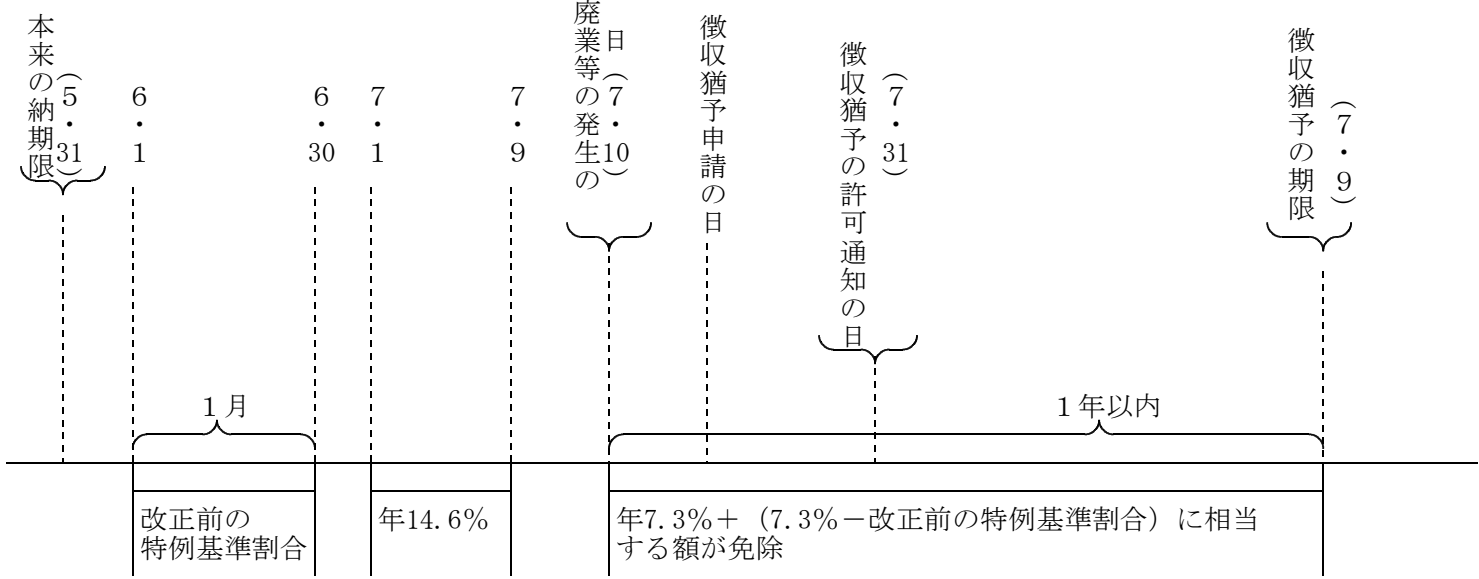
ア その事実が本来の納期限前の場合（猶予期間内に納付（納入）したとき）



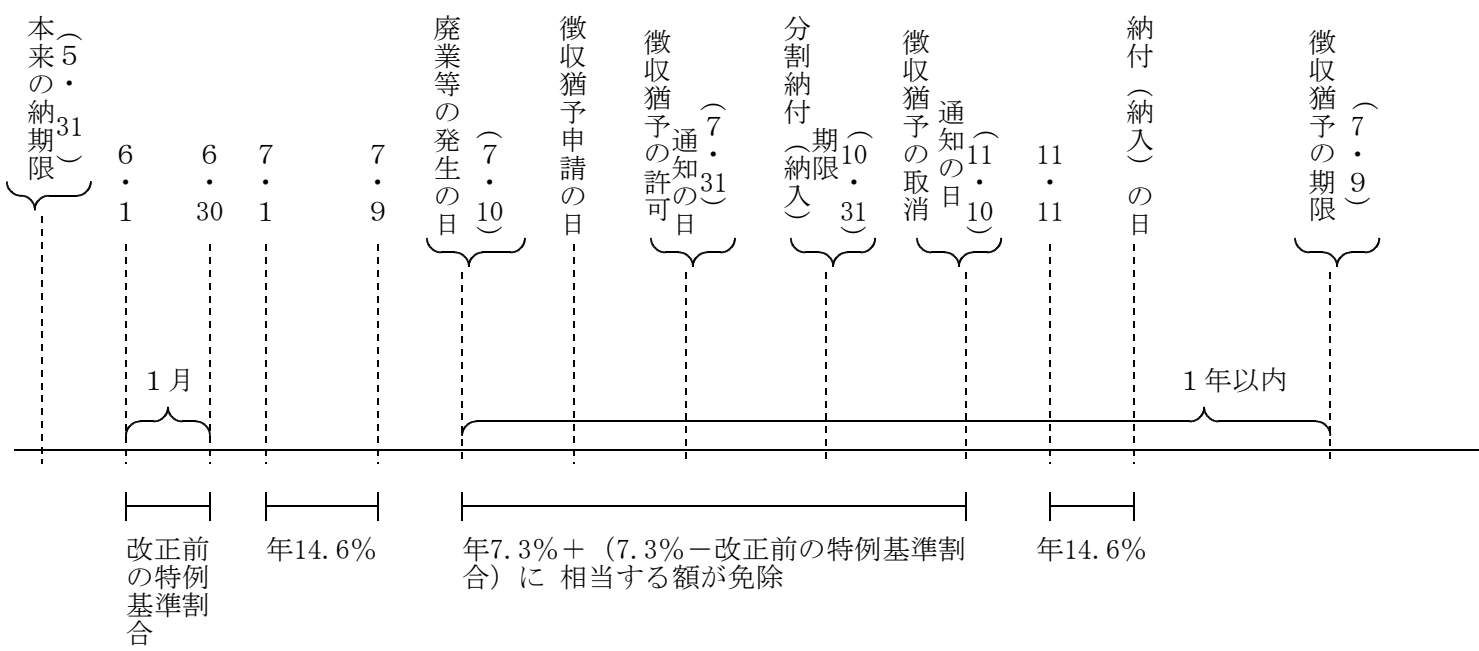
イ その事実が本来の納期限前の場合（分割納付（納入）期限までに納付（納入）しないことにより猶予を取消したとき）



ウ その事実が本来の納期限後の場合（猶予期限内に納付（納入）したとき）



エ その事実が本来の納期限後の場合（分割納付（納入）期限までに納付（納入）しないことにより猶予を取消したとき）



法定納期限 (4・30)

5・1

4・30

更正又は決定の日 (5・20)

猶予の申請

指定納期限 (6・5)

6・6

7・5

7・6

徴収猶予期限 (6・5)

6・6

納付(納入)の日

1 年

1 月

1 年以内

改正前の特例基準割合

年7.3%+(7.3%-改正前の特例基準割合)に相当する額が免除

年14.6%

本来の納期限 (4・30)

5・1

5・31

6・1

法第8条第15項に該当 (8・10の15日)

8・11

8・10

8・11

納付(納入)の日

1月

1年以内

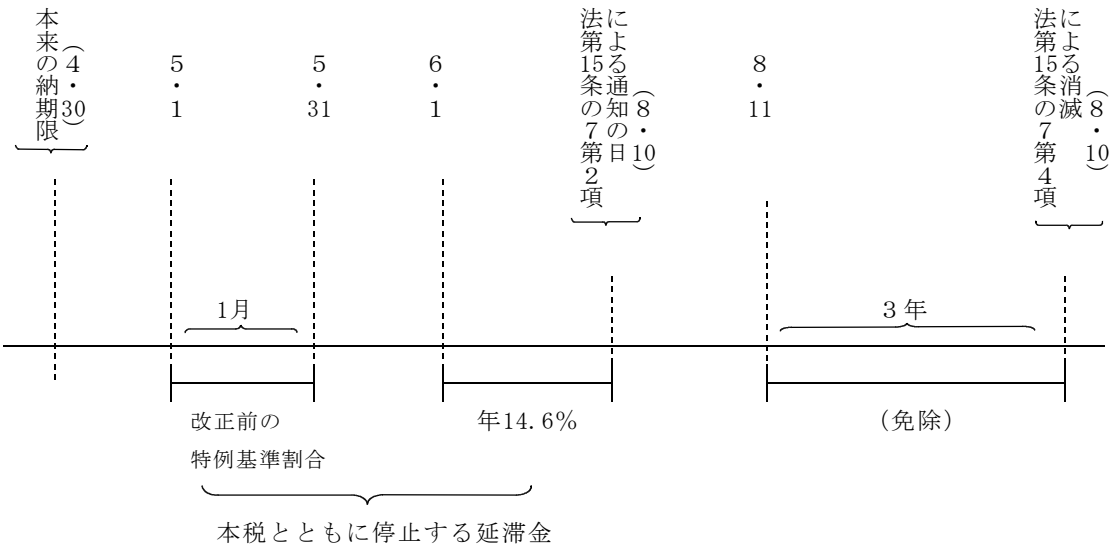
改正前の特例基準割合

年14.6%

年7.3% + (7.3% - 改正前の特例基準割合)に相当する額が免除

年14.6%

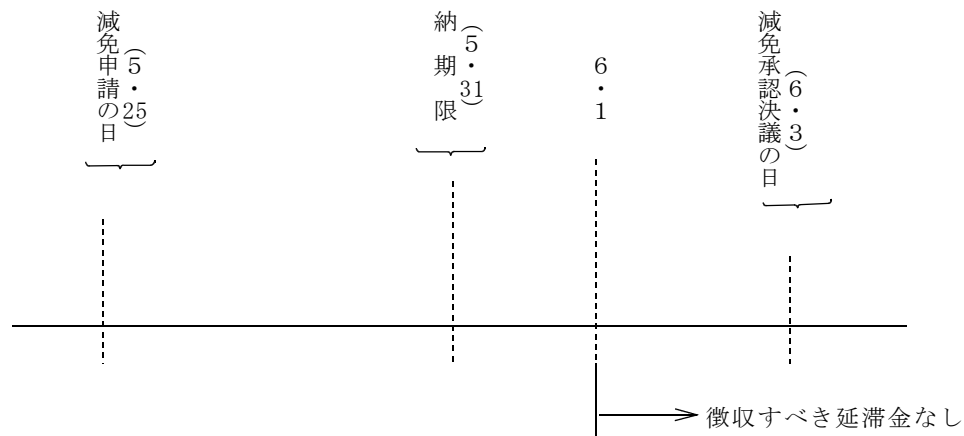
8 法第15条の7該当の滞納処分の停止



9 減免に係る延滞金

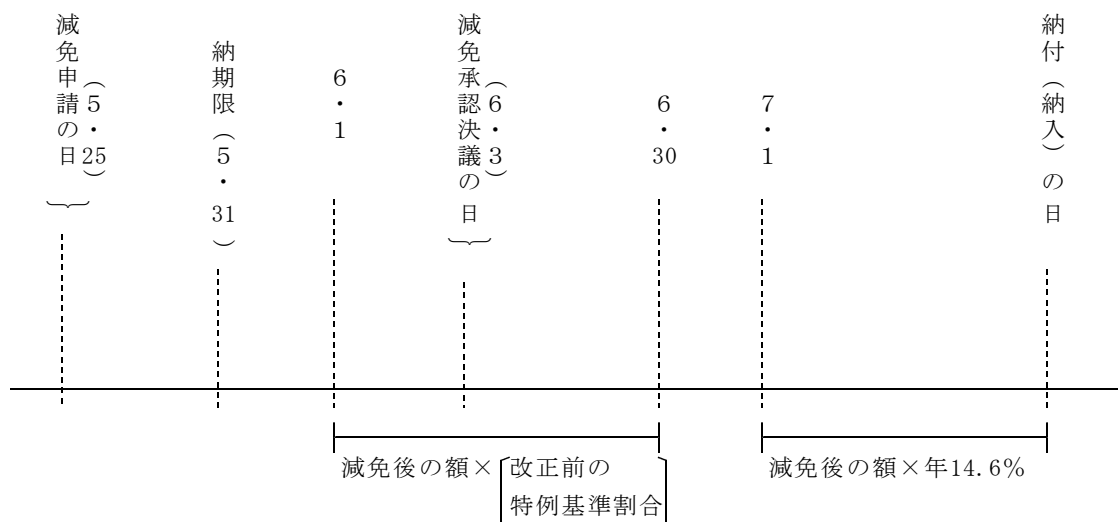
(1) 納期限（随時課税の場合の納期限は、納税通知書に定めるところによる。以下この章において同じ。）以前に減免申請があった場合

ア 全部減免の場合



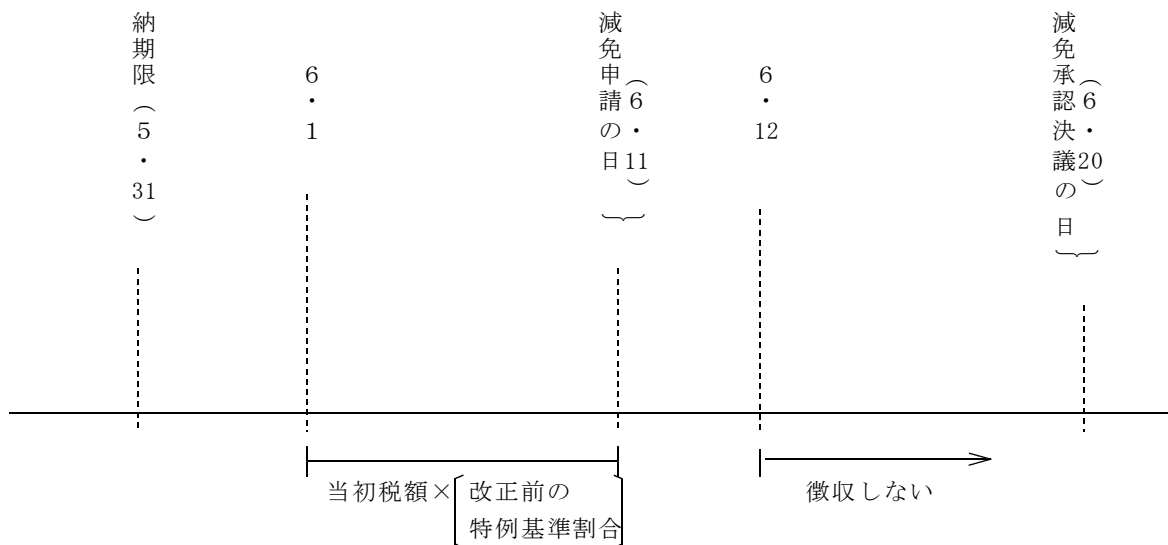
注) 減免申請のあった日とは民法第97条〈意思表示の効力発生時期等〉の規定によるものとするが、その申請書が郵便により提出されたときは、その郵便物の通信日付印により表示された日に提出があったものとみなすこと。

イ 一部減免の場合



(2) 納期限後に減免申請があった場合

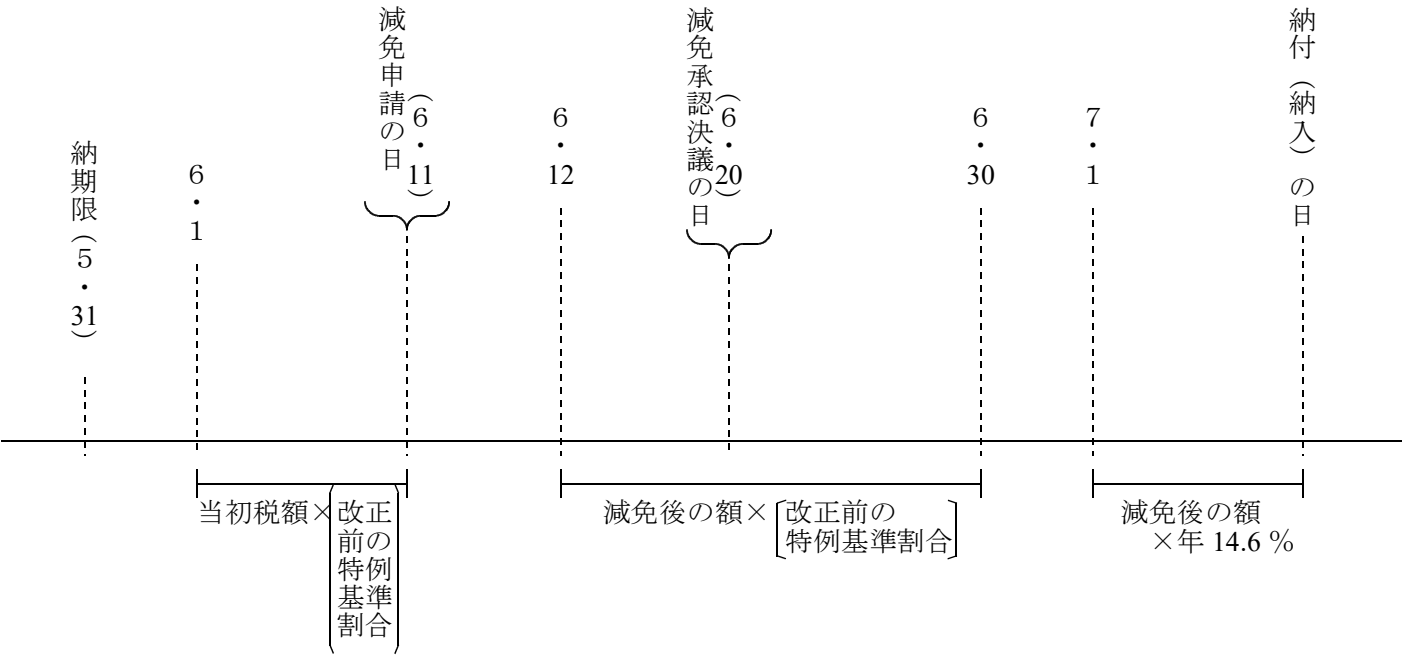
ア 全部減免の場合



注) 全部減免の場合の延滞金の減免

局長がやむを得ない事由により延滞金額を減免する必要があると認めた場合においては、規則第23条（延滞金の免除申請等）の規定により処理すること。

イ 一部減免の場合



第5節 納税の猶予等

第1 法第15条の徴収の猶予

1 猶予できる場合

- (1) 法第15条第1項による徴収の猶予（以下「災害等による場合」という。）

法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者等が徴収金を一時に納付（納入）できないと認められるときは、その納付（納入）することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができるものであること。

- (2) 法第15条第2項による徴収の猶予（以下「賦課の遅延等の場合」という。）

納税者等につき、徴収金の法定納期限（随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなった日）から1年を経過した日以後にその納付（納入）すべき額が確定した場合において、その納付（納入）すべき徴収金を一時に納付（納入）することができない理由があると認められるときは、その納付（納入）することができないと認められる金額を限度として、その徴収金の納期限から1年以内の期間に限り、その徴収を猶予することができるものであること。

2 徴収の猶予の要件

- (1) 災害等による場合

ア 納税者等に法第15条第1項各号のいずれかの猶予該当事実があること。

イ 猶予該当事実に基づき、納税者等がその納付（納入）すべき徴収金を一時に納付（納入）することができないと認められること。

ウ 納税者等から徴収の猶予の申請書類が提出されていること。

エ 原則として、徴収の猶予の申請に係る徴収金に相当する担保の提供があるこ

と。

- (2) 賦課の遅延等の場合

ア 法定納期限（随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなった日）から1年を経過した日以後に納付（納入）すべき額が確定した場合に該当すること。

イ 納税者等がその納付（納入）すべき徴収金を一時に納付（納入）することができないと認められること。

ウ 納税者等から上記アの徴収金の納期限内に徴収の猶予の申請書類が提出されていること。

エ 原則として、徴収の猶予の申請に係る徴収金に相当する担保の提供があること。

3 申請の受付及び申請書類の点検

- (1) 申請書類

納税者等が徴収の猶予を受けようとするときは、所要の事項を記載した徴収の猶予（期間の延長）申請書（規則第13号様式）に所定の書類（規則第13号様式注書きに規定する書類）を添付させ、提出を受けること。

なお、法第15条第1項第1号、第2号又は第5号（同条項第1号又は第2号に類するもの）に該当する徴収の猶予の場合において、納税者等が申請に当たって災害等による書類の滅失、病気等による入院等、納税者等の責めに帰さないやむを得ない理由により添付書類を提出することが困難であると認められるとき又は災害を基因とする猶予で、「相当な損失」（国税通則法第46条第1項）を受けた場合の納税の猶予と同様の要件に該当するときは、その認められる範囲で、当該添付書類の提出は要しないものとして差し支えないこと。

- (2) 申請書の提出期限

ア 災害等による場合

納税者等に未納の徴収金（納期限経過後に未納となる見込みの徴収金を含む。）があり、徴収の猶予を受けようとするときに、随時、申請書を提出することがで

きるものであること。

なお、猶予該当事実は、原則として猶予を受けようとする時点前1年以内に発生したものとする。

イ 賦課の遅延等の場合

猶予を受けようとする徴収金の納期限までに申請書を提出しなければならないものであること。

なお、期限後申告又は義務修正申告をする場合は、その申告と同時に徴収の猶予の申請をしなければならないこと。提出期限の判定にあたっては、法第20条の5の3の規定によること。

(3) 申請書記載事項の点検

原則として、次に掲げる事項が確認できるように納税者等に指導するものとするが、聞き取り等により補記又は訂正を行って差し支えないものであること。

なお、聞き取り等により補記又は訂正を行う場合には、納税者等の記載との違いを識別できるように記載すること。

ア 猶予該当事実があること及びその猶予該当事実に基づき徴収金を一時に納付（納入）することができない事情の詳細（災害等による場合に限る。）

イ 徴収金を一時に納付（納入）することができない事情の詳細（賦課の遅延等の場合に限る。）

ウ 納付（納入）すべき徴収金のNo.（整理番号）、年度、期別、税目、納期限及び金額

エ 納付（納入）すべき徴収金の金額のうち猶予を受けようとする金額及びその期間

オ 分割して納付（納入）する場合の納付（納入）計画

カ 担保提供の有無及び提供しようとする担保の詳細（種類、数量、価額、所在（担保が保証人の保証であるときは、保証人の住所又は居所及び氏名又は名称）その他担保に関して参考となるべき事項）又は担保を提供することができない特別の事情

キ 差押解除申請の有無及び差押解除申請の理由

ク 添付書類の名称

(4) 申請書の添付書類の点検

原則として、次に掲げる書類を添付するよう申請者に指導するもの（前記3(1)なお書きにより、添付書類の提出を要しないものとした場合を除く。）とするが、この要綱に定める様式以外の様式等によっても、調査又は確認できる場合にはその様式等を代用して差し支えないものであること。

また、記載事項に不備がある場合には、前記3(3)と同様の取扱いにより、補記又は訂正を行って差し支えないものであること。

ア 猶予該当事実を証するに足る書類（災害等による場合に限る。）

なお、猶予該当事実を証するに足る書類は具体的には次に掲げるものであること。

(ア) 法第15条第1項第1号該当の場合
市町村等が発行する罹災証明書等。

ただし、罹災証明書等が発行されない場合は、被災者から被災状況等の聞き取りを行い聴取書を作成するとともに、住民票（法人にあっては商業登記簿の登記事項証明書）の写し。

(イ) 法第15条第1項第2号該当の場合
医師による診断書、医療費等の領収書等。

(ウ) 法第15条第1項第3号該当の場合
廃業届、商業登記簿の登記事項証明書等。

(エ) 法第15条第1項第4号該当の場合
調査期間及び基準期間の損益計算書等。

イ 財産目録（別記第9号様式）

ウ 収支の明細書（別記第10号様式）

エ 担保の提供に関し必要となる書類（担保を徴しない場合は除く。）

オ 猶予該当事実があったことにより、納税者等が資金を支出し、又は損失を受けた金額に係る領収書等の支払明細等（災害等による場合の徴収の猶予に限る。ただし、災害を基因とする猶予で、「相当な損失」（国税通則法第46条第1項）を受けた場合の納税の猶予と同様の要件に該当する場合は除く。）

(5) 申請書類の補正

ア 補正の指示

前記 3 (3) 及び (4) における指導又は補記若しくは訂正によっても、申請書及び添付書類の記載に不備があり、又は添付書類の提出がないことによって、後記 7 の猶予判定を適切に行うことができない場合には、納税者等に対し、徴収の猶予（期間の延長）申請書の訂正又は添付書類の訂正等を求める通知書（様式通達第 13 号様式の 2）以下「補正の指示通知書」という。）により、その補正を求めること。

イ 補正の指示通知書の送付方法

補正の指示通知書は、納税者等が送達を受けた日を明らかにするため、書留配達証明郵便により送達すること。ただし、書留配達証明郵便が返戻となった場合は、特定記録郵便又は交付送達により送達すること。

(6) みなし取下げ

ア 取り下げたものとみなされる場合

(ア) 納税者等が補正の指示通知書を受けた日の翌日から起算して 20 日以内に補正後の申請書等を提出しなかった場合

(イ) 納税者等が補正の指示通知書を受けた日の翌日から起算して 20 日以内に補正後の申請書等を提出した場合であっても、当該通知書により補正を求めた事項の全部又は一部（猶予判定を適切に行うことができない事項に限る。）について補正がされていなかった場合

イ 通知猶予の申請を取り下げたものとみなされた場合は、遅滞なく徴収の猶予（期間の延長）申請のみなし取下げ通知書（別記第 11 号様式）により、申請者に通知すること。

4 猶予該当事実等の確認

(1) 災害等の調査

申請書、申請書の添付書類（納税者等が申請にあたって、災害等による書類の滅失又は病気等による入院等、納税者等の責め

に帰さないやむを得ない理由により添付書類を提出することが困難と認められるときは聞き取り）及び納税者等に対する聴取により、災害等の事実があり、当該事実に基づき納税者等が資金を支出し又は損失を受けた金額があるか、当該支出若しくは損失に対応して受領し又は受領する保険金、補償金その他賠償金等があるかを確認すること。

(2) 賦課の遅延等の調査

法定納期限（随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなった日）の翌年の応当日の翌日以後の賦課処分によるものかを、部内課税課に確認すること。この場合においては、その応当日が民法第 142 条（期間の満了の特例）に規定する休日に該当しても、その期間は延長されないことに留意すること。

5 納付（納入）能力調査

猶予金額及びその期間並びに猶予期間中の納付（納入）計画等の適否を判定するため、次により現在及び将来におけるその者の納付（納入）能力を調査すること。

ただし、災害を基因とする猶予で、国税通則法第 46 条第 1 項の相当な損失を受けた場合の納税の猶予と同様の要件に該当する場合については、別表「災害時における徴収猶予基準表」に基づき、災害の状況を調査し、その適否を判定すること。

別表1

災害時における徴収猶予基準表(「相当な損失」(国税通則法第46条第1項)を受けた場合の納税の猶予と同様の要件に該当する場合)

* 該当項目の数字に○を付け、写真や新聞記事、聴取書等を添付する。

個人(個人類似法人を含む)の場合

被害区分	被害の程度	猶予期間	判断基準等
1 住宅の損壊 この住宅には、住宅と同一の場所にある自己の事務所、工場及び納屋等(貸家を除く。)を含む。 なお、被害の程度の判定に当たっては、その者が所有するそれらのものを総合したところにより行うこと。 (2以下の場合も同様)	1 全壊(全流失) 倒壊し又は外形上大破して改築しなければ居住等ができないような状況をいいますが、住所の被害が概ね50%を超える場合を言うこととしても差し支えない。	1年	
	2 半壊 被害は甚だしいが、補修すれば再び使用できる状態をいいますが、住宅の被害が概ね20%～50%までの場合をいうこととして差し支えない。	8ヶ月	被害の状況に応じ、均衡を失わないよう2ヶ月以内の範囲でその期間を延長し、または短縮することができる。
	3 床上浸水	4ヶ月	被害の状況に応じ、均衡を失わないよう2ヶ月以内の範囲でその期間を延長し、または短縮することができる。
	4 床下浸水	2ヶ月	床下浸水の場合で、その原状回復するまでに相当の手数と経費を必要とする場合は、最高2ヶ月を限度として被害の状況に応じて猶予期間を定めて差し支えない。
2 家財等の流失、き損 この家財とは、家庭用動産(営業以外の家畜等を含む。)をいう。	1 全損 家財の程度が概ね50%を超える場合をいう。	8ヶ月	被害の状況に応じ、均衡を失わないよう2ヶ月以内の範囲でその期間を延長し、または短縮することができる。
	2 半損 家財の程度が概ね20%～50%までの場合をいう。	4ヶ月	被害の状況に応じ、均衡を失わないよう2ヶ月以内の範囲でその期間を延長し、または短縮することができる。
3 田、畑の流失又は埋没等 (農業用機械器具の流失、き損等を含む。)	1 全損 田、畑及び農業用機械器具の被害が概ね50%を超える場合をいう。	1年	農作物等の生産により、その生計(法人の場合は事業とする。以下同じ。)の50%以上を維持している場合に限るものとする。
	2 半損 田、畑及び農業用機械器具の被害が概ね20%～50%までの場合をいう。	8ヶ月	農作物等の生産により、その生計(法人の場合は事業とする。以下同じ。)の50%以上を維持している場合に限るものとする。 被害の状況に応じ、均衡を失しないよう2ヶ月以内の範囲でその期間を延長し、または、短縮することができる。
4 農作物等の冠水、倒伏及び流失等	1 全損 農作業等のその年中の減収見込が概ね50%を超える場合をいう。	8ヶ月	農作物等の生産により、その生計の50%以上を維持している場合に限るものとする。
	2 半損 農作業等のその年中の減収見込が概ね20%～50%までの場合をいう。	4ヶ月	農作物等の生産により、その生計の50%以上を維持している場合に限るものとする。 被害の状況に応じ、均衡を失しないよう2ヶ月以内の範囲でその期間でその期間を延長し、または、短縮することができる。
5 上記以外の固定資産及び棚卸資産の流失、き損等 (この棚卸資産には製品、半製品、養殖真珠、かき、のり等が含まれる。)	1 全損 固定資産等の被害が概ね50%を超える場合をいう。	1年	営業者等でその営業等により生ずる収入により、その生計の50%以上を維持している場合に限るものとする。
	2 半損 固定資産の被害が概ね20%～50%までの場合をいう。	8ヶ月	営業者等でその営業等により生ずる収入により、その生計の50%以上を維持している場合に限るものとする。 被害の状況に応じ、均衡を失しないよう2ヶ月以内の範囲でその期間を延長し、または、短縮することができる。

法人(個人類似法人を除く)の場合

1 純資産の額のうち有形固定資産及び棚卸資産の額の占める割合が50%以下の場合	1 有形固定資産及び棚卸資産の額に対する被害額の割合が20～50%までの場合	8ヶ月	被害の状況に応じ、2ヶ月以内の範囲でその期間を延長し、または、短縮することができる。
	2 有形固定資産及び棚卸資産の額に対する被害額の割合が50%を超える場合	1年	被害の状況に応じ、2ヶ月以内の範囲でその期間を延長し、または、短縮することができる。
2 純資産の額のうち有形固定資産及び棚卸資産の額の占める割合が50%を超える場合	1 有形固定資産及び棚卸資産の額に対する被害額の割合が10～30%までの場合	8ヶ月	被害の状況に応じ、2ヶ月以内の範囲でその期間を延長し、または、短縮することができる。
	2 有形固定資産及び棚卸資産の額に対する被害額の割合が30%を超える場合	1年	被害の状況に応じ、2ヶ月以内の範囲でその期間を延長し、または、短縮することができる。

* 1 有形固定資産には投資目的で所有する不動産を含む。
2 被害割合を算定する場合の額は、時価により算出するが、困難な場合には簿価による計算によることができる。

(1) 現在納付（納入）能力調査

現在納付（納入）能力調査とは、調査日現在における納税者等の現金、預貯金その他換価容易な財産であって直ちに納付（納入）に充てられる資金等（以下「当座資金」という。）のほか、当面の事業の継続又は通常の生活の維持のために真に必要と認められるつなぎ資金の額とを把握し、それらを勘案して納付（納入）すべき徴収金のうち、直ちに納付（納入）することができる額（以下「現在納付（納入）可能資金額」という。）と一時に納付（納入）が困難と認められる額（施行令第6条の9の3第1項にいう換価の猶予をする金額の限度額をいう。）を判定（調査日時点を基準）するための調査である。

この調査は、原則として、財産目録（別記第9号様式）と法第15条の2第10項の規定に基づく納税者に対する聴取により行うものであり、必要に応じ、金銭出納帳、預貯金通帳、入出金伝票、小切手帳その他帳簿書類等の検査並びに現金及び預貯金の実地調査を行うこと。

なお、提出された物件を法第15条の2第10項の規定により留め置く際の事務処理は、第1章第6節第3によること。

ア 当座資金の調査

(ア) 現金

自宅や事務所等に保管している手持ち現金を算入すること。

(イ) 預貯金

直ちに引き出し可能な預貯金について算入すること。

なお、当座借越契約がある預貯金については、限度額までの借入限度額を当座資金に算入すること。

(ウ) 換価容易な財産であって直ちに納付（納入）に充てられる資金

事業の継続又は生活の維持のために必要と認められない財産のうち、売却等により金銭に換えることが容易な財産について算入すること。

なお、通常質入れにより資金化する

ことが難しい財産と見込まれ、換価価値の判定が難しい動産については、不算入として差し支えないこと。

(エ) その他

納税者等と協議の上、次のものを加算してもよいこと。

a 受取手形、貸付金について支払請求等（手形割引を含む。）をすれば直ちに資金化が可能なもの

b 借入れ等により直ちに借入れ（手形貸付を含む。）が可能なもの

イ つなぎ資金の算定

つなぎ資金とは、比較的短期間における今後の資金収入見込みにおいて、支出が収入を超過する場合に、その超過額の補てんに充てられる資金をいい、具体的には次の算式によって得られる金額をいうこと。

つなぎ資金＝支出見込額－収入見込額
なお、収入が支出を上回ったときは、つなぎ資金は不要と判定すること。

(ア) 支出見込額

調査日からおおむね1月の期間内において、最も資金繰りが困難と見込まれる期間（以下「計算期間」という。）における支出を基本として算入すること。

① 事業支出

計算期間における納税者等の事業の現況維持のために欠くことのできない支出に限ることとし、その他は除外すること。

なお、見込納付（納入）能力調査において算出した納税者等の事業等による収入などの状況を踏まえ、商品の仕入から販売までの期間が長期にわたる場合、事業の維持に必要な不可欠な資産の買換えのための資金の積立てを要する場合その他支出が収入を超過するため収支状況にそごを来す時期があると見込まれる場合等において、計算期間後のために資金手当てをし

ておかなければ、事業を継続することができなくなると認められるときは、必要最小限度の所要資金を加算することができるものであること。

② 生活費

納税者等及び納税者等と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として次のいずれかの算定法により算出した費用とすること。

なお、見込納付（納入）能力調査において算出した納税者等の事業等による収入などの状況を踏まえ、納税者等の生活を維持することができなくなるおそれが生じないよう、計算期間を超える期間における納税者等の生活の維持のために、通常必要とされる資金の額をつなぎ資金として留保する必要がある場合には、その所要資金の額を加算することができるものであること。（国税徴収法基本通達第152条関係4）

また、納税者等と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している者がいる場合には、当該負担額を減算すること。

a 所要見込額による算定法（主に生計費を把握できる場合の算定法）

納税者等が実際に支払う家賃、食費、光熱水費等の金額を把握している場合において、それらの金額のうち、計算期間の生活費として通常必要と認められる金額を積算した金額。

b 基準額による算定法（主に生計費を把握できない場合の算定法）

次の(a)の金額に(b)の金額を加算した金額。

(a) 10万円（配偶者その他の親族があるときは、これら

の者1人につき4万5千円を加算した金額）

(b) 手取り額から上記(a)の金額を控除した金額の100分の20に相当する金額（その金額が上記(a)の金額の2倍に相当する金額を超えるときは、当該金額とする。）

(イ) 収入見込額

計算期間における入金予定の事業収入、給与収入、その他の収入金額を算入すること。

ウ 現在納付（納入）可能資金額の算定

次の算式によって得られた金額をいい、当該金額が算出される場合には、納付（納入）手続きに通常要すると認められる期間を指定してその金額を納付（納入）しようしようすること。

現在納付（納入）可能資金額＝当座資金－つなぎ資金

エ 一時に納付（納入）が困難と認められる額の判定

次の算式によって得られた金額をいい、当該金額が算出される場合に、一時に納付（納入）できない事情又は理由があると認められるものであること。

一時に納付（納入）が困難な額＝納付（納入）すべき徴収金－現在納付（納入）可能資金額

オ 猶予する徴収金の額

(ア) 災害等による場合

災害等による場合は、一時に納付（納入）が困難と認められる額のうち、猶予該当事実があったことにより、納税者等が資金を支出し、又は損失を受けた金額が、猶予の限度額となること。

なお、当該支出又は損失に対応して受領した保険金、補償金その他賠償金等がある場合には、その受領した金額を当該支出又は損失額から控除したものが限度額となること。（納税者等が請求することができる保険金、補償金その他賠償金等で、調査日までに受領

していないものについて、調査日後これらを受領する見込みのある場合には、後記5(2)の見込納付(納入)能力調査の臨時的な収入に加算するものであること。)

(イ) 賦課の遅延等の場合

賦課の遅延等の場合は、一時に納付(納入)が困難と認められる額が、猶予の限度額となること。

(2) 見込納付(納入)能力調査

見込納付(納入)能力調査とは、現在納付(納入)能力調査で猶予する徴収金の額が認められる場合において、その猶予期間、分割して納付(納入)する場合の各納期限及び各分割金額を判定(猶予期間の満了時点を基準)するための調査である。

この調査は、原則として、収支の明細書(別記第10号様式)と法第15条の2第10項の規定に基づく納税者に対する聴取により行うものであるが、販売実績等を基にする調査方法によりがたい、又は同調査方法以外の方法により調査すべき事情がある場合には、適当な調査方法と納税者等に対する聴取等による調査に代えて差し支えないこと。

また、必要に応じ、帳簿書類等の検査を行うこと。

なお、提出された物件を法第15条の2第10項の規定により留め置く際の事務処理は、第1章第6節第3によること。

ア 支出見込金額等の調整

見込納付(納入)能力調査においては、県税徴収の優先と納税者等の事業の継続又は生活の維持の要請との調整が重要であるが、これについては、次により処理するものであること。

(ア) 不要不急の資産は売却等をしようとし、売却等による収入については、臨時的な収入に加算すること。

(イ) 事業の継続又は生活の維持のために必要不可欠な支出以外の次に例示するような支出は支出見込金額に含めないこと。

a 不要不急の資産の取得のための支出
b 事業等の拡張のための支出(今後の納税能力を増加させ、早期完納が見込まれるなど、徴収上有利であると認められるものを除く。)

c 役員の報酬、賞与及び退職給与等のうち、法人税申告で過大なものとして取り扱われる額に相当する支出

d 利益配当のための支出(同族会社以外の会社で、やむを得ないと認められる事情があり、かつ、徴収金の徴収上有利になると確実に見込まれるものを除く。)

e 交際費、寄付金その他の経費のうち、事業等に必要範囲を超えると認められる支出

f 期限の定めのない債務の弁済のための支出

g 納税者等の実情からみて、必要と認められる範囲を超える生計費の支出

(ウ) 経費の節約、資金調達、借入金の月額返済額の見直し等に向けた努力をさせ、猶予期間ができるだけ最短となるようにすること。

イ 調査方法

(ア) 販売実績等を基にする調査(主に最近における売上、仕入及び営業費等を把握できる場合の調査)

a 通常の調査

次の算式で得られた金額に必要最低限の生活費等の調整を行ったものを猶予期間中の納付(納入)可能基準額(月額)とし、これに季節変動等に伴う増減、臨時的な収入及び支出見込み、今後猶予期間中に納付(納入)すべき国税及び地方税等の支出など所要の加減した金額を各月の分割納付(納入)金額とする方法。

(調査日の直近3カ月程度の売上一同期間に対応する仕入等一同販売費・管理費等±同臨時的な収入又は支出±同減価償却費など資金収支を伴わない

収益又は費用) ÷ (月単位に換算する数)

b 略式の調査

次の算式で得られた金額を猶予期間中の納付(納入)可能基準額(月額)とし、これに季節変動等に伴う増減、

臨時的な収入及び支出見込み、今後猶予期間中に納付（納入）すべき国税及び地方税等の支出など所要の加減した金額を各月の分割納付（納入）金額とする方法。

1 カ月の（予想売上高×売上利益率）＋特別収入－必要最低限の生活費等の必要な支出

- (イ) 所得金額を基にする調査方法（主に最近における売上、仕入等を把握できない場合における調査）

a 通常の調査

次の算式で得られた金額に必要な最低限の生活費等の調整を行ったものを猶予期間中の納付（納入）可能基準額（月額）とし、これに季節変動等に伴う増減、臨時的な収入及び支出見込み、今後猶予期間中に納付（納入）すべき国税及び地方税等の支出など所要の加減した金額を各月の分割納付（納入）金額とする方法。

（（前年又は前期の所得金額±同期間に対応する臨時的な収入又は支出±同減価償却費など資金収支を伴わない収益又は費用）×所得の見込増減率±売掛金・買掛金の増減に伴う調整）÷（月単位に換算する数）

b 略式の調査

次の算式で得られた金額を猶予期間中の納付（納入）可能基準額（月額）とし、これに季節変動等に伴う増減、臨時的な収入及び支出見込み、今後猶予期間中に納付（納入）すべき国税及び地方税等の支出など所要の加減した金額を各月の分割納付（納入）金額とする方法。

前年又は前期の（月平均所得金額×所得伸び率）＋特別収入－必要最低限の生活費等の必要な支出

- (ウ) 見込損益計算書を基にする調査（納税者等が相当の経理能力をもち、かつ、帳簿書類を備えている場合の調査）

原則として、あらかじめ見込損益計

算書その他の必要な資料を求めて、過去の損益計算書と比較すること等によりその妥当性を検討し、これに資金収支計算上の立場から所要の調整を加え、これを基として、資金繰表により売上、仕入及び営業費等の各項目別に調査期間及び調査期間内の各月の支払いに充てることができる資金から必要最低限の生活費等の調整を行ったものを猶予期間中の納付（納入）可能基準額（月額）とし、これに季節変動等に伴う増減、臨時的な収入及び支出見込み、今後猶予期間中に納付（納入）すべき国税及び地方税等の支出など所要の加減した金額を各月の分割納付（納入）金額とする方法。この場合においては、必要に応じて会計・経理の精通者の意見を求め、これを参考とすることに留意すること。

なお、納税者等が猶予の申請等に当たって、資金繰表を作成した場合及び経理能力等から見て資金繰表を作成することが可能であると認められる場合には、納税者等の作成した資金繰表を提出させ、これを基に検討し、調査期間及び調査期間内の各月の支払いに充てることができる資金の額を算定することとして差し支えない。この場合においては、提出された資金繰表の妥当性を判断するための資料として、調査日の直前の年分又は事業年度の損益計算書等の必要な資料を添付させることに留意すること。

(3) 調査上の留意点

単に申請書の添付書類又は調査書の必要項目を埋めるだけに過ぎない形式的な調査では意味がなく、次のことに留意して行うこと。

ア 猶予判定のため必要があると認めるときは、納税者等からの主張のみで判断することなく、必要な限度で、質問し、又は帳簿書類その他の物件を検査すること

イ 調査に続く処分に円滑に移行できるよ

う必要な情報を取得するよう努めること
ウ 納税者等の実情をもとに、その者に納付（納入）の意思を明確に持たせるための確認過程であることも考慮して実施すること

6 担保の徴取

(1) 担保徴取

条例第9条の11に定めるところにより、猶予をする場合には、原則として、猶予に係る金額（猶予期間の満了時点を基準）に相当する担保を徴しなければならないこと。

ただし、次の場合で、担保を徴しなくても徴収金の確保が見込まれる場合には、担保を徴しないものとして差し支えないものであること。また、納付（納入）委託を受けた場合において、その認める限度において担保の提供があったものとするができることについても留意すること（法第16条の2第4項）。

ア 猶予を受ける金額が100万円以下であるとき

イ 猶予に係る期間が3月以内であるとき

ウ 法第16条第1項各号に掲げる担保がないとき

エ 法第16条第1項各号に掲げる担保があるものの、その担保の見積価額が猶予に係る徴収金及びこれに先立つ抵当権等により担保される債権その他の債権の合計額を超える見込みがないとき

オ 担保の提供をすることによって、事業の継続又は生活の維持に著しい支障が生じると認められるとき

カ 災害を基因とする猶予で、「相当な損失」（国税通則法第46条第1項）を受けた場合の納税の猶予と同様の要件に該当するとき

(2) 担保の提供及び徴取手続

第5章第2節「担保の徴取と処分」により処理すること。

7 猶予判定（許可・不許可）の決議、通知

(1) 決議及び通知

徴収の猶予（期間の延長）の許可通知書

（様式通達第12号様式）又は徴収の猶予（期間の延長）の不許可通知書（様式通達第13号様式）により猶予判定を決議し、申請者に通知すること。

この場合においては、猶予調査書（個人）（別記第13号様式）又は猶予調査書（法人）（別記第14号様式）を作成するものとする。

なお、次のいずれかの事実が認められるときには、前記3、4及び5における要件を審査することなく、その猶予の申請を不許可とすること。

ア 繰上徴収事由に該当する事実がある場合において、その者が猶予に係る徴収金を猶予期間内に完納することができないと認められるとき

イ 審査に必要な質問に対して答弁せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

ウ 不当な目的で申請がされたとき又はその申請が誠実にされたものでないとき

(2) 納付（納入）能力調査で不許可（一部許可を含む。）とした場合に作成する調査書
前記7(1)のほか、納付（納入）能力調査の事跡を残すため、次の各区分に掲げる事由に応じて、各号に定める調査書を作成するものとする。

ア 納付（納入）を困難とする金額がないことにより猶予を認めないとき

現在納付（納入）能力調査書（別記第15号様式）

イ 申請書に記載された猶予を受けようとする金額よりも少ない猶予金額でその申請を許可するとき

現在納付（納入）能力調査書（別記第15号様式）

ウ 申請書に記載された猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間でその申請を許可するとき

見込納付（納入）能力調査書（別記第16号様式）

エ 申請書に記載された納付（納入）計画と異なる納付（納入）計画でその申請を

許可するとき

見込納付（納入）能力調査書（別記第16号様式）

8 納付（納入）計画の履行監視及び納付（納入）指導

原則として、猶予期間中の納付（納入）は、地域振興局での納付（納入）又は指定金融機関等での納付（納入）とした場合には納付（納入）後の連絡を依頼するものとし、的確に履行状況の確認を行うとともに、必要に応じてその者の実情を把握するための調査又は確認を行い、履行の催告、猶予の取消し（猶予期間の短縮を含む。）又は納付（納入）計画の変更を行うこと。

なお、納税者等が信頼でき、納付（納入）の確認を直ちに行わなくても履行が確実であると見込まれるときは、地域振興局での納付（納入）や指定金融機関等での納付（納入）後の連絡を依頼しなくても差し支えないこと。

9 猶予の取消し

(1) 取消事由

納税者等が次に該当した場合は、原則としてその猶予の取消しを行うこと。

なお、カに該当する場合は、猶予の取消しに代え、猶予の取消しの手続きにしたがって、その猶予期間を短縮することができるものであること。

ア 繰上徴収事由に該当する事実がある場合において、その者が猶予に係る徴収金を猶予期間内に完納することができないと認められるとき

イ 納付（納入）計画が履行されないとき（やむを得ない理由があると認めるときを除く。）

ウ 増担保の提供等の求めに応じないとき

エ 新たにその猶予に係る徴収金以外の徴収金を滞納したとき（やむを得ない理由があると認めるときを除く。）

オ 偽りその他不正な手段により当該猶予の申請がされたことが判明したとき

カ 業況等の好転により資力が回復し、その猶予を継続することが適当でないと認

められるとき

(2) 猶予取消しの特例

次の場合は取消し処理は行わないこととして差し支えないものであること。

ア 前記9(1)イの取消事由に該当するが、局長がやむを得ない理由があると認めるとき（次のような事情があり、かつ、猶予を継続しても徴収上の支障がないと認められるとき）

(ア) 猶予をした時において予見できなかった事実（納税者等の責めに帰することができない理由により生じた事実であって、おおむね次に掲げるもの。）の発生により予定していた入金がなく、分割納付（納入）金額をその分割納付（納入）期限までに納付（納入）することができなかったとき

a 取引先に対する売掛金等の回収遅れ又は不能

b 取引先との継続的取引契約や資産の売買契約について、契約の相手方の都合による契約解除

c 災害、病気等による売上の減少

(イ) 猶予をした時において予見できなかった事実（納税者等の責めに帰することができない理由により生じた事実に限る。）の発生により臨時の支出（事業の継続又は生活の維持に必要不可欠なものであって、おおむね次に掲げるもの。）を行ったため、分割納付（納入）金額をその分割納付（納入）期限までに納付（納入）することができなかったとき

a 事業用機械の故障による修理又は買換えのための費用の支出

b 病気等による医療費の支出

c 災害等による復旧費用の支出

d 仕入原価又は資材等の高騰による支出

(ウ) 分割納付（納入）期限までに納付（納入）することができなかった分割納付（納入）金額を、おおむね次回回の分割納付（納入）期限までに納付（納入）

することが可能であると認められるとき

イ 前記 9 (1) エの取消事由に該当するが、局長がやむを得ない理由があると認めるとき（次のような事情があり、かつ、猶予を継続しても徴収上の支障がないと認められるとき）

(ア) 猶予をした時において予見できなかった事実（納税者等の責めに帰することができない理由により生じた事実であって、例えば前記 9 (2) ア(ア)に掲げるもの。）の発生により予定していた入金がなかったため、新たに納期限が到来した徴収金を納期限内に納付（納入）できなかったとき

(イ) 猶予をした時において予見できなかった事実（納税者等の責めに帰することができない理由により生じた事実に限る。）の発生により臨時の支出（事業の継続又は生活の維持に必要不可欠なものであって、例えば前記 9 (2) ア(イ)に掲げるもの。）を行ったため、新たに納期限が到来した徴収金を納期限内に納付（納入）できなかったとき

(ウ) 猶予をした時から新たに納期限が到来した徴収金の納期限までの期間が短く、その間に納付（納入）資金を確保することが困難であったなどの事情により、その新たに納期限が到来した徴収金を納期限内に納付（納入）できなかったとき

(エ) 新たに納付（納入）すべき徴収金を、おおむね次回の分割納付（納入）期限までに納付（納入）することができると認められるとき

(3) 弁明の聴取

徴収の猶予について、その取消しをする場合には、前記 9 (1) アの場合を除き、あらかじめ徴収の猶予（期間の延長）の弁明の催告書（別記第 17 号様式）により弁明を求め、猶予を受けている者の弁明をきかなければならないこと。ただし、納税者等が正当な理由がなくその弁明をしないときは、

弁明を聴取することなくその猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮することができるものであること。

(4) 決議及び通知

猶予を取り消すときは徴収の猶予（期間の延長）の取消通知書（様式通達第 14 号様式）により決議し、猶予の取消しを受けた者に通知すること。

10 納付（納入）計画の変更

(1) 分割金額をその納期限までに納付（納入）することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるとき

猶予に係る金額を分割して納付している場合において、納税者等が分割金額をその納付（納入）期限までに納付（納入）できないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、猶予の取消しに代えて、既にされた猶予期間の範囲において、その各納期限及び分割金額を変更することができるものであること。

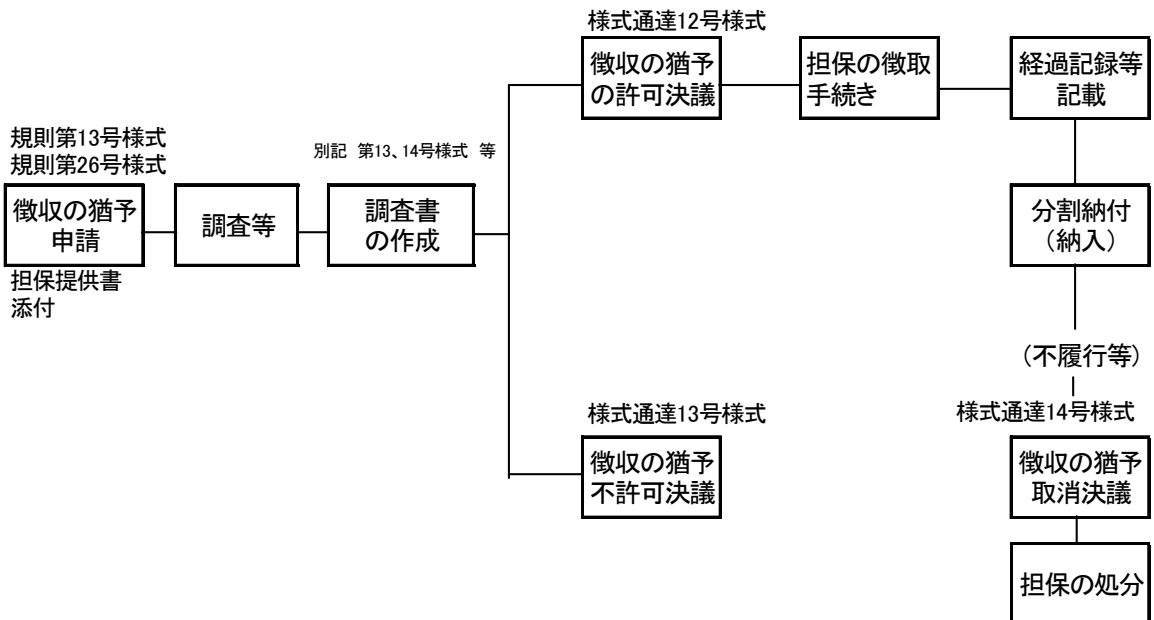
この場合においては、徴収の猶予（期間の延長）の納付（納入）計画変更通知書（様式通達第 14 号様式の 2）により決議し、その猶予を受けている者に通知すること。

(2) 前記 9 (1) カに該当する場合で、猶予期間を短縮するとき

業況等の好転により資力が回復し、当該猶予を継続することが適当でないと認められ、猶予の取消しに代え、その猶予期間の短縮をするときは、短縮した猶予期間の範囲において、その各納期限及び分割金額を変更することができるものであること。

この場合においては、徴収の猶予（期間の延長）の取消通知書（様式通達第 14 号様式）と同時に徴収の猶予（期間の延長）の許可通知書（様式通達第 12 号様式）により決議し、その猶予を受けている者に新たな納付（納入）計画により猶予の通知を行うこと。

11 猶予事務系統



12 徴収の猶予期間の延長

猶予を受けた者から猶予期間内に延長申請があり、その納付（納入）できない事情が納税者等の責めに帰さない理由によるものと認められ、かつ、猶予額を確実に納付（納入）する誠意が認められるときは、その最初の猶予期間とあわせて2年を限度として延長できるものであること。

この場合の申請手続きについては、前記3に準じて行うものであるが、前記3(4)ア及びオの添付書類は要しないものであること。

13 徴収の猶予の効果

(1) 督促及び滞納処分の制限

徴収の猶予の期間中は、その猶予に係る徴収金につき、原則として新たな督促及び滞納処分をすることができない。

ただし、猶予期間中であっても交付要求（参加差押えを除く。）を行い、交付を受けた配当金等をその猶予に係る徴収金に充てることができ、また納税者等が徴収法第79条第2項第2号の規定により他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合には、その請求等に係る差押えをすることができる。

(2) 差押えの解除

徴収の猶予に係る徴収金につき、既に差し押さえた財産がある場合には、徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その差押えを解除することができる。

差押えを解除することができるのは、おおむね次に掲げる場合であって、解除することができる範囲は局長において適当と認める範囲とすること。

ア 担保の額と差押財産の処分予定価格が、猶予金額（完納されるまでの延滞金等を含む。）を著しく超過することとなった場合

イ 差押えを継続することにより、猶予を受けた者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合

ウ 徴収の猶予に係る徴収金の額に相当する担保の提供を受けた場合

エ 納付（納入）委託を受けた証券の取立てが最近において特に確実であって、不渡りとなるおそれがないため、徴収の猶予に係る徴収金の徴収が確実であると認

められる場合

(3) 時効の更新等

納税者等から申請書が提出された場合には、その申請書に係る徴収金の納付（納入）義務の承認があったと認められ、その提出の時から、時効が新たに進行する。

また、徴収の猶予をした場合には、その猶予に係る部分の徴収金について、その猶予期間内は時効が進行しない。

(4) 還付金等の充当

法第 15 条第 1 項第 1 号(盗難によるものを除く。)の徴収の猶予の場合にはその猶予期間中は充当することができない。

14 納税証明書の取扱い

徴収の猶予を受けている者から、猶予を受けている旨の表示をするよう請求があった場合は、証明書摘要欄等へ「〇〇〇により徴収の猶予中」と表示し、交付してもかまわないものであること。

第 2 申請による換価の猶予

1 猶予できる場合

滞納者が、徴収金を一時に納付（納入）することによりその事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が徴収金の納付（納入）について誠実な意思を有すると認められるときは、徴収金の納期限から 6 月以内にされたその者の申請に基づき、1 年以内の期間を限り、その納付（納入）できない金額を限度として、その納付（納入）すべき徴収金（徴収の猶予を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができるものであること。

2 申請による換価の猶予の要件

- (1) 納付（納入）すべき徴収金を一時に納付（納入）することにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- (2) 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- (3) 滞納者から納付（納入）すべき徴収金の納期限から 6 月以内に換価の猶予の申請書

類の提出がされていること。

- (4) 原則として、申請による換価の猶予に係る徴収金以外の徴収金の滞納がないこと。
- (5) 原則として、申請による換価の猶予に係る徴収金の額に相当する担保の提供があること。
- (6) 納付（納入）すべき徴収金について徴収の猶予の適用を受けている場合でないこと。

3 申請の受付及び申請書類の点検

(1) 申請書類

滞納者が申請による換価の猶予を受けようとするときは、所要の事項を記載した換価の猶予（期間の延長）申請書（規則第 14 号様式）に所定の書類（規則第 14 号様式注書きに規定する書類）を添付させ、提出を受けること。

(2) 申請書の提出期限

猶予を受けようとする徴収金の納期限から 6 月以内に申請書を提出しなければならないものであること。

なお、申請書が郵送されてきた場合の提出期限の判定については、前記第 1「法第 15 条の徴収の猶予」の 3 (2) イのなお書き後段によること。

(3) 申請書記載事項の点検

原則として、次に掲げる事項が確認できるように納税者等に指導するものとするが、前記第 1「法第 15 条の徴収の猶予」と同様の取扱いにより補記又は訂正を行って差し支えないものであること。

ア 徴収金を一時に納付（納入）することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細

イ 納付（納入）すべき徴収金の No.（整理番号）、年度、期別、税目、納期限及び金額

ウ 納付（納入）すべき徴収金の金額のうち納付（納入）が困難である金額

エ 猶予を受けようとする期間

オ 分割して納付（納入）する場合の納付（納入）計画

カ 担保提供の有無及び提供しようとする担保の詳細（種類、数量、価額、所在（担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名又は名称、住所又は居所）その他担保に関して参考となるべき事項）又は担保を提供することができない特別の事情

キ 添付書類の名称

(4) 申請書の添付書類の点検

原則として、次に掲げる書類を添付するよう申請者に指導するものとするが、前記第1「法第15条の徴収の猶予」と同様の取扱いによりこの要綱で定める添付書類以外の様式等を代用して差し支えないものであること。

また、記載事項に不備がある場合についても、前記第1「法第15条の徴収の猶予」と同様の取扱いにより補記又は訂正を行って差し支えないものであること。

ア 財産目録（別記第9号様式）

イ 収支の明細書（別記第10号様式）

ウ 担保の提供に関し必要となる書類（担保を徴しない場合は除く。）

(5) 申請書類の補正及びみなし取下げ

申請書及び添付書類の記載に不備があり、又は添付書類の提出がないことによって猶予判定を適切に行うことができない場合の補正手続き及びみなし取下げに関する処理については、前記第1「法第15条の徴収の猶予」の3(5)及び(6)により処理すること。この場合において、同3(5)中「徴収の猶予（期間の延長）申請書の訂正又は添付書類の訂正等を求める通知書（様式通達第13号様式の2）」とあるのは「換価の猶予（期間の延長）申請書の訂正又は添付書類の訂正等を求める通知書（様式通達第16号様式の5）」と、同3(6)中「徴収の猶予（期間の延長）申請のみなし取下げ通知書（別記第11号様式）」とあるのは「換価の猶予（期間の延長）申請のみなし取下げ通知書（別記第12号様式）」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 納税意思等の確認

(1) 納税についての誠実な意思の確認

「納税について誠実な意思を有する」とは、滞納者が、現在においてその滞納に係る徴収金を優先的に納付（納入）する意思を有していることをいうものであり、その判定は、従来において期限内に納付（納入）していたこと、過去に徴収の猶予又は換価の猶予等を受けた場合において確実に納付（納入）計画の履行をしていたこと、滞納徴収金の早期完納に向けた経費の節約、資金調達、借入返済額の減額等の努力が適切になされていることなどの事情を考慮して判定すること。

なお、過去のほ脱の行為又は滞納の事実のみにより判定することなく、現在における滞納徴収金の早期完納に向けた取組も併せて検討を行うこと。

(2) 事業継続又は生活維持が困難となる事情の把握

「徴収金を一時に納付（納入）することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合」とは、次のいずれかに該当する場合であり、申請書及び滞納者に対する聴取により、その事情について把握すること。

ア 事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においてもなお、徴収金を一時に納付（納入）することにより、事業を休止し、又は廃止させるなど、その者の事業の継続を困難にするおそれがある場合

イ 徴収金を一時に納付（納入）することにより、その者の必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合

5 納付（納入）能力調査

猶予金額及びその期間並びに猶予期間中の納付（納入）計画等の適否を判定するため、前記第1「法第15条の徴収の猶予」の5に準じて、現在及び将来におけるその者の納付（納入）能力を調査すること。

なお、猶予する徴収金の額については、同5(1)オ(イ)賦課の遅延等の場合の取扱いに準じるものとする。

6 保全措置

前記第1「法第15条の徴収の猶予」の6に準じて処理すること。

7 猶予判定（許可・不許可）の決議、通知

前記第1「法第15条の徴収の猶予」の7により処理すること。この場合において、同7(1)中「徴収の猶予（期間の延長）の許可通知書（様式通達第12号様式）」とあるのは「換価の猶予（期間の延長）の許可通知書（様式通達第16号様式の3）」、同7(1)中「徴収の猶予（期間の延長）の不許可通知書（様式通達第13号様式）」とあるのは「換価の猶予（期間の延長）の不許可通知書（様式通達第16号様式の4）」と、それぞれ読み替えるものとする。

8 納付（納入）計画の履行監視及び納付（納入）指導

前記第1「法第15条の徴収の猶予」の8により処理すること。

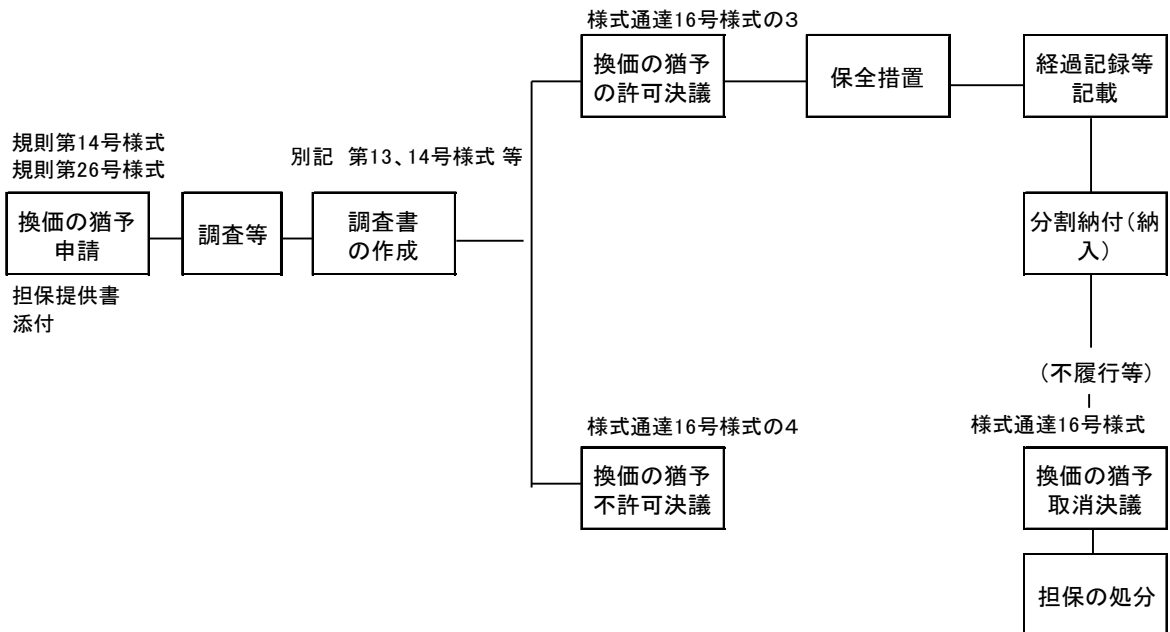
9 猶予の取消し

前記第1「法第15条の徴収の猶予」の9(1)、(2)及び(4)により処理すること。この場合において、同9(4)中「徴収の猶予（期間の延長）の取消通知書（様式通達第14号様式）」とあるのは「換価の猶予（期間の延長）の取消通知書（様式通達第16号様式）」と読み替えるものとする。

10 納付（納入）計画の変更

前記第1「法第15条の徴収の猶予」の10により処理すること。この場合において、同10(1)中「徴収の猶予（期間の延長）の納付（納入）計画変更通知書（様式通達第14号様式の2）」とあるのは「換価の猶予（期間の延長）の納付（納入）計画変更通知書（様式通達第16号様式の2）」と読み替えるものとする。

11 猶予事務系統



12 換価の猶予期間の延長

前記第1「法第15条の徴収の猶予」の12により処理すること。

13 換価の猶予の効果

(1) 滞納処分の制限

換価の猶予の期間中は、その猶予に係る徴収金につき、差し押さえている財産の換価をすることができない。

なお、換価の猶予の期間中においても、督促及び新たな差押えは制限されないが、徴収した担保、若しくは差し押さえた財産の価額の著しい減少により保全措置が不十分となった場合、又は滞納者から新たな財産を提供し、担保の解除若しくは差押換えの申出があった場合など、徴収上必要があると認められる場合を除き、原則として、行わないものとする。

(2) 差押えの解除

換価の猶予の場合には、原則として、既にした差押えは解除しないものであること。ただし、差押えを継続することにより、事業の継続又は生活の維持に著しい支障を与えると認められる場合において、必要があると認めるときは、その差押えを解除し

て差し支えないこと。

(3) 時効の更新等

前記第1「法第15条の徴収の猶予」の13(3)と同じ。

第2の2 職権による換価の猶予

1 猶予できる場合

滞納者が法第15条の5第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が徴収金の納付(納入)について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付(納入)すべき徴収金(徴収の猶予又は法第15条の6第1項の規定による換価の猶予を受けているものを除く。)につき滞納処分による財産の換価を猶予することができるものであること。ただし、その猶予の期間は、1年を超えることができないものであること。

2 職権による換価の猶予の要件

(1) 次のいずれかに該当すると認められる場合であること。

ア 財産の換価を直ちにすることにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき

イ 財産の換価を猶予することが、直ちに換価することに比し、滞納に係る徴収金及び最近において納付（納入）すべきこととなる徴収金の徴収上有利であるとき

- (2) 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- (3) 原則として、職権による換価の猶予に係る徴収金の額に相当する財産の差押え、又は担保の提供があること。
- (4) 納付（納入）すべき徴収金について徴収の猶予又は申請による換価の猶予の適用を受けている場合でないこと。

3 資料提出要求

条例第9条の6に定めるところにより、職権による換価の猶予をする場合において、換価の猶予の要件を充足するか否かを判断するため、又はその猶予に係る金額を分割して納付させるための分割後の各納期限及び各分割金額を決めるために、職権による調査及び滞納者への聴取等のみでは調査不足等になると認めるときは、その必要な範囲において、滞納者に対し次に掲げる書類の提出を求めること。

- (1) 財産目録（別記第9号様式）又はこれに代わる現在納付（納入）能力調査を行うために必要となる資料
- (2) 担保の提供に関し必要となる書類（担保を徴しない場合は除く。）
- (3) 納税誓約書又はこれに代わる納付（納入）計画が確認できる書類
- (4) 収支の明細書（別記第10号様式）又はこれに代わる見込納付（納入）能力調査を行うために必要となる資料

4 納税意思等の確認

- (1) 納税についての誠実な意思の確認
前記第2「申請による換価の猶予」の4(1)によること。
- (2) 事業継続又は生活維持が困難となるおそれがあるときの確認

「財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき」とは、換価の猶予をしようとする徴収金の全てを直ちに徴収しよ

うとする場合において、次のいずれかに該当するときをいうものであり、滞納者に対する聴取及び後記5における納付（納入）能力調査により確認すること。

ア 滞納者の財産のうち事業についての不要不急の財産を処分する等事業経営の合理化を行ったのちにおいてもなお差押財産を換価するとその滞納者の事業の継続を困難にするおそれがあると認めるとき

イ 滞納者の生活の維持に必要と認められるもの以外の財産を処分してもなお滞納額に不足するとき

(3) 徴収上有利であるときの確認

「財産の換価の猶予をすることが、直ちに換価することに比し、滞納に係る徴収金及び最近において納付（納入）すべきこととなる徴収金の徴収上有利であるとき」とは、次のいずれかに該当するときをいうものであり、差押財産の処分予定価額及び換価に要する期間と猶予する場合に見込まれる納付（納入）額及びその期間との比較により確認すること。

ア 滞納者の財産のうち滞納処分ができる全ての財産について現在滞納処分を執行したとしても、その財産の処分予定価額（公売をする場合の適正な見積価格をいう。）が徴収しようとする徴収金に不足すると認められる場合であって、換価を猶予した場合には、その猶予期間内に新たな滞納を生ずることがなく、その猶予すべき徴収金も全額を徴収することができると認められるとき

イ 換価すべき財産の性質、形状、用途、所在等の関係で、その財産について適正な価額による買受人を得る見込みがない場合又は換価できるまでに相当の期間を要すると見込まれる場合で、換価処分を執行しないことがその猶予すべき徴収金及びその猶予すべき期間内に納付（納入）すべきこととなる徴収金の徴収上有利であると認められるとき

ウ 滞納徴収金につき直ちに徴収できる場合等であっても、最近において納付（納入）すべきこととなる徴収金と既に滞納となっている徴収金との総額については、換価処分を執行しないことが徴収上有利であると認められるとき

5 納付（納入）能力調査

(1) 換価の猶予をする金額

猶予する金額は、前記第2「申請による換価の猶予」の5に準じて現在納付（納入）能力調査を行い判定すること。

(2) 換価の猶予をする期間等

猶予する期間及び猶予期間中の納付（納入）計画は、前記第2「申請による換価の猶予」の5に準じて見込納付（納入）能力調査を行いその妥当性を検討することが原則であるが、換価に要する期間等を考慮した結果、徴収上の支障がないと認められる場合等には、見込納付（納入）能力調査を省略しても差し支えないものであること。

6 保全措置

(1) 担保の徴取及び差押え

職権による換価の猶予をしようとする場合において、その猶予に係る徴収金について十分な保全措置がとられていないときは、その徴収金の徴収を確保するため、原則として、猶予しようとする徴収金の額に相当する担保の徴取又は差押えをしなければならないこと。

ただし、次の場合で、担保の徴取又は差押えをしなくても徴収金の確保が見込まれる場合には、担保の徴取又は差押えをしないものとして差し支えないものであること。また、下記オ又はカのいずれかに該当する場合には、差押えを猶予することができるものであること。

ア 猶予を受ける金額が100万円以下であるとき

イ 猶予に係る期間が3月以内であるとき

ウ 法第16条第1項各号に掲げる担保がないとき

エ 法第16条第1項各号に掲げる担保があるものの、その担保の見積価額が猶予に

係る徴収金及びこれに先立つ抵当権等により担保される債権その他の債権の合計額を超える見込みがないとき

オ 担保の提供又は差押えをすることによって、事業の継続又は生活の維持に著しい支障が生じると認められるとき

カ 納付（納入）委託に係る有価証券の提供により、猶予に係る徴収金につき担保の提供又は差押えの必要がないと認められるに至ったとき

(2) 担保の提供及び徴取手続き

第5章第2節「担保の徴取と処分」により処理すること。

7 猶予の決議、通知

(1) 決議及び通知

換価の猶予（期間の延長）通知書（様式通達第15号様式）により猶予を決議し、滞納者に通知すること。

この場合においては、前記第2「申請による換価の猶予」の7に準じて猶予調査書（個人）（別記第13号様式）又は猶予調査書（法人）（別記第14号様式）を作成するものとする。

(2) 納付（納入）能力調査の事跡を残すために作成する調査書

滞納者から提出された資料によりその納付（納入）能力調査が可能な場合を除き、現在納付（納入）能力調査書（別記第15号様式）及び見込納付（納入）能力調査書（別記第16号様式）を作成するものとする。

ただし、前記5において見込納付（納入）能力調査を省略した場合には、見込納付（納入）能力調査書（別記第16号様式）の作成を省略することとして差し支えないものであること。

8 納付（納入）計画の履行監視及び納付（納入）指導

前記第2「申請による換価の猶予」の8に準じて処理すること。

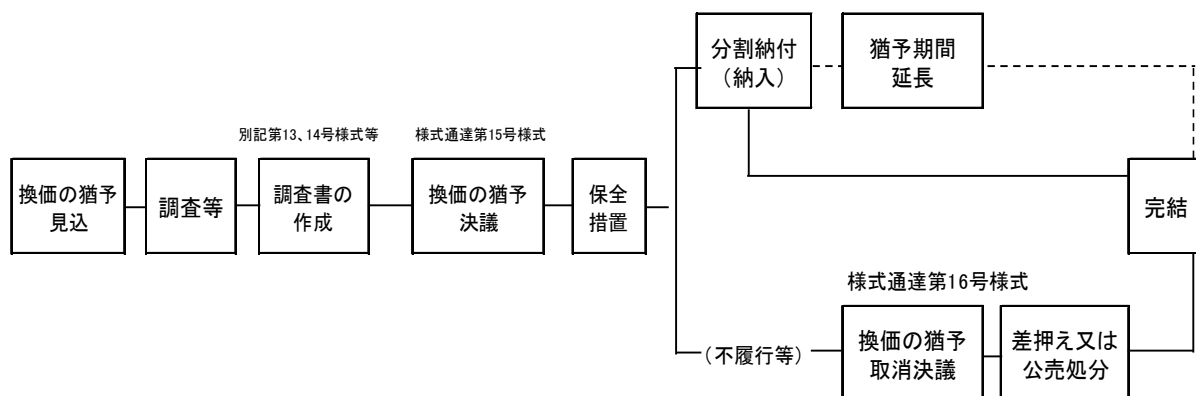
9 猶予の取消し

前記第2「申請による換価の猶予」の9により処理すること。

10 納付（納入）計画の変更

前記第2「申請による換価の猶予」の10により処理すること。

11 猶予事務系統



12 換価の猶予期間の延長

前記第2「申請による換価の猶予」の12により処理すること。

13 換価の猶予の効果

前記第2「申請による換価の猶予」の13と同様であるが、同13(3)の時効の更新等については、納税誓約書の提出があった場合に限る。

別表2

納税の猶予 申請、様式等

様式名	適用 場面	内容等	規定場所	様式番号等
徴収の猶予(期間の延長)申請書	申請	徴収の猶予の申請書	規則	第13号様式
換価の猶予(期間の延長)申請書		申請による換価の猶予の申請書	規則	第14号様式
財産目録		一時に納付困難な額を判定(現在納付(納入)能力調査)するための申請書の添付書類	事務処理要綱	別記第9号様式
収支の明細書		猶予期間、分割納付の各納期限と各分割金額を判定(見込納付(納入)能力調査)するための申請書の添付書類	事務処理要綱	別記第10号様式
徴収の猶予(期間の延長)申請書の訂正又は添付書類の訂正等を求める通知書・決議書	補正 指示	徴収の猶予申請における補正指示に係る通知書	様式通達	第13号様式の2
換価の猶予(期間の延長)申請書の訂正又は添付書類の訂正等を求める通知書・決議書		申請による換価の猶予申請における補正指示に係る通知書	様式通達	第16号様式の5
徴収の猶予(期間の延長)申請のみなし取下げ通知書	みなし 取下げ	徴収の猶予の補正指示期間内に補正がされなかった場合のみなし取下げ通知書	事務処理要綱	別記第11号様式
換価の猶予(期間の延長)申請のみなし取下げ通知書		申請による換価の猶予の補正指示期間内に補正がされなかった場合のみなし取下げ通知書	事務処理要綱	別記第12号様式
猶予調査書(個人)	猶予 判定	猶予判定にあたっての調査書式	事務処理要綱	別記第13号様式
猶予調査書(法人)			事務処理要綱	別記第14号様式
現在納付(納入)能力調査書		徴収の猶予、申請による換価の猶予において、納付(納入)能力調査で不許可、一部不許可となる場合の踏査事績を残すための調査書	事務処理要綱	別記第15号様式
見込納付(納入)能力調査書		職権による換価の猶予(徴収上有利等の場合を除く。)を行う場合(滞納者から資料提出があり、当該書類から調査できる場合を除く。)においても準用	事務処理要綱	別記第16号様式
徴収の猶予(期間の延長)の許可通知書・決議書	許可 (承認) 不許可 の通知	徴収の猶予の許可通知書	様式通達	第12号様式
換価の猶予(期間の延長)の許可通知書・決議書		申請による換価の猶予の許可通知書	様式通達	第16号様式の3
換価の猶予(期間の延長)の通知書・決議書		職権による換価の猶予の通知書	様式通達	第15号様式
徴収の猶予(期間の延長)の不許可通知書・決議書		徴収の猶予の不許可通知書	様式通達	第13号様式
換価の猶予(期間の延長)の不許可通知書・決議書		申請による換価の猶予の不許可通知書	様式通達	第16号様式の4
徴収の猶予(期間の延長)の弁明の催告書	取消 手続	徴収の猶予の取消しの前提要件である弁明手続きのための弁明の催告書	事務処理要綱	別記第17号様式
徴収の猶予(期間の延長)の取消通知書・決議書		徴収の猶予の取消通知書	様式通達	第14号様式
換価の猶予(期間の延長)の取消通知書・決議書		換価の猶予の取消通知書	様式通達	第16号様式
徴収の猶予(期間の延長)の納付(納入)計画変更通知書・決議書	納付 (納入) 計画 変更	猶予等した納付(納入)計画とおりに納付できなかったことにつきやむを得ないと認めた場合の納付(納入)計画の変更通知書	様式通達	第14号様式の2
換価の猶予(期間の延長)の納付(納入)計画変更通知書・決議書			様式通達	第16号様式の2

第3 滞納処分の停止

滞納者が資力の喪失等一定の要件を具備するに至ったときは滞納処分の停止をすることができる。なお、この停止の期間中も消滅時効の完成は猶予されないものであること。おって停止のための調査にあたっては、努めて2人以上で実施すること。

1 滞納処分の停止の判定基準

- (1) 滞納処分をする財産がないとき
 - ア 絶対的差押禁止財産のみのとき（徴収法第75条）。
 - イ 無益な差押えと認められたとき（徴収法第48条第2項）。
 - ウ 給与等の差押禁止（徴収法第76条）に該当するとき。
 - エ 社会保険制度に基づく給付の差押禁止（徴収法第77条）に該当するとき。
 - オ 他の法令による差押禁止（生活保護法等）に該当するとき。
 - カ 金銭的な価値を有せず換価の対象とならない財産に限られるとき
 - キ 換価、取立が困難な財産のとき。
 - ク 県税徴収金に優先する仮登記のなされた財産以外に財産がないとき。
 - ケ 交付要求（参加差押）中のもので配当のないことが明らかなきとき。
- (2) 滞納処分を行うことにより生活を著しく窮迫させるとき

滞納者（個人の場合に限る。）が差押禁止財産以外に財産を有していても、その財産が滞納者の生活にとって必要最低限のものであり、しかも収入が僅少で安定性がないため、その財産の滞納処分を執行することにより、生活を著しく窮迫させるときをいうものである。

なお、ここでいう「収入が僅少で安定性がない」とは、具体的には次の場合が該当するものであること。

- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている場合
- イ 滞納者及び生計を一にする親族の収入の合計額が徴収法施行令第34

条の規定の例により計算して得た額程度以下の収入である場合

また、差押禁止財産以外の財産が居住用財産である場合には、それが滞納者の生活にとって必要最低限のものであるかどうかは、その財産の面積や地理的条件等の財産的価値を十分調査した上で、社会通念上必要最低限のものと認められるかどうかにより判定する。

- (3) 滞納者の住（居）所及び財産が不明なき
住（居）所及び財産が不明な場合は徴収嘱託をしたが、受託庁で調査しても住（居）所及び財産が不明なき
- (4) 第二次納税義務者等がいる場合
 - ア 第二次納税義務者等から徴収できる場合は、納税者については滞納処分の停止は行わないものであること。
 - イ 第二次納税義務者等について停止の理由があるときは、納税者に関係なく滞納処分の停止ができるのものであること。

2 滞納処分の停止の調査

滞納処分の停止調査書（個人）（基本要綱第116号様式）、又は滞納処分の停止調査（法人）（基本要綱第117号様式）により該当事項の調査を行い、法第15条の7第1項第1号から第3号までのいずれかの理由に該当する場合には、滞納者の申請に基づかないで局長が職権をもって滞納処分の停止をし、その旨通知すること（様式通達第17号様式）。

3 滞納処分の停止の効果

- (1) 滞納処分の停止をしたときは、その停止の期間中その停止に係る県税徴収金について新たな差押えをすることができず、既に差し押さえた財産についてはその差押えを解除しなければならないものであること（法第15条の7第3項）。
- (2) 滞納処分の停止の期間中においても、その滞納処分の停止に係る県税徴収金の消滅時効は進行するものであること（法第18条の2第4項、法第18条第3項）。

4 滞納処分停止後の処理

滞納処分の停止決議後、その旨を滞納処分

票に記載しておくこと。

また、滞納処分の停止が3年間継続したときは、納税義務が当然に消滅するので、消滅の都度、不納欠損処分を行うこと。この場合は、欠損処分調査書（財訓第28号様式）により該当事項の調査を行うとともに、欠損処分調査書（財訓第27号様式）を作成する。

なお、調査書の発議（起案）の日は、納税義務の消滅前とし、欠損処分の決議（決裁）と納税義務消滅の日は、同日になること。

また、不納欠損処分は、納税義務が消滅した後の内部経理手続であり、既に調定された県税徴収金が徴収しえなくなったことを確認し、オンライン端末から入力を行うこと。

おって、次のことに留意すること。

- (1) 滞納処分の停止をした日から3年以内に、滞納者が自発的にその停止に係る県税徴収金を納付（納入）した場合にそれを収納し、また、過誤納金等の還付金又は交付要求等に係る受入金をその停止に係る県税徴収金に充てることが、差し支えないものであること。
- (2) 滞納処分の停止後は、税負担の公平を確保する観点から、翌年度以降、年1回は滞納者に係る所在調査等の必要な調査を実施し、その停止を継続することの適否について確認すること。
- (3) 滞納処分の停止後、その停止に係る滞納者について、法第15条の7第1項各号（滞納処分の停止の要件等）のいずれにも該当する事実がないと判明したときは、滞納処分の停止の取消決議書（様式通達第18号様式）によりその停止を取り消し、その旨通知すること。

5 納税義務の即時消滅

- (1) 法第15条の7の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、次に該当するときは、直ちに納税義務の消滅をさせることができること。

ア 限定承認をした相続人が相続によって承継した県税徴収金を有する場合において、その相続による相続財産について、法第15条の7第1項第1号に該当する理

由がある場合

イ 法人が解散し又は解散登記はしていないが、実質上解散と同様の状態にあり将来事業再開の見込みが全くない場合において、法第15条の7第1項第1号に該当する理由がある場合

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）

により更生計画が認可決定された場合において、未納の県税徴収金を更生債権として期日までに届出しなかったことにより、更生計画に認められず会社が免責（会社更生法第204条）された場合

エ 相続人が不存在の場合又はすべての相続人が相続を放棄した場合において、相続財産法人について、法第15条の7第1項第1号に該当する理由がある場合

オ 滞納者が法施行地外に移住し、納付（納入）の見込みが全くなく、かつ、将来帰国の見込みが全くない場合であって、その滞納者の財産について法第15条の7第1項第1号に該当する理由がある場合

(2) 納税義務の消滅の決議

納税義務の即時消滅は、納税義務の消滅決議書（基本要綱第119号様式）によること。

また、上記決議書の作成と同時に、欠損処分調査書及び欠損処分調査書を作成し、前記4により端末入力を行うこと。

6 滞納処分の執行停止に伴う納税義務消滅通知

- (1) 法第15条の7第4項の規定により納税義務が消滅したときは、別記18号様式により滞納者に対してその旨を通知すること。
- (2) 法第15条の7第5項の規定により納税義務が消滅したときは、別記19号様式により滞納者に対してその旨を通知すること。

第 4 延滞金の免除及び減免

1 各種延滞金の免除及び減免の概要

区分	免除の要件となる事実	期 間	免除される額	
			当然免除	裁量免除
納税の猶予に基づくもの (令和3年1月1日以後の期間)	(1) 災害等による徴収の猶予（法第 15 条の 9 第 1 項）	徴収猶予をした期間	全額	
	(2) 滞納処分の停止（法第 15 条の 9 第 1 項）	停止した期間	全額	
	(3) 事業の廃止等による徴収の猶予（法第 15 条の 9 第 1 項）	徴収猶予をした期間	猶予特例延滞金額を超える部分の金額	
	(4) 換価の猶予（法第 15 条の 9 第 1 項）	換価の猶予をした期間	猶予特例延滞金額を超える部分の金額	
	(5) 徴収猶予又は換価の猶予をした場合で、財産の状況が著しく不良で、他の地方税、国税等が減免された場合又は延滞金の納付若しくは納入を困難とするやむを得ない理由があると認められる場合（法第 15 条の 9 第 2 項）	猶予した期間（猶予期間内に納付又は納入しなかったことについてやむを得ない理由がある期間を含む）		全額
	(6) 財産の差押え又は担保の提供（法第 15 条の 9 第 4 項）	差押え又は担保の提供がされている期間		猶予特例延滞金額を超える部分の金額
	(7) 不動産取得税（条例第 47 条）、軽油引取税（法第 144 条の 29 第 3 項）の徴収猶予	徴収猶予をした期間	全額	
	(8) 法人事業税の徴収猶予 ア 法第 72 条の 38 の 2 第 10 項によるもの イ 法第 72 条の 38 の 2 第 11 項によるもの	徴収猶予をした期間	猶予特例延滞金額を超える部分の金額	猶予特例延滞金額を超える部分の金額
	(9) 法人県民税、法人事業税の徴収の猶予（法第 55 条の 2 第 5 項、第 55 条の 4 第 5 項、第 72 条の 39 の 2 第 5 項及び第 72 条の 39 の 4 第 5 項）	徴収猶予をした期間	全額	

区分	免除の要件となる事実	期 間	免除される額	
			当然免除	裁量免除
納税の猶予に基づくもの (平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間)	(1) 災害等による徴収の猶予 (法第15条の9第1項)	徴収猶予をした期間	全額	
	(2) 滞納処分の停止 (法第15条の9第1項)	停止した期間	全額	
	(3) 事業の廃止等による徴収の猶予 (法第15条の9第1項)	徴収猶予をした期間	特例延滞金額を超える部分の金額	
	(4) 換価の猶予 (法第15条の9第1項)	換価の猶予をした期間	特例延滞金額を超える部分の金額	
	(5) 徴収猶予又は換価の猶予をした場合で、財産の状況が著しく不良で、他の地方税、国税等が減免された場合又は延滞金の納付若しくは納入を困難とするやむを得ない理由があると認められる場合 (法第15条の9第2項)	猶予した期間 (猶予期間内に納付又は納入しなかったことについてやむを得ない理由がある期間を含む)		全額
	(6) 財産の差押え又は担保の提供 (法第15条の9第4項)	差押え又は担保の提供がされている期間		特例延滞金額を超える部分の金額
	(7) 不動産取得税 (条例第47条)、軽油引取税 (法第144条の29第3項) の徴収猶予	徴収猶予をした期間	全額	
	(8) 法人事業税の徴収猶予 ア 法第72条の38の2第10項によるもの イ 法第72条の38の2第11項によるもの	徴収猶予をした期間	特例延滞金額を超える部分の金額	特例延滞金額を超える部分の金額
	(9) 法人県民税、法人事業税の徴収の猶予 (法第55条の2第5項、第55条の4第5項、第72条の39の2第5項及び第72条の39の4第5項)	徴収猶予をした期間	全額	

区 分	免除の要件となる事実	期 間	免除される額	
			当然免除	裁量免除
納 税 の 猶 予 に 基 づ く も の (平成 12 年 1 月 1 日 から平成 25 年 12 月 31 日 までの 期間)	(1) 災害等による徴収の猶予 (法第 15 条の 9 第 1 項)	徴収猶予をした期間	全額	
	(2) 滞納処分の停止 (法第 15 条の 9 第 1 項)	停止した期間	全額	
	(3) 事業の廃止等による徴収の猶予 (法第 15 条の 9 第 1 項)	徴収猶予をした期間 (延滞金が年 14.6%で計算される期間に限る)	半額	
	(4) 換価の猶予 (法第 15 条の 9 第 1 項)	換価の猶予をした期間 (延滞金が年 14.6%で計算される期間に限る)	半額	
	(5) 徴収猶予又は換価の猶予をした場合で、財産の状況が著しく不良で、他の地方税、国税等が減免された場合又は延滞金の納付若しくは納入を困難とするやむを得ない理由があると認められる場合 (法第 15 条の 9 第 2 項)	猶予した期間 (猶予期間内に納付又は納入しなかったことについてやむを得ない理由がある期間を含む)		全額
	(6) 財産の差押え又は担保の提供 (法第 15 条の 9 第 4 項)	差押え又は担保の提供がされている期間 (延滞金が年 14.6%で計算される期間に限る)		半額
	(7) 不動産取得税 (条例第 47 条)、軽油引取税 (法第 144 条の 29 第 3 項) の徴収猶予	徴収猶予をした期間	全額	
	(8) 法人事業税の徴収猶予 ア 法第 72 条の 38 の 2 第 10 項によるもの イ 法第 72 条の 38 の 2 第 11 項によるもの	徴収猶予をした期間 (延滞金が年 14.6%で計算されている期間に限る。)	半額	半額
	(9) 法人県民税、法人事業税の徴収の猶予 (法第 55 条の 2 第 5 項、第 55 条の 4 第 5 項、第 72 条の 39 の 2 第 5 項及び第 72 条の 39 の 4 第 5 項)	徴収猶予をした期間	全額	

区 分	免除の要件となる事実	期 間	免除される額	
			当然免除	裁量免除
期 限 の 延 長 に 基 づ く も の	(10) 災害等による期限の延長（法第20条の9の5第1項）	延長をした期間	全額	
納 付 又 は 納 入 の 委 託 に 基 づ く も の	(11) 納付又は納入の再委託を受けた金融機関が、その有価証券の取立てをすべき日後に納付又は納入した場合（法第20条の9の5第2項）	有価証券の取立てをすべき日の翌日から納付又は納入があった日までの期間		全額
	(12) 納税貯蓄組合法の規定により納付又は納入の委託を受けた指定金融機関が、その委託を受けた日後に納付又は納入した場合（法第20条の9の5第2項）	委託を受けた日の翌日から納付又は納入があった日までの期間		全額
	(13) 交付要求により交付を受けた金銭をその交付要求に係る県税徴収金に充てた場合（法第20条の9の5第2項）	交付要求を受けた執行機関が強制換価手続において金銭を受領した日の翌日からその充てた日までの期間		全額
	(14) 換価執行決定がされた差押不動産の売却代金につき交付を受けた金銭をその差押えに係る県税徴収金に充てた場合（法第20条の9の5第2項）	換価執行決定をした行政機関等が滞納処分において売却代金を受領した日の翌日からその充てた日までの期間		全額
その他	(15) 納期限までに地方税を納付又は納入しなかったことについてやむを得ない理由があると認められる場合（法第64条第4項等）	納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間		全額
	(16) 更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認められる場合（法第72条の44第5項等）	納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間		全額

2 各種延滞金の免除及び減免の適用に当たっての留意事項

- (1) 前記1(6)の要件である滞納に係る県税徴収金の全額を徴収するために必要な財産につき差押えをした場合とは、差押財産の見積価額（差押県税徴収金に優先する債権があるときは、その債権額を控除した金額）

が公売予定時の県税徴収金の額を超える場合をいうものであり、適用に当たっては、税負担の公平性の観点から要件を満たす場合は免除するものとする。

なお、担保の提供を受けた場合についても同様に扱うこと。

- (2) 前記1(11)については、次に掲げる日か

ら取立ての日までの期間に対応する延滞金を免除することができるものであること。

ア 受託の日前に振り出された小切手（支払期日経過後の手形）については受託の日

イ 郵送されたもので、郵便物の通信日付印により表示された日前に振り出された小切手（支払期日経過後の手形）については郵便物の通信日付印により表示された日

(3) 前記 1 (15) については、具体的には次の場合が該当するものであること。

ア 破産手続開始の決定を受けた場合

イ 納税者又は特別徴収義務者が病気若しくは死亡し又は法令による身体の拘束を受けたため、納税することができなかった場合

ウ 納税者又は特別徴収義務者若しくはこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したことにより多額の医療費等を要したため、納税することができなかった場合

エ 納税通知書又は更正・決定通知書等及び督促状を公示送達した場合において、納期限の翌日から納税者等がその送達の実事を了解した日の属する月の末日までの期間

オ 納税通知書又は更正・決定通知書等及び督促状を送達した事実を全く知ることができなかったことについて正当な理由がある場合において、納期限の翌日から納税者等がその送達の実事を了解した日の属する月の末日までの期間

カ ア～オとの均衡上局長が必要と認める延滞金

3 申請書の提出等

(1) 前記 1 で「当然免除」に区分される免除は、当然に免除されるもので、したがって申請書の提出は要しないものであり、通知についても要しないものとして差し支えないこと。

(2) 前記 1 で「裁量免除」に区分される免除（減免）のうち(11)(12)(13)(14)については、申

請書の提出及び通知は要しないこと。

(5)(6)(15)については、申請書の提出は要しないが、様式通達第 19 号様式の「延滞金の免除（減免）通知書」により通知すること。

(3) 前記 1 (16) に掲げる延滞金の減免についての申請書及び通知書は、次によること。

延滞金の免除（減免）申請書

（規則第 24 号様式）

延滞金の免除（減免）通知書

（様式通達第 19 号様式）

4 自動車の売主の第二次納税義務に係る延滞金の減免

自動車税の第二次納税義務に係る延滞金については、主たる納税義務者の納期限の翌日から第二次納税義務者の納付期限までの期間について法第 165 条第 3 項に該当するものとして減免して差し支えない。

なお、この場合の申請書の提出及び通知は、前記 3 (1) に準じて処理すること。

第 5 納付（納入）の委託

1 納付（納入）の委託を受けることができる場合

(1) 法第 15 条〈徴収の猶予〉、法第 15 条の 5〈職権による換価の猶予〉及び法第 15 条の 6〈申請による換価の猶予〉による猶予を受けたもの。

(2) 納付（納入）の委託をしようとする証券の支払期日以後に納期限の到来するもの。

(3) 徴収上有利と認められるもの。

この委託については、次の点に留意すること。

ア 滞納に係る県税徴収金の納付（納入）について納税者等が誠実な意思を有し、その県税徴収金を短期間（おおむね 3 月程度とすること。）に完納できると認められるとき。

イ 滞納県税徴収金について、差押え、換価その他の強制徴収処分を緩和して、有価証券（支払期日がおおむね 6 月以内に到来するもの）の委託を受けることが徴収上有利と認められたとき。

ウ 納税者等から納期限前において納期限経過後を支払期日とする証券の委託の申出があった場合でやむを得ないと認められるものについては受託しても差し支えないこと。

- (4) 第三者からの納付（納入）の申出により、証券を受託することが県税徴収金の徴収上有利であると判定されるとき。

2 受託することができる証券の範囲

- (1) 規則第 26 条第 1 項に規定する次の証券に限ること。

小切手、約束手形、為替手形

- (2) 受託する場合の留意事項

ア 原則として券面金額が、納付（納入）の委託の目的である県税徴収金の合計額を超えないものであること。

イ 証券について、支払の責任を有するものが振出人又は支払人となった小切手又は手形が最近において（おおむね 6 月）不渡りとなった事実がなく、かつ、その者の信用が将来悪化しないと認められるもの

ウ 原則として再委託する銀行が加入している電子交換所に加入している金融機関（電子交換所に準ずる制度を利用している金融機関を含む。）を支払人とし、再委託銀行の名称を記載した特定線引の小切手で、次のいずれかに該当するもの。

(ア) 振出人が納付（納入）の委託をする者であるときは、局長を受取人とする記名式のもの

(イ) 振出人が納付（納入）の委託をする者以外のものであるときは、委託をする者が局長に「取立委任裏書」を行ったもの

(例)「表記金額を取り立てのため、〇〇地域振興局長にお支払い下さい。」

エ 支払場所を原則として県内の金融機関とする約束手形又は為替手形で、次のいずれかに該当するもの。

(ア) 約束手形にあっては振出人が、為替手形（自己あてのものに限る。）にあっては、支払人がそれぞれ委託をする者であるときは、局長を受取人とし、か

つ指図禁止の文言の記載のあるもの

(イ) 約束手形にあっては振出人が、為替手形（引受けのあるものに限る。）にあっては、支払人がそれぞれ委託をする者以外の者であるときは、委託者が局長に「取立委任裏書」を行ったもの

オ 支払人又は支払場所を原則として県内の金融機関とする前記ウ及びエに掲げる小切手、約束手形、為替手形で再委託銀行を通じて取立てができるもの

カ 支払人又は支払場所を原則として県内の金融機関以外の金融機関とする小切手、約束手形、為替手形で再委託銀行を通じて取立てができるもの

3 再委託銀行

法第 16 条の 2 第 3 項の金融機関は、収納取扱店とすること。

4 取立費用

収納取扱店に再委託した場合における取立手数料及び収納取扱店が取立をするために要する費用の実績であるが、この取立費用は委託者の負担となるが、納付は財務規則の手続きによらず納付（納入）受託証券の取立費用欄で処理すること。

なお、この取立費用は通常同一の手形交換所に加入している銀行から取立をする場合は、手数料を要しないこととされている。

5 証券の委託の解除と不渡りの処理

- (1) 証券の委託の解除

ア 委託者から当該証券の返還の申し出があったときは、当該証券が不渡りとなることが確実と予想される場合等やむを得ない事情があると認められるものについて 1 回に限りその申し出に応じてよいこと。

この場合、必要に応じて債権確保の措置を講ずること。

イ 賦課の取消し、過誤納金等の充当等により納付（納入）の委託を受ける目的が消滅した場合は、委託者に当該証券を返還すること。

なお、県税徴収金の一部につき賦課の取消し等があった場合は、原則として当

該証券を返還し、改めて納付（納入）の委託を受けること。

(2) 不渡りによる証券の返還

ア 委託者に不渡証券を返還する場合は、第2節第6、4(7)によること。

イ 証券を返還した場合は、交付済みの受託証券の返戻を求め、受託証券等報告兼引継書にちょう付しておくこと。

ウ 交付済みの受託証券を回収できなかったときは、その理由を記載した書面を受託証券等報告兼引継書にちょう付しておくこと。

エ 不渡手数料を必要とするときは、収納取扱店から直接委託者に請求することになっている。

形にあっては支払人及び支払場所である銀行に喪失した旨通知すること。

ウ 取立委任裏書を受けた証券にあっては、裏書人である納税者等に喪失した旨

6 証券を喪失した場合の取扱い

(1) 徴税吏員が証券を受託した後において、

当該証券を盗難、紛失又は滅失により喪失した場合は、直ちに次により処置すること。

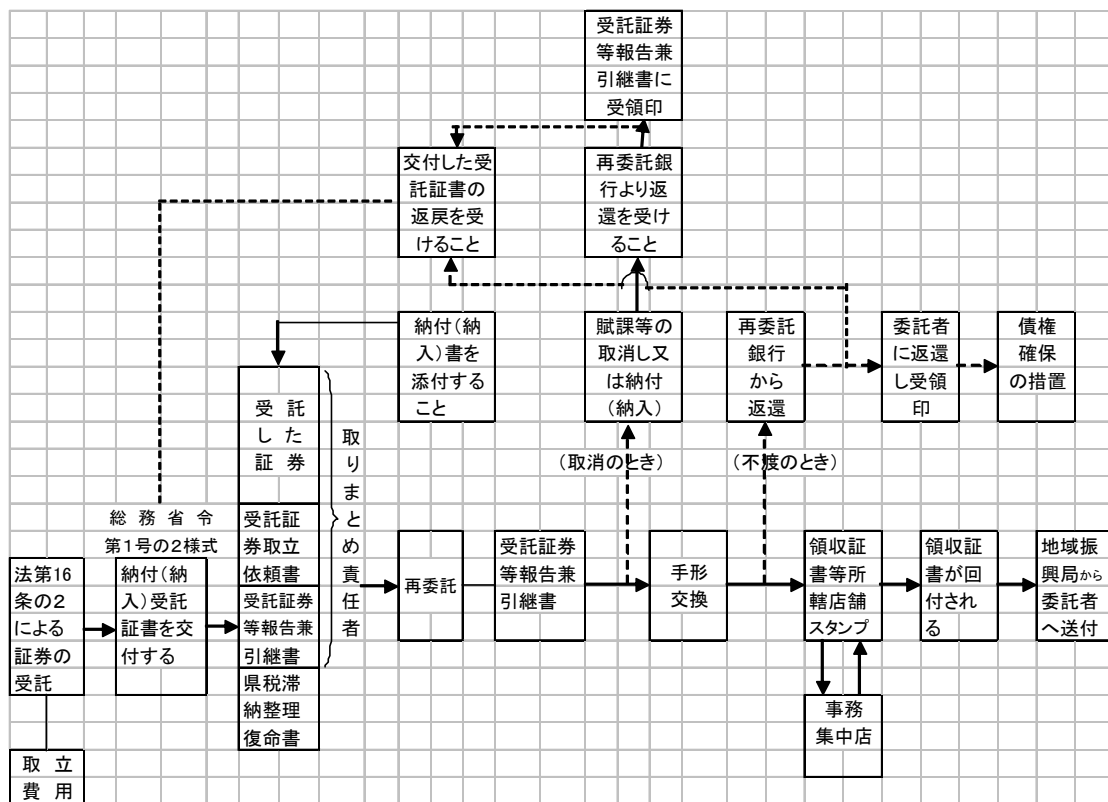
ア 証券の振出人に喪失した旨を通知すること。

イ 小切手については支払銀行、約束手形については支払場所である銀行、為替通知すること。

エ 小切手については、振出人から支払銀行あてに正規の喪失届を提出させること。

オ 証券を喪失したことにより非訟事件手続法（明治31年法律第14号）に基づき、公示催告、除権判決を求める必要がある場合は、所要の措置を講ずること。

(2) 徴税吏員が証券を紛失等により、納付（納入）することができない場合においても納税者等の納税義務は消滅しないこと。ただし、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条の規定に該当するときは、同条の規定により県が損害賠償を負うことになること。



第 6 節 納税証明書の 交付等

第 1 納税証明書の請求者

納税証明書（以下第 6 節において「証明書」という。）の交付を請求することができる者は、納税者、特別徴収義務者及び納付（納入）すべき県税徴収金のない場合でその納付（納入）すべき県税徴収金のないことについて証明を受けようとする者（以下第 6 節において「納税者等」という。）であること。

なお、証明書の請求があった場合は、後記第 1 の 2 及び第 1 の 3 により交付の請求をすることができるものであるかどうかを確認すること。

また、納付（納入）すべき県税徴収金がない場合にあっては、請求者が証明を受けようとする税目に該当しない場合は、発行できないものであること。

第 1 の 2 納税者等が個人の場合（番号法に基づく本人確認）

証明書の請求があった場合には、証明書請求書を持参した者について、番号法第 16 条の規定による本人確認を行うことにより、証明書の交付請求ができる者であるかの確認を行うこと。

本人確認の措置を行うにあたっては、身元確認（請求を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認）及び番号確認（正しい番号であることの確認）の双方を行うことが必要であること。ただし、後記第 9 については、番号確認は不要である。

1 身元確認

(1) 納税者等本人による地域振興局窓口における請求の場合

運転免許証、旅券又は個人番号カード（番号法第 2 条第 7 項）等納税者等本人であることを証する書類（以下第 6 節において「身元確認書類」という。）を提示させることにより、納税者等本人による請求であることを確認すること。

やむを得ない理由により、納税者等本人であることを証する書類の提示ができない

場合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める旨の告示」（平成 27 年 12 月新潟県告示第 1547 号）により、身元確認を行うこと。

(2) 代理人による地域振興局窓口における請求の場合

代理権を証する書類（印鑑登録証明書の添付された委任状等）とともに、代理人に係る身元確認書類を提出させること。

ただし、特別な事情がある場合を除き、税理士又は司法書士等法律上の資格に基づいて他人の代理行為を行うことができる者が代理人の場合で、その者から当該資格を証する書類の提示があったときは、印鑑登録証明書の添付を省略しても差し支えないこと。

(3) 使用者による地域振興局窓口における請求の場合

証明書の交付を申請する場合の「使用者」とは、納税者等が決定した意思表示を伝達する者であって納税者本人の機関として納税証明書請求書（「署名」又は「記名及び押印」されたものに限る。）を持参した者をいうものと解されるので、納税者等及び使用者に係る身元確認並びに納税者等と使用者との関係性の確認を前記(1)に準じて行うこと。

なお、特別な事情がある場合については、使用者による請求はできないこと。

(4) 電子申請システムによる請求の場合

システムにおいて確認済みであると判断し証明書の交付手続きを進めること。

2 番号確認

納税者等が個人の場合にあっては、納税証明書請求書に記載された個人番号（番号法第 2 条第 5 項）の真正性について、個人番号カード、通知カード（番号法第 7 条第 1 項）等を提示させることにより確認すること。

なお、個人番号の記載を拒否されたり、個人番号の真正性の確認ができなかったりした場合であっても、前記 1 の身元確認ができた

場合には、納税証明書を発行しても差し支えないこと。この場合にあっては、納税証明書請求書の余白にその旨を記載すること。

第 1 の 3 納税者等が法人の場合

法人である納税者等から証明書の請求があった場合には、前記第 1 の 2、1 (1)～(4)に準じて請求者の身元確認をすること。この場合、本人とは法人代表者として読み替えること。

なお、法人については番号法の規定する番号確認は不要であること。

第 2 請求の手続

1 手数料を徴するもの

証明書の交付を請求するときは、次の様式により必要事項を記載した納税証明（請求）書を提出させること（条例第 15 条第 1 項各号に規定する証明書を除く）。ただし、請求者が証明書の提出先官公庁等において様式を定めているためこれと異なる様式により請求した場合においては、その様式によって差し支えないこと。

納税証明（請求）書（一般用）（規則第 39 号様式）

納税証明（請求）書（未納のないことの証明用）（規則第 39 号様式の 2）

納税証明（請求）書（その他用）（規則第 39 号様式の 2 の 2）

2 手数料を徴しないもの

(1) 条例第 15 条第 2 項ただし書の証明書

この証明書は、使用目的により手数料を徴しないものであり、前記 1 に準じて処理すること。

なお、この場合特に罹災証明書の提出は求めないものであること。

(2) 条例第 15 条第 1 項第 1 号の規定による自動車税の納税証明書（規則第 39 号様式の 2 の 3）

(3) 条例第 15 条第 1 項第 2 号の規定による鉾区税の納税証明書（規則第 39 号様式の 2 の 7）

1 発行の権限

課税地にかかわらず、請求のあった地域振興局で交付できるものであること。

ただし、保全差押及び滞納処分に関するもの等オンライン端末で確認できないものは、課税地を所管する地域振興局において交付すること。

第 3 納税証明（請求）書の受付と交付

2 手数料の決定

- (1) 手数料額は次により決定し、請求書に金額がわかるレシート等を貼付すること。

一税目につき 400 円×年度数×証明書請求枚数（交付通数）

なお、年度数については、次表の区分の異なるごとに 1 件とする。

税 目	区 分
法人県民税・法人事業税	事業年度
個人事業税	所得年
ゴルフ場利用税、軽油引取税、産業廃棄物税	課税対象月 12 月
不動産取得税、自動車税、鉦区税	課税対象年度

*法人二税の更正・決定は本来の事業年度でとらえる。

*個人事業税の更正・決定は本来の所得年でとらえる。

*ゴルフ場利用税、軽油引取税、産業廃棄物税の更正・決定は本来の実績月でとらえる。

- (2) 未納の額がないこと又は滞納処分を受けたことがないことの証明については、年度及び税目の数にかかわらず、1 件として手数料の額を徴収する。

この場合、未納があったときに、確定額等の証明書を交付する場合の手数料額についても同様に、

1 件につき 400 円×証明書請求枚数
（交付通数）

の額を徴収する。

3 審査

証明書請求事項について、当該事実が存在しないとき又は請求が正当な理由に基づかないものと認めたときは、請求書を返還（電子申請の場合は差戻し）すること。なお、前記第 2、2 (1) の証明書の使用目的の確認は、納税証明（請求）書の使用目的欄に記載されている内容を聴き取り等で行い、当該証明（請

求）書の余白に「災害不徴収」と朱書すること。

4 交付

- (1) 証明書の請求のあった場合は、直ちに交付するものとする。

ただし、次に掲げる場合において緊急に必要があるものを除き、直ちに交付することができないときは、請求者に対し交付する日時を指定しても差し支えないこと。

ア 証明事項の内容を調査するために相当の時間を要すると認められるとき。

イ 請求書の請求枚数が多量であるため、その証明に相当の時間を要すると認められるとき。

なお、新潟県建設工事入札参加資格審査申請の証明書の交付にあたっては、あらかじめ関係地域振興局地域整備部等から建設業者名簿を借り受け、「新潟県建設工事入札参加資格審査規程」による者であることを調査しておくこと。

- 5 地方消費税に係る納税証明書については、税務署へ請求するよう指示すること。

第 4 証明書の使用目的

1 法第 20 条の 10 にいう「担保権の設定その他の目的」とは、次に掲げるものであること。

(1) 担保権の設定

質権又は抵当権を設定する場合のほか、不動産賃貸の先取特権等の生ずるような法律行為をしようとする場合、又は担保の目的で仮登記をする場合及び担保の目的で財産を譲渡する場合も含まれるものであること。

(2) その他の目的

法令の規定に基づき国又は地方団体に提出すべきものである場合その他その使用目的につき相当の理由があると認められた場合をいうものであること。

なお、「その他その使用目的につき相当の理由があると認めた場合」とは、次に掲げる場合をいい、自己が領収証書の代用として使用するためにその証明を求めるような場合は含まれないものであること。

ア 納税者等が、入札、出国手続、在留資格の更新、官公庁の指定業者の登録及び身元保証その他これに類する目的のため、国又は地方団体の機関に提出すべきものである場合

イ 納税者等が、入札、住宅資金等の借入れ（担保権の設定をする場合を除く。）公社住宅等の入居及び身元保証その他これに類する目的のため、国又は地方団体の機関以外のものに提出すべきものである場合

申告又は納付（納入）の告知により納付（納入）すべき額の確定した金額をいうものであること。

なお、次に掲げる金額もこれに含まれるものであること。この場合において、財産を限度とする第二次納税義務（譲渡担保権者の物的納税義務を含む。）を負う者であるときは、その財産を明示し、その処分予定価格を付記するものであること。

ア 第二次納税義務者又は保証人に対し納付（納入）通知書により告知した金額

イ 法第 14 条の 18 第 2 項前段（譲渡担保権者の物的納税責任）の規定により譲渡担保権者に対し告知した金額

ウ 法第 13 条の 3（強制換価の場合の道府県たばこ税等の徴収）の規定により納付（納入）の告知とみなされた同条第 2 項の通知に係る金額

(2) 納付（納入）した金額

納付（納入）された県税徴収金の額及び過誤納金等が充当された金額をいうものであること。

なお、納付（納入）された県税徴収金の額に係る領収済通知書等が、指定金融機関等からいまだ送付されないときにおけるその納付（納入）に係る額は含まれないものとする。

ただし、請求者が領収証書を提示した場合等で納付（納入）した事実が明確に認められたときは、この限りでない。

(3) 未納の額

前記(1)の金額のうち納付（納入）されていない金額すなわち前記(1)の金額から(2)の金額を控除した金額をいうものであること。この場合において、不納欠損として処理した額があるために現在の未納の額と一致しないときは、その額を付記すること。

なお、未納の額は、納期限を経過したものであると否とを問わないことに留意すること。

(4) 前記 2 (1)に掲げる金額がない場合は「納付（納入）すべき額はありません。」と記載すること。

第 5 証明事項

1 証明できる期間

請求をする日の 3 年前の日を含む会計年度が開始した日以後に法定納期限が到来した県税徴収金に関する事蹟である。

ただし、その請求時において未納の県税徴収金があるときは、その法定納期限が前段の年度が開始する日前であるものについても、その未納の金額に限り証明することができるものであること。

2 税（金）額に関するもの

(1) 確定した納付（納入）すべき額

3 法定納期限等の証明事項

前記 2 (1) から (3) の県税徴収金に係る法第 14 条の 9 第 1 項に規定する法定納期限等 (同項 第 5 号及び第 6 号に掲げるものを除く。) 又は同条第 2 項に規定する法定納期限等 (徴収法第 15 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に掲げる日に係るものを除く。)

4 保全差押に関する証明事項 (規則第 39 号様式の 2 の 2)

法第 16 条の 4 第 2 項 (保全差押) の規定により通知した金額

5 滞納処分に関する証明事項 (規則第 39 号様式の 2 の 2)

県税徴収金につき滞納処分を受けたことがないこと。ただし、証明事項については、請求する日の 3 年前の日の属する事業年度以後の事業年度に係るものとする。

6 法第 53 条第 3 項後段 (法人の都道府県民税の申告納付) の前事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額について控除されなかった額、その他法第 14 条の 9 第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる地方税の額の算出のために必要な事項

7 証明できない事項

証紙をもって払い込む県税徴収金 (証紙に代えて現金で納付される県税徴収金を含む。)

ただし、証紙徴収 (条例第 69 条第 1 項の規定により現金で徴収されるものを含む。) により納付した自動車税については、証明の請求ができること。

第 6 納税証明書の作成要領

納税証明書はオンライン端末より作成すること。

1 建設業許可申請書に添付する納税証明書

建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 6 条又は第 11 条の規定により、建設業の許可を受けようとする者又は建設業者から、建設業許可申請書又は変更等の届出書に添付するため、事業税に関する証明 (納付すべき額及び納付済額) を求められた場合は、次の年度について証明すること。

ただし、請求人が次の年度以外の年度の証

明を求めた場合で、相当の理由があると認められるものは、証明しても差し支えないこと。

(1) 個人事業税

ア 請求日が、4 月 1 日から当該会計年度の定期課税分の納税通知書発付の日の前日までの場合は、直近の所得年 (1 月～12 月) 分とする。

なお、証明時において、前の所得年時に係る修正申告又は更正等に基づく県税徴収金で、当該会計年度の随時課税分がある場合は、上記、直近の所得年と同一所得年のみ合算して証明するものとする。

イ 請求日が、当該会計年度の定期課税分の納税通知書発付の日から翌年 3 月 31 日までの場合は、当該会計年度の定期課税分 (前年所得年) とする。

なお、証明時において、当該定期課税分と同一所得年の随時課税分がある場合は、これを合算して証明するものとする。

ウ 前記ア及びイのほか、滞納繰越等に係る未納の県税徴収金がある場合は、これが併記されるものであること。

エ 前記アからウまでにおいて、条例第 35 条に規定する第 2 期分の納期若しくは随時分の納期限が未到来である場合、又は滞納に係る県税徴収金について徴収猶予若しくは換価の猶予中である場合は、「摘要」欄にその旨が付記されるものであること。

(2) 法人事業税

ア 請求日において、既に確定申告又は決定がなされた事業年度のうち、請求の日の直近の事業年度分。

なお、証明時において、前記の事業年度分に係る修正申告又は更正等により確定額が変更している場合は、当該変更後の額について証明すること。

イ 前記アのほか、証明時において、他の事業年度分に係る未納の県税徴収金がある場合は、これが併記されるものである

こと。

ウ 前記ア及びイにおいて、未納の県税徴収金について徴収猶予又は換価の猶予中である場合は、「摘要」欄にその旨が当該徴収金額とともに付記されるものであること。

- 2 新潟県建設工事入札参加資格審査申請書及び新潟県物品等入札参加資格審査申請書並びに新潟県庁舎等管理業務入札参加資格申請書に添付する納税証明書

証明時における全税目の未納の有無を確認すること。未納がある場合は、すべての税目について未納の状況が記載されるものであること。

なお、未納の県税徴収金について、納期限が未到来の場合や徴収猶予又は換価の猶予中である場合は、その旨が当該徴収金額とともに付記されるものであること。

- 3 (1) 新潟県に提出する資金等の貸付申請書に添付する納税証明書は、全税目の未納の有無についての証明を行うので、前記2に準じて処理すること。
- (2) 公衆浴場設備改善事業補助金申請書に添付する納税証明書は、法人二税または個人事業税に関する証明を行うこととし、前記1に準じて処理すること。

第7 事業税の課税標準となった所得金額の証明

法第20条の10に規定する納税証明書には、課税標準額等に関するものは含まれないものであるが、次に掲げる場合など特別な事情により、事業税の課税標準となった所得金額について証明請求があった場合は、規則第39号様式により所定事項を記載した上、「摘要」欄に「事業税の課税標準となった所得金額〇〇円」と追記すること。

- 1 納税者が、その事務所、事業所又はこれに類するものの所在する土地が買収されることに伴い、当該事業の縮小、休止又は廃止等の事態が生ずるため、これによる損失の補償を求めるに際し、従来得ていた所得を立証する目的で買収者又は保証の相手方に提出する場合

- 2 納税者が交通事故の被害者になったことにより、当該事業の縮小、休止又は廃止等の事態が生じたため、これによる損失の補償を求めるに際し、従来得ていた所得を立証する目的で加害者又は補償の相手方に提出する場合
- 3 納税者が、電気供給業者、ガス供給業者等の指定工事人の指定を求めるに際し、納税者の資力を立証する目的で供給業者に提出する場合
- 4 納税者が、その他前記各号に類する理由により、従来得ていた所得を立証する目的で当事者に提出する場合

第8 納税証明書の発付決議

- 1 証明書の請求枚数の多いときは、複写機によって差し支えない。

ただし、契印及び局長の公印は、1通ごとに押すこと。

- 2 証明書の発付決議

- (1) 規則第39号様式、規則第39号様式の2、規則第39号様式の2の2及び規則第39号様式の2の7の発付に当たっては、各様式請求書を発付決議書として使用すること。

なお、決議については、当日分を取りまとめて一括決議を行って差し支えない。

この場合において、発付決議書には、証明番号、件数及び手数料額を記載し、内訳として納税証明請求書と、オンラインにより納税証明書を作成した場合には打ち出された2枚のうち1枚を併せて決済を受けること。

- (2) 契印は決議書と証明書にかけて行うこと。
- 3 決議書は、次の区分により各簿冊に分けること。
- (1) 規則第39号様式及びその他の証明書
- (2) 条例第15条第1項第2号の規定による鉦区税

4 証明番号

証明番号は前記3の区分ごとに4月1日から翌年3月31日まで一連番号とすること。なお、基幹局収税課と地元局収税課がある地域振興局（例：新発田地域振興局収税課と村上収税課）においては、番号が重複しないように予め番号の割り振りを決定しておくこと。

記号については、一般文書の取扱いによる記号とし、次の例によること。

（例）

芝振税	収	（証明）	第	1	号
地域振興局名		収税課		一連番号	

5 「摘要」欄

納税証明の目的が県税徴収金と競合する債権に係る担保権の設定などである場合には、法定納期限等についての証明が必要であるので、「摘要」欄に前記第5、3による年月日を記載するとともに、法定納期限等と付記すること。

第9 自動車税の納税証明（継続検査・構造等変更検査用）

1 納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）の発行

自動車税の納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）（規則第39号様式の2の3。以下「継続検査・構造等変更検査用納税証明書」という。）は、電算により出力される納税通知書及び督促状等に組み込んであり、原則として納税とともに交付されるものであり、自動車税の納税確認の電子化により継続検査・構造等変更検査用納税証明書の提示が省略できることから、原則として地域振興局の窓口における継続検査・構造等変更検査用納税証明書の発行は、必要ないものであること。

ただし、後記(1)に掲げる事由の存する場合その他やむを得ない理由で発行する必要がある場合は、オンライン端末により継続検査・構造等変更検査用納税証明書を作成し、発行して差し支えないものであるが、後記(2)に掲げる事由の存する場合には原則として継続検査・構造等変更検査用納税証明書の発行はできないものであること。

(1) 継続検査・構造等変更検査用納税証明書の発行をしても差し支えない場合

ア 継続検査・構造等変更検査用納税証明書を紛失し、かつ直ちに継続検査又は構造等変更検査を受けるために再発行が必要となる場合（領収証書又はオンラインで納税確認ができる場合に限る。）

イ 継続検査・構造等変更検査用納税証明書の組み込んでいないものか、又は無効の表示（***）がされた納税通知書等によりコンビニエンスストア等で納付し、かつ、納付後直ちに継続検査又は構造等変更検査を受けるために継続検査・構造等変更検査用納税証明書の発行が必要となる場合（領収証書又はオンラインで納税確認ができる場合に限る。）

(2) 原則として継続検査・構造等変更検査用納税証明書の発行ができない場合

ア 自動車税に滞納があるもの

イ 納税証明書の発行規制が行われているもので、課税地を管轄する地域振興局（発行規制をした地域振興局）の発行の確認ができないもの

ウ 新潟県で自動車税の課税のないもの（県外転入車両の特例的措置を除く。）

エ 自動車税の課税が保留されているもの

オ 継続検査又は構造等変更検査の対象となる自動車の登録が抹消又は番号変更したもの（県外移転を除く。）

2 地域振興局の窓口において納税者以外の者から継続検査・構造等変更検査用納税証明書の請求があった場合の特例

地域振興局窓口等において納税者以外の者が来庁し、自動車税納税証明請求書（別記第8号様式）を提出した場合は、次の(1)～(4)に該当し、前記1(2)に該当する場合を除き、発行して差し支えないものであること。

(1) 自動車検査証及び継続検査申請書等を提示した者への発行

自動車検査証及び申請人（納税義務者）の氏名が記載された継続検査申請書又は構造等変更検査に係るマークシートの掲示があり、継続検査・構造等変更検査用納税証明書の交付請求及び受領について、申請人（納税義務者）から委任を受けていることが認められるとき。

(2) 自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)の申請状況確認書類を提示した者への発行

納税義務者の氏名が記載された自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)により継続検査を申請していることが確認できる書類（申請状況確認が表示された画面を印刷したものを含む）の提示があり、継続検査・構造等変更検査用納税証明書の交付請求及び受領について、納税義務者から委任を受けていることが認められるとき。

- (3) 年度の中途において承継取得した者への発行

前所有者に関する納税証明書を必要とする場合で現に所有していることを自動車検査証により確認でき、継続検査・構造等変更検査用納税証明書の交付請求をすることに理由があると認められるとき。

- (4) 前記 1 (1) の理由により発行の必要性があり、前記第 1 の 2、1 (3) に準じて納税者と来庁者の関係性が確認できるとき。

3 納税状況の照会に対する回答

自動車税の納税状況について照会があった場合は、その照会者が明らかに納税者であると認められる場合を除き回答を差し控えること。

ただし、車検の可否に係る照会については、当該自動車が車検更新のための照会であることが確認できた場合は、回答して差し支えない。

また、所有権留保者（その者の使用人を含む。以下同じ。）が所有権を留保している自動車の納税状況を緊急に知る必要があるため、職名及び氏名を告げて電話により照会があった場合は、明らかに所有権留保者であると認められるときに限り、これに協力すること。

なお、照会が緊急を要するものと認められる場合のほかは地域振興局窓口で身元確認書類、検査証等により身分を確認し、又は文書照会等により調査の上回答すること。

第 10 納税証明書の公印

証明書に押印する印は、納税証明書専用の公印を使用すること。

第 7 節 還付事務

第 1 過誤納金の還付

1 過誤納金

納税義務のある者が納付（納入）したものであると、納税義務のない者が納付（納入）したものであるとを問わず、次に掲げるものがこれに該当するものであること。

(1) 過納金

県税徴収金として納付（納入）した時には、それに対応する租税債務が存在していたが、その後賦課の取消し等により租税債務が減少（消滅を含む。）したため、収入

済額が納税義務の額を超過することとなった場合におけるその超過納付（納入）額をいうものであること。

(2) 誤納金

県税徴収金として確定納付すべき税（金）額を、超過して納付（納入）があった場合におけるその超過納付（納入）額又は租税債務が存在しないにもかかわらず納付（納入）された場合（予納額を除く。）におけるその納付（納入）額をいうものであること。

2 還付を受ける者（還付請求権者）

- (1) 納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）の納付（納入）に係る場合の過誤納金は、公法上の原因があるものとしてされた納付（納入）について、公法上の原因がなかったときに生ずるものであることから、その内容は公法上の不当利得還付請求権であること。

したがって、その還付を受ける者は、過誤納に係る県税徴収金を納付（納入）した納税者等であること。

- (2) 第三者又は保証人の納付（納入）に係る場合

第三者納付（納入）（法第20条の6第1項）の場合には、その第三者は、租税の債権債務関係においてはなんら当事者となるものではないこと。

保証人による納付（納入）の場合には、保証人は、納税者との契約に基づいて、県に対し任意に保証債務を負うことにより県税徴収金を納付（納入）するものであるから、租税の債権債務関係について当事者となるものではないこと。

したがって、第三者又は保証人が納付（納入）した県税徴収金につき過誤納金が生じた場合は、還付請求権は納税者等有するものであること。

ただし、保証人が、納付（納入）の通知書の金額を超過して納付（納入）したことにより誤納金が生じたときの還付を受ける者は、保証人であること。

なお、第三者が納税者等の調定額又は未納額を超過して納付（納入）したことにより誤納金が生じたときの還付を受ける者

は、その納税者等であること。

- (3) 第二次納税義務者の納付（納入）に係る場合

第二次納税義務者は、副次的立場において、主たる納税者等の納税義務の履行を強制されているものであるから、主たる納税者等と第二次納税義務者が納付（納入）した一つの県税徴収金に係る過誤納金は、第二次納税義務者が納付（納入）した額を限度としてその者に優先的に還付するものであること。

この場合、その納付（納入）した第二次納税義務者が2人以上あるときは、その優先還付される額はそれぞれの者が納付（納入）した額に応じてあん分されるものであること。

なお、第二次納税義務者に還付したときは、主たる納税者等にその旨通知すること。

- (4) 譲渡担保権者の納付（納入）に係る場合
第二次納税義務者の納付（納入）に係る場合の取り扱いと同様であり、前記(3)によること。

- (5) 連帯納税義務者（連帯納付責任を負う相続人を含む。）の納付（納入）に係る場合
連帯納税義務の性質上、各連帯納税義務者の納付（納入）した額が、納付（納入）すべきであった県税徴収金の範囲内にとどまる限り、過納金の還付を受ける者をだれにするかは徴税機関の任意であると解されるが、おおむね、最後に納付（納入）した者にまず還付し、過誤納金最後の納付（納入）額を超える場合は、納付（納入）の日の新しいものから順次さかのぼってその合計額が過誤納金に達するまでに納付（納入）した者に還付すること。

この場合、2人以上の者が同日に納付（納入）したときは、その納付（納入）額に応じてあん分すること。

- (6) 未成年者等の納付（納入）に係る場合

納税者等が未成年者又は成年被後見人である場合においても、その者に還付することができるものであること。

この場合において、その法定代理人（親権者又は成年後見人）があることが明らかであるときは、その過誤納金の還付は、納税者等に対する還付である旨を明らかにし、その法定代理人に還付すること。

(7) 法人の清算終了前の納付（納入）に係る場合

過誤納金の還付を受けるべき法人が解散し、清算終了の登記を了した場合であっても、登記事項証明書等によりその法人の清算人であったことを証明した者がいるときは、その法人はいまだに存続するものとみなして、その者に還付すること。

この場合において、その過誤納金の全部又は一部が、分配又は引渡しとして債権者に譲渡されたときは、その譲受人にその全部又は一部を還付するものであること。

(8) 法人の合併前の納付（納入）に係る場合
法人につき合併があった場合には、合併後存続する法人又は合併により設立した法人につき生じるものとしてその法人に還付するものであること。

なお、過誤納金の還付を受ける法人が、会社更生法第 231 条（許可、認可等に基づく権利の承継）の規定による更生計画において新会社のその過誤納金を移転すると定められた場合には、新会社が請求権を有することになるから、その会社に還付するものであること。

(9) 被相続人の納付（納入）に係る場合

納税者等につき相続の開始があった場合には、過誤納金はその相続人につき生じたものとしてその者に還付するものであること。

この場合において、相続人が 2 人以上ある場合は次によること。

ア 過誤納金の債権について遺産の分割がなされていないときは、その過誤納金は民法第 900 条（法定相続分）第 901 条（代襲相続分）第 902 条（指定相続分）第 903 条（特別受益者の相続分）に規定する相続分に応じて分割して承継されるから、その相続分に応じてそれぞれの相続人に還付し、相続分が明らかでないとき、供託又は支出決定をしたまま還付を保留す

るものとする。

イ 過誤納金の債権について遺産の分割が行われた旨の申出があったときは、その分割されたところにより、その相続人に還付すること。

ウ 還付を受けるべき相続人が 2 人以上あるときは、各相続人が連署した過誤納金等の還付請求権の相続分届出書（別記第 3 号様式）を提出させることを指導し、還付することが望ましいこと。

なお、各相続人の過誤納金を民法第 900 条から第 903 条までの規定による相続分により分割した額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものであること。

3 還付請求権の譲渡等

過誤納金は、公法上の不当利得返還請求権であると解されていることから、一般の財産権と同様、譲渡、質入れ、差押え等の目的となるものであること。

(1) 過誤納金の譲渡

ア 過誤納金の還付請求権につき譲渡があり、民法第 467 条第 1 項（債権の譲渡の対抗要件）の規定により局長に通知があったときは、その譲渡に係る過誤納金はその譲受人につき生じたものとして還付するものであること。

イ アの譲渡通知が民法施行法（明治 31 年法律第 11 号）第 5 条の規定による確定日付のある証書によらないでなされており、その譲渡後において確定日付のある証書によって譲り受けた者がいるときは、当初の譲受人でなく、確定日付のある譲受人に還付すること。

(2) 過誤納金の質入れ

過誤納金の還付請求権につき質入れがあり、民法第 364 条第 1 項（債権を目的とする質権の対抗要件）の規定により局長に通知があったときは、その質入れに係る過誤納金は、その質権者に還付するものとする

この場合において、質権者の債権の弁済期が到来していない場合で、その質権者から供託の申出があったときは、その過誤納金を供託すること。

(3) 過誤納金の差押え

過誤納金の還付請求権が強制執行又は滞納処分により差し押さえられたときは、その差押債権者に還付すること。なお、過誤納の還付請求権が強制執行により差し押さえられたときは還付金を供託することができ、その差押えにつき配当要求又は二重差押えがされたときは還付金を供託しなければならないものであること。供託したときは裁判所へその事情を届け出なければならない。

第2 過誤納金の充当

納税者等が還付を受ける過誤納金と納付（納入）すべきこととなった県税徴収金とがある場合には、納税者等の意思にかんにかかわらず、その納付（納入）すべき県税徴収金に充てることをいい、充当適状になったときにおいて充当額相当額について収納があったと同様な効果を生ずるものであること。

過誤納金と納付（納入）すべき県税徴収金があるときは、仮差押え等により充当が法律上制限されているときを除いては、必ず充当しなければならないものであることに留意すること。

1 納付（納入）すべきこととなった県税徴収金

納付（納入）の義務が具体的に確定した県税徴収金をいい、実務的には納期限を経過した未納の県税徴収金又は納期限の未到来のものであっても、次に掲げるものをいうものであること。

- (1) 普通徴収によるもので納税通知書の交付されたもの。
- (2) 申告納付（納入）によるもので申告のあったもの。
- (3) 申告納付（納入）によるもので、更正又は決定の通知がなされたもの。

2 充当適状

(1) 充当をするに適することとなった時

政令第6条の14（過誤納金の充当適状）に定める納付（納入）すべき県税徴収金の法定納期限と過誤納金が生じた時とのいずれか遅い日であること。（以下「充当適状の日」という。）

(2) 充当の時期

充当は充当適状前に過誤納金と納付（納入）すべき県税徴収金とが生じた場合であっても、充当適状の日を経過した後に行うものであること。

(3) 過誤納金が生じた時

ア 賦課の訂正、取消し、課税免除又は減免により過納となった場合は、その処分をした日

イ 申告納付（納入）のもので更正又は決定により過納となった場合は、その更正又は決定の処分をした日

ウ 誤納の場合は、その納付（納入）の日

エ 還付加算金については、その計算の基礎となった過誤納金が生じた時

(4) 納付（納入）すべき県税徴収金の法定納期限（法第11条の4、政令第6条の14）

充当適状の日を定める場合の納付（納入）すべき未納の徴収金の法定納期限は次の各項によるものであること。

ア 法又は条例の規定により県税徴収金を納付（納入）すべき期限（修正申告、期限後申告、更正又は決定、繰上徴収又は徴収猶予に係る期限を除く。）をいい、次のものについてはそれぞれの期限がこれに該当する。

(ア) 申告期限までに申告した申告納付（納入）に係る県税徴収金

その申告期限

(イ) 納期を分けている県税徴収金

法又は条例の規定によるそれぞれの納期限

(ウ) 随時に課する県税徴収金

その納税通知書による指定納期限

イ 申告納付（納入）すべき県税徴収金で法定納期限後にその納付（納入）すべき税額が確定したものについては、その納

付（納入）の告知書を発した時をいうものであること。

すなわち、実務的には、更正又は決定をしたものについては、その更正又は決定の通知書を発した時をいうこと。

ウ 申告により税額が確定される県税徴収金については、その申告があった時をいうものであること。

(ア) 期限後申告に係るもの

その期限後申告があった時

(イ) 修正申告に係るもの

その修正申告があった時

エ 繰上徴収（法第13条の2）の告知がされた県税徴収金については、その告知により指定された納期限をいうものであること。

オ 徴収猶予（法第15条第1項第1号のうち盗難による場合を除く。）に係る県税徴収金については、その徴収猶予の期限とする。

カ 過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金については、その納付（納入）の通知書を発した時をいうものであること。

キ 滞納処分費については、その確定した時をいうものであること。

ク 第二次納税義務者又は保証人として納付（納入）すべき県税徴収金については、その納付（納入）の通知書を発した時をいうものであること。

ケ 延滞金については、その徴収の基因となった県税徴収金の前記アからオまでに掲げる時をいうものであること。

3 充当の順位

納付（納入）すべきこととなった県税徴収金への充当順位は、まず、本税に次いで附帯金とすること。

なお、次によることも差し支えないこと。

- (1) 本税額が2以上あり、かつ、一つの本税額又はそれぞれに附帯金があるときは、まず本税に充当し、次いで附帯金に充当するものとし、以下これにならうものとする。

ただし、徴収上必要であると認められる場合には、納税者の不利益にならない範囲内において、まずすべての本税に優先的に充当して差し支えない。

- (2) 納付（納入）すべきこととなった本税額が2以上あるときは、おおむね次のような順序により充当すること。

ア 納税者等による指定があるときは、その指定された税額に充当する。

イ 明らかに納税者等の利益が多いと思われるものから順次充当する。

ウ 最初に納付（納入）すべきこととなったものから順次充当する。

- (3) 納付（納入）すべきこととなった県税徴収金のうち、徴収猶予、換価の猶予又は滞納処分の停止がなされている県税徴収金があるときは、まずそれ以外の納付（納入）すべきこととなっている県税徴収金に充当すること。

- (4) 第二次納税義務者の過誤納金を充当する場合において、その者の固有の県税徴収金と第二次納税義務の課された県税徴収金があるときは、まずその者の固有の県税徴収金に充当し、次いで第二次納税義務の課された県税徴収金に充当すること。

なお、連帯納税義務者、納付責任を有する相続人又は保証人の過誤納金を充当する場合も上記に準じて取り扱うものとする。

- (5) 被相続人の過誤納金を承継した相続人、被合併法人の過誤納金を承継した合併法人、会社更生法第231条（許可、認可等に基く権利の承継）の規定により会社の過誤納金を承継した新会社、過誤納金の譲受人又は過誤納金につき移付命令を得た差押債権者につき納付（納入）すべきこととなった県税徴収金があるときは、その過誤納金をその者の納付（納入）すべき県税徴収金に充当すべきものであること。

4 充当する過誤納金の順位

過誤納金を未納の県税徴収金に充当する場合において、当該過誤納金が2回以上に分割して納付（納入）されているときは、最後に

納付（納入）された分から順次充当するものであるが、本税と延滞金と同じ日に納付（納入）されているときは、まず延滞金に係る過誤納金をこれに充当する等納税者等に有利となるように配慮すること。

5 充当適状前の充当

納税者等からその過誤納金を充当適状前に充当することの申出があったときは、その充当される県税徴収金の納付（納入）すべき額が確定している場合に限り、その申出の日に充当処理すること。

この場合の充当申出は別記第4号様式による文書を提出させるものとする。

6 受領されないまま1年が経過した過誤納金（回金払）の充当

受領されないまま1年が経過した過誤納金（県税還付金支払請求権）を有する納税者等に県税徴収金の未納があることが判明したときは、出納局管理課長に充当を依頼すること。

第3 過誤納金に係る還付加算金

(法第17条の4)

過誤納金を還付又は充当するときは、過誤納金の発生原因に基づき次に掲げる日を始期として遅延期間に応じ特例基準割合で還付加算金を加算すること。

1 還付加算金の計算

(1) 始期

ア 過納金

(ア) 更正、決定若しくは賦課決定、法第53条第21項若しくは第23項の規定による申告書、法第72条の33第1項若しくは第2項の規定による申告書、法第72条の33第3項の規定による修正申告書若しくは法第72条の89第1項若しくは第3項の規定による申告書の提出又は各種加算金の決定により納付（納入）すべき額が確定（次のイ及びウに掲げる過納金を除く。）した後において、その確定額が過大であったため減額の更正又は賦課決定を行ったことによって過納金が生じた場合は、その税（金）額の納付（納入）があった日の翌日

なお、「納付（納入）があった日」とは、現実に県税徴収金の納付（納入）が行われた日のほか、納付（納入）又は徴収があったものとみなされる次に掲げる日をも含むものであること。

（以下第3、1(1)において同じ。）。

a 充当に係る過誤納金については、その充当適状の日

b 滞納処分による換価代金等の配当があったことによる過誤納金については、その現金差押えの日、差し押えた金銭債権を取り立てた日又は差押財産の売却代金を領収した日

(イ) 更正の請求に基づく更正（その請求に対する処分に係る審査請求についての裁決又は判決を含む。）により納付（納入）すべき額が減少した税（金）額に係る過納金の場合は、その更正の請求があった日の翌日から起算して3月

を経過する日とその更正があった日の翌日から起算して1月を経過する日のいずれか早い日の翌日

(ウ) 個人事業税で所得税の更正（更正又は決定により納付すべき税額が確定した所得税額につき行われた更正にあっては、更正の請求に基づくものに限る。）に基因してされた賦課決定により、納付すべき額が減少した場合は、所得税の更正の通知が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日

(エ) 個人事業税で所得税の申告書（所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書及び同項第39号に規定する修正申告書をいう。）の提出に基因してされた賦課決定により、納付すべき額が減少した場合は、所得税の申告書の提出がされた日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日

イ ア以外の過誤納金

(ア) 申告納付（納入）に係る申告書の提出により、納付（納入）すべき額が確定した税額（延滞金を含む。）に係る過納金でその納付（納入）すべき額を減少させる更正（前記ア(イ)の更正の請求に基づく更正を除く。）により生じた過納金については、更正に係る通知書を発した日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日

(イ) 前記(ア)以外の過誤納金については、納付（納入）のあった日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日

ウ 事情変更等による過納金に係る特例

(ア) 適法な納付（納入）に影響を及ぼすことなく過納となった場合

適法に納付（納入）されたものが、その後法律又は条例の規定に基づき納付（納入）すべき額が変更され、過納となった場合は、その過納となった日の翌日

なお、「過納となった日」とは次によるものであること。

- a 自動車の移転（非課税となった等）抹消又は変更により自動車税が過納となった場合は、その登録の日
- b 鉱業権の試掘権から採掘権への転願又は試掘権の存続期間の満了により鉱区税が過納となった場合は、その試掘権の抹消の日
- c 課税免除又は減免により過納となった場合は、その処分の決議のあった日

(イ) 経済的成果の消失があった場合

次に掲げる理由により、その県税徴収金について減額の更正又は賦課決定が行われ、過納となった場合は、その更正又は賦課決定の日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日（普通徴収に係る県税徴収金について、減額の賦課決定前に納付すべき税額が過納となる旨の文書による申出があった場合は、その賦課決定の日の翌日から起算して1月を経過する日とその申出の日の翌日から起算して3月を経過する日のいずれか早い日の翌日）

この場合において、前記ア(イ)及び(ウ)の過納金には適用されないことに留意すること。

a 納付（納入）された県税徴収金について、その課税標準の基礎となった事実に含まれていた無効な行為により生じた経済的效果がその無効であることにより失われたこと、又はその事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたこと。

b 納付（納入）された県税徴収金について、その申告、更正又は決定に係る税額等の計算の基礎となった事実が判決により異なることとなったこと、その事実のうちに含まれていた行為の前提となる許可などの処分が取り消されたこと、その事実に係

る契約が解除若しくは取り消されたこと、又はその税額等を計算できなかった事情（帳簿書類の押収等）がやんだことこれらの事由がその県税の法定納期限後に生じたこと。

c 納付された個人事業税について、事業廃止後にその所得の計算上必要経費となるべき金額が生じたこと又はその所得の計算の基礎となる収入金額の全部若しくは一部が回収不能となったこと。

エ 第二次納税義務者の過納金

第二次納税義務者が納付（納入）した県税徴収金について、減額させる更訂により過納金が生じた場合は、その税（金）額の納付（納入）のあった日の翌日

(2) 終期

ア 還付のため支出を決定した日

過誤納金を還付するための意思決定をした日、すなわち過誤納金の還付のためにした還付決議書（財務規則第66号様式）等の決裁が行われた日をいうが、納税者等は支払指定日まで過誤納金を受領できないので、支払指定日を支出決定の日とみなして処理すること（以下「支払指定日」という。）。)

イ 充当をするに適することとなった日

第2、2(1)に掲げる充当適状の日とし、充当適状前に充当したときは、その申出のあった日とすること。

(3) 分割納付等の場合の計算

2以上の納期に分けて、又は2回以上に分割して納付（納入）されている場合は、最後に納付（納入）された分から過誤納金が納付（納入）されたものとみなして計算すること。

また、2以上の納期のものがまとめて納付されている場合は、納期の新しいものか

ら順次さかのぼって過誤納金が納付されたものとみなして計算すること。

(4) 還付又は充当をすべき金額に加算

還付加算金を過誤納金に加算して還付し又は充当をすることをいうものであること。

ア 過誤納金を納付（納入）すべき県税徴収金に充当してもなお不足があるときは、還付加算金をこれに充当すること。

イ 還付加算金の支払いについては、過誤納金の支払いと同時にできるように処理すること。

(5) 納税義務のない者に対する還付加算金の加算

納税義務のない者が納付（納入）した県税徴収金に係る過誤納金にも加算するものであること。

なお、出納員の過誤払による過誤納金には加算しないものであること。

(6) 相続等があった場合の還付加算金の加算

過誤納金債権が相続、譲渡又は転付命令により分割されたときは、それぞれ分割された額につき加算されるものであること。

ア 過誤納金債権の全額が譲渡された場合には、その譲渡に係る過誤納金の還付加算金は、譲渡通知を受けた日の前後を問わず、すべて譲受人に対し支払うものとする。

イ 過誤納金債権の一部がその数額を明示して譲渡された場合には、その譲渡に係る過誤納金の還付加算金のうち譲渡通知を受けた日までのものは納税者等に対し支払い、譲渡通知の翌日からのものは譲受人に対して支払うものとする。

ウ 過誤納金債権につき転付命令の送達があった場合には、イに準ずるものであること。

エ 過誤納金債権の譲渡の通知を受ける前に既に充当適当の日が到来している譲渡人について未納の県税徴収金のあるときは、未納の県税徴収金に充当し残額を譲受人に還付する。この場合において、充当額に係る還付加算金は、譲渡人に還付すること。

オ 過誤納金債権の質入れの通知を受けた場合において、その質権者の被担保債権の弁済期が到来していないときは、質入れの通知を受けた日の翌日からその弁済期の到来するまでの期間は、還付加算金を加算しないものとする。

この場合納税者等に対し、「過誤納金をいつでも還付しますから、速やかに質権の設定を解除する措置を講じてください。」との趣旨の文書を送付すること。

カ 滞納処分により差し押さえられた過誤納金の還付加算金は、その差押えの内容に従い差押債権者に対して支払うものとする。この場合においては直ちに支出の決定をし、除算期間の適用はないものであること。

2 除算期間

還付遅延の理由が県の責めに帰さない場合はその期間については、還付加算金を加算しないものであること。

(1) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）第 145 条（差押命令）の規定による差押えがなされたときは、その差押命令の送達を受けた日の翌日から 1 週間を経過した日までの期間

(2) 仮差押えにより支出できないときは、その仮差押えの期間

(3) 還付請求権につき質入れがあり、その被担保債権の弁済期が到来していない場合における前記 1(6)オの期間

3 端数計算

(1) 基礎金額

基礎金額に 1,000 円未満の端数があるとき又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。

ア 本税、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をそれぞれ基礎金額とし端数計算を行うこと。

イ 分割して納付（納入）された税（金）額に過誤納金が生じた場合は、分割して納付（納入）された日ごとの税（金）額

につき過誤納となった税（金）額を基礎金額として端数計算を行うこと。

(2) 還付加算金

確定金額に 100 円未満の端数があるとき又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。過誤納金分割して納付（納入）された場合の還付加算金の計算は、それぞれ分割して納付（納入）された税（金）額ごとに、法第 17 条の 4 第 1 項各号に定める日を始期として、支払指定日までの期間に対応する金額を算出すること。

この算出された金額の合計額が還付加算金の確定金額となるので、これに対し端数計算を行うこと。

第 4 過誤納金以外の還付金

県税徴収金について、法第 17 条に規定する過誤納金のほか、還付金について各税目ごとに規定しているものであること。

1 法人県民税及び法人事業税の中間納付額の還付金（法第 53 条第 20 項、第 55 条第 5 項、第 72 条の 28 第 4 項、第 72 条の 41 の 4）

(1) 中間納付額の還付

確定申告又は修正申告に係る税額が、過小であると認められる事由がある場合を除き、次の場合は事情の許す限り速やかに還付又は充当するものであること。

ア 確定申告税額が中間納付額に満たないとき又ははないとき。

イ 残余財産の確定申告税額が清算中の予納額に満たないとき又ははないとき。

ウ 更正又は決定した税額が中間納付額に満たないとき又ははないとき。

エ 更正又は決定した後の更正税額（再更正による税額を含む。）が中間納付額に満たないとき又ははないとき。

(2) 中間納付額に係る延滞金の還付

徴収すべき中間納付額について、その納期限の翌日から納付の日までの延滞金を計算し、既に納付された延滞金から控除した額を還付又は充当すること。

(3) 中間納付額の還付の請求

確定申告書に基づく還付の場合は、確定申告書の様式の中に還付請求書の様式がおりこまれているから、別に還付請求書の提出は必要ないこと。

また、更正又は決定に基づく還付の場合は、還付請求書の提出は必要ないこととされているので、速やかに還付充当の手続をすること。

(4) 中間納付額の充当

ア 未納の県税徴収金があるときは、次の順序により充当するものであること。

(ア) 還付すべき中間納付額に係る事業年度分の同一税目の税額で

a 法人県民税の確定申告に係る未納の均等割額

b 修正申告に係る不足税額

c 更正又は決定に係る徴収すべき税額

(イ) その他の未納の県税徴収金

イ 充当適状の日

納付すべき県税徴収金の法定納期限と中間納付額の還付が確定した時とのいずれか遅いときであること。（政令第 6 条の 14 第 1 項準用）

中間納付額の還付が確定したときとは、次に掲げるそれぞれの時をいうものであること。

(ア) 確定申告に基づく場合…その申告のあった時。

(イ) 修正申告に基づく場合…その申告のあった時。

(ウ) 更正又は決定に基づく場合…その更正又は決定の通知書を発した時。

(5) 還付加算金

ア 計算の基礎となる金額

(ア) 還付すべき中間納付額

a 当該中間納付額について未納のものがあるときは、その未納額を控除した額

b 中間納付額が分割して納付されている場合には、最後の納付額から

還付すべき中間納付額のうち未納額を控除した後の金額に達するまで順次さかのぼって求めた中間納付額。

- c 当該中間納付額に係る事業年度分の同一税目の未納額に充当した場合は、その充当額を計算の基礎となる金額から控除するものであること。

- (イ) 還付すべき延滞金は、計算の基礎に算入されないものであること。

イ 期間

- (ア) 始期

中間納付額の納付の日の翌日であること。

ただし、その中間納付額が法定納期限前に納付された場合は、その納期限の翌日であること。

- (イ) 終期

還付すべき金額の支払指定日又は充当適状の日であること。

ウ 除算期間

- (ア) 決定により中間納付額が還付される場合は、確定申告書の提出期限の翌日から決定があった日までの期間を除算するものであること。

- (イ) 更正により還付する場合は、除算される期間はないものであること。

ただし、決定による税額が更正により減額されたことにより中間納付額が還付されることとなった場合は、(ア)により除算するものであること。

エ 中間納付額に係る延滞金の免除

還付すべき中間納付額に係る事業年度分の同一税目の未納額に中間納付額の還付金を充当した場合は、充当に係る未納額についての延滞金は免除するものであること。

2 利子割額の控除不足額の還付金

((地方税法の一部を改正する法律 (平成25年法律第3号) 第2条の規定による改正前の法 (以下この節において「平成25年旧法」とする。) 第53条第26項、第40項)

- (1) 利子割額の控除不足額の還付

控除不足額の還付請求金額が過大であると認められる事由がある場合を除き、次の場合は事情の許す限り速やかに還付又は充

当するものであること。

ア 確定金額が、利子割額に満たないとき又はないとき。

イ 残余財産の確定申告額が利子割額に満たないとき、又はないとき。

ウ 更正した額が利子割額に満たないとき又はないとき。

- (2) 利子割額の控除不足額の還付の請求

還付請求書の提出については、前記第4、1(3)に準ずること。

- (3) 利子割額の控除不足額の充当

ア 未納の県税徴収金があるときは、前記1(4)に準じ充当するものであること。

ただし、当該充当については、まず中間納付額の充当 (政令第9条の4) の規定による充当をした後において充当をするものであること。

イ 充当適状の日

納付すべき県税徴収金の法定納期限と利子割額の控除不足額の還付が確定した時とのいずれか遅い時であること。(政令第6条の14第1項準用)

また、控除不足額の還付が確定した時とは、次に掲げるそれぞれの時をいうものであること。

- (ア) 確定申告に基づく場合 その申告のあった時

- (イ) 更正に基づく場合 その更正の通知書を発した時

- (4) 還付加算金

ア 計算の基礎となるべき金額

還付すべき利子割額の控除不足額。ただし、当該利子割額の控除不足額に係る事業年度分の県民税の未納額に充当した場合は、その充当額を計算の基礎となる金額から控除するものであること。

イ 期間

- (ア) 始期

利子割額の控除不足額に係る申告書の提出期限の翌日であること。ただし当該申告書が提出期限後に提出されたものである場合は、当該申告書を提出した日の翌日であること。

(イ) 終期

還付すべき金額の支払指定日又は充当適状の日であること。

ウ 利子割額の控除不足額に係る延滞金の免除

還付すべき利子割額の控除不足額に係る事業年度分の県民税の未納額に利子割額の控除不足額に係る還付金を充当した場合は、当該充当に係る未納額についての延滞金は免除するものであること。

3 不動産取得税に係る還付金

- (1) 不動産取得税の還付金としては、法第 73 条の 2 第 8 項、第 73 条の 27 第 1 項（法第 73 条の 27 の 2 第 3 項、第 73 条の 27 の 3 第 3 項及び第 73 条の 27 の 6 第 3 項並びに附則第 11 条の 4 第 2 項、第 3 項及び第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 73 条の 27 の 4 第 4 項（法第 73 条の 27 の 5 第 2 項及び第 73 条の 27 の 7 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定するものがある。

(2) 還付の申請

法第 73 条の 2 第 8 項の場合の申請は、家屋の附帯設備に属する部分に係る不動産取得税の減額（還付）申請書（規則第 78 号様式）によるものであること。

その他の場合の申請は、不動産取得税の減額（還付）申請書（規則第 79 号様式）によるものであること。

(3) 充当

未納に係る県税徴収金があるときは、これに充当するものであること。

充当適状の日は、未納の県税徴収金の法定納期限と減額又は免除の決議のあった日とのいずれか遅い日であること。

(4) 還付加算金

ア 始期

還付の申請があった日（受理の日）から起算して 12 日目であること。

イ 終期

支払指定日又は充当適状の日であること。

4 軽油引取税に係る還付金

- (1) 次に掲げるものをいうものであること。

ア 軽油引取税の徴収不能額等の還付金

（法第 144 条の 30）

イ 軽油を返還した場合及び引取り後において免税用途に供した場合における還付金（法第 144 条の 31）

(2) 還付の申請

次の申請によるものであること。

ア 前記(1)アについては、軽油引取税の還付・納入義務の免除申請書（省令第 16 号の 14 様式）

イ 前記(1)イについては、販売契約の解除又は免税用途に消費したことによる軽油引取税の免除又は還付申請書（規則第 119 号様式）

(3) 充当

ア 前記(1)アに係るもの

未納の県税徴収金があるときは、これに充当すること。

充当適状の日は、未納の県税徴収金の法定納期限と軽油引取税徴収不能額等の還付決議（様式通達第 107 号様式による決議をいう。）のあった日とのいずれか遅い日であること。

イ 前記(1)イに係るもの

充当はできないものであること。

(4) 還付加算金

ア 前記(1)アに係るもの

加算されないものであること。

イ 前記(1)イに係るもの

還付の申請があった日（受理の日）から起算して 12 日目を始期とするものであること。

5 固定資産税の本算定額が仮算定額により徴収した金額に満たなかった場合の還付金（法第 745 条第 1 項、第 364 条第 6 項準用）

(1) 充当

未納の県税徴収金がある場合は、これに充当すること。

(2) 還付加算金

加算されないものであること。

6 産業廃棄物税に係る還付金

(1) 次に掲げるものをいうものであること。

ア 産業廃棄物税の徴収不能額等の還付金（産廃税条例第 12 条）

イ 最終処分業者が、他の最終処分業者に産業廃棄物の埋立処分を委託した場合における還付金（産廃税条例第 13 条）

(2) 還付の申請

次の申請によるものであること。

ア 前記(1)アについては、産業廃棄物税徴収不能額等還付・納入義務免除申請書（産廃税規則第 7 号様式）

イ 前記(1)イについては、産業廃棄物税の埋立処分の委託に係る納入金還付申請書（産廃税規則第 8 号様式）

(3) 充当

未納に係る県税徴収金があるときは、これに充当すること。

(4) 還付加算金

ア 前記(1)アに係るもの

加算されないものであること。

イ 前記(1)イに係るもの

還付の申請があった日（受理の日）か

ら起算して 12 日目を始期とするものであること。

第 5 県税徴収金のうち過料等に係る過誤納金

県税徴収金のうち、過料、通告処分による罰金追徴金相当額、通告処分費、没収金及び納税証明書交付手数料（過料等という。）について生じた過誤納金は、法第 17 条に規定する過誤納金ではないので充当はできないものであること。

還付加算金は加算されないものであること。

第 6 過誤納金の消滅時効（法第 18 条の 3）

県税徴収金に係る過誤納金及び還付金（以下「過誤納金等」という。）の還付請求権は、その請求をすることができる日から 5 年を経過したときは、時効により消滅するものであること。

1 過誤納金等の還付請求権

過誤納金等の還付請求権のほか、その還付加算金の請求権も含まれるものであること。

2 起算日

起算日は、その請求をすることができる日の翌日であること。「その請求をすることができる日」とは、過誤納金等が生じた日をいうものであるが、処分を伴うものにあつてはその処分の通知が納税者等に到達した日をいうものであること。この場合到達した日は、法第 20 条第 4 項の規定により処分の通知が通常到達すべきであった時となる。

また、公示送達したものについては、法第 20 条の 2 第 3 項によるものであること。

3 請求をすることができる日から5年
前記2の起算日から起算して5年後の応答
日の前日をいうものであること。

4 時効の効果

(1) 前記3の期間を経過すれば、過誤納金等
が生じた時にまでさかのぼって還付請求権
が消滅するものであること。

なお、過誤納金等の消滅時効が完成して
いる場合、その消滅時効完成前に充当適状
の日が到来した未納の県税徴収金がある
ときは、時効完成後においても充当できる
ものであること。

(2) 時効の援用

地方税の徴収権の場合と同様に時効の援
用を要せず、またその利益を放棄するこ
とができないものであること。

(3) 時効の効力

地方税の徴収権の場合と同様に民法第
144条（時効の効力）以下の規定が準用さ
れるものであること。

5 時効の完成猶予及び更新

(1) 完成猶予

時効期間が満了する時にあたり天災その
他の理由により民法第147条第1項各号又
は第148条第1項各号に掲げる事由に係る
手続を行うことができないときは、同法第
161条（天災等による時効の完成猶予）の
規定により天災等の理由が止んだ時から3
か月を経過するまでの間は、時効は完成し
ないものであること。

(2) 更新

請求権者に対する還付通知、一部の充当
通知及び支払案内書等が請求権者に到達し
た時並びに過誤納金等の債権について仮差
押えがあった時に更新されるものであるこ
と。

(3) 予納の地方団体の徴収金に係る時効

法第17条の3第2項（予納額の還付又は
充当）の規定により過誤納金が納付（納入）
されたものとみなされた日の翌日から進行
するものであること。

6 消滅時効完成の事務処理

過誤納金等が時効により消滅した場合は、
過誤納金、還付金、還付加算金の還付充当決
議書の空欄に、「消滅時効完成」の旨を朱書し、

消滅時効完成の確認決議を行うものとするこ
と。

第7 過誤納金又は還付金の発生原因に対応する還付加算金の始期一覧表等

1 過誤納金又は還付金の発生原因に対応する還付加算金の始期一覧表

税(科)目	種類	発生理由及び関係条文	発生の日	還付加算金の始期	備考
各税(科)目 共通	過納金	更正、決定若しくは賦課決定又は各種加算金の決定の確定処分について減額された場合の還付(法第17条) (処分庁による更訂減又は取消し)	更訂又は取消しの日	1 納付又は納入があった日の翌日 (法第17条の4第1項第1号)	
		減免処分による還付(法第17条、県税条例各税目規定) (減免)	減免処分の日	2 減免の日の翌日 (法第17条の4第4項)	
	誤納金	誤納による還付(法第17条) (誤納)	納付又は納入の日	3 納付又は納入があった日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日 (法第17条の4第1項第4号、政令第6条の15第1項第2号)	
法人二税	過納金	法人税の更正・決定に伴う修正申告及び期限後申告により確定した税額について処分庁の自主的な更正により生じた還付(法第17条、第55条、第72条の39、第72条の41、第72条の41の2) (更正減)	更正の日	4 納付又は納入があった日の翌日 (法第17条の4第1項第1号)	
		確定申告等及び修正申告又は更正決定により確定した税額について更正の請求に基づく更正に係る還付(法第17条、第20条の9の3) (更正請求による減)	更正の日	5 更正請求があった日の翌日から起算して3月を経過する日と当該更正があった日の翌日から起算して1月を経過する日とのいずれか早い日の翌日 (法第17条の4第1項第2号)	
		確定申告等及び法人の自主的な修正申告により確定した税額について処分庁の自主的な更正により生じた還付(法第17条、第55条、第72条の39、第72条の41、第72条の41の2) (更正減)	更正の日	6 更正の日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日 (法第17条の4第1項第4号、令第6条の15第1項第1号)	

税（科）目	種類	発生理由及び関係条文	発生の日	還付加算金の始期	備 考
法 人 二 税	過納金	納期限延長法人の確定申告による見込納付額の還付（予納額の還付の特例による）（法第 17 条の 3）	確定申告書提出の日	7 確定申告書提出の日の翌日から起算して 1 月を経過する日の翌日（法第 17 条の 4 第 1 項第 4 号）	
	還付金 中間納付額を同一事業年度又は連結事業年度の同一税目の未納に充当する場合は加算しない。（令第 9 条の 5 第 2 項、第 28 条第 1 項但書）延滞金には加算しない。	確定申告による中間納付額の還付（法第 53 条第 20 項、第 72 条の 28 第 4 項、令第 9 条の 2 ～第 9 条の 5、第 25 条～第 28 条）（確定減）	確定申告書提出の日	8 中間納付額の納付の日の翌日（令第 9 条の 5、第 28 条）（中間納付額が申告期限前に納付されたときは、当該期限の翌日）	確定申告書の提出期限の翌日から当該確定申告書提出までの期間は除算する。（令第 9 条の 5 第 1 項、第 28 条第 1 項）
		確定申告の減額更正による中間納付額の還付（法第 55 条第 5 項、第 72 条の 41 の 4、令第 9 条の 5、第 29 条第 2 項）（更正減）	更正の日	9 8 と同じ （令第 9 条の 5、第 29 条第 5 項）	確定申告書の提出期限の翌日からその更正の日の翌日以後 1 月を経過する日（更正の請求に基づく更正が行われた場合は、その更正の請求の日の翌日以後 3 月を経過する日とその更正の日の翌日以後 1 月を経過する日のうちいずれか早い日）と還付のための支払決定日または充当日のうちいずれか早い日までの期間は除算する。（令第 9 条の 5 第 1 項、第 29 条第 5 項） なお、当該還付加算金の全部又は一部で平成 23 年 12 月 31 日以前の期間に対応するものについては、7 と同じ

税（科）目	種類	発生理由及び関係条文	発生の日	還付加算金の始期	備 考
		確定申告書の提出がなかった場合における決定による中間納付額の還付（法第 55 条第 5 項、第 72 条の 41 の 4、令第 9 条の 5、第 29 条第 1 項）（決定による減）	決定の日	10 8 と同じ （令第 9 条の 5、第 29 条第 5 項）	確定申告書の提出期限の翌日から当該決定があった日までの期間は除算する。（令第 9 条の 5 第 1 項、第 29 条第 5 項）
県 民 税 利 子 割 利子割額の控除不足額を同一事業年度又は連結事業年度の県民税の未納に充当する場合は加算しない。（（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 173 号）の規定による改正前の政令（以下この節において「平成 25 年旧政令」とする。）第 9 条の 9 の 4 第 1 項但書）	還付金	確定申告による利子割額の控除不足額の還付（平成 25 年旧法第 53 条第 40 項、平成 25 年旧政令第 9 条の 9 の 2 ～第 9 条の 9 の 4）	確定申告書提出の日	11 確定申告書の提出期限の翌日（平成 25 年旧政令第 9 条の 9 の 4）（当該申告書が提出期限後に提出されたときは、当該申告書を提出した日の翌日）	
		更正による利子割額の控除不足額の還付（平成 25 年旧法第 55 条第 1 項、平成 25 年旧政令第 9 条の 9 の 2 ～第 9 条の 9 の 4）	更正の日	11 の 2 11 と同じ	
個 人 事 業 税	過納金	所得税の更正（更正又は決定により納付すべき税額が確定した所得税額につき行われた更正にあっては、更正の請求に基づくものに限る。）により減額したもののについての還付（法第 17 条）（更訂減）	更訂の日	12 所得税の更正の通知が発せられた日の翌日から起算して 1 月を経過する日の翌日（法第 17 条の 4 第 1 項第 3 号）	
		所得税の申告書（所得税法第 2 条第 1 項第 37 号に規定する確定申告書及び同項第 39 号に規定する修正申告書）の提出により減額したもののについての還付（法第 17 条）（更訂減）	更訂の日	12 の 2 所得税の申告書の提出がされた日の翌日から起算して 1 月を経過する日の翌日（法第 17 条の 4 第 1 項第 3 号）	

税(科)目	種類	発生理由及び関係条文	発生の日	還付加算金の始期	備考
不動産取得税	過納金	課税標準の特例による還付(賦課誤りにより賦課決定額を減額した場合と同じ取り扱い)(法第17条、第73条の14各項及び本法附則等)(更訂減) 1 住宅の新築の控除 2 公営住宅等の譲渡 3 農業近代化資金融通法等の貸付けを受けて取得した施設 4 独立行政法人中小企業基盤整備機構法による資金の貸付けを受けて取得した施設 5 公共事業の用に供するための被収用不動産の代替不動産の取得 6 都市再開発法による市街地再開発事業の施行に伴い従前の宅地等に対応して与えられる不動産の取得 7 都市再開発法による補償金を受けた不動産の代替不動産の取得 8 独立行政法人住宅金融支援機構法による貸付に係る不動産の取得 9 農業振興地域の整備に関する法律による農業地区域内の土地の取得 10 土地改良法による創設農用地換地の取得 11 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業に係る不動産の取得	更訂の日	12の3 納付又は納入があった日の翌日 (法第17条の4第1項第1号)	
	還付金	主体構造部の取得者の申請に基づく付帯設備の減額 (法第73条の2第8項)(減額)	減額の日	13 申請の日から起算して12日目 (法第73条の2第10項)	
		住宅の用に供する土地の取得に対する減額(法第73条の27)(減額)	減額の日	14 申請の日から起算して12日目 (法第73条の27第2項)	

		買取再販住宅の取得に対する減額(法附則第11条の4第5項)(減額)	減額の日	15の3 申請の日から起算して12日目(法附則第11条の4第5項)	
		買取再販住宅の敷地の用に供する土地の取得に対する減額(法附則第11条の4第7項)(減額)	減額の日	15の4 申請の日から起算して12日目(法附則第11条の4第7項)	
		譲渡担保財産を取得した場合の納税義務の免除(法第73条の27の4第4項)(免除)	免除の日	16 申請の日から起算して12日目(法第73条の27の4第5項)	
		再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除(法第73条の27の5第2項)(免除)	免除の日	17 申請の日から起算して12日目(法第73条の27の5第2項)	
		農地中間管理機構の農地を取得した場合の納税義務の免除(法第73条の27の6第3項)(免除)	免除の日	18 申請の日から起算して12日目(法第73条の27の6第3項)	
		土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務免除(法第73条の27の7第2項)(免除)	免除の日	19 申請の日から起算して12日目(法第73条の27の7第2項)	
ゴルフ場利用税	過納金	納入申告をした税額について更正請求に基づく更正減額により生じた還付(法第17条、第20条の9の3)(更正請求による減)	更訂の日	更正請求があった日の翌日から起算して3月を経過する日と当該更正があった日の翌日から起算して1月を経過する日とのいずれか早い日の翌日(法第17条の4第1項第2号)	
		納入申告をした税額について処分庁の自主的な更正により生じた還付(法第17条)(更正減)	更正の日	22 更正の日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日(法第17条の4第1項第4号、令第6条の15第1項第1号)	

自動車税	過納金	納税義務の消滅に伴う還付 (法第17条、第157条) (抹消による減)	更訂の日	26 納税義務消滅(抹消登録)の日の翌日 抹消登録後、更訂の日 までに納付された過納金 は納付の日の翌日 (法第17条の4第4項) 事故自動車の場合は減 失した日とみなされる翌 日、その日より後に納付 があった場合は、納付の 日の翌日	
		納税義務消滅に伴う証紙徴収(条例 第69条第1項の規定により現金で 徴収されるものを含む。)に 係る還付(法第17条、第158条) (抹消による減)	更訂の日		
鉱区税	過納金	納税義務の消滅に伴う還付 (法第17条、第183条) (更訂減)	更訂の日	27 鉱業権の消滅の登録が あった日(試掘権がその 存続期間の満了により消 滅したときは、その日) の翌日。 納税義務消滅の日後、 更訂の日までに納付され た過納金は納付の日の翌 日(法第17条の4第4項)	

税(科)目	種類	発生理由及び関係条文	発生の日	還付加算金の始期	備考
軽油引取税	過納金	納入申告をした税額について更正請求に基づく更正減額により生じた還付(法第17条、第20条の9の3)(更正請求による減)	更正の日	32 更正請求があった日の翌日から起算して3月を経過する日と当該更正があった日の翌日から起算して1月を経過する日とのいずれか早い日の翌日(法第17条の4第1項第2号)	
		納入申告をした税額について処分庁の自主的な更正により生じた還付(法第17条)(更正減)	更正の日	33 更正の日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日(法第17条の4第1項第4号、令第6条の15第1項第1号)	
	還付金	軽油の引取を行った者が契約の解除により、軽油を返還した場合の還付及び引取後において免税用途に供したことにより生じた還付(法第144条の31)(減額)	減額の日	34 申請の日から起算して12日目(法第144条の31第7項)	

税（科）目	種類	発生理由及び関係条文	発生の日	還付加算金の始期	備 考
軽油引取税	還付金	徴収不納額の還付（法第144条の30）（減額）	減額の日	35 還付加算金はつけない（取扱通知（県）第9章第2節第5、22(3)）	
産業廃棄物税	過納金	納入申告をした税額について更正請求に基づく更正減額により生じた還付（法第17条、第20条の9の3）（更正請求による減）	更正の日	36 更正請求があった日の翌日から起算して3月を経過する日と当該更正があった日の翌日から起算して1月を経過する日とのいずれか早い日の翌日（法第17条の4第1項第2号）	
		納入申告をした税額について処分庁の自主的な更正により生じた還付（法第17条）（更正減）	更正の日	37 更正の日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日（法第17条の4第1項第4号、令第6条の15第1項第1号）	
	還付金	徴収不能額の還付（産廃税条例第12条）（減額）	減額の日	38 還付加算金はつけない（35 軽油引取税の取扱いに準ずる）	
		埋立処分の委託を受けた最終処分業者が、他の最終処分業者に埋立処分を委託した場合における還付金（産廃税条例第13条）（減額）	減額の日	39 申請の日から起算して12日目（34 軽油引取税の取扱いに準ずる）	

税（科）目	種類	発生理由及び関係条文	発生の日	還付加算金の始期	備 考
還 付 加 算 金 の 始 期 の 特 例	過納金	課税標準の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的効果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取消しうべき行為が取り消されたこと、その他これらに準ずる政令で定める理由に基づきその税について更正又は賦課決定（所得税の更正に基因してされた賦課決定を除く）が行われた場合の還付（法第 17 条）（更正又は取消） （例） 不動産取得税の課税が、その後無効な行為（意思能力の欠陥、錯誤、虚偽表示、目的の違法、目的の不納等）、取り消しうべき行為（無能力者の法律行為、詐欺、脅迫による法律行為等）があつたことにより取り消された場合の還付	更正又は取消しの日	40 更正又は賦課決定の日の翌日から起算して 1 月を経過する日（普通徴収の方法によって徴収する税について、賦課決定前にこれらの理由に基づき納付すべき税額が過納となる旨の申し出があつた場合は賦課決定の日の翌日から起算して 1 月を経過する日と申し出のあつた日の翌日から起算して 3 月を経過する日とのいずれか早い日）の翌日（法第 17 条の 4 第 5 項）	※「誤謬賦課」により調定減になつた場合、課税担当にその理由を確認すること。

2 過疎条例等、牽引条例、産業拠点強化条例及び産業立地条例 に係る還付

税（科）目	種類	発生理由及び関係条文	発生の日	還付加算金の始期	備 考
法 人 事 業 税	過納金	確定申告の際に課税免除又は不均一課税の計算をしなかったことによる更正の請求に基づく更正に係る還付（法第17条、第20条の9の3）（更正の請求による減）	更正の日	41 更正請求があった日の翌日から起算して3月を経過する日と当該更正があった日の翌日から起算して1月を経過する日とのいずれか早い日の翌日（法第17条の4第1項第2号）	中間納付額にまで及ぶ場合は8を準用すること。
不 動 産 取 得 税	過納金	過疎条例等、牽引条例、産業拠点強化条例及び産業立地条例による課税免除又は不均一課税により減額された場合の還付（法第17条）（更訂減）	更訂の日	42 課税免除又は不均一課税の処分のあった日の翌日（法第17条の4第4項）	

3 仮装経理に基づく法人県民税、法人事業税の更正があった場合の取扱いについて

(1) 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人県民税及び法人事業税については、法第53条第49項及び第54項並びに第72条の24の10第1項及び第2項の規定により、還付又は充当せず、控除すること。（法第53条第55項及び第58項並びに第72条の24の10第3項及び第7項の規

定又は県外分割法人（県外に主たる事務所等を有する分割法人（以下、本節において「県外分割法人」という。））が県内に事務所等を有しなくなったことにより還付又は充当する場合を除く。）

なお、還付する場合においては、政令の定めるところにより還付加算金を付すこととなるので留意すること。

(2) 仮装経理に基づく過大申告の更正があった場合の取扱い

税（科）目	種類	発生理由及び関係条文	発生の日	還付加算金の始期
法人二税	過納金	更正の日の属する事業年度開始の日から5年以内に開始する各事業年度の確定申告によって納付すべき仮装経理法人税割額又は仮装経理法人事業税額（以下「仮装経理法人税割額等」という。）から順次控除した結果、控除未済の税額が生じた場合 （法第53条第55項） （法第72条の24の10第3項）	更正の日	43 確定申告書の提出期限（提出期限後に申告書の提出があった場合は提出の日、決定があった場合は決定の日）の翌日
		更正の日の属する事業年度開始の日から5年以内に開始する各事業年度の終了の日までの間に、次に掲げる事実が生じた場合 一 残余財産が確定した場合 二 合併による解散（適格合併による解散を除く。）をした場合 三 破産手続開始の決定による解散をした場合 四 普通法人又は協同組合等が法人税法第二条第六号に規定する公益法人等に該当することとなった場合 （法第53条第55項第1～4号） （法第72条の24の10第3項第1～4号）	更正の日	44 確定申告書の提出期限（提出期限後に申告書の提出があった場合は提出の日、決定があった場合は決定の日）の翌日
		更正を受けた法人が、次に掲げる事実が生じた日以後1年以内に、当該更正に係る仮装経理法人税割額等の還付を請求する場合 一 更生手続開始の決定があった場合 二 再生手続開始の決定があった場合 三 施行令第24条の2の4に規定する事実 （法第53条第58項） （法第72条の24の10第7項）	更正の日	45 還付の請求がされた日の翌日以後3月を経過した日
		県外分割法人が、更正の日の属する事業年度開始の日から5年以内に開始する各事業年度の終了の日までの間に、県内の事務所等を廃止した場合	更正の日	46 確定申告書の提出期限（提出期限後に申告書の提出があった場合は提出の日、決定があった場合は決定の日）の翌日
		県外分割法人が、県内の事務所等を廃止した後に、仮装経理に基づく過大申告に係る更正があった場合	更正の日	47 更正の日の翌日から起算して1月を経過する日

第 8 還付の事務処理

1 請求又は領収の委任

過誤納金等の還付請求権者が、その請求又は領収の権限を代理人に委任しようとする場合は、原則として仮還付処理日の前日までに委任状（印鑑登録証明が必要）を提出しなければならないものであること。

なお、委任状の提出があった場合には、委任内容を税務課に連絡した上、原本のコピーを送付すること。

また、委任状の送付に際して、原本は地域振興局で保管すること。

2 還付請求権の譲渡通知書

還付請求権の譲渡通知書は、おおむね別記第 5 号様式によること。

なお、自動車税に係る譲渡通知書は、おおむね別記第 6 号様式によること。

また、譲渡通知書を提出するときは、譲渡人の印鑑登録証明を添付すること。

3 過誤納金等の充当処理

(1) 充当額の変更

還付充当予定一覧表に係る充当額に変更がある場合は、オンライン端末でその変更内容を入力すること。

(2) 異なる地域振興局間の充当

還付充当予定一覧表に係る充当額に取消し等がある場合は、発生地域振興局に連絡し、当該地域振興局において充当取消し等の入力を行うこと。

なお、還付充当予定一覧表どおり充当される場合は、充当額に相当する未納の徴収金につき徴収の引き継ぎがあったものとみなされるものであること。

4 充当適状前の充当

第 2、5 の充当申出書（別記第 4 号様式）を受理した場合は、オンライン端末から充当先の変更等を入力すること。

1 口座振替申込書とみなされる申請書等

口座振替払は、還付請求権者等からあらかじめ相手方登録申込書（財務規則第 95 号様式）により申込みがあった場合に行うものであるが、次に掲げる申請等に口座払を希望する旨と振替先金融機関名が記してある場合は、当該申請書等を相手方登録申込書とみなすものであること。

(1) 省令に定める法人の県民税、事業税等の申告書

(2) 規則第 48 号様式、第 48 号様式の 2、第 78 号様式、第 79 号様式、第 119 号様式の申請書

(3) 産廃税規則第 7 号様式、第 8 号様式の申請書

(4) 県税預金口座振替申込書

2 口座振替申込に係る事務処理

(1) 前記 1 の申請書等により、口座振替申込があった場合は、担当者がオンライン端末から入力するものであること。

(2) 口座振替払は、指定金融機関、指定代理金融機関及び財務規則別表第 10 に掲げる金融機関に預金口座を設けている債権者に対してのみ行うことができるものであること。

第 10 証紙徴収に係る還付充当

1 自動車税

証紙徴収（条例第 69 条第 1 項又は条例第 58 条第 1 項の規定により、現金で徴収されるもの又は申告納付されるものを含む。）した自動車税について過誤納金が生じた場合は、歳入金還付、歳出金還付を問わず、税務課が一般の還付充当の事務処理の例により処理するものであること。

2 狩猟税

証紙徴収（条例第 92 条第 1 項の規定により、現金で徴収されるもの。）した狩猟税に還付が生じた場合は、速やかに税務課に連絡すること。

第 9 過誤納金等の口座振替の方法による還付

第 8 節 総計算書その他の事務処理

第 1 県税徴収金（総）計算書等の送付

毎月月末現在で、課税課が入力する調定情報、税務課で入力する収納情報及び収税課が入力する不納欠損情報に基づき、県税徴収金（総）計算書、県税徴収金計算書（地域振興局別内訳書）を作成し、地域振興局へ送付するので事務処理の参考にすること。

なお、3 月分及び 5 月決算分県税徴収金（総）計算書の未納額欄に記載された収入未済額を「繰越調定一覧表」として送付するので、4 月 1 日及び 6 月 1 日付けで調定決議を行うこと。

また、納期限内及び納期限後の区分は次によるものである。

1 納期限内

(1) 法人県民税、法人事業税にあっては、中間申告納付、確定申告納付又は清算申告納付の期限内のもの若しくは修正申告納付の期限内（税務官署の更正又は決定に係る修正申告については、税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から 1 月以内）に納付のあったもの並びに更正、決定に基づく指定期限内に納付のあったもの

(2) ゴルフ場利用税等の間接税にあっては、申告納入（納付）の期限内のもの又は更

正、決定に基づく指定期限内に納入（納付）のあったもの

(3) 申告納付（納入）期限の延長されたものにあっては、その延長された期限内に納付（納入）のあったもの（ただし、未納額が翌年度に繰越されたものを除く。）

(4) 法第 144 条の 29 の規定に基づく徴収猶予申請がなされ承認されたものにあっては、その徴収猶予期限内に納付（納入）があったもの（ただし、翌年度に猶予が繰越されたものを除く。）

(5) 前記(1)から(4)に定める納付（納入）期限が法第 20 条の 5 の 2（災害等による期限の延長）に該当するときは、その期限内に

納付（納入）があったもの

(6) 充当によるもので充当適状の日が前記(1)から(5)に掲げる期限内のもの（ただし、充当適状の日の属する会計年度内に処理されなかったものを除く。）

(7) 郵送現金で、郵便物の通信日付印により表示された日が前記(1)から(5)に掲げる期限内のもの又は、指定金融機関等以外の金融機関に前記(1)から(5)に掲げる期限内に納付（納入）されたもの

(8) 法第 20 条の 9 の 5 第 2 項に規定する有価証券の取立てすべき日又は納税貯蓄組合法（昭和 26 年法律第 145 号）第 2 条第 2 項に規定する金融機関に同法第 6 条の規定により納税貯蓄組合員が納付（納入）の委託をした日が前記(1)から(5)に掲げる期限内のもの

(9) 口座振替納税されたもの

2 納期限後

前記 1 以外のもの

第2 徴収の嘱託、受託

1 徴収嘱託の事務処理

法第20条の4及び規則第32条に基づく県税徴収金の徴収嘱託の事務処理は次によること。

- (1) 徴収嘱託を要する事実が生じた場合は、県税徴収金の徴収嘱託書(様式通達第29号様式)により、滞納者の住(居)所又は財産の所在地を所管する都道府県の徴収事務取扱庁の長に対し、徴収を嘱託すること。
- (2) 徴収嘱託は、原則として督促状を発付してから10日を経過した日以後に行うこと。
- (3) 嘱託書の記載にあっては、所定欄の記入を行うほか滞納処分事務に必要と思われる事項を付記すること。
- (4) 徴収嘱託をした後、滞納額に異動を生じた場合は直ちに徴収嘱託金の取消(変更)・受領通知書(様式通達第30号様式)により受託庁の長に通知すること。

2 徴収受託の事務処理

- (1) 徴収嘱託があった場合は、滞納者に対し「受託徴収金の納税について(別記第7号様式)」に納付(納入)書(規則第41号様式)を添付して送付すること。

この場合、納付(納入)書の余白に「受託徴収金」と朱書すること。

- (2) 前記(1)の文書が滞納者に送達されたときは、嘱託庁に対し受託する旨を、また、返戻された場合は速やかに住(居)所及び財産の有無を調査し、受託又は受託不能の旨をそれぞれ徴収嘱託のあった徴収金に係る回答・送金通知書(様式通達第31号様式)により回答すること。

なお、徴収嘱託を受託するときは、関東甲信越ブロック関係各都県については、回答通知を省略して差し支えないこと。

また、受託徴収金が納付された場合は、税務課より連絡するので、この内容に基づき徴収嘱託のあった徴収金に係る回答・送金通知書を作成の上、嘱託庁に送付すること。

- (3) 地域振興局窓口での領収に当たっては次により処理すること。

ア 納付(納入)書を作成の上、県税領収

印により領収すること。

なお、納付(納入)書の作成に当たっては、前記(1)に留意すること。

イ 窓口領収報告書は、県税徴収金とは別葉に作成し、誤印の内訳欄に「受託徴収金」である旨及び嘱託庁名を明示の上、指定金融機関等へ払い込むこと。

なお、収入所属年度区分は、領収した日の属する会計年度によること。

- (4) 県税領収証書による領収に当たっては次により処理すること。

ア 嘱託庁名欄は必ず記載すること。

イ 滞納整理復命書(領収状況報告書)は前記(3)イと同様に処理すること。

なお、「受託徴収金」である旨及び嘱託庁名は記事欄に記載すること。

3 関係書類の整理保管

- (1) 嘱託分の書類と受託分の書類は別冊に調製すること。

ア 嘱託分については、嘱託の決議書と受託庁から送付された受託書又は受託不能回答書を組み合わせて編てつし、巻頭に徴収金の嘱託、受託整理簿(基本要綱第87号様式)を付し整理すること。

イ 受託分については嘱託庁から送付された嘱託書と受託決議又は受託不能回答決議書を組み合わせて編てつし、巻頭に徴収金の嘱託、受託整理簿を付し整理すること。

- (2) その他嘱託又は受託関係書類は、当初の嘱託又は受託分の書類に編てつすること。

第3 課税地変更に伴う事務処理

市町村の配置分合(法第8条の2)又は境界変更(法第8条の3及び法第8条の4)があった場合は次によること。

- 1 旧課税地の局長は、課税事務の引き継ぎについて地域振興局長の引き継ぎの例による引継書を作成して行うこと。
- 2 前記1において、未納の県税徴収金がある場合は後記第5章第1節第7による徴収の引き継ぎを行うこと。

第4 出納整理期間中の事務処理

1 滞納繰越分

- (1) 3月分の県税徴収金（総）計算書の「滞納繰越分」未納額欄に記載された収入未済額が「繰越調定一覧表」として送付されるので、4月1日付けで調定決議を行うこと。
- (2) 新年度に繰越された収入未済の県税徴収金について4月1日以降に更訂減等減額調定を行った場合又は欠損処分を行った場合は、新年度分県税徴収金（総）計算書の調定額欄又は不納欠損額欄に計上するものであること。
- (3) 新年度に繰越された県税徴収金について滞納処分を行った場合の滞納処分費は、新年度「現年課税分」として調定すること。
- (4) 4月1日以降に事務集中店に収納された滞納繰越分県税徴収金は、新年度収入であること。
したがって、事務集中店以外の指定金融機関等又は現金取扱員が3月31日以前に領収したものであっても、事務集中店の処理が4月1日以降である場合は、新年度収入となるものであり、出納整理期間における旧年度所属の滞納繰越分収入ではないものであること。
- (5) 新年度に繰越された「滞納繰越分」の税額に係る延滞金又は「滞納繰越分」として確認した延滞金を4月1日以降に領収する場合は、新年度「現年課税分」所属収入となるものであること。
- (6) 滞納繰越分県税徴収金について、4月1日以降に誤って旧年度所属として払い込まれたもの又は3月31日以前に旧年度所属として払い込まれたが、事務集中店の処理が4月1日以降になったもので、旧年度所属収入扱いの領収済通知書が送付されてきた場合は、旧年度の「現年課税分」として受け入れ、新年度「滞納繰越分」へ年度更正を行うこと。
- (7) 3月末において還付未済となった「滞納

繰越分」県税徴収金については、4月1日以降歳出金還付となること。

2 現年課税分

出納閉鎖日現在の未納額については、前記1(1)と同様「繰越調定一覧表」が送付されるので、6月1日付けで調定決議を行うこと。

3 出納整理期間中の減額処理

出納整理期間中に現年課税分の減額が生じた場合は、新年度所属の過年度扱いとなり、この減額に伴う歳出金還付となるものであること。

ただし、自動車税を除き減額処理日現在で未納（延滞金等の未納を含む。）となっているものに限り、旧年度所属の現年度取扱いとし、この場合における過納金又は還付金は歳入金還付となるものであること。

第9節 財務会計システム による県税徴収金 に関する会計事務 処理要領

第1 総説

1 財務会計システムの概念

財務会計システムは、歳入歳出予算の執行管理とこれに伴う歳計現金及び歳入歳出外現金等の出納事務を処理するために構成されたオンラインシステムであり、収入支出に関するデータ入力、各執行所属が各端末装置を使用して行うもので、会計管理者又は所属出納員は出納確認後の入力を行うこととしている。

2 県税徴収金に係る出納事務の分任

現金の出納に関する事務は会計管理者の権限に属する事務となっているが、県税徴収金に係る収入金の出納事務のうち、収入計算書の作成その他出納に関する記録管理の事務は、税務出納員に分任されているため、県税徴収金外収入に関する会計事務制度と基本的に異なっており、会計管理者に対する収入通知などの会計上の手続きを要しないこととされている。

3 県税徴収金に係る収入情報の電算処理形態

県税徴収金に係る収入情報の電算処理形態は、税務出納員及び所属出納員による県税徴収金に係る収入金の出納事務の所掌区分により異なる。税務出納員は、調定情報及びその所掌に属する県税徴収金に係る収入金の出納に関する記録管理を、税務オンラインシステムで行う。

一方、会計管理者等は、指定金融機関が保管している県税徴収金に係る収入金及び歳入歳出外現金の受入又は払出の手続きを伴う場合の会計事務について、電算処理により現金の出納事務を処理し、指定金融機関に対し現金の受入又は払出の指示を行うものであり、指定金融機関からは県税徴収金に係る現金の

受払結果が各税務出納員に報告されるとともに、その総額が会計管理者に対して報告されることとなる。

4 県税徴収金に関する会計事務分担区分

県税徴収金に関する事務を所掌する税務部門並びに会計管理者又は所属出納員の事務を所掌する出納部門における会計事務（電算処理を含む。）の分担区分は、次の表のとおりであり、具体的な事務処理手順は、「第2 県税徴収金に係る会計事務の処理手順」に定めるところによる。

5 その他

「第2 県税徴収金に係る会計事務の処理手順」でいう「財務会計端末」とは、財務会計システムにおける端末装置を、「オンライン端末」とは県税徴収金に関する事務を取り扱う税務総合オンラインシステムにおける端末装置をそれぞれいうものである。

[県税徴収金に係る会計事務分担区分]

区 分				税 務	出 納
調 定				○	×
収 納				○	×
収納の更正		科 目 更 正		○	×
		年 度 更 正		○	○（出納局のみ）
還付	納税義務者に対する還付		歳入還付	○	○（出納局のみ）
			歳出還付	○	○（出納局のみ）
	還付充当	歳入還付充当	所管内充当	○	×
			所管外充当	○	×
		歳出還付充当		○	×
	県税差押物件 換価金の配当		県税徴収金への充当		○
他の債権者への配当			○	○	
受 託 徴 収 金 の 送 金				○	○（出納局のみ）

第2 県税徴収金に係る会計事務の処理手順

区 分	説 明	分 担 区 分	事 務 処 理 手 順
1 調 定	県税徴収金の収入の調定については、課税担当課が税務総合オンラインシステムに課税情報を入力することにより行われる。	地域振興局 税 務 課	
2 収 納	指定金融機関から税務出納員に対して送付される県税領収済通知書により電算により収納管理を行う。	税 務 課	
3 収 納 の 更 正	収納の更正には、収入科目の誤りを修正するものと、会計年度区分の誤りを修正するものとに大別されるが、前者は税務出納員の記録管理の内容を修正すれば足りるのに対し、後者の場合は指定金融機関における現金の保管区分に変動を生じさせるものであるため、事務手続きに差異がある。 (1) 収入科目の更正 歳入科目を誤ったため、後日これを正當科目に訂正する手続きを言うが、指定金融機関の現金の振替えを要しないので、税務出納員の記録内容を更正すれば足りる。 (備考)「科目」とは、財務会計という科目であり、「科目更正」とは領収済通知書の消込みの間違いの訂正(領収済通知書そのものの記載誤りの訂正を含む。)をいうものである。	税 務 課	
	(2) 会計年度区分の更正 出納整理期間において、歳入年度を誤ったため後日これを正當年度に訂正する手続きを言うが、指定金融機関の現金の振替えを要するため、会計管理者に対する更正の通知が必要である。 (備考)異なる年度間の充当 会計年度区分の異なる県税徴収金相互間の充当は「年度更正内訳書」及び「年度更正整理簿」によらず、「振替更正内訳書」及び「過誤納金、還付金、還付加算金の還付充当決議内訳書」に基づき、「振替更正調書」を作成し、会計年度区分の更正を行う。	税 務 課 出 納 局 税 務 課	①「年度更正内訳書」(電算処理税目用)及び「年度更正整理簿」(電算処理税目以外用)に基づき、「振替更正調書」を作成する。 ② 決裁後、振替依頼日ごとに総額で「振替更正通知書」を作成し、出納局へ送付する。 ③ 振替更正通知書を事務集中店に送付する。 ④ 翌日事務集中店から送付される収入日計票で更正増減額を確認する。

区 分	説 明	分 担 区 分	事 務 処 理 手 順
4 還 付	県税徴収金収入の還付には、過誤納金として実際に当該納税義務者等に対し現金を還付(支払)する場合と、還付金を未納の県税徴収金に充当して相殺する場合に大別され、現金の出納を伴うか否かで事務手続きに差異がある。 また、税法上は、過年度に収入した県税を還付する場合も「還付」の用語を使用しているが、財務会計上は、現年度の歳入金戻出するものを還付といい過年度歳入金を還付するものを歳出決算整理上から歳出の扱いをすることとなる。 (1) 納税義務者等に現金を還付する場合 現金の出納を伴うため、会計管理者又は所属出納員に対する還付通知又は支出命令が必要である。 ア 歳入金還付(還付加算金は、歳出金であるため「イ」によること) 現年度の歳入から還付するもの。 (備考) ① 還付決議書(財務規則第 66 号様式)の作成に当たっては、前年度 3 月下旬に出納局から「所属別・科目別調定決議番号一覧表」が送付されるので、そのリストのコードを使用して作成することとなる。 ② 還付加算金の終期は、支払指定日までとすること。 ③ 還付決議書は、支払指定日も含めて決議するものである。支出決定の日は本来税務所属で支払の意思決定をした日をいうものであるが、支払指定日までで納税義務者等は過誤納金を受領できないので、還付加算金の計算上の問題もあり、支払指定日を支出決定の日とみなして処理すること。	税 務 課 出 納 局 税 務 課	(電算処理税目) ① 電算で出力される、「還付額(支出額)決議内訳書」に基づき、財務会計端末で支払方法別に総額で「還付決議書」を作成し、会計管理者に還付の通知を発する。 なお、この場合の相手方コードは、「99999999991」総額処理を使用する。 ② 「支払依頼内訳書」、「支払案内書」を出納局(支払・国 費 係)に送付する。 ③ 還付決議書を審査後、出納確認入力を行う。 ④ 還付金の支払指定日の前々日朝、支払依頼等を事務集中店へ送付する。 ⑤ 支払指定日当日朝、県税徴収金還付に係る支払依頼書に小切手を添えて事務集中店へ送付する。 ⑥ 回金払いに係るものについては、支払案内書を債権者に送付する。 ⑦ 事務集中店から送付される日計票で確認する。

区 分	説 明	分 担 区 分	事 務 処 理 手 順
		税 務 課	(電算処理税目以外) ① 「過誤納金、還付金、還付加算金の還付充当決議内訳書」を作成し、還付加算金を伴うものについては計算基礎を明記する。 ② 「過誤納金、還付金、還付加算金の還付、充当(同通知書の発付)決議書」を作成し、決裁を得る。 ③ 還付金の支払相手方が登録済か確認し、未登録のものについては「相手方登録申込書」に基づき、財務会計端末で相手方登録を行う。 また、税務総合オンラインシステムに還付情報登録を行った場合、相手方コードは、「999999999991」総額処理を使用する。 なお、この場合は「還付額(支出額)決議内訳書」を手書きで作成する。 ④ 還付の税目ごとに財務会計端末で「還付決議書」を作成し、会計管理者に還付の通知を発する。 なお、還付件数が2件以上の場合は、「還付内訳書」を作成する。 ⑤ 前記(電算処理税目) ⑤と同じ
		出 納 局	⑥ 前記(電算処理税目)
		税 務 課	～ ④～⑥と同じ ⑧ ⑨ 前記(電算処理税目) ⑦と同じ
	イ 歳出還付金 過年度歳入の過誤納金を現年度の歳出から支出して還付するもの。 還付加算金は前記(1)ア(備考)②により処理すること。	税 務 課	(電算処理税目) ① 電算で出力される、「還付額(支出額)決議内訳書」に基づき、財務会計端末で支払方法別に総額で「支出負担行為兼支出命令決議書」を作成し、会計管理者に対し支出命令を発する。 なお、この場合の相手方コードは、「999999999991」総額処理を使用する。

区 分	説 明	分 担 区 分	事 務 処 理 手 順
		出 納 局 税 務 課 出 納 局	② 前記ア(電算処理税目) ～ ②～③と同じ。 ③ ④ 前記ア(電算処理税目) ～ ④～⑥と同じ ⑥ (電算処理税目以外) ① 前記ア(電算処理税目以外) ～ ①～③と同じ ③ ④ 還付の税目ごとに財務会計 端末で「支出負担行為兼支出命 令決議」を作成し、会計管理者 に対し支出命令を発する。 ⑤ 前記ア(電算処理税目以外) ⑤と同じ ⑥ 前記ア(電算処理税目) ～ ④～⑥と同じ ⑧
	(2) 現年度還付金を未納の県税徴収金へ充 当する場合(還付加算金の充当は次の(3)に よること。) 県税徴収金の還付充当は、事務集中店 の現金の振替を要しないので、税務出納員 の記録計算の内容を調整することで足りる。 ただし、他の局長が所管する未納の徴収 金に充当する場合は、充当先局長から過誤 納金を所管する局長に対し、充当額に相当 する額の徴収金について徴収の引継ぎがあ ったものとみなす。	税 務 課 地域振興局	
	(3) 過年度還付金(歳出)を未納の県税徴収 金に充当する場合 過年度還付金は、歳出金をもって当てる ものであるため、財務会計上では支出手続 きを取った上で、改めて未納の県税徴収金 に払込みの手続きをとる必要がある。	税 務 課	(電算処理税目) ① 電算で出力される「還付額 (支出額)決議内訳書」に基づ き、財務会計端末で総額払込 払の「支出負担行為兼支出命 令決議書」を作成し、会計管 理者に対し支出命令を発す る。 なお、この場合の相手方コ ードは、「601005001001」税務 課税務出納員とする。

区 分	説 明	分 担 区 分	事 務 処 理 手 順
		出 納 局	②「支出負担行為兼支出命令 決議書」を審査後、出納確認 入力をする。
			③「総額払込払納付書」を出 納局(支払・国費係)に送付す る。
		税 務 課	④ 支払指定日前々日朝、支払 依頼書等に総額払込払納付 書を添えて事務集中店へ送 付する。
			⑤ 前記(1)ア(電算処理税目) ⑤と同じ
		税 務 課	⑥ 事務集中店から収入日計票 に添えて県税領収済通知書 が送付される。
			(電算処理税目以外)
			①② 前記(1)ア(電算処理税目 以外)①②と同じ
			③ 充当先税目に払込むための 県税納付書を作成する。
			④ 財務会計端末で払込払の 「支出負担行為兼支出命令 決 議書」を作成し、会計管理 者 に対し支出命令を発する。
			なお、この場合の相手方コ ードも、税務課税務出納員と する。
		出 納 局	⑤ 県税納付書を出納局(支払 ・国費係)に送付する。
			⑥ 前記(3)(電算処理税目) ～ ④～⑤と同じ
			⑦
		税 務 課	⑧ 前記(3)(電算処理税目) ⑥と同じ

区 分	説 明	分 担 区 分	事 務 処 理 手 順
5 県税差押物件の換価代金の配当	県税徴収金に係る歳入歳出外現金(県税一時取扱金)の領収及び指定金融機関に対する払込みの事務は、税務出納員に委任されており、さらに当該事務に従事することを命じられた税務現金取扱員に再委任されているため、県税差押物件の換価代金は、領収後速やかに歳入歳出外現金に受け入れられることとなるが、この換価代金を県税徴収金に充当又は他の債権者に配当する場合は、所属出納員に対し歳入歳出外現金の払い出しの手続きをとる必要がある。 なお、換価代金を県税徴収金に充当する場合と他の債権者に配当する場合で、事務手続きに差異がある。 (1) 県税徴収金に充当する場合 県税徴収金への充当は、当該換価を行った地域振興局以外の地域振興局へ配当して充当する場合も同様である。 (備考) ① 充当先が複数ある場合には、歳入歳出外現金払出調書の摘要欄に充当税目及び金額を記入するか、又は「別紙のとおり」とし、充当決議書の写しを添付すること。 ② 県税納付書を作成するときに、「領収日付」欄の下部に「納税義務消滅日、年・月・日(換価代金を受領した日)」を記入すること。 また、換価を行った地域振興局以外の地域振興局へ配当する場合は、県税納付書の地域振興局名等を訂正すること。	地域振興局	① 歳入歳出外現金(換価代金)を指定金融機関等へ払い込むため「歳入歳出外現金等受入調書」(財務規則第 122 号様式)及び「現金払込書(歳入歳出外現金)」(財務規則第 129 号様式)を財務会計端末で作成する。 ② 当該現金払込書により金融機関に払い込む。 ③ 「充当決議書」(県税事務処理要綱第 96 号様式)を作成する。 ④ 「歳入歳出外現金等払出調書」(財務規則第 124 号様式)を財務会計端末で作成する。 (注)支払方法→ 払込払 支払相手先方コード → 払込みをする税務出納員の相手方コード ⑤ 配当金を充当するために県税納付書を作成する。 (注)充当先が複数ある場合は、充当税目ごとに納付書が必要となるが、歳入歳出外現金等払出調書は、その合計額で作成すること。 ⑥ 歳入歳出外現金等払出調書に県税納付書を添えて、所属出納員に対し払出通知を発する。 ⑦ 歳入歳出外現金等払出調書を確認後、出納確認入力をし、県税納付書を出納局(支払・国費係)へ送付する。

区 分	説 明	分 担 区 分	事 務 処 理 手 順
		出 納 局 税 務 課	⑧ 支払指定日前々日朝、支払依頼書等に県税納付書を添えて事務集中店へ送付する。 ⑨ 事務集中店から収入日計票に添えて県税領収済通知書が送付されるので、これに基づいて収納消込処理を行う。
	(2) 他の債権者(国又は他の地方公共団体等)に配当する場合 県税差押物件の換価代金を他の債権者へ配当する場合は、会計管理者又は所属出納員による現金の出納の手続きによって直接支払うことができないので、当該換価処分を行った局長が配当を行う必要があるため当該局長に対して払い出す必要がある。	地域振興局 出 納 局 地域振興局	① ～ 前記(1)①～③と同じ ③ ④ 歳入歳出外現金等払出調書を端末で作成し、所属出納員に対し払出通知を発する。 (注)支払方法→口座振替払 支払先相手方コード → 局長の相手方コード ⑤ 歳入歳出外現金等払出調書を確認後、出納確認入力を行う。 ⑥ 一般の支払の手続きをとる。 ⑦ 局長は、配当金を口座から払い戻し債権者に配当を行う。
6 受託徴収金の送金	受託徴収金は、県税徴収金の例により収納したのち、還付金として嘱託庁へ送金することとなるため還付の手続きが必要である。 還付の手続きは、税務課で収納消込をおこなった後、電算処理税目の還付として取り扱われる。	地域振興局 税 務 課	① 徴税吏員の直接領収又は金融機関への納付により県税徴収金として収納する。 ② 事務集中店から送付される収入日計票及び領収済通知書に基づいて、収納消込を行う。 以下、上記4(1)ア(電算処理税目)の還付の手続きとなる。

別記第 1 号様式 削除

別記第 2 号様式 削除

別記第 3 号様式

過誤納金等の還付請求権の相続分届出書

住 所 氏 名
被相続人 の県税徴収金に
係る過誤納金等の還付請求権を、次のとおり相続したことを届出します。

年 月 日

地域振興局長 様

氏 名
相続人
" 住 所
氏 名
" 住 所
氏 名
" 住 所

記

還 付 請 求 金 額				相 続 人 氏 名
年 度	期 別	税 目	税(金) 額	

別記第4号様式

過誤納金等の充当申出書

年 月 日

地域振興局長 様

住 所
氏 名

年 月 日に発生した私の 税に係る過誤納金等
円を、次の県税徴収金に充当してください。

記

年 度	期 別	納 期 限	税 目	税 額

別記第5号様式

過誤納金等に係る還付請求権の譲渡通知書

私(譲渡人)は、次の県税に係る過誤納金等の還付請求権を、

郵便番号	譲受人
住 所	氏 名

に譲渡したので通知します。

年 月 日

地域振興局長 様

譲渡人	
郵便番号	
住 所	
氏 名	印

記

譲渡した過誤納金等の内訳

- | | |
|---|--------------|
| 1 | 年 度 |
| 2 | 期 別 |
| 3 | 税 目 |
| 4 | 課 税 額(年税額等) |
| 5 | 過誤納金 (1) 本 税 |
| | (2) 延滞金等 |
| | 計 |
| 6 | その他 |

過誤納金に係る還付請求権の譲渡通知書(自動車税用)

私（譲渡人）は、下記過誤納金に係る還付請求権を譲渡したので通知します。

年 月 日

地域振興局県税部 様

譲渡人（納税義務者）

電話番号 （ ） —

住所又は所在地

フリガナ

氏名又は名称

印

記

過誤納金内訳	年 度	自 動 車 登 録 番 号		抹 消 等 年 月 日		過誤納金の発生理由
				年 月 日		抹消 重複納付
譲受人	住所又は所在地				譲受人の代納の有無	有 無
	フリガナ 氏名又は名称				電話番号	
振込先	金融機関		銀行組合	金庫農協		本店（所） 出張所 支店（所）
	口座種別	普通 当座	口座番号			
	口座名義（カタカナで記入） ※譲受人の口座を記入してください。					

＜注意事項＞ 提出期限を超過した場合や添付書類不足、記載漏れ等がある場合は、事務処理が間に合わず、譲渡人に還付されますので、以下をよくお読みください。

◎ 譲渡人又は譲受人に未納の徴収金（県税等）がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により、未納の徴収金に充当いたします。

＜添付書類＞

1 譲渡人の印鑑登録証明書（発行から6か月以内のもので、原本）

ただし、次の場合は、添付を省略することができます。

- ・ 譲受人が代納した場合で、「過誤納金内訳」欄記載の自動車税を納付する際に譲受人が代納した旨を領収済通知書に明記している場合。（県税部窓口で納付した場合に限る。）
この場合、「譲受人の代納の有無」欄の「有」を○で囲んだ上、領収証書の写しを添付してください。
それ以外の場合は「無」を○で囲んでください。

また、譲渡通知書提出時に印鑑登録証明書の原本を提示し職員の確認を受けた場合、原本を返却することもできます（職員が写しを取った上での返却）。希望する場合は、提出時に窓口の職員にその旨伝えてください。

なお、郵送による提出の場合で返却を希望する場合は、切手貼付済の返信用封筒を同封し、余白に「原本返却希望」と記載してください。

2 抹消登録が確認できる書類（写し可）

「登録識別情報等通知書」、「輸出抹消仮登録証明書」などをお持ちの場合は添付してください。

3 譲渡人の住民票、戸籍抄本等（写し可）

印鑑登録証明書に記載されている譲渡人の住所・氏名が車検証と異なる場合は、変更があったことを確認できる住民票（個人番号の記載のないもの）、戸籍抄本等を添付してください。

＜提出期限（必着）＞（提出期限が閉庁日の場合は、その翌開庁日。）

抹消登録日が1日～15日まで → その月の22日

16日～月末まで → 翌月の7日

ただし、重複納付の場合は直ちに提出してください。

受託徴収金の納税について

_____県（都道府）が、あなたに課税した同封の納付（納入）書の税（金）額は、地方税法第 20 条の 4 に定めるところにより、今後当地域振興局において徴収することになりましたので、この納付（納入）書によって、至急納めてください。

納税されないときは、やむを得ず差押えを行うことになります。

なお、特別な事情があつて完納できない場合は、当局県税部収税課へご相談ください。

年 月 日

印

地域振興局長

連絡先

担当者

電話

別記第 8 号様式

自動車税納税証明請求書

年 月 日

住 所

請求者

氏 名

登録番号	
義務者氏名	

使用目的	自動車継続検査・構造等変更検査に使用するため
------	------------------------

財 産 目 録

年 月 日

1 住所・氏名等

住(居)所 所在地	氏名 名称
--------------	----------

2 財産の状況

(1) 手持ち現金・預貯金等の状況

預貯金等の 種類、目的	金融機関・支店・口座番号、担保貸付 対象の有無・借入額	預貯金等の額	預貯金等の 種類、目的	金融機関・支店・口座番号、担保貸付 対象の有無・借入額	預貯金等の額
現金		円			円
		円			円
		円			円
引出可能な 預貯金等の額合計(A)					円

(2) 売掛金・給与・貸付金等の状況

売掛金等 の種類	売掛先・給与支払者等の氏名又は名称、住所又は所在地	取引等 年数	債権発生日、 収入予定日	受取方法、振込の場合の振 込	売掛金等の額
			・ ・		円
			・ ・		円
			・ ・		円
			・ ・		円

(3) その他財産の状況

その他財産の種類及びその詳細		担保等	売却・質入等の 可否	直ちに納付(納入)に 充てられる金額
国債・株式・投資信 託・投資商品等		☐	可・否 (否の理由)	円
不動産・固定資産 (種別、所在地、利用目 的)		☐	可・否 (否の理由)	円
車 両 (車名、登録番号、車検有 効期限、購入年月・価格)		☐	可・否 (否の理由)	円
そ の 他 の 債 権 (敷金、保証金、出資 金、保険等)		☐	可・否 (否の理由)	円
そ の 他 の 動 産 (換価価値を有する動 産)		☐	可・否 (否の理由)	円
直ちに納付(納入)に充てら れる金額合計(B)				円

(4) 借入金・買掛金・未払金等の状況

借入金等 の種類	借入先等の名称	借入金等の残金額	月額返済額	返済期間	支払方法、振替の場合の金融機関名	追加借入、月額返 済額見直し等の可否	担保提供財産等
		円	円	～ ・ ・		可・否 (否の理由)	
		円	円	～ ・ ・		可・否 (否の理由)	
		円	円	～ ・ ・		可・否 (否の理由)	

3 現在納付(納入)可能資金額(注)

①当座資金額((A)+(B))	②当面の必要資金額((C))	③現在納付(納入)可能資金額(①-②)
円	円	円

「②当面の必要資金額((C))」の内容(注)

項 目		金 額	内 容
支出見込	事業支出	円	
	生活費 (個人の場合のみ)	円	【扶養親族 人】
収入見込		円	
(支出見込) - (収入見込)(C)		円	マイナスになった場合は0円

(注)猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合は、『「②当面の必要資金額((C))」の内容』欄の記載を省略し、『②当面の必要資金額((C))』欄に『0円』と記載しても差し支えないこと。

※各欄に記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載して提出すること。

収 支 の 明 細 書

年 月 日

1 住所・氏名等

住(居)所 所在地		氏名 名称	
--------------	--	----------	--

2 直前1年間における各月の総収入及び総支出の状況(注)

年 月	① 総 収 入 金 額	② 総 支 出 金 額	③差額(①-②)	備 考
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	

(注) 猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合は、上記の記載を省略して差し支えないこと。

3 直近3月間における収支の内訳及び今後の平均的な収支見込みの内訳の状況(注)

区 分		年 月	年 月	年 月	今後の平均見込収支(月額)
収 入	売上、給与、報酬	円	円	円	円
	その他()	円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
①収入合計		円	円	円	円
支 出	仕入	円	円	円	円
	役員報酬	円	円	円	円
	従業員給与	円	円	円	円
	社会保険料等(健康保険、年金)	円	円	円	円
	諸経費	円	円	円	円
	借入返済	円	円	円	円
		円	円	円	円
	家賃等	円	円	円	円
	食費	円	円	円	円
	光熱水費	円	円	円	円
	通信費	円	円	円	円
	医療費	円	円	円	円
	養育費	円	円	円	円
	交際費	円	円	円	円
	保険料	円	円	円	円
	雑費	円	円	円	円
	借入返済	円	円	円	円
		円	円	円	円
	生活費(扶養親族 人)				(円)
②支出合計		円	円	円	円
③納付(納入)可能基準額(①-②)					円

(注) 猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合は、『直近3月間における収支の内訳』の記載を省略して差し支えないこと。

4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額

内訳	内 容	年 月	金 額
臨時収入		年 月	円
		年 月	円
		年 月	円
		年 月	円
		年 月	円
臨時支出		年 月	円
		年 月	円
		年 月	円
		年 月	円
		年 月	円

5 今後1年以内に納付(納入)すべきことが見込まれる県税

年 月	税 目	金 額	年 月	税 目	金 額
年 月		円	年 月		円
年 月		円	年 月		円
年 月		円	年 月		円
年 月		円	年 月		円

6 家族構成又は役員の現況

続柄又は役職	氏 名	生 年 月 日	年 齢	扶養の有無	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	屋号・勤務先名及び職種、所有財産、持株数等
		年 月 日		有・無	円	
		年 月 日		有・無	円	
		年 月 日		有・無	円	
		年 月 日		有・無	円	

7 分割納付(納入)年月日及び分割納付(納入)金額

納付(納入)年月日	①納付(納入)可能 基準額	②季節変動等に伴う 増減額	③臨時的入出金額	④県税納付(納入) 額	⑤分割納付(納入)金額 (①+②+③-④)
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円	円

徴収の猶予（期間の延長）申請のみなし取下げ通知書

年 月 日

納税者(特別徴収義務者)
住(居)所又は所在地

氏 名 又は 名 称 様

地域振興局長
徴税吏員 印

年 月 日付けで提出のあった徴収の猶予（期間の延長）の申請については、年 月 日付 号で申請書の訂正又は添付書類の訂正等を求めたところですが、当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出がないため、地方税法第15条の2第8項の規定により取り下げたものとみなします。
下記の徴収金を直ちに納めてください。

猶予申請のあった徴収金	No.	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金		滞納処分費	計

以上のほか、法律によって納付（納入）すべき延滞金は、本税納付（納入）の際に納めなければなりません。

備考	連 絡 先										
	所 属				氏 名			電 話			

換価の猶予（期間の延長）申請のみなし取下げ通知書

年 月 日

納税者(特別徴収義務者)
住(居)所又は所在地

氏 名 又は 名 称 様

地域振興局長
徴税吏員 印

年 月 日付けで提出のあった換価の猶予（期間の延長）の申請については、年 月 日付 号で申請書の訂正又は添付書類の訂正等を求めたところですが、当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出がないため、地方税法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2第8項の規定により取り下げたものとみなします。
下記の徴収金を直ちに納めてください。

猶予申請のあった徴収金	No.	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金		滞納処分費	計

以上のほか、法律によって納付（納入）すべき延滞金は、本税納付（納入）の際に納めなければなりません。

備考	連 絡 先										
	所 属				氏 名			電 話			

別記第13号様式

猶予調査書(個人)

調査日・申請書提出日				調査者			
納税者	住所					生年月日	
	氏名					電話番号	
未納(滞納)徴収金		円		滞納始期			
未納(滞納)に至った原因							
未納(滞納)解消に向けた今後の方針							

現在納付(納入)能力調査	項目				金額		備考	
	当座資金				円			
	つなぎ資金				円			
	現在納付(納入)可能資金額				円			
	納付(納入)困難な徴収金				円			

納税者等の状況	生計の状況	家族構成	続柄	年齢	屋号・勤務先名及び職種	今後の収入見込み(月額)		備考	
			本人				円		
							円		
							円		
							円		
							円		
		今後の家計支出見込み(月額)					円		
	財産の状況	当座資金以外の資産	種類	換価相当金額	収入予定日又は換価に要する時間	負債	種類	金額	月額返済額及び返済終期
				円				円	
				円				円	
				円				円	
				円				円	
				円				円	
				円				円	
		参考事項	(国税・市町村の処理等)						

猶予該当事実又は納税の意思(過去の納税状況等)							
-------------------------	--	--	--	--	--	--	--

処分区分(審査結果)	許可	一部許可	不許可	(一部)不許可の場合の理由概要			
該 当 条 項							
猶予する徴収金	円		猶予中発生税額	円		備考	
猶 予 終 期			分割する場合の分割回数	回			

保全措置の状況	納付委託	委託を受けた額	円	受託証券最終支払日		将来委託を受ける額	円
	担 保	担保の見込価額	円	種 類		徴収見込年月日	
	保 証 人	納税者等との関係		資産の価額	円	保証書提出年月日	
	差押え等に係る財産	見込価額 (現在差押え中)	円	債権差押えに係る 受入見込金額	円	交付要求に係る 受入見込金額	円
		見込価額 (近く差押え予定)	円	種 類		差押見込年月日	
	差押え又は担保を徴しない理由						

猶予不適用事由の該当	地方税法第15条の3第1項第1号に該当するとき。	有	・	無
	審査に必要な質問に対して答弁せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。	有	・	無
	不当な目的で申請がされたとき又は申請が誠実にされたものでないとき。	有	・	無

別記第14号様式

猶予調査書(法人)

調査日・申請書提出日				調査者			
納税者	所在地				設立年月日		
	名称				電話番号		
	代表者氏名				生年月日		
	業種				資本金	円	
未納(滞納)徴収金		円		滞納始期			
未納(滞納)に至った原因							
未納(滞納)解消に向けた今後の方針							

現在納付(納入)能力調査	項目			金額		備考	
	当座資金			円			
	つなぎ資金			円			
	現在納付(納入)可能資金額			円			
	納付(納入)困難な徴収金			円			

納税者等の状況	事業の現況	役職	氏名	事業に供している所有財産	持株数/株式総数	備考(報酬(月額))			
					/				
					/				
					/				
					/				
	事業概要	事業年度	～	～	～	今後の収支見込み(月額)			
		収入合計	円	円	円	円			
		(主な取引先)							
		支出合計	円	円	円	円			
		(うち役員報酬)	円	円	円	円			
	財産の状況	当座資金以外の資産	種類	換価相当金額	収入予定日又は換価に要する時間	負債	種類	金額	月額返済額及び返済終期
				円				円	
			円				円		
			円				円		
			円				円		
			円				円		
			円				円		
参考事項		(国税・市町村の処理等)							

猶予該当事実又は納税の意思(過去の納税状況等)							
-------------------------	--	--	--	--	--	--	--

処分区分(審査結果)	許可	一部許可	不許可	(一部)不許可の場合の理由概要			
該 当 条 項							
猶予する徴収金	円	猶予中発生税額	円	備考			
猶 予 終 期	分割する場合の分割回数		回				
保全措置の状況	納付委託	委託を受けた額	円	受託証券最終支払日	将来委託を受ける額		円
	担 保	担保の見込価額	円	種 類	徴収見込年月日		
	保 証 人	納税者等との関係		資産の価額	円	保証書提出年月日	
	差押え等に係る財産	見込価額(現在差押え中)	円	債権差押えに係る受入見込金額	円	交付要求に係る受入見込金額	円
		見込価額(近く差押え予定)	円	種 類	差押見込年月日		
	差押え又は担保を徴しない理由						

猶予不適用事由の該当	地方税法第15条の3第1項第1号に該当するとき。	有 ・ 無
	審査に必要な質問に対して答弁せず、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。	有 ・ 無
	不当な目的で申請がされたとき又は申請が誠実にされたものでないとき。	有 ・ 無

別記第15号様式

現在納付(納入)能力調査書

調査年月日		調査者			
(1) 納付(納入)すべき徴収金				円	①
当座資金の計算	(2) 直ちに納付(納入)に充てることができる資金				
	現金			円	②
	預貯金	金融機関・種類	担保借入額	引出可能な金額	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
			円	円	
	預貯金等の引出可能な額の合計			円	③
	その他	売却・質入等により直ちに納付(納入)に充てることが見込まれる財産		直ちに納付(納入)に充てられる金額	
				円	
		円			
		円			
		円			
合計			円	④	
当座資金計(②+③+④)			円	⑤	
つなぎ資金の計算	(3) 調査日からおよそ1月以内における最も資金繰りが困難と見込まれる期間の収支				
	区分		見込金額		つなぎ資金の説明
	支出見込		円		
			円		
			円		
			円		
			円		
	支出見込額計		円	⑥	
	収入見込		円		
			円		
			円		
			円		
収入見込額計		円	⑦		
差し引きつなぎ資金(⑥-⑦、▲の場合は0円)		円	⑧		
(4) 現在納付(納入)可能資金額(⑤-⑧)			円	⑩	
(5) 納付(納入)困難な徴収金(猶予する金額)(①-⑩)			円		

(参考)経費節減、資金調達、月額返済額の見直し等に向けた状況

--

見込納付(納入)能力調査書

調査年月日				調査者					
(1) 納付(納入) 困難な徴収金(猶予する金額)							円		
納付(納入) 可能基準額の計算	(2) 今後の平均見込収支(月額)		今後平均見込収支(月額)	季節変動等に伴う増減額	納付(納入) 可能基準額の説明				
	収入	売上、給与、報酬	円	円	円				
		その他()	円	円	円				
			円	円	円				
			円	円	円				
	①収入合計		円	円	円				
	支出	仕入	円	円	円				
		役員報酬	円	円	円				
		従業員給与	円	円	円				
		社会保険料等(健康保険、年金)	円	円	円				
		諸経費	円	円	円				
		借入返済	円	円	円				
			円	円	円				
		家賃等	円	円	円				
		食費	円	円	円				
		光熱水費	円	円	円				
		通信費	円	円	円				
		医療費	円	円	円				
		養育費	円	円	円				
		交際費	円	円	円				
		保険料	円	円	円				
		雑費	円	円	円				
	借入返済	円	円	円					
		円	円	円					
生活費(扶養親族 人)		(円)							
②支出合計		円	円	円					
納付(納入) 可能基準額(①－②)			円						
臨時的入出の計算	(3) 臨時的入出の内容		年 月	金 額	臨時的入出の説明				
	収入			円					
				円					
				円					
				円					
	支出			円					
				円					
				円					
			円						
納付(納入) 引当額の計算	(4) 分割納付(納入) 金額								
	納付年月日	納付(納入) 可能基準額	季節変動等に伴う増減額	臨時的入出金額	国税等納付(納入) 額	差引納付(納入) 可能金額	申請者と協議した金額		
		円	円	円	円	円	円		
		円	円	円	円	円	円		
		円	円	円	円	円	円		
		円	円	円	円	円	円		
		円	円	円	円	円	円		
		円	円	円	円	円	円		
		円	円	円	円	円	円		
		円	円	円	円	円	円		
		円	円	円	円	円	円		
		円	円	円	円	円	円		

徴収の猶予（期間の延長）の弁明の催告書				
年 月 日				
納税者（特別徴収義務者） 住（居）所又は所在地				
氏 名 又は 名 称 様				
地域振興局長 徴税吏員			印	
平成 月 日付 号で許可した徴収の猶予（期間の延長）については、次のとおり取り消す予定なので、 弁明書を平成 年 月 日までに当地域振興局に提出してください。 なお、上記の期限までに弁明書の提出がないときは、弁明する意思がないものとみなします。				
予定される 処分の内容	平成 年 月 日付 号徴収の猶予（期間の延長）の取消し			
根拠条項	地方税法第15条の3第1項第 号			
処 分 の 原 因 と な る 事 実				
備 考		連 絡 先		
		所 属	氏 名	電 話

注 1 弁明書には、住（居）所又は所在地、氏名又は名称及び代表者氏名、事案の表示、弁明の趣旨、処分の原因となる事実の諾否、当該事実に至る経緯、弁明の理由を記載し、提出してください。

2 弁明をするときは、弁明を補完する証拠書類等を提出することができます。

別記第18号様式

納 税 義 務 消 滅 通 知 書

納税者（特別徴収義務者） 年 月 日									
住（居）所									
氏名（名称） 様									
新潟県 地域振興局長									
あなた（貴社）の次の滞納県税徴収金については、下記の事由により納税義務が消滅しましたから、これを通知します。									
滞 納 県 税 徴 収 金	年度	課税番号 (登録番号)	期別 (事業年度)	申告 区分	税目	本 税 延滞金	加 算 金 重加算金	合 計	納税義務 消滅年月日
		合計							
消 滅 事 由	地方税法第 1 5 条の 7 第 4 項該当								

別記第19号様式

滞納処分の停止兼納税義務消滅通知書

納税者（特別徴収義務者）										年	月	日
住（居）所												
氏名（名称）様												
新潟県 地域振興局長												
あなた（貴社）の次の滞納県税徴収金については、下記の事由により滞納処分の執行を停止し、納税義務を消滅させましたから、これを通知します。												
滞 納 県 税 徴 収 金	年度	課税番号 （登録番号）	期別 （事業年度）	申告 区分	税目	本 税 延滞金	加 算 金 重加算金	合 計	納税義務 消滅年月日			
		合計										
停 止 及 び 消 滅 事 由	地方税法第15条の7第1項第1号及び第5項該当											